

は何れに存分に不致候ては差置問敷所存に可有之と  
思召候熊次郎方に有之候ては刀拔兼るゝ内に疵被附  
其儘に被引分候上は心外に可存義疵平愈之上は尤存  
分に可致存念に可有之哉と思召候御上にては同様被  
思召候事に候併ながら一旦引分れ今更双方任候者一  
人は可死一人は疵を蒙り其上切腹に而も可被仰付左  
候得者無益之事に命を落し候儀には有之間敷哉全體  
先日之一件双方共幼少に候處健氣之義末々御用に可  
罷立者にも可相成思召候得者惜儀と思召候乍去是以  
其儘に被差置候筋に者無之候得共不及是非義に候得  
共爰に一ツ思召御座候兩人共今存分に可致旨被仰出  
候得者唯今双方に相果候命暫く之内御預り置可被成  
候間何ぞ事御座候節於御馬前其命を忠の爲に捨候者  
先祖へ對し候ても子孫に對し候ても格別之功と思召  
候兩人共右之思召聞入吳可申哉了簡御尋被成候之旨  
被仰出候右に付求馬方御請可申上旨挨拶も有之鐵一  
郎熊次郎兩人共奉畏難有段御請申上候處又々被仰出  
候は段々被仰聞候趣聞入吳御機嫌に思召右之通御請  
申上候上者此以後遺恨有之候得者舌二枚遣候と申者  
にて士之致間敷義に候何分双方共無遺恨此以後相親

可申候右に付御持合之御酒可被卜候間兩人盃可仕旨  
被仰出兩人共御膝元迄被召呼御盃被下直に其盃にて  
互に盃致候處返盃被仰付夫より其盃を直に兩人へ被下候  
被下置又返盃被仰付夫より其盃を直に兩人へ被下候  
間毎月五日に互に寄合則今日も鯉節一種切之御肴に  
候間右一種切之肴にて右之盃にて酒たへ彌以義氣相  
立候様互に相みがき可申候其故に盃に御直に義之字  
御認被成蒔繪に被仰付可被下候間生涯此一字を不忘  
出會致候様に被仰付且茂八郎私并双方同道にて罷出  
居申候親類へも此以後双方睦敷出會可申旨被仰付右  
之御酒被下候間何も頂戴可仕旨被仰付何も御前を引  
取候て御酒頂戴仕居候處又鐵一郎熊次郎并茂八私共  
御前へ罷出候様被仰出又候罷出候處鐵一郎熊次郎居  
候側へ御寄被遊猶又此以後相親み遺恨に存間敷旨吳  
や被仰付茂八郎私へも猶又心易可仕旨被仰出直に御  
歸城被遊候誠以難有奉存候乍慮外御安意可被下候  
十一月七日  
都筑助太夫様  
青山右馬之助  
猶々熊次郎方疵も最早愈申候て成程少々疵は見得  
申候得共格別之義には無之候熊次郎年は拾一に御

座候が元氣成子にて争論に及候節も可仕合と申出  
候鐵一郎切付候節も刀の鯉口堅くぬけ兼候内に疵  
を被付其節もいまだ刀を扱不合先に切付候者卑怯  
の義と弊を掛候由引分候後疵療治等之節も甚元氣  
成事之由感心仕候いづれ此以後は鐵一郎とは兄弟  
同前之義と存候、以上

度々心得違いたし慢心おこし却て御褒美頂戴之後不  
孝にて被叱候者も有之候事故猶又此上大切孝心可仕  
由被仰聞候  
孝心之始末は未 承り不申跡より承り可申上候  
傳通院前葛籠や駿河屋善兵衛より申來  
○清水御屋形御成の節表御供方御料理  
物調 享和元四年  
三月何濟

右都築助太夫と青山右馬之助親類にて助太夫は當時  
江戸住居若殿様御附相勤居候也  
○牛天神下孝心の者  
金杉水道町家主井筒屋佐兵衛店に近年引越し参り申  
候竹帯商賣仕候吉五郎と申候三十七歳母親へ孝心之  
者に付當六月四日町奉行奉永田様備後へ御呼出し御白洲に  
て孝心に付銀五枚爲御褒美被下置誠に難有事に候歸  
りに八丁堀御掛り様へ被呼被仰聞候は是迄孝心之者

- 一御酒 若年寄衆 二人
- 一御吸物鯛切身 御側衆 七人
- 一御肴 三種 勤番支配衆
- 一 一種 鯛魚でん 外御用意三人
- 一 一種 御煮染 鱈煮あはび二
- 一 一種 皮付長芋 長ふき
- 一 一種切漬鮓 鯛二切 さより二切 むび一
- 一 無汁三菜 但坪計代り付
- 坪 細白切身 くわぬ
- 坪 木くらげ
- 香の物 奈真漬
- 味増漬茄子
- 猪口 葉菜
- 焼物 鯛味噌漬
- 一御菓子 拾三 羊かん三 外眞餅二 草包餅三
- 紅梅餅三 山吹餅まん頭二

八拾三人

一御酒	御小性	拾貳人
一御吸物 <small>鯛切身</small>	御小納戸	三拾壹人
一御肴 二種	御醫師	二人
一種 鯛魚でん	御繪師	二人
一種 切漬鮭	御膳奉行	壹人
一種 但胡麻鹽無之	御膳所頭壹人	壹人
一赤飯 <small>但胡麻鹽無之</small>	御小性	五人
一種 前同斷	頭取	一人
一肴染 <small>あわび三 小串魚二 推井二 長芋三</small>	御膳番	一人
一菓子	御次詰人	六人
拾一 <small>やうかん二 外長餅二 草包餅二 色付包餅二 白朮まん餅三</small>	取扱頭取	一人
御膳番	御膳番	一人
御次番	御次番	二人
御伽	御伽	四人
御醫師	御醫師	二人
御用意	御用意	七人

百九十八

一御肴 二種	御膳奉行	壹人
一種 鯛魚でん	御膳所組頭一人	一人
一種 からすみ	同御臺所人八人	八人
一種 但胡麻鹽無之	同小間遣頭一人	一人
一赤飯 <small>但胡麻鹽無之</small>	表御臺所組頭一人	一人
一肴染 <small>但胡麻鹽無之</small>	同御臺所人三人	三人
一御酒	御膳組頭一人	一人
一肴 一種	御膳調役一人	一人
但視蓋物	御膳調役二人	二人
小串魚二	同吟味役二人	二人
かまぼこ三	同御酒役二人	二人
くわわ三	御廣敷伊賀之者四人	四人
蕨根五	御膳所小間遣組頭一人	一人
皮茸見合	同小間遣拾一人	十人
一赤飯 <small>胡麻鹽付 煮染ハ無之</small>	同陸尺 六人	六人
	御風呂屋小間遣一人	一人
	同六尺 二人	二人

公家衆御馳走に付

文化己巳五月二日御能組  
 翁 三番更 彌太郎 大藏 彌惣右衛門  
 日向宮三郎 千歳  
 天女 深尾權八郎 市郎兵衛  
 十太夫  
 玉の井 井上忠兵衛 三郎右衛門  
 源七郎 橋兵衛  
 竹内四郎兵衛 新九郎 伊右衛門  
 八島 大供福三郎 井上忠兵衛 惣右衛門  
 金剛太夫 彦太郎 兵九郎 又六郎  
 竹内四郎兵衛 權九郎 庄吉  
 芭蕉 觀世太夫 彦太郎 市郎兵衛 庄兵衛  
 間 彌太郎 春日九郎八 小左衛門

増訂一話一言

八左衛門源七郎

黒塚 八左衛門源七郎 助五郎 兵次郎  
 池上助 六藏 小八郎  
 彌太郎 彌三左衛門  
 新之丞弟子 富田次郎左衛門 助三郎 五郎助  
 祝音 庄左衛門權平 文次郎  
 高砂 山田金三郎  
 水掛聲 八右衛門 女 しうご 平野卯之助  
 鞠座頭 傳右衛門 女 藤井兵三郎  
 勾當 名女川六之助  
 成井源之丞  
 同 村越善次郎  
 同 杉原半兵衛  
 通人 成井銀五郎  
 八島間 那須 勘藏  
 玉の井間 鈴木左四郎 朝山角兵衛  
 兒玉吉次郎 上松堅之進  
 山本政次郎

増訂一話一言卷三十五終

增一話一言卷三十六

○鈴木白藤所藏白石著述目録

- 新井君美著述目録 鈴木恭藏  
 古史通或問二 國郡名考一  
 古史通七 文廟遺詔一  
 鬼神論全 准后考一  
 三月議一 手簡復巻一  
 木瓜考一 同新安三  
 人名考一 同洞岩四  
 岩松家系附序説一 與鳩巢書一  
 河川考一 與内匠頭書一  
 本佐録附言一 紺珠一  
 樂考一 長崎新例一  
 決獄考一 進呈按一  
 聖像考一 玉考一  
 樂對一 文房四賢傳一  
 奴平八傳一 與羽海運記一

畿内治河記一

- 春秋考一 千支考一  
 遺文一 新井家系一  
 三家考一 退私録一  
 讀史餘論六 紳書六  
 五事の長老朝鮮客使に館伴たる事一 五事略二  
 朝鮮信使進見議注一 教諭諺解一  
 俳優考一 將軍宣下議一  
 觀樂筆談一 江關筆談一  
 采覽異言一 孫子兵法擇一  
 國書復號記事一 蝦夷志一  
 南島志一 折燒柴六  
 經邦典禮衣冠部一 東音譜一  
 白石雜記一 家禮考一  
 藩翰譜二十卷  
 ○遊月亭叢書目白藤  
 遊月亭叢書甲之部  
 阿部定次記 慶長記  
 開見集 茗話記  
 伊東法師物語 景憲家傳

老人雜話

- 坪弓老談記 岩淵夜話  
 關ヶ原之節 老士物語  
 藤堂家覺書 細川家覺書  
 和泉守家記 おもん物語  
 北川覺書 朝鮮陣之節古文書  
 立齋齋聞記 公程閑暇雜書  
 三河物語大久保彦左衛門記 大和軍記  
 佐野宗綱記 館林城覺書抄  
 福富覺書 吉野甚五右衛門覺書  
 右近衛少將家覺書 反町大膳申狀  
 諸士軍談 山口久庵話  
 乙篤之部  
 管窺武鑑 慶長記  
 聞書帳 松陰私記  
 小牧戰話 長久手  
 同或説 幸島若狹大阪物語  
 昔物語 片桐  
 越後國內輪弓矢 近藤  
 毛利 九鬼

清水

- 水野 本多  
 有吉  
 朝鮮日記 多賀谷記  
 小田天菴記 南部根元記  
 細川家覺書 幽齋様覺書  
 越前福井鑑 管谷傳記  
 渡邊勘兵衛武功覺書 權現様御一代記  
 壽齋 藤堂氏覺書  
 丙篤之部  
 岡田竹右衛門覺書 櫻井合戰覺書  
 古老夜話 黒田家舊記  
 土氣城覺書 里見九代記  
 水谷蟠龍記 水谷記  
 武功實録 足立物語  
 ○躬絃和文並和歌文化十年癸酉三月七日同十二年乙亥翁病死  
 やよひばかりすみだ川にあそぶ記  
 月は春のやよひの月日はじめのなぬかの日をぶねみつをならべてすみだ川の流にさかのぼらんとする事あり、されどかの嵐の山のふもと川にうかべりしかしこみやびをまねぶとはあらず、たぐねひゆく

春のけはひをもてはやさんどてのすさび也けり、けふしも此ごろの雨なごりなくはれてつくばたかねはまゆのごと雲るにかすみ行水はあをながしたらんやうにていさきよら也、岸の柳の春風にくしげづり堤のをぐさの朝露にひげをあらふとみゆるもけふのあるじまうけとこそたばゆれ、やうくふた國の名にたへる橋のわたりも漕過ぬれば盃あまたびすんながれてまらうごもあるじもなへる人くもたなじくいへらくけふいとありがたき日也、いでやさほ姫にぬき奉らんといへばをどめ子が糸によるてふたへなる聲してうたひ出つ、これが中にどしたかきたきなは世にきこへたるものしり人にて、つかみじかきふんてをとりて何くれものかきたるを、みつの舟の人くいかで得てしがなとあらそひいふもをかし、稻荷のみやしるある所にてあるじいさこといへば舟をさかじふりたてつ、たそくどく堤にのぼりてみわたすに、さくらはまだしきころなればそこはかごなき賤が軒に桃の花のあみすけたるもをかしなごいふほどに、榮之のぬしとてあをいみしうかき給ふ人あへり、かの物しりの翁いざ給へとていざ

なひ行つゝ白鬚の神の杜のかたへなる西蔵院といふにやすらひぬ、こゝにいとをかしき事あり、こさふくえぞかしまの波のをちよりもて來たりとてたかさみさかばかりめぐり一さかばかりなる黒き石のかたちいとをかしきに注連引はへたるあり、こはなぞやとてをこもをみなもくつがへりわらふに、あなかまさねかたのちうさうの昔物語もとせいいしいふは例のものしりの翁也かし、かの多の道のたくみなる人たうがみに此石のかたをうつして翁からうたつくりたはれ歌よみなごするほどに、菅のねのたごへなる日もふじの高ねにかたふきぬ、今はとてふなよそひして歸らんとするに、さしにまれなるけふのはる日のをかしかりつる事をするしてよとしひてそのかさるゝを、いかとはせんそもくけふのまらふぞざねは良道のぬし藤堂主計あるじは成眞掛三作ものしりは南畝の翁、さては酒をたすくるとをどめふたり、猶こそ人くもいとたほかりけり、それが中に酔しれて其事をしもみとすがきにかいつくるは寶田の里人衆がもこの翁射になんありける

舟のうちによめる

をふねさす隅田川原の春風に

柳も釣の糸はへてけり

つゝみにのぼりて西蔵院にやすらふ

かつしかや堤づたひの松陰に

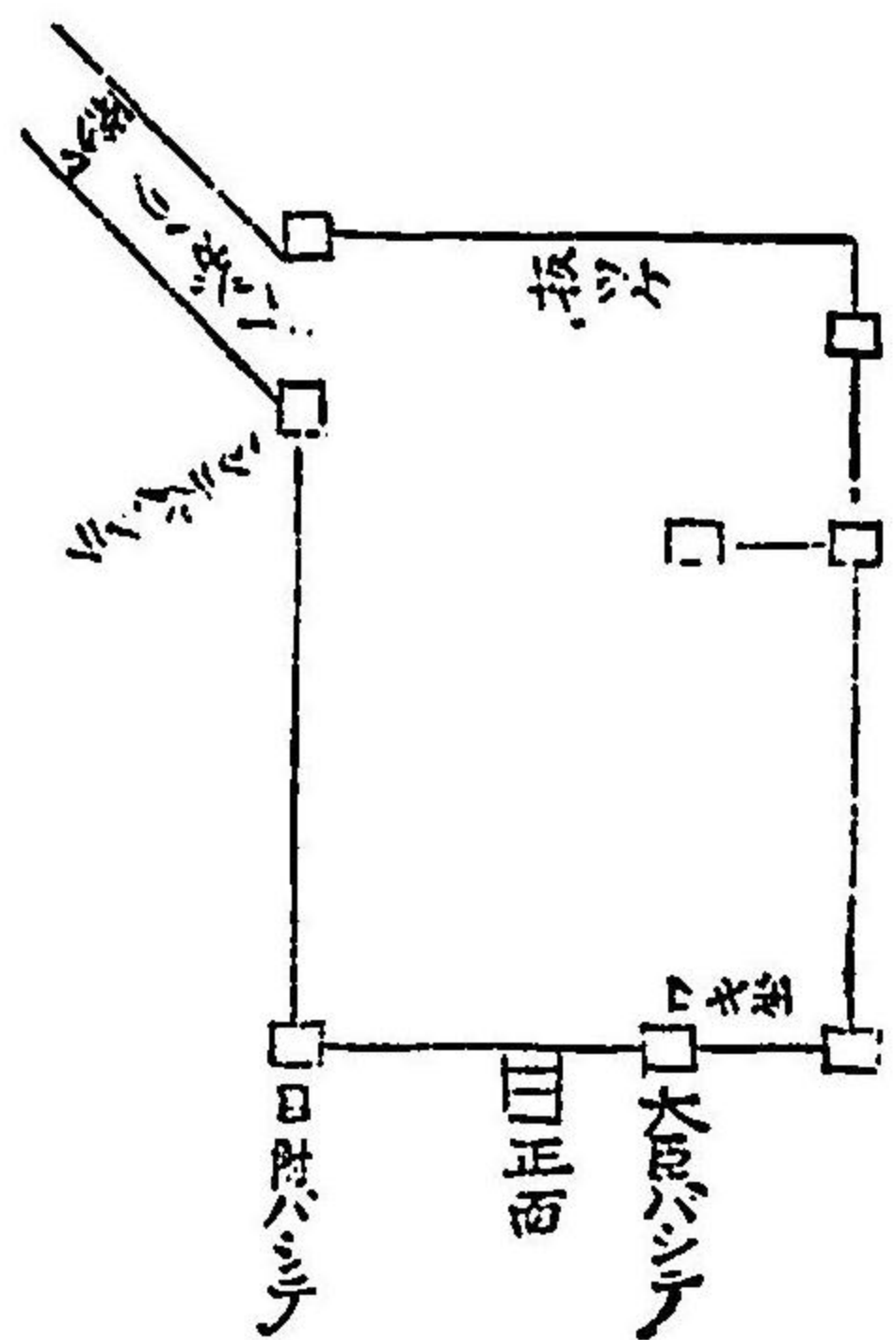
世をふる寺の春ぞしづけき

夕つかた

なにごなき春のあそびにけふも暮ぬ

あはれたほかるいりあひの鐘

○翁三番更次第



式三番翁立

一面箱 狂言師

翁太夫 シテ

千歳 シテツレ 觀世流 今春金剛

喜多にては狂言師面箱にて 兼相勤

三番更 狂言師

笛

小鼓脇鼓

小鼓頭取

小鼓脇鼓

大鼓 太鼓

地謡

右之順に出る初め面箱出て目附柱の際に跪き居る翁正面にて下に居るを見て千歳以下皆跪き居る千歳はシテ柱の際に居る三番更以下はやし方皆橋がよりに居る翁正面にて禮をして坐につく面箱翁の前行面箱のふたを明面を出す時千歳脇坐に行坐す面箱は面箱を取りしふたにのせ置て千歳之次に坐すはやし方一人づゝ順にシテ柱にて禮をし坐につく地謡は板附之方より出て柏方之後に坐す小鼓三人床几にかゝる笛座附を吹出す小鼓素袍肩を脱く笛座附之末ヒシギを聞小鼓打出す

翁謡出す

一とうくたらりくたらりあがりらよりとらう地ちりやたらりくたらりあがりらよりとらう翁所千代迄はしませ地われらも千秋さむらはふ鶴と龜との齡にて地幸心に任せたり翁とらうくたらり

くら地ちりやたらりたらりたらりあがりらり  
りせう千歳ノ舞初るなるは瀧の水く日はてるとも  
地たへずどうたりありうせうくく千歳たへず  
どうたりく舞君の千歳せをへん事も天津乙女の  
羽衣よなるは瀧の水日はてるとも地たへずどうた  
りありうせうくく舞スム笛ヒシギ千歳元之座  
ニ著翁あげまきやんごや地ひろばかりやんご  
や翁座して居たれども地まいらふれんげりやんご  
ごや翁千早振神のひこさのむかしより久しかれご  
ぞ祝ひ地そよやりちや翁凡千年の鶴は万歳樂どう  
たふたり又萬代の池の龜は甲に三玉をいたどきな  
ぎさのいさごさくくとしてあしたの日の色をろ  
うじ瀧の水れいく静に落て夜の月あざやかに  
うかんたり天下泰平國土安穩今日の御祈禱なりあ  
れはなじよの翁ともよ地あれはなじよの翁ともそ  
やいづくの翁どうくく翁そよや翁舞千秋万歳  
のよろこびの舞なれば一舞ひ舞はふ万歳樂地万歳  
樂翁万歳樂地万歳樂  
方にて翁濟 翁千秋 這入る 三番叟シテ柱に著坐  
打大つみ出

三番叟  
- おささへくくよろこびありやくわが此所より外  
へはやらじとぞおもふ舞もみの段濟黒面になら  
三番叟  
一あくら目出たや物に心得たるアドの大夫殿にちよ  
つとげんぞう申ッ  
面箱  
一てうご参りて候三一たがた立にて候ぞ面一あごご  
仰候程に某随分物に心得たるぞ存たあごのために  
罷立て候三一ほう面一今日の御祝儀を千秋万歳  
と目出たきやうに舞ふてをりそへ色の黒い尉ごの  
三一今日の御祝儀を此色の黒い尉が千秋万歳と目  
出たいやうに舞たさめうする事は何より以て安う  
候先あごの大夫殿には元の座敷へたもくご御直  
り候へ面一某座敷へ直らふする事は尉ごのと舞よ  
り以て安う候先御まい候へ三一まづ御直り候へ面  
一先御舞候へ三一イヤた御直り候へ面一ア、ラ  
目出たやさあらば鈴をまいせふ三一アラやうが  
ましやな鈴の段濟仕廻なり  
翁立 千歳の舞 翁の舞翁がへり 三番叟もみの  
案面にて

段

黒色の面にて

鈴の段

右之通之順に御座候

○寛政譜なりける時和歌

霜月廿一日寛政譜なりて奉らせ給ふ羽目の間に  
して執政の御がたくに見せ奉りたまふにをの  
れらも此事にあづかりて其席につらなりぬるか  
しこさをふして思ひつゞける 正邦 山本忠兵衛

冬ながらひもどく花の下風にたもはつへある袖の梅  
が香  
寛政重修諸家譜千五百三十冊を奉らせ給ふ事を  
ことふきてよみて奉る 弘賢

ものふふの八十うち人の家のふみちませあまりを傳  
ふかしこさ  
義方

もろ人の家のいと筋をりはへし文のにしきの巻やい  
くまき  
家くちのちすちも筋いとしげきしらべや代々にく  
りかへすらん

○志賀隨翁和歌 於印南社 會一觀  
春毎に松のみどりの敷そひて千代の末葉のかぎりし  
られず  
藤恕軒志賀氏隨應行年百有餘歳

○發句  
去申年下總國 八歳の小女子を産ける時何人の句  
にや  
帯解は去年ことしは岩田帯

○卯花園漫筆  
卯花園漫筆五本は昌平學舎官本也卷首に文化六稔孟  
夏東都石上宣續の自序あり

○妖狐禁文  
御先手 松平左金吾 定虎

妖狐禁文  
土民百姓等誤て狐を以て稻荷の神なりとたもへり、  
因に茲野狐稻荷の神號を盗み甚しきは人を罰す、天の  
せめ通るべからず、幼兒狐の穴のあたりを汚しある  
ひは驚しなぞする時は忽にあだすとか、夫れ人は萬

物の長、狐は人のために狩場の獲物なり、我十一ヶ  
 村の人民は小兒たりといふとも狐には替へがたし、  
 我知行せしむる地に生ずる所の狐は是我が狐なり、  
 人をたかすにたいてはたどへ土民の祭る所稻荷の神  
 號ありといふとも私の淫祠なり、豈ゆるすべけんや、  
 たもまら破却せしめ十一ヶ村の狐穴をほらせ、悉う  
 ち殺、我が十一ヶ村に狐のたねをたつべし、誤てけ  
 んぞく人をたかすとも其頭たる狐是を制し人のうれ  
 るなきやうに制禁を加ふべし、是我が心なり此段深  
 く承知せよ

年號名乗判

安房國長狹朝夷兩郡内

十一ヶ村  
狐等

○寺社什寶一覽金輪寺 護持院

王子金輪寺什寶辛未六月十日 出干

目錄

一不動座像妙澤筆

立一幅

二童子

小立二幅

背書

使家士赤尾加兵衛清繼隨舊圖以金泥梵文莊嚴  
 之附于寶庫而永翼家門榮全者也

永祿十五郡立季姑洗上弦

從四位下高陸誌

酒祭

一來迎彌陀三尊紺金泥

筆者不知 立一幅

阿彌陀之三尊一鋪爲自身滅罪生善末代利益衆生  
 新奉圖繪之者也于時寶徳三年辛未八月十五日開  
 眼供養畢長岳寺僧琳笑行 忍房爲道慶禪門妙心禪  
 尼各々菩提乃至法界平等利益六親眷屬七世父母  
 成佛

今泉州家原之住主榮春天文十九年戊辰七月十五日

書之

一藥師十二神熱澤大師筆 古畫 立一幅

一ダキニ天狩野水筆 立一幅

奥書院御座之間フスマ狩野永真筆牡丹也此節書  
 セタルナント住持ノ物語也

立一幅

一 邊霜昨夜墮關榆吹角

當城片月孤無限飛霜飛

不度秋風吹入小單于

閩洲

王印 閩洲 印ノオシ 所面白シ

天平寺 于時天正貳年甲戌

奉修投金子共寄進

權大僧都玄秀修

石動山 九月吉日

秀榮

一兩界曼荼羅

二幅

一金輪マンカラ馬象

立一幅

一若一王子宮御室御所御筆

立一幅

一五大尊覺上人筆 古畫

立一幅

一十王地獄圖北室院什物 高野寫 彩色

立十幅

外地藏 一幅

一以空像

左

一梵字 中 立三幅

一大師像 右

一木口僧正已空等引金剛書 立十六幅

十六觀音 山崎觀音寺 土岐宗

一不動尊専心僧都書 二童子共 立一幅古物

一不動明王大師筆ト 云未詳 立一幅

一愛染明王弘法大師筆 立一幅古畫

一本地佛以梵字書紺紙金泥 立三幅

或 武州豐島郡若一王子權現之本地者彌陀藥師千  
 手之尊影也別當金輪寺宥和法印所望新圖焉故

一山水見洲

立一幅

大幅ナリ先ニ藏セシ人横ニ斷截シテ卷物トセシ  
 フツギ合セテ立軸ニセシ也上ノ方少シヤレ

一大般若波羅蜜經卷第二百四十九活板本

奥書 奉施入 武州豐島熊野權現御寶口

文保二年戊子初秋

大施主右衛門尉平行奏敬白

一飛鳥山花見の歌ごもあまたあつめて一卷とせし中

に

咲つ々花はゆきかごちりしめて

川なみふかくにはふ春かせ

といふをうけ給はりて

ちる花は雪とちりうく瀧の河

なみのあやをる浪の春風道筑の 貴なり

按冷泉爲久卿和歌多し鳴島信通と唱和ありこれ

もその一ならん歎

一 百尺閑干落碧潭白雲多處

坐青嵐客來不厭松膠薄別有

醍醐似蜜甘 右一

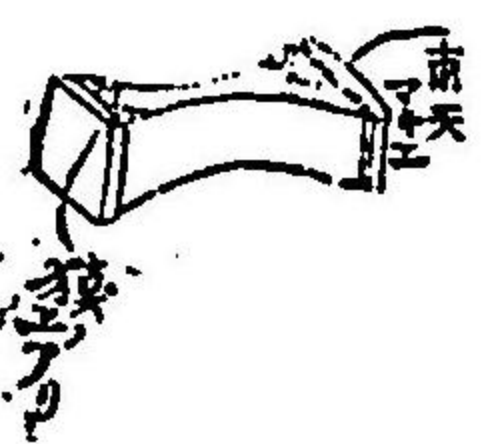
秋風蕭瑟帝都隅帝子吹簫風有

無白日霜境何所見鬼神朝罷  
鳥相呼 右二  
歸沐承 恩遊祇林微霜九月落溪  
陰懸泉下見三千尺孰若吾人秋興深  
右三

一益王書 秋日遊禪夷山 芙蓉道人 立一幅

秋望群峰散紫烟芙蓉片々落  
尊前僊人一去空回首黃鶴重  
來定幾年 宸 立一幅

一常信富士圖 橫一幅



一福祿壽 鹿 啓香記 三幅

一松に日の出大和太守拾遺吉里齋 一幅  
一林和靖同筆

一探幽

堀田加賀守

王子別當

正口

尚々其他行記之事被

仰付道春法印被參候以上

一昨日 上様被爲 御腰

懸忝被存に付昨日者御出殊に

柿一折御持參過分存候尚

追而可申達候恐惶謹言

十月十三日

愛

一鈴木權兵衛 主馬 阿香 泥香さも

一狩野尚信 函 一卷

一熊野三神傳記鳴風編 一巻

護持院什寶 辛未六月十日 四日申干

一趙子昂竹里館圖白描著色 横一幅人物甚奇也  
大徳元年額以下不明

一後水尾院菊御歌横一幅

ちりうせぬ

此ごとの葉

の

種ごなる

花も

いく世の

秋のし

らさく

一南無筑波大權現皇朝親王御筆 立一幅

一沈南嶺柳八哥鳥 立一幅

一乾隆戊寅三月寫林以善筆衛南沈銓

一不動尊 童子 古絹地 筆が不知 立一幅

一尊朝親王色紙二枚 立一幅

長生殿裏春秋宮 君が代はちよに八千代にさいれいしの

不老門前日月週 いはほさなりてこけのむすまで

一清明上河圖錢堪夏正製 一巻

明首

河上明清

増訂一話一言

克晦 前氏 孔昭

未ニ

七引ノ文アリ 文中ニ示夏廷芳所臨清明上河

此圖ヲ見テ病ノ愈ルコアリ

容菴先生病ニ臥シテ清鑑子來リ問フ問答ノ文

也

歲在己未夏五月之望工部左侍郎掌通

政司事容菴文字撰并書 寛文 之印

奥ニ

右一卷夏正書也莫疑焉

狩野法眼探幽 探幽

大明錢塘夏正字廷芳畫山水人物精緻傳色

甚重 夕顔卷伎 山 羅

江雲滑巖

一呂紀花鳥 絹ヤア 大立二幅 賢慶僧止代内藤

レテ損 銀木犀 芙蓉 鷺

左 芙蓉 萱艸 鴛鴦

右 竹 芙蓉 萱艸 鴛鴦

一可翁 建武比 釋迦 文珠 普賢 絹地 立一幅

釋迦文殊普賢ノ面相甚奇ナルモノ也別ニ摸ス

一弘法大師金字書 靈鷲山三字額字ノ体也 立一幅

一弘法大師行草小字紙地藥發掃ノ如キモノ也 一卷

察知論文卷一沙門通昭金剛トアリ

筆勢飛動奇中之奇希世ノモノ也

一巨勢金岡筆 藥師十二神 日光月光二菩薩 絹地 立一幅

一四樓陳所有書五律三首 立三幅

一光明皇后筆紺紙金泥金光明經 一卷

一琥珀念珠 一連

一菩提樹子念珠 一連

五百羅漢彫刻ブトニ羅漢四五體ヅ、彫リ其形ア

ザヤカ也

一赤梅檀立像釋迦御丈六七寸許 一體

一廻向地獄文世尊寺殿筆 一卷

一土佐繪職人畫相地 十餘枚

一水晶珠徑一寸餘 一顆

一菅神像絹地

面相并黒袍ノ袖奇々

一同白髮像 一幅

一堆朱菓子盆蓋アリ 無銘

一堆朱下地菓子盆彫物甚奇也



大光明曆乙未年製

一藥師十二神將絹地 筆皆不知古キモノ也 立十二幅

一御安鎮四臂不動尊新畫 二幅

一筑波山緣起真名 一卷

一同かな縁起書入

一天冠

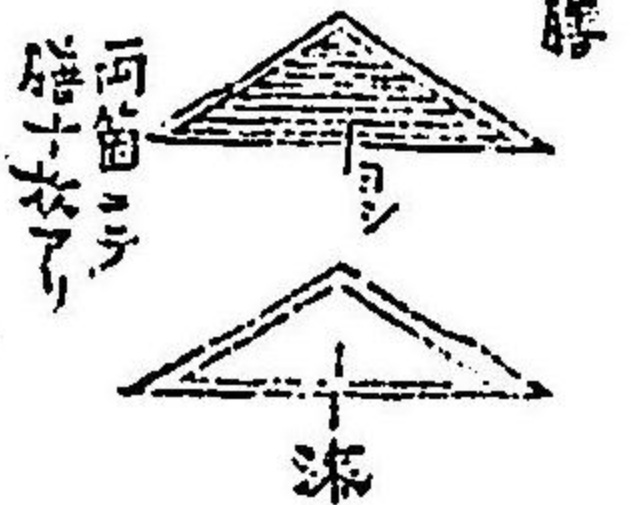
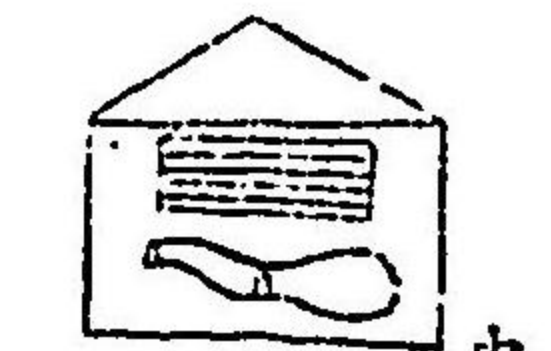
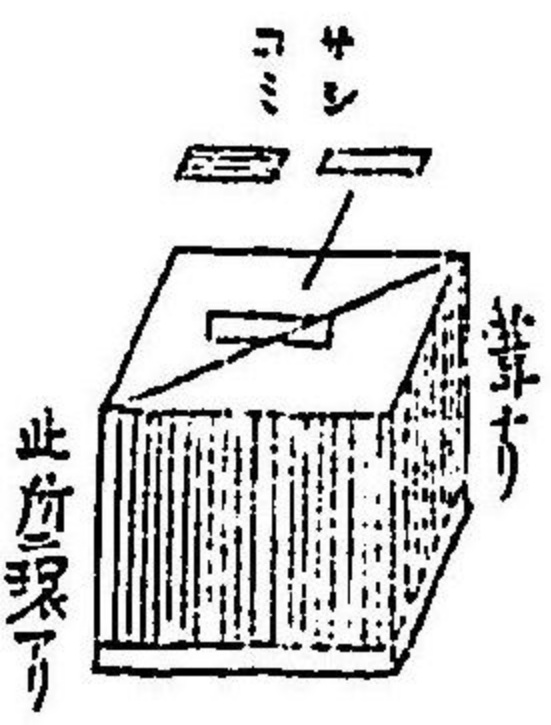
一衝立ノ繪 探幽彩色金地

表 松竹鶴 裏 柳ニ鷺此方ヨロシク見ユ

一灌頂佛具

一行厨

一黃山谷書



宣和

大江東去拍

岸驚

濤時

時赤

壁如

夢

一陳眉公書畫一帖

翰

墨

流

芬

做張子正

眉公

上製ニ

元祿十三年

辰三月六日

上様方参る

詩畫還它清  
淨價草花結个  
喜歡緣

做摩詰筆

眉公

坐來楊柳疑  
無路開到桃花  
別有江

做夏馮玉

眉公

造化與問還與  
健鄉人知老  
不知年

做還公敬

眉公

拖口竹杖家々

酒上个籃興處

々山

眉公

眉公

曲池剛半偏多  
月老樹成雙便  
沒江

做米發陽

眉公

魚因識字翻名

蠢鼠不多腸也

上天

陳樹儲

眉公





湯島萬昌山圓滿寺什物辛未七月廿六日一見

- 一弘法大師御影和親王御筆 一幅
- 一法華經 一紙聖德太子御筆 但扇形額
- 一辨財天木像弘法大師御作
- 一御加持貝石同 一顆
- 一心經同御筆
- 一足利十五代之畫像 一幅
- 一尊氏畫像 一幅
- 一織物畫像 一幅

俱畫像  
ノ御二  
四月二十九日 延文三戊戌中  
等持院殿妙義仁山大居士 尊儀

- 一大口如來像弘法大師御作
- 一天竺佛阿彌陀如來尊尊氏軍中守本尊
- 一足利代々系圖 一卷
- 一室町殿日記 十五卷
- 一紫色之佛舍利足利傳來
- 一義滿公法體像 一幅
- 一義照公畫像 一幅
- 一刀八咫沙門神影尊氏公軍中保護 一幅
- 一御香宮明神像唐作

- 一二王唐作 一對
- 一天竺國阿育王窣堵婆石八万四千造立之内 裏ニ參寥子ノ書アリ 表ニ彫アリ
- 阿育窣堵波山莊嚴
- 骨裡階巖供券 磨滅シテ見エサル所アリ
- 功德不思口 右形
- 參寥子 長五寸餘 此自然紋アリ
- 一心經弘法大師御筆 一幅 號鼠心經
- 一不動明王御影興教大師御筆 一幅
- 一開山義高僧正八十歳自畫像 一幅
- 一同三衣珠數
- 一十六善神金筒御筆 一幅
- 一六觀音弘法大師御筆 一幅
- 一地藏菩薩卓磨法眼筆 一幅
- 一渡唐天神影近衛殿御筆 一幅
- 一天神御影近衛殿御筆 一幅 上ニ御歌アレ 下ニワカラス
- 一白玉 一顆
- 一馬玉 二顆
- 一能作生金玉大明神々鉢 一顆
- 一龍ノ玉 一顆

- 一獅子玉 一顆
- 一牛玉 二顆
- 一來迎佛作不知
- 一不動明山筆 一幅
- 一兩頭明王 一幅
- 一來迎佛 一幅
- 一瀟湘八景詩歌持明院前權大納言基時卿御筆 一卷
- 一歌卷物大乘院宮御筆 一卷
- 一攝州摩尼山略記 一卷
- 一虚空藏 一幅
- 一觀世音探幽筆 一幅
- 一一字金輪尊影 一幅
- 一十六羅漢大掛物 三幅 對南都一塔寺殿後 左右羅漢 覺慶筆 中尊釋迦 守俊筆
- 一龍尾足利傳來
- 一唐ノ頭
- 一相口 一無銘
- 一白鞘太刀 一振大兼光作
- 一天國短刀 一口
- 一寶劍 一振 備中水田國重作

- 一薙刀正國作
- 一守刀 長舟祐定作
- 一神君束帶御像大猷院殿御筆 御白髮像 御縁起 上方四人書
- 一龍尾傳來記

抑此火除大蛇劍は長二尺五寸横五寸餘其形劔の  
 ことし往昔足利何某貞和年中に武者修行として  
 諸國をめぐり給ひし時下野國日光山の麓にわい  
 て頻りに黒雲覆ひけれども足利何某恐れ給はず  
 天國の寶劍を以て切取らせ給ふ所の大蛇の尾な  
 り今にわいて日光山の麓にわいて尾切龍とてす  
 むよしにて火除第一の寶物也

此外さまざまなる佛繪數幅ありしがしるすに  
 いごまなければこゝにもらしぬ文化八年未七 月廿六日拜見  
 虫干例年七月廿六日廿七日兩日也と聞しが定  
 れる事なしとぞ

- 一開山覺海權僧正略傳
- 日向國產薩州ニ住ス、紀州伊都郡高野山金剛峰  
 寺光基院ニ住持ニテ木食修行、武藏國江戸下向  
 有テ谷中善光寺ニ居住ス、人皇百十四代東山院  
 御宇寶永六己丑年勅許宣旨有上卿德大寺大納言

公全卿職事万里小路頭辨尙房蒙、五月三日ニ參  
 内之御禮參、同月七日昇殿免ナル口宣案文常寺  
 有任權僧正義高上人行年八十五歲、寶永七庚寅  
 年中旬江戸湯島四丁目地ニ寺門建、則奉行本多  
 彈正少弼忠晴、正二位内大臣右近衛大將征夷大  
 將軍家宣公依テ御志願萬昌山圓滿寺成就ス則開  
 基覺海權僧正  
 人皇百有十五代今上皇帝御宇ニ享保三戊戌年六  
 月七日薨行年九十五歲、京都仁和寺御室御所院  
 家武江湯島豐島郡萬昌山圓滿寺金剛幢院木食義  
 高覺海權僧正

右略傳系圖下書之儘寫

文寶亭

- 護國寺什寶
- 一山水立軸 文五峰畫
- 一羅漢立軸 秋月等製畫
- 一室出生寺圖 橫幅 彩色
- 一涅槃橫幅 正信畫 鳥獸ノ中ニ猫アリ
- 一隱元禪師像 立軸 自贊
- 一一枚起請 横幅 上寺方丈筆
- 一山水 横幅 以章侯畫 被請上人

- 一鶴龜壽星三幅立軸 探筆筆
- 一石竹龍膽 双幅 正叔畫 立軸 畫表具
- 一草花蟲立軸 江白川畫
- 一朝鮮滄浪居士書 橫幅 壬戌菊秋トアリ
- 一白雨圖 橫幅 法印探幽作 洪墨妙
- 一菊橫幅 去信筆
- 一和歌橫幅 仙洞畫筆
- 一鍾馗立軸 嚴有院殿御自筆畫
- 一壽老人鶴龜 立軸 右大臣、筆
- 一畫牛立軸 二幅 黒斑 内大臣、筆
- 一常慈院殿御畫
- 一文珠 立軸 双軸
- 一普賢 立軸 双軸
- 一憲廟御筆
- 孝養 孝心是佛心 内大臣、筆 孝行無非佛行
- 元祿三年庚午十一月十八日從
- 台駕詣雜司谷觀音堂
- 妙麗端嚴面目真高堂竦立彩楹新
- 祇今天下車同軌上壽祝

君如意輪 弘文院林春常

庚午冬十一月十八日與林學士附

驥尾詣大聖護國教寺學士賦一絕奉祝

台齡予亦忘固陋嗣其韵尾云爾

玉體放光自爾真慈山鐘谷應聲新

大君枉駕凌霜路福壽無疆如意輪

知足院權僧正隆光

林學士弘文院春常先生與筑波山主權

僧正隆光英師從 台駕一日躋攀我山

歎大悲尊德奉祝 君齡各賦一絕喜

而弗措不願暗短卒爾和之

命駕神齡救世真聖朝祝壽頌聲新

瑞雲常覆仙臺上護國千秋轉法輪

神齡山第二世法印賢廣

一隆光六十 牧野七十 某七十

護國寺僧正快意 元祿癸未十六年二月廿一日 鳩杖

一神山家光公 立軸

一悉地院靈廟 立軸

是ハ本堂ノ額ノ御下書ナルベシ

一不動 千休 大師筆 立

增訂一話一旨

二百十五

一不動立 元祿六癸酉年辛未明日

獨鈷 般若齋持明大沙門寶山湛海六十五歲畫大和ノ伊駒山也

一白澤常親 立 天しん法親王 横

一櫻 けふこすは あすは 御歌會

一觀音慈居 折本

一大乘義章類瑞 折本

一遠摩無諸名

一慈童光貞畫也

一草花折本

一心經大師

一理趣經切同

一古鏡對江

一香爐 彩星

一古視 西行 松梅

一古視 雲

一羅漢 立 可翁畫 古畫 粗

一 元祿壬申六月四日遊護國教寺賦即景奉祝

大君 法堂夏氣密雲勻

護國祝君聖代仁

千年梅李本根固 今日風光綠樹新

大學頭林整宇

千申夏六月四日興林學士遊神齡山

護國寺和即興韵

護國利民君子仁 神齡山上法雲勻

大悲潤物夏天雨 氣運應時執政新

知足院僧正隆光

榮光

一色紙二幅桂昌院様御筆

もろごもにひかりをてらせ五地の寺

君かあゆみをよろつ世までと

かけまくもかたじけなしや大悲にも

君がまことごうけざらめやは

一卷物一卷

観音にまうで

此寺のあらんかきりはちかひぬる

君をも守れ大悲大悲も

高き屋の松のめぐみにたのづから

五地の御法も長くてらさん

右二首者

桂昌院様御歌也庚午九月廿五日護國寺  
観音堂へ御参詣被遊云々下略

從四位下侍從兼備後守

源成貞

一色紙二幅桂昌院様御筆

うしをらをかけてぞたのむなむ大ひくのため

とていのる若君

今ぞしるわが立柚ののりの庭うけ入との玉のう

てなを

一色紙二幅立軸

たらちねのちとせのよはひ末高く

かはらぬやごにきますたのしさ

萬代のとしにもあまる君がやごに

とも引つれてあそぶ老鶴

一黄葉僧書三幅 立軸

年々請我賞櫻花茶熟香滑意氣多

玉艶芬芳千萬古遼天鼻孔轉風騷

未年仲春 隱元書

悟其如未肯色玄沙 獨湛書

白桃 枝々盡放花靈雲一見心開

洛陽二月事繁華桃樹

瓊姿只合在瑤臺誰向江南

紅梅 處々栽雪滿山中招十隱泉流

梅下送香來 大眉書

一新古今集和歌所常光院爲法印御筆

一夕きり本阿彌光悅筆

一源氏物語水無瀬親賢御筆

一小倉山莊色紙和歌百人一首冷泉故爲綱御筆

一江月和尚

一松花堂昭乘 兩筆

呈

後醍醐天皇廟

靈地留蹤

太上皇結緣佛法沒商量暗中明也正灯燭三百年

來仰徳光十二世孫僧宗玩拜

奉和

身にかへて民をめぐみしとのほの露にぞ残る

玉の光は

昭乘

一慈眼大師御眞筆

山里は世のうきよりも住わびぬとの外なる峯の

嵐に

一文覺上人筆

年始御吉慶等は同事に候我文覺と申事手打て

笑人有之候月岸より相傳是尤候一傳別書記之又

玉蓮一枝送持せ候尙寺願の事今月相定候上可申

候

何月

一朝鮮僧松雲大師名性政書

海色連天色歌聲似笑聲荒城

圍十室路々故郷情

錦那松雲書



右は慶長之初朝鮮御陣以後隣交斷絶いたし候故又

々隣交取結び候様にと權現様より被仰候慶長五六

年頃兩度日本へ參候よし

一定家卿筆

四番左兼直右武修下巻

一宮内卿少筆

中くむかしの夢のまゝならで  
おごろかれぬる事ぞくやしき

一聖廟筆 經文

一日野大納言光豊卿大短冊

月はりも吹落てすゝし天津風

雨はれわたる夏山の陰

光豊

一蘇東坡書

寫竹

一瀟湘八景探幽法眼筆  
常上方御筆

一長頭丸短冊

之意

不在

繁而

在幽

尤美

軼

○鉤吻

オホゼリ

古名俗稱水邊ニ生シテ花葉トモ  
ニ岸ニ似テ大ナルユヘ名クル歟

みなひとのひるねのたねや

よはの月

一澤庵和尚短冊

たもふとも戀ともよしやみち

のくの磐手のやまのいはてや

みなむ

冥之

鳳凰竹花月ノ雅名根ノ形龍骨  
木ニ似テ圓シ故ニ名ク

萬年竹根ノ形節アリ綠色ニシテ葉中空穴アリ  
花月ノ雅名根ノ形龍骨ニ似テ圓シ切テ

花ワサビ花月ノ雅名根ノ形龍骨ニ似テ圓シ切テ  
嗅ハ烈香ナルヲワサビノ如ク味辛シ

エンメイ竹同上

芹葉鉤吻本草啓蒙ニ金匱要略ヲ引テ云ク鉤  
吻與芹葉相似誤食之殺人ト云

常正按ズルニ、此草奥州二本松ノ澤中武州玉川邊ノ

池澤又千束ノ池ノ深水中ニ尤多シ、冬ハ根ノミアリ

形チ獸角ニ似テ綠色節アリ、圍リ三四寸長サ四五寸

ヨリ一尺餘ニ及ビ、枝ヲ多ク分ツ、春ニ至テ葉ヲ生

ス、形チ白芷ニ似テ莖ニ紫色ヲ帯ビ白粉アリ、夏ニ

至テ莖直立シ三四尺ニ至テ花傘狀ヲナス、白色ノ碎

花アリ、又白芷或芹ノ莖ニ似リ、根葉ミナ切テ嗅ハ

芹或芎藭ノ香ニ似テ烈ク少ク臭氣アリ、味辛シ、其舌

ヲサスガ如キハ毒アルユヘナリ、石井盛時ノ話ニ、

多摩郡和泉村泉龍寺ノ地内ニ涌泉アリ、下流多ノ田

ヲ養フ、此池水ニハナワサビ多シ此寺靈驗ノ子文化十  
持地蔵アリ

二年江戸植木屋何某泉龍寺ノ地藏菩薩ニ詣テ此草ヲ

見出シ探テ市中ニ賣ル、大ニ利ヲ得タリ、是ヨリ數

度此所ニ行テ此草ヲ探テ弘シヨリ近國マデモ探シ求

メタリト云云、又千束ノ池ノ水乾キオホゼリ水上ニ

出ルヲ見テ多ク掘トリ、同十三年江戸市中ニ持出花

ワサビト名テ多ク賣ル、人ソノ形ノ奇ナルヲ見テコ

レヲ園ニ植ルモノアリ、松本慎思ノ話ニ、先年藍水

先生奥州探藥ノトキ其地ニ一ツノ流水アリ、土人云

ヒ傳フ、此水中ニ毒蛇アリ、故ニ此水ヲ口ニ入ルレ

バ必疾テ死ニ至ル、其下流ニテ大ニ食傷シテ苦ム、故

ニ今ニ至リテハ鎌鍬ノ類ヲ洗フコトモセズ、常用ノ水

ヲ遠ニモトメテ不自由ノ土地也ト云フ、藍水コノ事

ヲ聞テアヤシミテソノ流水ノ邊へ行テ見ルニ、水ノ

傍ラカノオホゼリ多ク其餘草深ク叢生シ人跡ナシ、

先生本草ノ學ニ志深クシテ此地水ニ乏シキヲアハ

レミ、又此流水ノ不用ナルヲ哀ミテ、コノ地ニシバ

ラク足ヲ止メ、土民數十人ヲヨビ集メ各鎌クマデノ

類ヲ持ダセ先生サシツシテ水草ノ草ヲ悉クヌキサ

リ、終ニ清水トシ、シバラクアリテ先生自ラ此流水

ヲクマセテ茶ヲセンジテコレヲ飲ムニ何ノサハリナ

シ、餘人モ又此茶ヲ吞メドモ嘗テ障ナケレバ、今ニ

此水ヲ用ユルト云、又コノ頃小野蕙畝ノ話ニ、廻町

ノ市人ハナワサビヲ買テヲロシテ食ス、シバラクア

リテ臍腑ヲ覆スガ如クオホヘシニ、終ニ苦痛ヲナシ

言フアタハズシテ手ヲ握リツメテ死ス、明日コレ

ヲ見ルニ皮膚ミナ紫色ニ變ズルト云云

文化丙子仲夏十日計府中ニテ屋代氏ニカリテ寫ス

杏花園

○櫻花帖題跋

楠木八三郎京都在番より携へ歸し一帖

櫻花帖目錄

一外題

岩倉三位殿

一書題

花山院大納言殿

一かな序

廣幡大納言殿

一かな跋

芝山權中納言殿

一眞字跋

林泉院六如上人

一かな序

關田子伴菴蹊

一眞字跋

皆川蕙先生

一櫻花銘

畠中胸脈先生

一眞字跋

唐人 錢宇文撰

一三十六品

同 陳國振書

一櫻花畫工

三熊海堂思孝妹

以上

露香女

一 櫻花模寫三十六品者京師三熊海堂本朝に櫻花のまことをゑがきはじめたり海堂はもと御室の家臣三熊藤八郎の二男にして、弱冠をのづから雅韻あり、仕官をいとひ生涯妻をも具せず、常に諸州を巡歴し諸書に妙を盡し、また文學も通ずる也、海堂ひと日思ふに、我國櫻を以て諸花に冠たり、しかはあれど本邦古今の畫師櫻花を畫がきたれどもたゞ婦女の翫びのみにして其眞を得ざることを歎き、又松岡玄達先生の櫻編を見るに甚だ多端にしてわかりがたきを深く考、凡四十年の春毎に京師はさらにして遠き國へまでもよく櫻花の正偽をあきらめ、彼は四々のみはへこれは何々の變花、傍ら晴雨寒温を以て花の狂ふとはやきと遅きをもよくかんがへ、歳々之を詳かにわかち、たゞ櫻畫の一すじに心をこめ都て三十六品を撰びて、櫻編の繁きを省き根本を正して世に名をしらるゝ者也、ここにたいて世の人これを賞翫しこそつてこれをもてはやす、其妹露香女其畫法を傳へつきて櫻畫は兄の海堂にまされり、其露香女も寛政の末に死し、今其畫法を傳ふるものな

し、たしむべし、はた露香存生三十六品を畫がきて世に全ふするものは紀州侯へ一帖奉り、并に此帖と二品より外に我國になし、又此櫻畫帖はたゞ人のもてあそび物ならず、みな正花を以てうつし得たれば春毎に櫻を愛する人の鏡と見るべし

海堂并に露香の小傳は崎人傳續崎人傳に委く見へたり

書三熊露香畫櫻花三十六品帖

三熊氏以其兄平素好描櫻花。因傳其法。亦臻巧妙。為世傳賞。由又畫櫻花三十六品。各細盡其形狀。以為一帖。携以詣予。請作題辭。予嘉其以閨閣之質。而善曉其標夢之美也。因為書。

寛政丁巳季冬廿九日 皆川愿題

櫻品甚多。今擇其尤者三十六種寫生。以為一帖。三熊氏女露香所製也。其兄思孝以畫櫻擅名。露香常侍側。遂學得其法。思孝沒後。世人視露香。猶其兄也。思孝無兒。而有若妹。亦可以無憾焉。

六如杜多

三熊華頓于此花にすけるあまり書に書おどりすてふ

ふることを口をしてさまよひ心をつくし、其まことを寫をしわたり、されば人も又たぐひなきをめでとくそひてこれをこふに、いかゞはせん年比なやみてつひに泉に歸りぬるは時かもこゝに醍醐の山縣蕪亭ぬし、親しきあはひながら之を得ざるををしみて其いろとなる露香女をして此帖をうつさしむ、常にこのかみにとひきとてやゝ趣をわねればとてさてしも端にこころはへんことをも給へれば、たゞありのまに／＼しるす、たのが辭の花なきはうつしるの花にけたされてともみゆるされなかし

洛南閑田庵齋蹊書

櫻畫三十六品者兄三熊思孝圖也

丁巳春 露香女臨寫

櫻畫三十六帖は故三熊思孝の圖にしてそのいろと露香女のうつせる也、このかみの筆の句ひをとりつたへてよくそのをもむきをえたり、此畫にむかへば陽春の心地せらるゝのみにあらず、よきてふけともあつとへすあすは雪とぞともかこたすいつも心のどかなれば津の國の難波のうらみなきものといふべし、されば名だかき人々の唐のやまこのことのはを加へ

てそうくわんかきりなし、愚老にもことがきせよとある人のもとむるに辭すれどもゆるされば、おもひいづるまゝをつくろはすして秃筆をはすることしかり

前權中納言持豊

原云縉紳不事國文如此其文宜在齋蹊下

通齋書

櫻華數

雪とよみ雲と詠めしは櫻のほまれにして、世々に名たゝる山多しといへども今更述るにいとまあらず、爰に醍醐蕪亭といふ者あり、花を愛する事尋常にすぐれて咲を待散をしむ、志四時あらむことを欲すれどもあめ地の氣候かきりあれば力なくや侍らん、さいつ頃三熊思孝といふもの花を愛して四十の春を送りぬ、ことに丹青をこまやかにして我邦に始て櫻の三十六品をわけ寫す、其いもうと成者又よく畫法を傳ふ、蕪亭彼品々を畫がししめ一帖とす、畫中の妙艶思孝が遺力顯然として句ふが如くゑめるがことし、かゝる色香も人しらぬ谷の埋木と朽ん事本意なければあらかじめこゝにしるしぬ

うつしみる心の色のあさからぬ

花はちとせも香ににほふらし

亞三台源前秀

ひつじの春

○天明七未年江戸御救金米

一此度飢饉にて天明七未五月江戸中町家御救米並御救金高

御救金 貳萬兩

御救米 貳萬俵

大豆 貳萬俵

一江戸中町敷貳千七百七拾貳町

一家主貳拾萬八千五百餘人

一人數百貳拾八萬五千三百人

内 男五拾八萬七千八百餘人

女六拾九萬七千五百餘人

外

一座頭三千八百四十餘人

一出家五萬三千四百三拾人

一諸神主三千五百八拾人

一山伏七千貳百三拾人

一壹萬四千五百餘人新吉原人數

内 八千貳百人男

六千三百人女

外二

貳千五百人遊女かむろ

百三拾六萬七千八百四拾餘人

○大田氏隨筆

草云未詳何人中多醫事恐是大田徵元又云此隨筆大田氏ニアラス望月三英作也

一衆方規矩は古道三の作也、本は名方數集千百二十方と號す、北山壽庵刪補と云あり、南川道筑訂補と云あり

一板倉助次郎と云者あり、是は板倉九右衛門とて三の丸様御用人務居申共二男にて才子にて候き徂來南郭に従學びて學者に成立たり、然共大酒にて人柄不宜候、西臺侯の狗監にて三十人扶持被下候て儒者に召出され候所に仕損有之儀にて被召上改易に成候て九右衛門跡實兄も御罰を蒙り家斷絶仕候助次郎板倉美仲とて講釋杯をして芝邊に居たりけるに天死したりける、板家武田長春院の奥方里也一十三經註疏にも惣目錄無之鳴島道筑心付惣目錄を仕立置たり、尤萬曆嘉靖汲古閣三通り惣目を一書として仕立て家藏するよし

一表御右筆に近藤源次郎と云人あり、蘆隱と號し老莊見識也けるよし○四流と云町人の隠居老莊者と

稱して老子を講釋して歩行たる由

一二十一史各万曆板第一によし、嘉靖板はあし、近明州の板宜候由是を湖本と云よし

一京都に正水と云能書あり、草書淵海と云を著し志津摩流と申候由

一御醫者に大膳亮好庵と云ありて先祖寛永の比歟古今醫統醫學入門萬病回春本草綱目右を自筆にて寫され候由大部なる名もなき書を寫されたるも無益の様なれども古人は道に志の厚き事根氣の強き事此にて相知る也下

一長崎天文西川如軒と云ふ學者ありける由、怪異辨斷華異通商考と云書を著せり、其子忠次郎弟か姪か要人とて兩人江戸へ下り忠次郎は淺草大火に井の中へ入命を助かりたる事なき有り、有廟天學を御好被成候間被召出天文役に被仰付而柳原地を被下司天臺を立相務候也天經或問をも板に出せり悖廟の時に成土御門と隙ありて不首尾に成司天臺も取上られ病死跡除滅せり、弟要一旦養子に成たるが先達て死せり、一體は豪僞之者也

一單按明和安永ノ比目白臺御徒ニ西川龍之進ト云

人あり忠次郎ノ親類ナリト云

一道春の比士岐道園と云儒者ありける博識の由これに元來書屋之由

一正徳の間にも經來り彌兵衛と云本屋剃髮し尾田玄古と名づけて江戸へ下れり馬場信武と云て軍談ものを著たるも此人の由

一木下順庵門弟稻生若水は加州にて高祿を取京に居たるよし、精力を本草に盡たる由種々著書もあり、扱庶物類纂と云書千卷編集して加州に納めたるよし、千卷と云は難成事なれども扱學者のためにならぬ大造なるものにて無用の長物と可云かな、有廟の時承及候は類纂御用に上可申候て御寫被仰付とやらん献上とやらん實五百卷餘出來て三四百卷未殘闕のよし、丹羽正伯に被仰付て拵足被成候よし數年御用とて引込居申候き實説とは存候、後には千卷に足申候由承及候上は御素人之儀ゆへ乍恐其筈之由にて候に正伯事若水門弟にて拵足し申候と御請申上候心底不届成事にて世上之學者を恐ず耻ざる儀不埒之至未熟之學者と我等は見かぎり申候、本道を申候ならば若水は豪傑の十殘欠なるこ

を賞玩なれ門弟の私共手際に中々書足し可仕ものに無御座候と達て御辭退申上候て上にも随分御聞請可被遊候儀未熟の取さがしと被存候いか様山師の様成所有之學者にて本の學文には無之本草の書はよく合點も致候由元丈は學問能き日門にて一生正伯をば承知不致申候と申候實にもと被存候一當時願齋流是計は唐めきたる手也、是は高元借俗名深見親右衛門とて寶永の比被召出長崎出の人也、獨立の弟子にて獨立とも云也、願齋は元借姉子なるに天狗にさらはれたる事ありて二男姉子に成今の新兵衛也、願齋は一生浪人にて新兵衛殿に養はれ手跡にて暮し居たり、大酒飲にて痔疾ありて平日病氣度々をこりて煩候きはちと唐様めきたる也下

- 一水戸様に志摩一郎左衛門と云書手養雪と云三國筆海堂と口たり、是も朝鮮流のよしあまり好手とも不被存候結句史館の淺香覺兵衛と云儒者の手は唐に近き也
- 一江戸に赤井明啓得水と云唐様あり出來さぬ手也
- 一人見友元林道春の門弟にて名高儒者上る被召出官

儒となり世祿せり、元祖の友元竹洞先生と云、唐様の能書にて候き著書はなし此家に董其昌がかきたる所の大平御覽あり舍弟元徳官醫になり本朝食鑑を著す、食物之書開闢よき書也

一昔は大名衆に數多學文好き有たる由脇坂殿第一之由死去後家來不埒にて書物拂に出候由八雲軒と云朱印押有

一養安院藏書の名あり先祖浮田宰相朝鮮より書物を夥取歸陣の節船數艘にのせ持歸られて養安院へ遺したる由、今より二代前の雲夢先生は徂來の門人にて學醫也富書の沙汰は此以前よりの事也

一江戸傳馬町木綿問屋隱居池永道雲と云もの一生精力を印石に盡したり、萬象一刀と云書印譜を著したり

- 一有廟の時享保中東醫寶鑑の板行御用向を寄合の細川桃庵に校合訓點等被仰付たる也、其節京都より隨一の草字書西村立敬と云を御用にて召下されたる由、後に西池壽軒と改名金池院門前に居宅せり、其比須原屋新兵衛と云もの初て唐詩選の小本を板下に書せたる也、元稹と云草字名人あり其弟子の

山直嘯し也、堀川の書共其外立敬多くは認るよし物語也

草云堀口氏ノ云ヘルクヌキ櫻壽軒ノ一ナルベシ襟ト云姓ハカリニ作リタルナラン

- 一堀大和守殿に山谷手跡之横掛物被掛御自慢にて覽候所世上に是迄有合たる山谷手跡とは違ひ是又懷素之流の事也
- 一道春の作板に出た秘書之由我等藏書中に硯北漫抄と云有、梅村載筆と云も合卷にて有之由珍書之由一望火樓と云は今の火の見櫓の事野間三竹之望海録か又は北溪合毫かの内に出たり、宣室志を引て日本の今火消屋敷の事詳に出たり、宣室志は百川學海の中に出たり後生の人可考事也
- 一先御代奥御儒者中村新藏は元御醫者中村元春申候由學文好にて室新助門弟に成儒者に成度願候所御先々代には願叶不申先御代御聞濟願之通被仰付候由講習餘筆讀詩管見と云書著したるなり云云
- 一江戸小田原町今は肴屋共なり、佃屋半右衛門子儒者に成青木文藏となり、小鍛冶市郎兵衛梓高野才助園亭と云詩人に成、東屋藤十郎は河東と云一節

の半太夫節大夫に成、三 共に天下に名を得たり、文藏は京都へ登り堀川へ諸生に成候て東涯門人と成江戸へ下りて數年我等出合候所に大岡越前守殿狗監被致薩摩芋を植させて其後近郷古文書を尋候事被仰付其後紅葉山同心に被召出夫より御儒者評定所役に立身したる人也、古今に勝たる豪傑人也、經濟纂要と云書著して献す、物産を甚好みたる也、園亭才助時分には文藏又は不怨不尤など云人に出合たりけるに野呂世話にて南郭へ引付て夫より詩人と成ける、徂來被申候も才助も儒者にはなりがたし詩人には成べし、尤十七の時より目見へずしたりける後につぶれ切たる也

- 一堀川の門人戸田山城守殿儒者に長澤順平と言老儒有ける、兩人の子を持たるに六歳にて兩人共日を失ひ盲兒と成ける、學問器量にて好きにて好き學者と成たり、兄不怨齋弟は不尤所と名附たり、同門故に叔安心安く我等も出合たり、不尤所玉道内篇と云書を著したり君候に國替に従て肥前之國へ移て參候不怨は松平出羽守殿儒者に成江戸に居候き其後問もなく死せり

一松平美濃守殿御出頭全盛の時に京都より柏木藤之丞服部幸八とて兩人歌學者を呼下し被召出候服部は母方古之連歌師長嘯之末孫之由にて兩人共に納戸役相勤居申候由其内に惣右衛門の勤めによりて儒學の心辨有之儒者に成立たり、後に隠居して保山と被申候其節に數奇在之無理にいさまを乞浪人と成小右衛門と改名せり、不首尾故屋敷出入はせぬ也、池端に居たり、依之芙蓉館と齋號をせり、其後に芝筋へ移居して僧徒其外を教授せり、後に切通邊へ移又赤羽根橋邊へ移りて此所にて死せり

以上

増訂一話一言卷三十六終

増訂一話一言卷三十七

○其角書簡

泉州堺某所持其角眞筆寫

尙々文童御土産偏願入申候以上

歳尾之爲御壽如例年遠來之應酒料壹封露鹽漬一桶被贈下御厚志之程幾久敷致受納候御序御家内はじめ御社中へもよろしく御傳心下さるべく候しかれば去十四日本所於都文公年忘之一興御催し有之風雪杉風我等も一席にて折から雪面白降出し風情手にとるがとく庭中の松は雪をいたゞき雲間の月は暗を照らし風興今は難捨して夜たゞ更行事もはや丑みつ頃になり行犬さへ吼すうちしづまり文臺料紙も押かた寄四五人集りて蒲團をかつき夢のうき世といふ間もあらせずはげしく門をたたくもの兩人玄關に案内し我等は淺野家の浪人堀部彌兵衛大高源吾にて今夕隣家吉良上野之介やしきに押よせ亡君年來の遺恨を果さんとて大石藏之助始都

合四十七人門前に相々み唯今吉良氏を討亡し候處近隣の御好み武士の情萬一御加分も候はゞ末代之御不覺と存候願くは門戸を嚴敷御防火之元御用心下され候はゞ忝存といひも果さずたち出るその勢の神妙たることいふべくもあらず今は俳友もこれまでなりとて其角幸ことにあり生涯の名残をみんとて門前にはしり出ればたのしく吉良家にしのびいり候はゞに

我雪とたもへばかろし笠の上

と高く一壁呼はり門戸を閉して内を守り堀越に提灯燈なりて始終を窺ふ事そのあわれさ骨身にしみ入女人の叫び童子の泣聲風飄々と吹さるよて曉天にいたりては本快己に達したりとて大石主税大高源吾物口口源吾謝儀を伸たること武士の譽といふべきなり

日の恩やたちまち碎く厚氷

と申捨たる源吾が精神いまだ眼前に忘れがたし貴公年來之熟魂故具に認め進じ申候早春まで彼是御指操御出府候はゞ彼落着之承届無餘義伏劔に及申候はゞ竊に追善も相營可申候先は餘日も無之書餘

期貴面之時候恐々謹言

十二月廿日

其角

文鱗様



月雪の中や命の置どころ

寒菊や古風の残る硯箱

○珍重坊道安が傳

雀海中に入て蛤となり、理助芝居に入りて珍重坊となり、再變して珍重坊道安となる、抑此人若き時浪花島の内木綿町住吉やとなんいへる桃灯屋なりしが、産れ付たる操好にて身代は宵の口に吹消し、安蠟燭の流れわたり、古人近松門左衛門をはじめ太夫三絃人形役者一人として親しからざるはなけれども、語りもせずひきもせず、沈香もたかす屁もひらず、只賑々と目出度かりける男なりとて、竹本大和椽が烏帽子親にて珍重とは號たり、近年東都に來りても立入處いやまして珍重とて呼立られ、取立の淨瑠璃會數十金集りたるもころりと棒にふるさとの親類なんどに贈り遣し、猶又元の珍重にてあれば存



なくとものみ吞々遊びく〜て五段目の一幕は日本回國のおもひ立、法名もありの儘珍重坊にて珍重なれ珍重をかへして讀は提打で

餅つく比にごそと剃髪

福内鬼外戯誌

珍重坊口上

へ〜御馴染の珍重坊、此度思ひ立そりこぼつた赤同心あたまたから丸の裸で生れ、腹に蒲團をつくれば寒さをしらす、酔倒れて蚊のくふもしらねば蚊屋かふすべしらす、吞たいより外慾しらす、藝能なんにもしらす恥しらす遠慮しらす、あつかましよう出入すれば日本の名人衆しらすぬといふ事なく、何の因縁やらしらすに行先で酒を振舞はれ、難波の白梅都の瀧の水、東の隅田川三ヶ津の酒を呑つくしたれば、ごもの事に日本國中を廻り酒の海をこへ酒の瀧にうたれ、難行苦行修行のうへにては酒如來の御厨子建立仕り度き大願にて御座候間、御なじみにあまへ十六ヶ國の酒手を是迄の御芳志に酒ねだり仕る、ごまのはいの一世一代と思召御寄進なし下され候はご一升の御恩と有難く奉存候以上

世話人

近松 半二

傳へ開費長房は鶴にのりて萬國を廻り、今この珍重坊は樽にむち打て六十餘州をめぐる、その楽しむ所いづれかまされるや

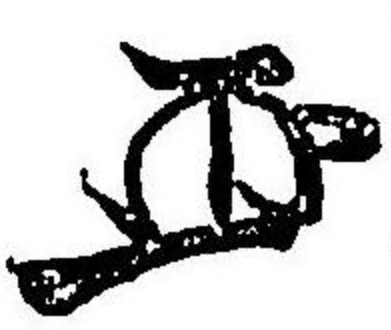
盃のうち四季あり酒の春

六十歳戲吟

竹本近江大掾

未十一月冬至日

清一



右高名の輩に倣ひてこゝに結縁すのめやうたへや一寸先は闇の夜なるを此信旭房六字稱名の蒙光を以てあきらかに六十六部の妙典を納てのち西方願王善逝の來迎にあづかり廿九種莊嚴の別大戲場に生れ衆衆のヒウヤドンに獅々吼音の三きりに涎をながし七重寶樹の道具立より八功德池の水場なご親くみん事も遠からずまづそれまでは娑婆界のにごり酒を般若湯とも醍醐味とも舌うちしてのめや歌へや一寸さけはやめぬよ

六十六字關

どくめう齋

鯉も出よ氷のうへを天徳寺

時安永よつのごし師走月念五

○琉球の雛

琉球の雛丈二尺計面部なし、衣紋四十一重皆白綾帶内結めなし、襟に赤き組紐をかくる長五寸餘帶の間に挟む雌雄同形なり、ゑりのひもの中に紺壹筋入を男とす、上着地紋の色綾厚三寸餘



丙子暮春於山  
東京傳宅見之

○酒糺

唐澄州宴。酒糺雀雲娘形貌瘦瘠。每戲調舉罰衆賓。兼恃歌聲。自以爲郢人之妙。李宣古當筵一詠。遂至箝口。詩曰。何事最堪悲。雲娘只首奇。瘦拳拋介急。長嘴出歌遲。只見肩侵鬢。唯愛骨透皮。不須當戶立。頭上有鐘馗。出雲溪友談唐杜牧罷宣州幕經陝。有酒。肥碩而詞麗。牧贈詩。

糺云。盤古當時有遠孫。尙令今日還家門。一車白土

將泥項。十幅紅旗補破毳。瓦官寺裡逢行跡。華嶽山前

見掌痕。不須啼哭愁離嫁。待與將書問岳神。出雲溪友談

右太平廣記二百五十六嘲諧部四

○擁書城小集詩附白藤詩

南 畝 翁

培塿無松柏。書城列鼓鐘。駿河雲霧隔。不見玉芙蓉。

奉酬南畝君

鈴 木 恭

雋口翻楓葉。發雲連鳳釵。莫將楊柳陌。不及駿河街。

時迎名妓阿勝豐島。勝不至。翁詩云云。勝時爲妓

班之魁。都人臨風迎接。唯恐在後。鳥姿色技藝。

遙超于勝。所不及者。欸待之妙耳。而名在第二。

予竊不平之。不啻以同鄉之故。爲之左袒也。若有

大具眼相牝牡驪黃之外者。所不敢論也。勝住駿河

街。鳥元在牛門。今移家于楊柳陌。此日歌高尾懺悔

之曲。故詩及之。

○山菴茶寮記仙臺

郊之南。漸乎水。水之陰。聚乎山。山則翠羽之丘。土人環而家焉。幽奧若盤中然也。余恒愛而遊焉。將落一椽於茲而老也尙矣。甲午春。始命徒起役。乃因

地於山。就材於林。導汚為池。隨崇為基。沮洳者浴洋。翳荷者明秀。斯榭斯榭。載葺載塗。求微者易遂。勿丞而潰于成。為宰者兩。為屬者六。取陰於夏。承陽於冬。可以燭煩而生白。道和而納粹也。坐收四序之勝。默御六氣之變。延白雲為不請之賓。結清風為同龍之侶。幽步俯吟。不知老之將至也。於是乎。建和凝之湯社。設呂溫之茗齋。遞會相邀。以擬鄉飲。春花醉露。紗帽晨岸。秋卉飽霜。筠策夕指。鐵磬清越。報不速之客。爐香翁稔。嗣宴間之主。賓之初筵。禮數秩々。文火細煙。聽湖底之幽松。素瓷醜醜。揀壺天之碧雲。乾西江於一吸。參東院於千古。樂亦至矣。願其人之處世。所希求非一。為志在木。鶴志在水。或偶旅窮欄。隴種園畝。或左右墳籍。且暮聖賢。然耿介難保。心戰易靡。丈雉尺鷃。固有涯分。或周々銜尾。徒自矜喜。鮮魚護鱗。抵死不動。其交接也。嚶鳴相召。頤頤相命。抵掌永夕。宴熙俯景。安知蟹蟹相愛。各為其身。一旦不相得。風雨寥焉。今也二三素友。尋寂寞之盟。歆澹泊之液。白首同歸。冰霜一色。其於交游。不尚優乎。余也雖未遂素願於隱。每斯焉考槃也。則亦足以稱隱已。天目所謂六腑不局。

一榻簡然。古鏡無塵。照映今古者。抑不可以跋及。惟是一味禪宴。快晁飽者。皆冥天之靈也。佗亦奚願焉。且也教稱。除實相之外。皆屬狂顛。况吾黨。分以法為身。法豈有隱顯乎。正倒一臂。舒縮一條。雖則鞅掌之日乎。亦唯徜徉之年也巳。

仙臺南山 古梁自記

翠羽之丘 仙臺城山曰瑞鳳翠羽之山

呂溫 當作錢起 東院 即趙州

○小山園記

鳴海下鄉氏者。實尾張之素封也。細根山數百頃之地。皆為其有。先世歸禪。濟洞諸善知識。皆締交親炙。造一庵於山。號寂照。奉圓通大士像。乃定朝所作。又有出山釋迦像。銅古製妙。又有佛舍利。林丘寺所賜樂山。向造寶塔藏之。並真諸此。扁圓通閣。不闕而闕之者。崇大士也。閣後有湛然菴。安西行法師手刻觀音像。置大般若經六百卷。歲請清衆。課誦無怠。門曰迎青。而到處扁題。皆諸知識所筆也。山不甚高。有平坦可眺者。有幽邃益靜者。所遊觀不一而足。名寬字君栗者。號樂山居士。頗有文好事。與余相交。因以小山名之。擬淮南往々取其勝命題。蓋做摩詰轉

川之詠。不幸早亡。景雄嗣之。亦能貞純克家。屢請余一遊。余比年有江戶之召。每往來鳴海。寬政己未五月。約過其地。自有松北轉數里。主人出迎。紫烟山路。恍覺與濁穢隔。南有大將嶺。乃織田信長所營陳處。其西大海。浩蕩波濤。而多度朝熊蒼茫乎煙雲之間。北則藍原猿投山諸地環擁之。而御嶽廻秀于雲外矣。東則參信諸山逶迤相連。優游半日。得尋勝究幽。尋到扶翼亭供給。傍有葺爾三兩家。皆為下鄉氏雜作。戴之若君。可謂太平逸民哉。景雄乃請余作記。余賦詩。以顯諸勝。夫處富貴者。必有榮利之累。無榮利之累者。必有貧窮之患。無患無累者。其唯素封乎。素封之樂。君栗既知之。今景雄嗣之。其樂曷如。聞恒把鋤緩結草鞋。以種植為樂。其亦庶幾乎。余雖不敢比摩詰之撰。亦得共半日之樂。聊識其梗概如斯。夫摩詰亦深于佛者也。景雄能續先世之緒。則圓通之閣。湛然之菴。亦可以言吾樂矣。

圓通閣

圓真與通實。觸處莫盤桓。百卉常春媚。一輸入夜寒。

湛然菴

西行所刻觀音像。蠶甚。古有觀音阪者。小堂

安之。今移之此。而坡趾在下鄉氏宅地不。大士元成隊。普門自湛然。般若波羅蜜。衆禽鳴樹巔。好辭龜。

芭蕉翁之石浮屠也。傍樹芭蕉。昔者翁有故往來斯家。々有其筴并墨痕。好事者必問之。

莫道彫虫技。隨流存美名。春風率堵側。又見綠芽生。采蘭徑

岩間逕曲。春蘭郁々。可以采々。

陣々抽芳處。春風谷口多。青山須永矢。奈此考槃何。四望臺

有圓通閣之巽。四面松林。有躑躅蕨菜。秋則生松曹織豐之類。可射野膳。其所眺望。西南大海。而內海衣浦見焉。晴朗則伊吹鈴鹿諸峰可指點也。東北則鎌倉古道二村山在近。而信之諸山。雜立可眺。

縱目衆山列。盪胸大海寒。占茲高敞處。眼界恁麼寬。白雲岡

安愛岩祠權現石像騎猪。尤為古物。莫知所由來。白雲額池。無名所書。蓋愛岩山號白雲寺。直東北者。云猿投山。而桶挾在南。九根鷲津

在西。皆古戰場云。

戈鋌一陳迹。陵谷轉堪悲。誰贈白雲去。蒼茫覆古祠。觀濤阪

西枕大海。布帆往來。笠寺星崎在近。而朝熊多度諸山。縹渺乎煙雲矣。前則鳴海池。鱗之間。乃東海道。人馬絡繹。上之一快胸宇。

扶杖坂頭望。滄波萬里開。長風宗懋興。直欲駕浮杯。梯靈祠

自還喬門。而到扶翼亭。乃上下所流憩也。人丸像。頓阿所作。以安壇上。遷喬額。清沈草亭所書。扶翼二字。采諸蔡君謨萬安橋碑中。而家藏其石本云。

山中多勝事。流憩集茲亭。滿袖煙霞色。沈吟謁柳靈。妙音池

池中盪辨才天祠。橋以通之。池多蓮花。遠以棧棠。

齒蒼開方沼。宛如八德成。中存天女廟。心淨水還清。菅神廟

菅公威靈。澤內所知也。祠廟頗壯。儼然如在。左右石燈。永存祀典。原為鳴海根古屋城鎮守。

乃織田信長臣佐久間信盛所有。而今傳之下鄉氏。

千秋此如在。祭祀豈尋常。松保忘年色。燈存不夜光。

紫藤架

架在菅廟傍。比花之開。儼如紫雲。紫氣度長架。垂々瓔珞似。由來奪朱色。未說桃兼李。

櫻花坪

櫻花乃日本所賞。到處為多。而此山谷幽棲之地。嫣然媚目。尙何芳野嵐山是求耶。其下可以調馬。

爛熳千株色。禮花正發新。占來芳野勝。坐可閱三春。

丹楓塢

秋後之景。殆可與櫻花坪相角也。

望雪林

自春至秋。卉木叢林。百態千狀。莫不悅心目。及玄冥之令行也。祇當網繆牖戶。塊然自熱。所以軒瀾眼界。坐馳眺望者。其唯雪乎。然雪非得其所。無興無趣。是故翻橋之驢。不可豫而期。剡溪之棹。不可坐而乘。是此園之所以特命其勝也。

積雪朝來光。千林都作白。一襟憑高看。玲瓏無所擇。

寬政庚申十月壬申。前南禪見相國北禪八十二翁顯常撰

古之以園為園者。率名存物亡。何獨平泉之可尤也。小山之園非園也。先世歸佛。乃置園通閣為鎮焉。爾來循地所宜表諸勝。蓋至樂山而大成矣。諸如余所記。與摩結韃川相比類焉。可謂小山之園矣。夫創建固難。繼亦不易繼。自今為下鄉氏者。能守故業。接物以慈。行己以儉。孳々勿弛。上崇園地之尊。下憑天神地祇之庇。恭敬無怠。則素封之業。永世不替。余之所記。亦附傳不朽。是所庶幾也。紙尾有餘。因走筆與之。

蕉中老人

告四方諸賢。而廣需寄題。今揭蕉中和尙記題者。不特賞其筆。欲令就此以知園之梗概也耳。

享和壬戌夏

景雄謹識

○岡八郎兵衛事

元祿十二年己卯九月廿六日記

御小性組小笠原長門守組岡八郎兵衛事去九日七時當番より罷返り候節芝土器町四辻にて伊達美作守通り懸り候八郎兵衛供をわり候由にて先供之家來理不盡

に組付候故抜打に切候得ば家來五六人組付大小をもぎ取候其内美作守乗物は通り過候右被切付候家來かけぬけ參候故八郎兵衛鎧を持跡より追懸參美作守玄關迄參候依之右美作守方より案内有之て御目付水谷彌之助天野傳十郎罷越其後番頭小田切土佐守北條右近大夫仁木周防守並組頭近藤源兵衛能勢市十郎美作守宅へ罷越八郎兵衛儀は宿所へ罷歸候

申渡之覺

伊達美作守

先頃於途中岡八郎兵衛と出入之節不埒成仕形不調法に被思召候逼塞仕可能旨被仰出之候以上

右之通田村右京大夫同助大夫召之於御黒書院溜以書付老中列座土屋相摸守申渡之兩人美作守宅へ罷越申渡之

申渡之覺

岡八郎兵衛

先頃於途中伊達美作守罷通り候節供をわり候段理不盡仕形不調法に被思召候依之小普請入被仰

付候逼塞仕可能在候以上  
右之通長門守へ以書付土屋相模守申渡稻垣對島守侍  
座永井美濃守も罷在長門守宅へ八郎兵衛召寄之美濃  
守も列座にて長門守申渡御目付近藤平八郎罷越  
岡八郎兵衛へ慮外仕候伊達美作守家來三人從美作  
守伺之通美作守方にて死罪申付之候也  
十月廿八日

松平陸奥守召之伊達美作守儀在所へ遣置度之由願之  
通達

上聞勝手次第國許へ可遣之旨被 仰出之然ば美作守  
へ分遣置之三萬石は陸奥守へ被返下之旨被 仰出之  
趣小笠原佐渡守傳達之老中列座席は白書院縁頗

○長崎二人罪狀告示

長崎船津浦

源太郎子

伊之助

年二十一歳

此犯原有債錢逼于窮苦糾合福次郎隨雇善次郎丑之  
助宇十等三名爲作水手即時相約云果得賍物改日分  
配等語于亥十二月十四日夜潜往河下唐船不惟偷盜

棕索磁器等許多各宗甚至將赴來之唐人抛入海中等  
情那善次郎指揮及至丑之助將唐人抛入海裏之際應  
該阻當面並無此舉以致唐人溺身死此等事端全係此  
犯造起意端潜往偷盜以至于干此罪惡難容今奉  
部諭准此押送各街即刻梟首示衆

丙子三月

長崎村船津浦

福次郎弟

善次郎

年三十二歳

此犯肯從伊之助及兄福次郎之言約定改日得賍分配  
等語全丑之助宇十一一起受雇水手于乙亥十二月十四  
日夜潜往河下唐船况恐有後患將赴來之唐人投入海  
中等語指點丑之助以致唐人溺水死至于此狀罪惡難  
容今奉  
部諭准此押走各街即刻梟首示衆

丙子三月

○桐長桐芝居松梁落候事

葺屋町

桐長桐

右芝居元狂言座市村羽左衛門興行仕候砌四ヶ年以前  
酉年十二月類焼仕翌成年春普請之節芝居梁に相用候  
松材木東道程ヶ谷宿日蓮宗にて寺號不相知右寺中  
杉山大明神境内に有之候松三木伐出し梁に用ひ普請  
出來仕候處右松は神木之由にて崇故歟芝居不繁昌之  
由此節色々取沙汰も有之芝居出方之もの共先月下旬  
杉山大明神へ參詣に罷越先方にて祈禱相頼罷歸芝  
居にても祈禱可致芝居並町内商人共申合谷中善龍  
寺寺中本壽院住持日慈外出家九人相頼今朝五時頃右  
僧拾人罷越芝居裏口より這入舞臺正面へ曼荼羅を掛  
け備物等仕法花經千卷陀羅尼誦誦相始候と無程表之  
方より三本目舞臺上梁より三間半程隔り長サ拾貳間  
餘末口壹尺五寸之松梁壹本中程より折れ家根坪凡六  
拾坪落込申候尤怪我人等は無御座依之此段御届申上  
候以上

葺屋町

名主

庄左衛門

千五月三日

文化十三平丙子也

○和州鑄物師共より書上候古文書

和州鑄物師共々差出候  
御牒並座法掟目許狀寫

藏人所牒

勅印

燈爐御作手鑄物師等所  
河内國丹南郡狹山郷内  
日置庄鑄物師散在等所

應令早任代々御牒並將軍家下文下知  
等停止諸國庄園守護地頭預所沙汰  
人等諸市津關渡山河海泊津料關料  
市手山手率分例物以下煩就中淀河所々  
關々 大津關所新儀今案煩狼藉事  
使御藏民部大承紀元弘  
右如斯 勅役所被出仰也 諸國鑄  
物師 全賣買業可令 御公用勤仕諸  
國諸庄園守護地頭預所沙汰人諸社神人  
以下諸市津關渡山河海泊津料關料市手  
山手率分例物以下煩於鑄物師者東西南北  
入亂任法度旨諸商賣不可有違亂妨者也兼又

海道邊疆打三尺二寸者可為馬物料若依惡路馬荷物落事在之為地頭政所可被負送猶於鑄物師中與自國他國相論者在之沒收所帶一門可被行死罪者也

使  
 賾得彼御作手在方摠官鑄物師等去月日解狀備謹考舊貫諸道細工人等就身々藝能令交易買賣色々私物者是定例也仍鑄物師等往反于五畿七道諸國令買賣鍋釜以下打鐵鋤鐵以其利潤令備進御貢以下臨時召物之間可令停止諸國諸庄園守護地頭預所沙汰人等諸市津關渡海泊山河津料煩之由忝成賜御賾以下關東御下知狀畢仍買賣經廻所々敢無守護地頭之處木曾亂逆以後守護地頭以下甲乙人等令繕申云鍋釜以下打鐵鋤鐵等者勿論也令買賣布絹類米穀以下大豆小豆之條不可然之由構於新儀今案勅欲令致市手津料之煩隨要用令買賣

何嫌其色哉所詮於鑄物師等之所持物等者不嫌其色可令停止新儀今案煩之由重成賜御賾欲備向後龜鑑矣者早依申諸可令停止諸國諸庄園守護地頭預所沙汰人以下新儀今案煩狼藉之狀所仰如件御作手鑄物師等宜承知勿違失賾到准狀以牒

勅印

仁安二年十一月日

出納明法生中原

別當左大臣兼左近衛大將藤原藏人文章得業生藤原

頭左近衛中將兼右衛門權佐藤原 左衛門權少尉菅原  
 權右中辨平朝臣 左兵衛權少尉藤原  
 右衛門權佐藤原朝臣

鑄物師職座法之掟

一 御公用被 仰出節者尊

朝恩無遲滯相務儀可為專要事

一 御即位之砌者任先々吉御例御祝儀勤仕之儀

不可疎略事

諸役御免 除之事無市料山料率分例物以下

並諸關海 河渡等之煩可致往還猶鑄物師中

自國他國相論之族有之者則沒收所帶一門

之輩迄可被行死罪儀者數通之御牒御文言之事

一 鐘鑄等之事者一國一郡ニ御牒並舊書等所持之者有之所々者假令舊書頂戴之雖為鑄物師其所々入亂體相建令鑄營儀堅可為停止其所由緒之鑄物師於無之者格別也況他方ヨリ入込候者互以入魂安靜ニ可勉事

受領之事 者其人體計ニ而無繼目輒子孫相傳儀有 間敷事

新鑄物師 者勿論 御代々 御牒並御繪旨之御文言全為御禁止之儀猶齋

德年中差出請文百九人子孫之外新儀之煩不可企巧聊於遠亂之輩者於不令停止者既被成下處之舊書並仁平年中令經歷

供御人詮無之事

一 依勤職勝手廻國并相替譯有之早速可申訟事

一 御倉代替之節者祝儀如例可致馳走事

右之趣經 高聞永為鑄物師職座法定置處也若於遠變之者急度可遂

糺明者也仍如件

天正四年八月十三日

御藏宗弘判

鑄物師職之事舊蹤分明之條

愈尊

朝恩可從座法舊規之狀如件

安永四年十一月 御藏佐渡守齊部 宿彌判

真繼美濃守々差出候書付類寫

藏人所牒

河內國丹南郡狹山郷内 日置庄鑄物師等

應早進上鐵燈爐以下御年貢事

使

賾得件鑄物師等去月日解狀云號藏人所

供御人鐵燈爐以下於御年貢可進上抑罷入

供御人意趣者居住之所與福寺御領日置庄也

任傍例有限所當官物之外無他役被雜役

免除兼又為鐵買賣京中往反之間為衛士并

使應下部等依被取夫觸事有煩仍為遁件

須各賜短冊諸國七道并京中市町和泉河内兩國市津往反之間爲通件役注子細言上如件者件燈爐尤以可爲公用依請且爲雜役免除且仰左右衛門府并使應諸國七道可令免除除件役之狀所牒如件敢勿違失故牒

仁安二年正月日

出納明法生中原  
藏人左衛門權少尉藤原  
別當左大臣兼左近衛大將藤原朝臣 左兵衛權少尉藤原  
頭左近衛權中將兼皇后宮權亮藤原朝臣 左衛門少尉藤原  
權右中辨平朝臣 防鴨河使左衛門權佐  
勘解由次官藤原朝臣

御油判

藏人所御倉民部大丞紀高弘朝恩之事  
諸國鑄物師鍋釜鐵打鐵鋤鐵等上司以下役錢  
之事彌以可被全知行者也兼又於鑄物師者  
關渡悉以諸役御免除之筋目不可有相違之由  
鎌倉殿仰所候也仍執達如件

文治五年卯月十九日

時正承

○淀屋三郎右衛門關所眞具  
一金屏風 五十雙此外數

- 一 珠玉之船 三艘渡篠珍にて帆掛 唐人形數不知
- 一 琉球花毛氈 三百六十枚
- 一 印子鶏 二羽
- 一 同ヒヨコ 七今度 推立
- 一 同雀 六
- 一 金銀鳩 五十一
- 一 印子碁盤 一面但黒石金 白石銀
- 一 金竹流 三十七本
- 一 水金 一萬五十斤
- 一 枝珊瑚珠 尺六本
- 一 珠玉之類 二百七十三其外數 不知
- 一 唐石硯 一面
- 一 手水鉢 一面地赤割唐平 金銀影入
- 一 錦印金織之類 代一萬兩
- 一 水精之障子 八十八枚但九
- 一 長羅紗 十三枚
- 一 朝鮮人參 七十五斤
- 一 辰砂 七千斤
- 一 伽羅割刀 百三十丁
- 一 毛氈十間 四十枚

- 一 億宗皇帝繪 十枚
- 一 掛物夏繪濱林雪其 外世上名有物 二百三十幅
- 一 同五兩より百 兩餘の掛物 五百幅餘
- 一 腰物 七百廿腰右折紙外に五兩より 代金千二百兩より五兩迄
- 一 茶湯道具 三十七數寄屋道具此外數しらす 二棹 紋丸の内に 丁子紋有
- 一 黃金長持 三千枚
- 一 小判 十二萬兩
- 一 銀子 八萬五千貫目
- 一 錢 一万五千把但五貫 カラケ
- 一 船 百五十艘五百石より 千石まで
- 一 金子 二十艘
- 一 銀 一億餘是は大名方へ 借置候手形
- 一 金 八萬貫目是は公家衆へ 借置手形あり
- 一 材木 二萬兩是は五代目女房屋々より破下 候處死去以後埋置今度掘出す
- 一 土藏 二千七十八本其外所々 有之
- 一 寶藏 七百三十戸前
- 一 米藏 十七
- 一 大豆藏 八十

一 雜藏 五十

一 大阪にて屋敷 廿八ヶ所内表口一丁餘十 八間三十二間迄

一 所々屋敷 六十四軒

一 知行 淀に三十軒京に十三軒伏見ニヶ所大和十八ヶ所

一 知行 三百三十二石是は御用立の 大名方被下候

一 田地 百五十丁

山城にて百五十丁淀に五十丁大和に十二丁丹波に廿八丁和泉に十八丁

右は檜山のよし

一封金 九億八千貫目

右淀屋三郎右衛門九代相續如斯大名弘め代々候外に印子の鶏七今度拵立其外借金御用金と名付自由働申候故關所被仰付候

遠島 三郎右衛門

御叱置 手代拾人

○三州大樹寺村農家天正十 七年古文書



御朱印也天正十 七年

一御年貢納所之儀請納證文明鏡之上少も於無沙汰者可爲曲事然者地頭遠路令居住者五里中年貢可相届但地頭其知行在之者於其所可納之事

一陣夫者二百俵に一疋一人充可出之荷積者下方升可爲五斗目扶持米六合馬大豆一升宛地頭可出候於無馬者歩夫二人可出之夫免者以請負一札之内一反に一斗充引之可相勤事

一百姓屋敷分者百貫文に三貫文充以中田茲下之事

一地頭百姓等雇事年中に十日充並代官請三日充爲家別可出之扶持米同前事

一四分一百貫文に二人立可出之事

一請負申御納所若大風大水大旱年者上中下共以<sup>ソイホ</sup>相法相定但可爲生糶之勘定事

一竹藪有之者年中に公方へ五十本并地頭へ五十本可出之事

右七ヶ條被定置也若地頭及難澁者以目安可申上候所仍如件

天正十七年十一月 小栗三右衛門尉 吉忠 印本申入 十七日

右三州額田郡大樹寺村百姓久七持傳之由右本書同州同郡西藏前村庄屋半兵衛持參爲見候に付寫置候事

○寛政二戌年二月人足寄場之儀に付書留同繪圖 長谷川平藏

成二月十九日松平越中殿御渡候御書付寫

此度無宿共加役方人足に被 仰付候間右御用可相勤候場所之儀は石川大隅守屋敷裏沼壹萬六千三十坪餘御用地に相成右之内取建被仰付候間御普請奉行へ相談其方請取地所築立等之儀は追々可被相伺候

一右御場所以來加役方人足寄場と可相唱候 成二月廿六日

此度加役方人足寄場取建被 仰付候

一人足とも作業之儀は勝手次第得手之儀を爲致申候

一職業いたし渡世相續可致體成候者は寄場差免家業可相成程之手當差遣し身寄之者へ引渡身寄無之候は其者出生之所名主或者地役人へ引渡家業爲致候様可申渡候

一職業を怠り又は申付不相用者は手鎖入牢其外各被

申付候儀者其度々不及伺存寄次第可被申付候

一重病又長病之分は溜預申付輕き分は寄場にて手當可申付候

一門出入嚴密にいたし立入候町人共は鎧札相渡し泊有之様可被致候尤番人共改方入念候様可被申付候

一火之元之儀入念可被申付候

一寄場諸色入用手當は米五萬俵金五百兩來年よりは米三萬俵金三百兩之積りを以御勘定奉行へ相談入用次第可被請取候尤年々仕拂之儀御勘定奉行へ可被申聞候

一人足とも追々相増候節は御藏人足其外御小普請場川浚之場所へ差遣し其外遣方心付之儀は追々可被申聞候

右之通可被得其意候

寄場人足共御仕置申付候儀

一盗いたし候者死罪

一徒竊ヶ間敷儀いたし候者死罪

一於寄場博奕いたし候もの死罪

但手合にかゝり候者其始未に隨ひ輕罪可申付候事

一職業不精又は申付不相用類再應答申付候ても不承請候者は遠島可申付候事

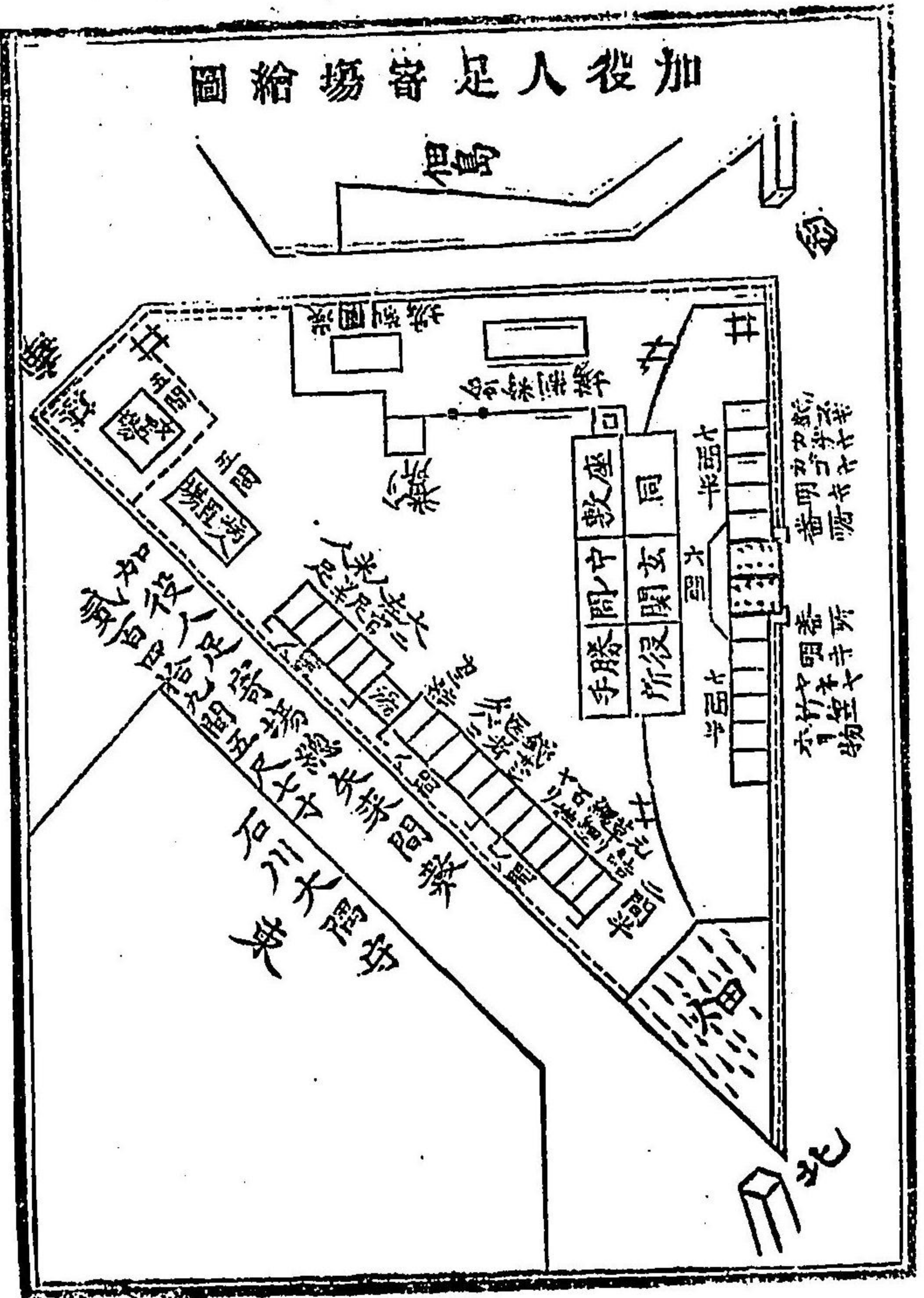
但輕き者は左州又は豆州島へ可遣事

一博奕又は悪行等不致者は其品に寄相應之褒美をあたへ可申事

一其方共儀無罪之者に付佐州表へ可差遣處此度厚御仁惠を以加役方人足にいたし寄場へ遣し銘々仕覺候手業を申付舊來之志を急度相改實意に立歸り職業出精いたし元手にも有付候様可致候身元見届候者年月之多少に無拂右場所を差免百姓出生之ものは相應之地所被下之江戸出生之ものは其場所へ店を爲持家業可爲致候尤從 公儀も家業道具等被下候歟又は其始未に寄相應之御手當可有之候若又ケ様に厚 御仁惠之儀も不辨申付相背職業不精にいたし候歟或は悪事等於有之は重き御仕置可申付者也

成二月

増訂一話一言卷三十七終



増訂一話一言卷三十八

○明和元年申年原武太夫書置候書物一時奇人  
 名前有之  
 先年より出入せし人数有増印す書落のぶんは思  
 ひ出し次第一笑ともに認之

- 一諸大夫 一布衣 一寄合衆 一御役人
- 一法印法眼之醫師
- 一出家紫衣 靈巖寺 池上本門寺 此外諸宗不殘
- 一儒者 堆橋主計 石川利助 荻生惣右衛門 深尾  
 權左衛門
- 一天文 青山藤十郎井 占運谷
- 一歌人 坂將曹 内山傳三 萩原又三郎
- 一れん歌 寺町百庵
- 一茶人 幡頭鷗翁 酒井日向守 齋藤頼母 兒島源  
 兵衛 山口黒露
- 一宗師 貞佐 超波 老鼠 古湖十 曲庵 乾十  
 春來 紀逸 祇丞 買明 田社 舊室 來示

左籬

- 一狂歌 五十夢
- 一誹諧師 麥阿 貞丸 瀧玉 椿井 右之外數不知
- 一算術 關新介 宮地新五郎
- 一能書 鳥石 願齋 大曉和尚 本目權左衛門 蜷  
 川八右衛門
- 一大文字 一梁
- 一劍術 平井八郎兵衛 森戸三太夫 村上淨翁 中  
 村三太左衛門
- 一鎧 松本利左衛門 大場勘介
- 一弓道 徳田大七 高須十郎兵衛
- 一鍬砲早打 漆崎清右衛門
- 一鍬砲張 益田新口
- 一馬術 柴崎惣兵衛 大石彌右衛門 小久江左内  
 鶴岡丹下
- 一鍛足師 岩井源左衛門
- 一繪師 狩野祐清 狩野梅軒 宗利
- 一能太夫 觀世三郎四郎 ヲキ進藤流藤井工石
- 一笛 古名人二會又六 野本幸次郎
- 一小つゝみ 長命喜兵衛



- 一大鼓 葛野九郎兵衛 福王半助
- 一たいこ 服部百助
- 一狂言師 大藏彌太夫
- 一幸若 秀平
- 一檢校 藤上 藤谷 岩崎
- 一勾當 早川 富世 右外座頭數不知
- 一八人藝 わせき 藤都
- 一頭梁 甲良志摩 辻村豊後 平内備中
- 一諸御用達 町人 人數不知
- 一所々名主數不知
- 一細字書 大塲仁左衛門
- 一神道者 戸田信濃 絹崎近江 藤池和泉
- 一樂人 角くら八 幡社人 加茂監物
- 一湯治場亭主 湯本九藏 湯之澤大こくや市右衛門
- 一の湯喜介
- 一鞠 栗本廣壽 同平馬 太田昌榮
- 一時計師 木村近江
- 一燒物師 名失念
- 一佛師 左近 七郎兵衛
- 一こも僧本寺 淺草一月寺 左内坂鈴寶寺 左内坂下安

- 樂寺
- 右之外こもそう數不知
- 一藏前者 一日本橋者 一小田原町者
- 一講釋師 志道軒 左文 玄竹 ついしやうけん
- 壽仙
- 一仕付方 森一學
- 一角力取 あや川 立田川清八 行事 庄之助
- 一人切 山田淺右衛門
- 一三絃師 近江 柏星 石村
- 一諸流淨るり太夫元祖土佐太夫を初かぞふるにいごまなし
- 一三絃諸流不殘
- 一琴 横田勾當 染部 田都
- 一三芝居太夫元不殘惣役者はやしかたかく屋木戸茶屋
- 一狂言作者 傳十郎改津村治兵衛 津村三郎治 並木良助 堀越二三治
- 一歌 中山小八 松島庄五郎
- 一身振師 三樂 新次
- 一こはいろ 坂東與兵衛 狹野万之助 左七 べつ

- こよう 此外數不知
- 一吉原五町の名主不殘亭主共人數不知中の丁茶屋た
- いこ持舟宿女郎かぶろ
- 一たどり子しづやぞうの千代小かねをはじめてる小
- てるるせよしてうかぞふるにいごまなし
- 一よび出し茶屋 女名失念 ゑびや方より
- 一比丘尼 せいこ
- 一品川本宿新丁兩名主ていしゆとも人數不知
- 一ひかわ 鼠や あつぎや
- 一音羽町 松川屋 いづみや いせや 大黒や
- 一せんじゆ 永樂屋全左衛門
- 一きつねつかひ 未得
- 一いづなつかひ 京八
- 一しやうぶ師 わらや小八 せいぞう五郎兵衛
- 一た庄兵衛 びくに善兵衛 かごみ源兵衛 せき
- 一だ次郎兵衛 瓜の仁右衛門
- 一欠込者 男達五郎左衛門 浜人川村九右衛門 しば
- や作十郎 浜人伊三郎 こはく藤九郎 多介子重次
- 郎 儀周善三郎 前島勘三郎 都味中 藤永勾當
- 一欠込女 かゑい女房 三中女房 叶屋安兵衛女房

鈴木やよし 森田文左衛門女房 買明女房 席遊娘

此外に身を投る女をたすけ世話せし事有り、引渡證文今以有之

大勢にくひたてられし米なれば貧乏せしもこはりぞかし

右原富五郎後改武太夫 原富といへる翁書をけるものに見へたり

市谷大隅町後尾州御やしき園込になる五段坂邊也 にすみて御先手與力をつとめし人其比三絃の名人也、武藝にも達せしと云予十六七のとき加賀屋敷原市内山賀邸先生の宅にて見しに、惣髮にて太刀こしらへの大小をさしたり、七十位の年なるべし

三絃きぬたの傳別に寫有之

或云、京鹿子娘道成寺の節は原富のつけし也と云、尾州章善院殿にしたがひてしばく青樓に遊びしと云、士の編笠をきずに塵中に入しは此人よりはじまれりぞ

○誹諧師乙由書簡寫後稱 尚々此度遺候は題發句 夢林 之分御座候卯花櫻



主膳守野  
道味守野源助  
友松海南

勝田陽溪竹翁  
元休

○右京門弟

小左衛門  
新右衛門 李助  
茂左衛門  
久左衛門  
弘以狩野彌三左衛門 弘甫彌左衛門  
弘除理右衛門

○御徒七番組書留之内數條

一公方様御機嫌御勝不被遊候に付昨晚七ツ過御三家御登城水戸殿尾張殿には御退出紀伊國様爲御後見昨亥之上刻二之九へ被爲入候只今廻狀來候

五月朔日

一二之御丸爲窺御機嫌出仕之覺

五月三日惣出仕 四日万石以上 五日出仕に不及 六日万石以上 八日御三家御譜代 九日外様万石以上 十日諸番頭諸物頭御役人寄合 十一日國持並四品以上 十二日高家衆諸衆同嫡子諸衆並同嫡子御奏者衆同嫡子 十三日御三家溜詰御譜代 十四日諸番頭諸物頭諸役人寄合 十五日不及出仕 十六日惣出仕 十七日不及出仕

十八日外様万石以上 十九日國持並四品以上

一半藏御門 竹橋御門 田安御門 清水御門

右古來之通前後往還有之候筈に候間四ヶ所御番所へ可被相達候尤向々へも通達可有之候以上

右之通り廻狀有之爲御心得如此に候已上

六月廿一日

源兵衛  
太左衛門

一うち責子は鳥を拂行也待せこはしげりへ先へ行居る鳥追立られてしげりへたりんとする處を御應合候山數多からせらるゝ時は最前のうちせこ直廻り先へ行待責子に成最前の待責子は亦うちせこに成代りく仕候待せこの所御着座也

一つかれ責子とは御座所之所にはり雉子に御應之台候と其御鷹につき走り行候てなりこめ申候但なり

こめとは雉子の落申所を申也

一責子の言葉るいこゝと申也聲を懸けて行心なり

一山をかけ候言葉は鳥をかける事さじより發る

一鳥をおさへ候事雁白鳥は羽をおさへ申候鴻鷲ははしばん川からすは足尤からすも足也

一平川口より御内證にて淺草下谷へ度々被爲入與勤衆も羽織にて御徒向は上下にて當番勤來候處當番より急に御供に出羽織と上下とまらゝに相成此方より相願羽織にて勤る尤當日計之事

一奥一ノ御挾箱黒縮緬御羽織入有之趣に御座候

黒縮緬御羽織被召被爲入候事御見上申候事

寛永七年三月

一戌正月廿五日護持院跡明地御成

壹番 數馬組共

壹橋之内大手之方見通シ竹橋御門外雉子橋迄

貳番 半四郎組共

神田橋外見通シ鎌倉川岸町屋見通シ三

河町左右横町澁江玄悅脇通リ稻葉丹後

守左右横町迄

三番 鞠負組共

内藤日向守屋敷番所横町より安藤右京

亮屋敷横町松平伯耆守屋敷横町駿河臺

迄

四番 新平組共

新平組共

松平紀伊守屋敷より飯田町坂下橋迄小川町水道橋所々横町迄

五番 善左衛門組共

雉子橋之外御堀端御普請小屋飯田町坂下迄

六番 小右衛門組共

飯田町御用屋敷前坂より清水御門之方所々見通り餅之木之方迄

七番 新六郎組共

飯田町坂上より田安御門之方御堀端一番町通牛込御門之方迄

御供代り 久五郎組共 彌左衛門組共

御側

高井五左衛門 市川甚五郎 土備半之允

頭役

中島次郎左衛門 牧三郎左衛門 鷲巢彌左衛門

上野七郎左衛門 土屋喜右衛門 吉川二郎左衛門

御小性

上村源四郎 奥村三平 同秀之助 大久保熊之

允

御近習役

富松喜右衛門 市川十次郎 村島清三郎 竹本  
澤右衛門 上原與三郎 島崎市郎右衛門

御抱守

石塙吉兵衛 彦坂丹右衛門 伊藤彌太郎 小林

利右衛門 中村元右衛門 熱善之丞 岡山左五

郎 爲井吉太夫 弓削多彌左衛門 熊倉斧右衛門

太田權右衛門 菅谷五一右衛門 小笠原彌太郎

中之間番頭

桑原權左衛門 與御番頭 鈴木三郎兵衛

御膳番

落合郷八 飯塚源右衛門

近習番

鈴木丈右衛門 田屋仙右衛門 寺島藤四郎 松

下專助

右之分二九罷有候不改晝夜斷次第に二九役人百

人組大手櫻田可申達候

一御納戸歸番之儀大御番頭小十人頭へ被仰渡候

一御徒目付小人目付げんじ候様に御目付へ被仰渡候

則御徒目付貳拾五人小普請入

右之通成十月朔日被仰付候

一大猷院様御代慶安四卯年戸田五郎左衛門組之節日  
光山へ御入棺之節落髮にて奉供大切に可仕旨久世  
大和守殿被仰渡御扶持方並御褒美頂戴仕候御番休  
相立申候

一捨文有之候節不及差出候燒捨可申候然ども御目付  
中之宛所又は頭杯之宛所にて候はゞ承合可申候以  
上

右之通り被仰出候

寅二月

酒狂致し刀脇差にて人疵付候者之事

一其主人へ預置疵付られ候者平愈次第療治代出させ  
可申候療治代出がたきものは刀脇取上ケ酒狂人は  
主人へ可相渡事

但取上候脇差疵付られ候ものへとらせ可申事

一右療治代疵の多少によらず中小性體に候はゞ銀貳  
枚徒侍は金壹兩足輕中間は銀壹枚差出させ可申事

酒狂にて人を打擲致候者之事

一右同斷但刀脇差取上ケ候に不及身上限り諸道具取

上ケ打擲逢候者へとらせ可申事

但右酒狂之儀主人へ斷候節欠落と申立候共主人  
方を罷出三日之内にて候はゞ欠落に相立申間敷  
候事

右三ヶ條町人は則牢舎申付候次第同斷但主人無之  
ものは宿所へ歸し可遣事

酒狂にて諸道具損さし候者之事

一過料出させ損失之ものへ取せ可申候輕き身上之  
ものは身上かぎりに可申付候事

寅三月十六日

○彈左衛門由緒の事

一彈左衛門善七五年以前度々御裁許有之候處善七よ  
り彈左衛門支配にて無之段相論去ル廿一日評定所  
へ被召出候由

彈左衛門 善七 一類七人 是は善七方  
七人云 貳人者

三人者 右者非人支配

一去ル廿一日評定所にて被仰渡候は五年以來度々御  
裁許有之善七を彈左衛門支配に無之段相論不届に  
候當善七十三歳幼少何事も不存候處に右七人者共

相論依之七人者彈左衛門へ被下候彈左衛門方之仕

置に可申付候右七人之家財闕所に可仕候旨被仰  
付候處七人之内壹人無念存評定所之石垣に頭を  
打付舌を喰切申候由則彈左衛門方より壹人に四人  
宛相付評定所牢與に乗町與力衆同心押彈左衛門方  
へ被參候由

一彈左衛門より善七方之屋敷七人之者家財闕所に差  
遣候處善七屋敷之内騒動にて善七立退候由右屋敷  
之内門を閉内へ壹人も入不申候由貳人者三人者は  
七人者に組不仕候に付御構無之善七幼少に付御公

儀より貳人者三人者へ善七御預け善七守立候様に  
被仰渡候彈左衛門鎌倉住人藤原頼兼寛文七年未三  
月二日以付書申上候次第

右は二月廿二日於江戸金剛太夫能有之廿三日より  
天氣惡敷廿八日より亦初り以上四日迄諸口口衆棧  
敷は口口舞臺樂屋以下は酒井證岐守殿御取持にて  
結構成様子之由初て能仕候太夫より兼て彈左衛門  
方へ案内不届に付舞臺打破候ごたくみ廿八日之朝  
諸大名柴町人等貴賤群集之處能初り可申時分彈左  
衛門手合之者五十人程召連鑑長刀爲持以使金剛太

夫是へ罷出候得可申子細有之候其上可相渡物有之候急度罷出候得と申遣候得ば太夫出合不申時御老中より御意被成候て彈左衛門退出可仕候能濟候て御尋被成候に付如此書付

鎌倉住人藤原頼兼彈左衛門穰多よし下し者

穰多長吏彈左衛門 猿引 渡守 座頭 非人

山守 青屋坪立 舞々 鉢叩 筆結 猿樂

結捌 關守 陰陽師 土器作 鏡打 壁塗

石切 獅子舞 鑄物師 放下師 裝作 傀儡師 等縫 辻目暗 傾城屋

右之外道之者數多附有之盜賊輩除之頼朝卿より御判有之湯屋風呂屋傾城屋下に付人形廻し淨瑠璃語は傀儡師下に付貳拾八番下可爲也頼朝卿よりイミナの字其外系圖有之候以上

一御意被遊候は前方被仰出候去年も冬被御出候御勝手之儀段々御指詰被遊候上去年之御損毛に付去暮之御切米之内當春迄御借り遊被候事に候夫故當年は被下置候御切米御拂底之御事に候段々當暮は右之不足すたりにも可被遊哉と被爲思召候亦是御人をも可被減と被思召候程之御事に候併夫にても御

仕置被爲遊候哉と申にては無之御不便に被思召候右之損毛之儀は天下半分と申程之儀にても無之僅の事に候得共右之通御勝手御指詰被遊方も無之思召候依之諸役所御儉約之儀被仰出候得共思召候様に不相届候此上御手廻にて御膳所御小納戸御身之上之儀彌以御詰可被遊より外之儀無之候兩役所にて只今迄段々諸事被仰出候得共此度も右之躰之儀にては無之何も信實相心得可相勤候右之儀損毛にさへ御切米等も得御借不被遊候程御勝手御指詰被遊候前々は時々御切米御借不被遊候も順送に被下置候儀にて無之候彌以右之通りに諸役所萬端心を付候様に被仰出候得共未々迄は遠き事故思召候様に無之候萬端御不自由成を上に御すき被遊候てケ様に被仰付候哉と面々身之上考見可申此上は御身廻と被思召故手廻之儀隨分御詰被遊候御膳所御召方只今迄致方は誰にても可成義に思召候自今御事欠之など存ては成申間敷候勿論兩役所いか様に致候とてても少も御定に成申候程之儀は無之候得共左様に捨置可申様に無之右御切米等得御借不被遊候事に御政務之御甲斐なく御人少

も難被遊程に御迷惑に被爲思召候御手廻り之儀諸役所之承傳にも可罷出事にて勿論外之手本に可致との思召にては無事に候偏に御身之御勤と被爲思召御事に候間信實に相勤候様に被仰出候以上

寅五月廿六日

右御徒方書留に見ゆ

○安永改元林家書上

明和九辰年十一月改元之年號文字御尋之節申上書付寫

年號文字九號拜見仕候處何も出所等宜御座候其内安永文長之二號宜奉存候

安永

文長

安ノ字上ニ付候ハ安和安貞

永ノ字下ニ付候ハ寛永寶永

文ノ字上ニ付候ハ文明文祿

長ノ字下ニ付候ハ建長慶長

安和 冷泉院

安貞 後堀河院

寛永 後水尾院

寶永 東山院  
文明 後土御門院  
文祿 後陽成院  
建長 後深草院  
慶長 後陽成院

前々年號文字相考候處二號共宜奉存候其内安永之方寛永寶永之例御座候て別而宜奉存候以上

十一月四日

○文化改元記

林 大學頭

文化

周易曰。觀乎天文。以察時變。觀乎人文。以化成天下。

後漢書曰。宣文教以章其化。立武備以秉其威。

嘉德

左氏傳曰。上下皆有嘉德而無違心。

史記曰。長承聖治。群臣嘉德。

嘉政

唐書曰。嘉其美政。題贊於聽事。

萬寶

文選曰。蕩乎大乎。萬寶以之化。



唐詩守庚申之說本此。

柳柳州罵尸蟲文。見柳文十八。羅景給書罵尸蟲文後云云。見鶴林玉露天集四。

群談採餘十辨惑部曰。道家言。人身有三尸蟲。謂之三彭。每庚申日。乘人之睡。以其過惡。陳之上帝。故學道者。遇是夕。輒不睡。許鄧州詩云。夜寒初共守庚申。是也。柳子厚集有罵三尸蟲文。吳淵穎有三彭傳。則儒亦以為有是物矣。嘗記避暑錄話載程案霄詩云。不守庚申。亦不疑。此心嘗與道相依。玉皇已目知行止。任爾三彭說是非。此近道得孔子禱久之意也。

續日本紀卷九。神龜元年。冬十一月。庚申。召諸司長官並秀才及勳功人等。賜宴於中官。賜絲各十綯。按武天皇即位改元神龜元年正月號者誤矣以曆推之冬十一月朔丁巳四日庚申

延喜帝庚申御遊。見四宮記

朱雀帝天慶二年內裏有庚申御遊。平表

一條帝長保元年五月九日庚申。以曆推之是月朔壬午無庚申六月朔壬子九日庚申表

菅家文草。守庚申詩二首有之。

庚申夜寐時誦歌。見清輔袋抄子。

俗傳庚申緣起。帝釋使猿來天王寺云云。是浮屠竊道家說造之耳。夫守庚申之惑甚矣。不足深辨也。柳文之罵玉露之議。皆可以打破酒盞飯袋。而羅氏為優矣。程道士爭得丘藤之意。其滑稽可哂耳。

本朝庚申元祭猿田彦神。相傳之秘訣也。明詠之歌。伊勢御師口傳有之。其顯云近來蟻龍子者俗說辨庚申之事不世儒不學神道而讀我國之事故其顯多是疎格致知之故也

○名物出猿入猿之御鏡傳來寫

應永中將軍足利義滿公御隱居鹿園院殿御馬妙術に御達之上御自身に鞍鏡を御打被遊候然る處御夢中に猿之御幣かたげ居候を御覽被遊依之御年御四十一と二に右出猿入猿之御鏡を二足御打被遊尤其砌八幡へ御側乘三七日參被仰付將軍にも二十一日之内御精進御けつさい御慎被為在御武運長久之御祈願被遊御出陣之節は右御鏡を御乘替に被遊正月御乘初之節は右御鏡御飾附被遊御持傳之趣にて殊に抱齋前之ものに戴かせ候得ば決而輕くいたし候由申傳候一名御守鏡とも勝利鏡とも世に申傳候出猿之御鏡は松平阿波守様御所持此度外方より之は入猿之御鏡に御座候猶委敷は本書に有之

辻山城守

政雄

二ツ折裏白

紋入猿之鏡一覽

致候之處東山三代目將軍

義滿公鹿園院殿御正作に無怪者也御秘藏尤の事に候為後日仍添狀如件

文化十三丙子年

正月廿一日

辻前山城守

入道篤翁判

追加寛政年中此御鏡

一覽吟味之上添狀認置

候得共燒失に付此度

再覽之上添極相認進

候者也

○白川候和歌

寛政五丑年御補佐松平越中守殿巡見之節

丑三月廿三日山田旅宿にて長閑なる春雨に時を

得て荒田うちかへすさまいと賑はし我輩は今日の雨をうしといふ也されば矢人の悦所は函人の愁る所也只その輕重を計りて本末を考へてその得失をも知るべき也只目の前の榮辱にひかれて姑息によりて苟且におちいるこそなげかしけれ

源定信

田民草のうるはふ雨に時を得て古きにかへす春の小山

其澤未徧民落未改困窮未愈がごとし爰に至て我輩の罪にして言べき言葉もなし

右丹州へ御勘定奉行郡代兼久世丹後守

今日人々いふ空の半に白妙に登へたるは又たぐ

ひあらじ實に富士に勝る高きは有まじといふに

ころ

彌高き君が恵にくらべては塵ひちなれや雪の富士の根

右森山源五郎へ御目付

○丹後國成相寺境内地裂候御屈文化元年

私在所丹後區宮津城下乾之方山手貳里程隔候て成

相寺觀音安置仕有之候去亥年十二月下旬より右境内





言織來ぬる古事のことの傳へをおむかしみ思ふさが  
ありてひいな草根とひ葉とひに問さぐる耳の垢取り  
との底にとまれる事等竹馬のころにのれるふし  
のなにはのことも手習の机によりて石なごりひ  
とつたささ丸盡し繪にさへ寫し年月とつもれるま  
にま思はさくいろのかみ難ふるさ世を今のうつとに  
みるが如あらせんものと鏡磨とさし心を振たこしつ  
めるいさをは山の井のあさくはあらぬ淺黄梳ふたご  
せみごせ飲くひも味だにいらす寝ふしもうまくはな  
さで風呂禰かきあらためしらく巻のふみを携へ名古  
屋帯打くむ糸のよりく暇ある日は茅柴馬きうり  
の牛の牛は牛馬は馬づれと虫垂のきぬのうらなき友  
ごちをかたらひあるき春部には上野の岡の櫻蔭花を  
みる日も芳野なる花の果物いかにして得ましとねが  
ひ秋立ば隅田河原にすむ月を翫ふ夜も駒形の螢のあ  
とを追ひしのびをぐらき方は道々の人にもたづね  
自らもさとりわきたため玉かたき籠挑灯のもるなく  
燈をかきげ見世棚に火榻の檜硯蓋齡の末に若草の後  
妻打の手摺小木としのはじめに玉はやす聲を祝へる  
粥杖の古ものすらを置並て商ふが如こたくのこと

書まじへ珍らしき書となしつゝ夏の日のねぶりを醒  
し長き夜の醉を醒しぬうべなく醒の翁と人皆のた  
へし事も此ふみを見てぞしらるゝこれぞ此浮世袋  
の底寶打出の槌の價なき寶なりけるつきくに出  
る寶をいつしかと待てるほどにいかなりし宿世結の  
玉の緒か世を長月の名にも似ず菊の雛にさき立て  
豆腐に見ゆるもみぢばの過ていぬると岩がくれ隠れ  
遊びのうつたへに影だに見せず聲もせず成にし日よ  
り目なしごち軒の雀の鳴くらす友をあどもひ今日さ  
らに涙の雨のふるづくる後のかたみと築籠し塚に香  
焼むくくの小袖の袂しほりつるかも

反歌  
此山の花や紅葉を机代春秋とはむ塚もなつかし  
○諸國銀銅山名  
一野州足尾銅山 吉川永左衛門  
一奥州半田銀山 寺西重次郎  
一石州銀山 阿久澤修理  
一但州生野銀山 恩田新八郎  
一攝州多田銅山 石原庄三郎  
一出羽國幸生銅山 池田仙九郎

一備中國吉岡銅山 松平越後守御預所  
一陸奥國叶津村出銅 松平肥後守御預所

○新編江戸志抄

引用之書目

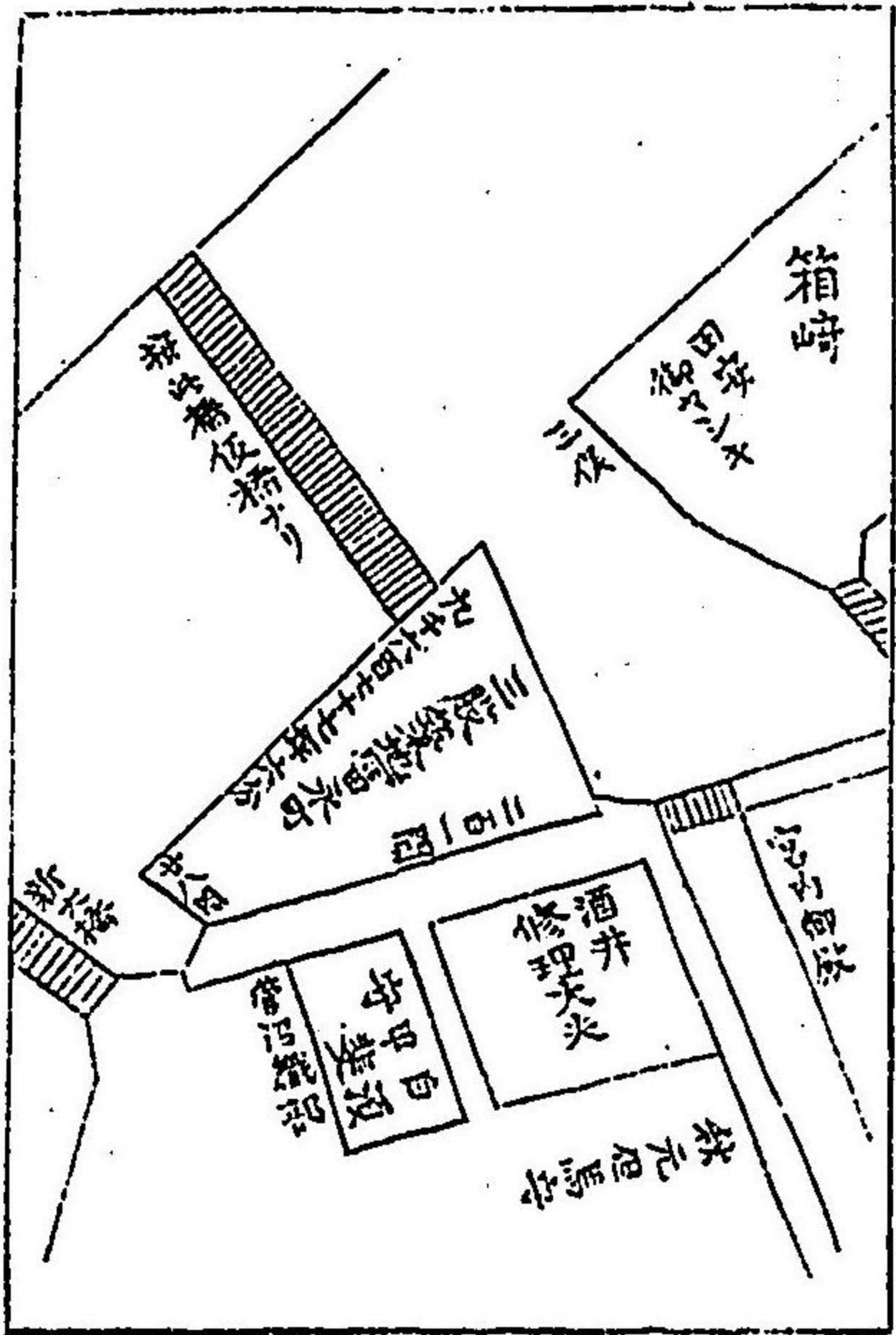
舊事紀	日本書紀	續日本紀
日本後紀	三代實錄	文德實錄
類聚國史	神名帳	扶桑略記
公卿補任	一宮記 <small>建保頃</small>	和名類聚抄
武藏風土記	元亨釋書 <small>荒木田氏印</small>	諸神記
万葉集	伊勢物語	八雲御抄
井蛙抄	更級日記	名所方角抄 <small>宗盛</small>
幕景集 <small>太田道灌</small>	名所類字和歌 <small>洲川玄旨</small>	
萬葉代匠記 <small>契沖</small>	勢語廳談全	勝地吐懷編全
東鑑	源平盛衰記	參考太平記
鎌倉大草子	關東治亂記	北條五代記
北條盛衰記	豫章記	武德編年集成
家忠日記	關難問記	本朝通紀 <small>長井定宗</small>
將軍家譜 <small>道春</small>	本朝三國志	婦女傳系
諸家續胤	諸家醫傳	武家名數 <small>白龍子</small>

諸家系圖	猿樂傳來記	寛永記
和漢三才圖會 <small>安其</small>	高野事略	了譽上人行業記
北國紀行 <small>豊基</small>	丙辰紀行 <small>道作</small>	遠遊紀行 <small>山崎</small>
鎌倉紀行 <small>戸田氏</small>	木曾路記 <small>貞原氏</small>	驛路鈴
東海道記 <small>松井喜春</small>	神社考 <small>道春</small>	神社啓蒙 <small>白井宗因</small>
諸社一覽	神社略記 <small>荒木敦春</small>	一本 <small>俊逸</small>
武藏野路草法源	名所談 <small>元祿七年</small>	江戸雀
江戸鹿子 <small>松月堂不角</small>	江戸砂子 <small>治涼亭</small>	武藏野地名考 <small>田澤長草</small>
江戸名勝志 <small>南陽子</small>	詩家地名考	地名箋
南向茶話 <small>酒井忠昌</small>	求涼雜記	高田雲雀
落穂集	舊事茗話	新著聞集
江戸繪圖 <small>寛文天和</small>	耳底記 <small>光廣卿ノ耳底記</small>	
著實異事	新見隨筆 <small>正朝入道</small>	温故隨筆 <small>竹邊平</small>
宗祇烟國記	國名風土記	國華萬葉記
珍書考 <small>鶴岡信興</small>	江家次第	可成談 <small>祖米</small>
舉白集 <small>木下長嘯</small>	風土記 <small>殘編辨</small>	兵家茶話
都のつと <small>釋宗久</small>	政談 <small>祖米</small>	東武編年錄 <small>道春</small>
秋ね覺	同舊記	大系圖 <small>公定朝臣</small>
諸社諸寺緣記	同舊記	政事要略
鎌倉志	犬追物記 <small>林春齋</small>	神明馮談 <small>多田義俊</small>

關東古戦録横島氏 雑話筆記白龍子 螢雪新話紀音子

萬葉考真淵 寺社拾遺 鎌倉九代記

江戸志卷一



安永壬辰年馬込勘ヶ由願之三股新地築立御用掛御  
目付河野吉十郎安嗣○九千六百七十七坪六合號三  
股富永町  
寛政元己酉年冬大川凌に付如元堀之河となる御手  
傳立花左近將監阿部伊勢守秋元但馬守被仰付候此

土を假橋を掛深川へ運靈雲院其外へ置候由

加賀美遠清之圖

同書卷三

神田社

江戸砂子云略按するに、江戸砂子に延文頃より將  
門靈を祭神田二座とする事誤なり、寛永記曰寛  
永三年十一月十日京都より公家衆下向是は行幸  
御禮の爲也、此時鳥丸大納言光廣卿江戸須田町  
を通られしに垣結廻したる古塚ありける、御覽  
して如何成者の標とぞ尋られしに、是は平將門  
也、勅勤の人故古へより如此誰祭る事も成ざる  
由申ければ、光廣卿將門は朝敵たりといへ共武  
勇の名譽ある人也、最早年久しく歴たれば勅免  
有て八所御靈の例に任せ神靈を祭らば國家の鎮  
守共成べきとて、將軍家へも現れ、歸京の後奏  
開有て勅免有しかば、近所故神田明神の社内に  
祭り、貴賤群集して參詣せり、寛永三年十二月九  
日勅免有ける也、神託により九月十五日祭禮有  
と記す、しかれば將門を相殿に祭りしは寛永よ  
りの事にして、往古の沙汰にはあらず、江戸砂子

誤れりといふべし

同書卷五 近藤金八義休

孤雲山乘蓮寺

浄土 増上寺末



右は乘蓮寺境内にあり

覃云今此古碑をすて新碑を建つと云

伽羅稻荷社

一名木下藤吉伽羅稻荷と云、その本源鎮座の年  
歴をしらす、予一とせ此稻荷へ詣て社僧に尋ぬ  
るといへども縁起さだかならず、本意なく歸り  
侍りき

同書卷六

旭曜山未成院常照寺上高輪

天台 上野末

太子堂 十六歳御影御自作

稻荷社

増訂一話一言

庚申堂 青面金剛は民部卿作也 縁起略

松花石 當寺寶物長一尺幅八寸程厚サ五寸計

前橋少將の亭へ天女持來りしを當寺へ奉納

申候とかや其箱の銘に

奉納古木化石一物

江戸城外志波聖徳太子堂

万治元年閏十二月廿二日前橋少將忠清



同書卷七

赤坂

或人の云、赤坂の見付は寛永十二年乙亥十一月十  
一日よりはじめて建往來せしと、赤坂名主秋元八  
郎左衛門方帳面書留ありと云、又いはく左の趣秋  
元八郎左衛門方古帳面在之由、八郎左衛門が父貞  
雄へ物語の由書付留置候  
一貝塚と云事、赤坂鮫ヶ橋杯と云、上古は大久保  
四丁町邊梅の木市谷麴町五丁目邊までを貝塚と  
云、南の方は西の久保ふきで町邊迄貝塚の内也  
とぞ  
一赤坂一木町の町家になりたるは天正十九年の事  
也

一上古は人次と書しを後一木と書替たり、是上一木下一木兩所共に大木ありし縁也、上一木といひ傳へしはくらやみ坂禪開業王寺に大木の板ありて一木薬師と云、下一木の板は元永川辨天の社内の板也、但下一木も薬師在也清岸寺の薬師也、是上一木の薬師と同作同木なるよし申傳へたり

一赤坂田町家となりしは寛永十二年同十三年兩年に町家となる

一赤坂傳馬町の町家となりしは寛永十六年の事なり

一赤坂御門外の稻荷を玉川稻荷といふよし、これは水道方玉川庄右衛門勸請の稻荷にて神木に柳あり、上古赤坂御堀は黒田家館の邊迄の間を柳堤と云云、是上古秋元八郎左衛門畑境の柳の由也、片黒田家辻番所の側に在也柳は右古柳の内の木なりと云云

同書卷九  
豎川

續砂子に一ツ橋長九間三のはし長九間中の橋に新

辻番とも四の橋十間五ツ目は橋なし船渡也六ツ目も橋なし橋々の間凡四丁程あり  
貞雄云豎川は淺草川の入口より逆井の渡し迄一里八丁四拾八間ありと云

撞木橋 中のはし前三方に掛るを云

扇橋 小名木川通り新高橋の所三方に掛るを云

同書卷二

新吉原ノ次ニ

枕橋 反圃慶印寺の石ばし也片葉のあしあり

單按今俗に源吾橋の所をいふは誤也

○高陽園飲卷 中屋六左衛門酒家ナリ撫番漢筆ニモ此酒殿ノコトアリ

高陽園飲序

千壽驛中六亭主人。今茲年六十。於是開初度之宴。爲鬪飲之會。乃先期發招單。大集都下田間之飲客。如狂花俗言波真多智上戸病葉俗言福武起上戸酒悲俗言奈津上戸歡場俗言利久害馬俗言利久津上戸俗言利久之類。則既斷卜吉之日。相會者凡一百餘人。皆一時之海量也。各々左右分隊相座。每方一人升席。左右二人相對而舉白焉。乃立觴政。置錄事而督之。嬌女三人侍其側而給仕焉。皆柳橋之名妓也。一人捧盃而進舍其前。二人各執注子。左右注之。其酒則所謂玉

綠。即伊丹之上釀。其羹則鯉魚。即綾瀬之鮮鱗也。肴核雜陳。種々不一。其盃則描金雕鏤。實希世之珍也。自五升而登之。或一斗或二升。受三斗爲至大而已。或有一口吸盡者。或有數口而竭之者。大小之蓋一々傾其籌者。是爲第一名焉。其餘則次之爲差。各々簿錄。以課甲乙輸贏。其籌不滿斗者。不在此數。各々双手捧盃引滿。蘇飲不餘一滴。實如長鯨吸百川矣。觀者皆吐舌。座客喝采不已。至飲畢。衆莫有多言喧嘩。皆致禮辭謝而歸。余亦酒人也。雖然吾自知其量之不敵。退逃其隊。在傍而觀之。乃歎云。古人謂酒有別腸者。如今日之人者邪。宋張安道劉潛石曼卿。日夜對飲。而不別輸贏。明王漸白下道士。鬪飲而定甲乙。水蓮道人輯酒頰。無懷山人著酒史。以述其事。爲太平之盛事。不亦宜乎。嗚呼主人壽已六十。而又自祝此太平之盛事。則主人之先。其有天之美祿者乎。時文化十二年歲舍乙亥冬十月廿一日也。

後水鳥記  
關東鵬齋老人與稱龍父撰

文化十二のとし乙亥霜月廿一日江戸の北郊千住のはし中六といへるものゝ隠家にて酒合戦の事あり、



門にひつこの聯をかけて不許惡客下戸入庵門としるせり、雨山先生の書なり、玄關ともいふべき所に袴きたるもの五人、來れるものをのくの酒量をとひ切手をわたして休所にいらしめ、案内して酒戦の席につかしむ、白木の臺に大杯をのせて出す、そのさかづきは

江島盃五合入  
鎌倉盃七合入  
宮島盃一升入  
萬壽無疆盃一升五合入  
縁毛龜盃二升五合入  
丹頂鶴盃三升入

をのくの杯蒔繪なるべし  
千香は臺にからすみ花盃



さぶれ梅等なり、又ひとりの臺に蟹と鶉の焼鳥をもれり、羹は鯉のきりめ正しきにはた子をそへたり、これをみる賓客の席は紅氈をしき青竹をもて界をむすべり、いはゆる屠龍公文晁鵬齋の二先生その外名家の諸君子なり、うたひめ四人酌とりて酒を行ふ玄慶といへる翁はよはひ六十二なりとかや、酒三升五合あまりをのみほして坐よりまかり通新町の秋葉の堂にひとひ一睡して家にかへれり、大長ときこねしは四升あまりを盡して近きわたりに酔ふしけるが、次の朝辰の時ばかりに起て

又ひとり一升五合をかたふけて醒をさききのうの人々に一禮して家に歸りしとむ、掃部宿にすめる農夫市兵衛は一升五合もれる萬壽無疆の盃を三ツばかりかさねてのみしが、焼る蕃椒みつのみたりきつめて叔母なるもの案じわづらひてたづねゆきしに、人より贈れる牡丹餅といふものを圍爐裏にうちくべてめしけるもたかし、これも同じ邊に米ひさぐ松勘といへるは江島の盃より飲はじめ鎌倉宮島の杯をつくし萬壽無疆の盃に至りしが、いさゝかも酔しれたるけしきなし、此日大長と酒量を戦しめてけふの角力の最手占手をあらそひしかば、明年葉月の再會まであづかりなだめ置けるとかや、その證人は一賀新甫鯉隠居の三人なり、小山といへる驛路の佐兵衛ときこねしは二升五合入といふ縁毛龜の盃にて三たびかたふけしとぞ、北のさと中の町に住る大熊老人といへるは盃の數つもりて後つるに萬壽の杯をかたふけその夜は小塚原といふ所にて傀儡をめて遊しとさきく、淺草みくら町の正太といひしは此會に赴んとして森田屋何がしのもとにて一升五合をくみ雷神門まで來しが、其妻たひ來て袖ひきてとゞめしをいな

とてすまひければその邊の者の俠客の長とよばるゝもの來りなだめて夫婦の者をかへせしが、あくる日正太千壽に來りてきのふの残り多きよしを語り三升をます飲せしとむ、石市と聞けしは萬壽盃をのみほして酔心地に大歌舞のうたうたひしもいさましかりき、大門長次と名たゝるをのこは酒一升酢一升醬油一升水一升とを三味せんのみとよきにあはせをのくかたふけつくせしも興あり、かの肝を膾にせしといひしとぞこれ腹を三杯漬とかやいふものにせしにやと云べし、ばくらう町の茂三は縁毛龜を傾け、千住にすめる鮎與といへるも同じ盃をかたむけ、終日客をもてなして小盃の數かきりなし、天五といへるものは五人ととも酒飲てのみがたきは皆たふれふしたるにをのれひとり恙なし、うたひ女たいくお文はひねもす酌とりて江島鎌倉の盃にて酒のみけり、其外女がたには天満屋のみよ萬壽の盃をくみ酔人をたすけ得てみづから酔る色なし、菊屋のたすみは縁毛龜にてのみたつたといひしはかまくらの盃にて飲ちかきわたり酔ふしけるとなん、此外さけを飲といへどもその量一升にみたざるはぶきていは

ず、文晁鵬齋の二先生はともに江島鎌倉の盃をかたふけ小盃のめぐれる數をしらす、歸るさに會主より竹輿をもて送らんといひおきてしが今日の賀筵に此わたり驛夫のわづらひあらん事ををれしに、はたしかば驛夫のわづらひあらん事ををれしに、はたしてみな酔臥て興かく者なし、この日調味の事をつかさどれる太助といへるは朝より酒のみて終に丹頂の鶴の盃を傾しとなん、一筵の酒たけなはにして盃盤己に狼藉たり、時に門の外面に案内して來る者あり、たそと問へば會津の旅人河田何がし此會の事を聞て旅の宿の主をともなひ推參せしといふ、すなはち席に臨て江島鎌倉より初て宮島萬壽をつくし縁毛龜まで五杯を飲ほし猶丹頂の盃のいたらざるをなげく、ありあふ一坐の人々肝をけしてこれをとゞむ、かの人のいふ去がたき所用のありて明日は出たゝんとすれば力およばず、あはれあすの用なくば今一献つくさんものをと一禮してかへりぬ、この日文臺にのみて酒量をしるせしものは二世平秩東作なりしと、むかし慶安二のとし大師河原池上太郎左衛門底深がもとに大塚にすめる地黄坊樽次といへるものむねと

の上戸をひきぐしおしよせて酒の合戦せし時、犬居目禮古佛の座といふもの水鳥記に見たり、ことし鯉隠居のぬしに到りてふたゞびこの戦をもやふすと告るまゝに犬居目禮古佛座禮失求詣千壽野といふ事を書贈りしかば、その日の懸物にはせしと聞けし、かゝる長鯨の百川をすふごときはかりなき酒のともがら終日しづかにして亂におよばすまた禮義をうしなはざりしは上代にもありがたく未代にも又まれなるべし、これ會主中六といへるもの、六十の壽賀をいはひてかゝる希代の戯をなせしになん、かの延喜の御時亭子院にみき賜りし記を見るに其選に應ずる者わづかに八人、満坐酌可して起居静ならず、あるは門外に偃臥し、あるは殿上にゑもいはぬものつきちらしてわすかに亂れざるものは藤原の伊衡一人にして駿馬を賜りて賞せられしとなん、かれは朝廷の美事にしてこれは草野の奇談なり、今や墨田河の流つきせす筑波山の茂きみかけをあふぐむさしの、ひろき御めぐみ延喜のひじりの御代にもたちまさりぬべきと此一巻を見てしるべきかも

六十七翁蜀山人緇林樓上にしるす

右後水鳥記一篇原本佚焉今據齊藤雀志君所藏高陽關飲圖卷補之明治癸未八月 南洋學人識  
酒戰場中勒酒兵。東西排列各策名。看如陵酒如海。飲似千尺橫湖鯨。時今太平無一事。纔於醉鄉見戰爭。鴛鴦杯鷓鴣杓。滿々斟來輕々傾。將此酒軍有所向。定識天下無愁城。生來我亦太愛口。精邸會欲因君營。

詩佛老人大窪行

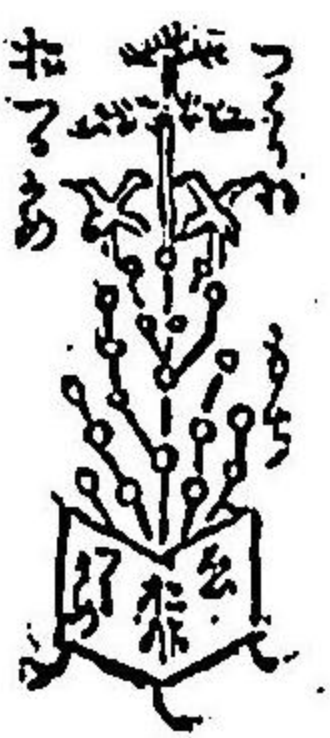
題酒戰圖

前年余在崎陽。屢與唐客劉景筠江芸閣輩飲。皆能飲其酒。而不能飲吾酒。因叩其說。乃云。苦蕪醞而頭痛矣。試味其所齎紹興酒者。其淡而帶酸。飲至數十盞始能面潮紅已。因是觀之。八僊歌中。三盃已上。飲至五斗者。亦甚易々已。頃千住中六隱居。以酒戰圖卷乞跋尾。南畝醉客記之。鵬齋酒人序之。盡矣。如余小戶。夫復何言。唯記前年與唐客飲事而返之。嗚呼使此酒兵與彼十萬。相當千倉海上。則其能不醉倒而歸者。亦僅三人也己。乙亥嘉平月。寬齋寧題。時年六十七。

○元和七年辛酉十二月資勝卿記女御禮御脇フサキノ  
元和七年辛酉十二月十五日

一女御禮御脇フサギ也資勝卿記

御わきづげの御いはひのしだい  
めし物御はたごうばいふたつゑり御はりはかまの御うへにいづゝぎぬ色は薄色御もんあふひのまゐる御かけおひたなじ御もんにからたり物御うしろのもはつねのごとく御ながかもじにて御さへ御なをりなされ候  
てかう御いは  
ぬのやう  
右左にいか物三せんつゝ  
中にひきわたし御ほうさう御てうしのくこんつきに三ぼんだての御いはひみな御せんに松たけつるかめゑをかき申候なり  
四はうにむすびまつをたてすみぐにしろきねりいどふさ〜とむすびさげ中の御せんにほこはく御おほきにぎやうにして金がみにこしをまきうへにまくわうりほごにつくね申候御こは三ツすへ二の御せんくさのすぎなりの御きやうさてその外はつねの七五三にて御さ候これはこなたの御てんに



かたぐに三  
せんつゝ以上  
六せん御すは  
りなされ候こ  
れはなないか  
物さ申候

御まへ

上々ふは大なごんのすけ殿御てながはひやうぶ卿殿御まへしこうはごん中なごんわたくし大御ちの人  
左に御みすをかけ御しのびにて  
うへ様 女院の御所様御けんぶつなされ 女御様の御うつくしき  
うへ様もながめいらせられ候つる  
はれの御せんひやうぶ殿げにもめされ候てめでたくうつくしきさすが みだい様めしつかい入候と女院の御所様御ほめなされ候てわたくしまでまんぞく申候計にて御座候十五日は  
上様御しやうしにてとて又十六日御所へなしまゐらせ候はんの御ふた所様御いはにて候つる十六日にはだいはんごころと申候所にて 女御様御きぬまへのごとくめして御ひたいにさしぐしと申て色々の物御さしなされ候て同じ所のはうへむかはせられ三たび御はいと申候事なされ候てさてうへ様の御まへとならせられ候御さはいつも 公方さま御さんだいの所にて御さ候三こん御ふた所

様御まへごぞりて女御様の御しやくにて  
 うへ様の御しやくにて 女御様へまいられ候この  
 いはひは女中たちませすに御ふた所さまにて候御  
 さかづきあがり申候このさしぐしあそばし候へば  
 てん人などのやうでよくにあひて御うつくし  
 うへ様さきくへならせられ候とぞりなされ御す  
 がたながめいらせられ候つねのごとくの御きぬよ  
 りちいさく御身さまもよくにあひつくりうつくし  
 さ御まへのしゆうもいまひごめ見申たさごほめ申  
 され みだいさまの御めかけ参らせたくごぞん  
 じ候ばかりにて御さ候つるあささきわけきこへ申  
 まじく候へ共申上候ひろう候てくだされ候べく候  
 めでたくくくくくく

上々婦さま  
 あはさま

○細井廣澤書版

尙々御念入候御書中奉奉存候  
 貴札 添致拜見候 大畧  
 野崎家見へ御傳申候奉奉存候由  
 之時 節 御 堅 勝 珍 重

申文三郎廣々所へ奉候て悦申候い上  
 奉存候 私儀今度無存懸  
 百人組與力闕へ被  
 召加殊に舊功等も相立候上  
 學問手迹等迄御用にも可  
 指立旨にて御指人と申  
 事に罷成候外實ともに難有  
 奉存候然ども組屋敷程遠  
 存候て御遠々敷可罷成哉と奉  
 存候御内様へも宜奉頼候爲  
 御祝儀 鰻魚一折被懸  
 貴意奉奉存候恐惶謹言

組屋敷  
 寄山百人町也

六月二日

知慎

細井次郎大夫

松島道由様

知慎

丁丑仲秋九日寫

○草履打意趣松田敵討の事  
 此真蹟購得藏于杏花園

草履打意趣松田敵討名前

本名 松井

六條判官爲義四男松井冠者維義十八代松井右近將監

忠次依

台命家名實名改一字拜領

源康親 周防守 康重 周防守

康映 淡路守 康登 彈正少弼

康貞 周防守 康豊 周防守

康福御老中 周防守康登ノ奥方ハ龜井豊前守茲政末

康定 當主周防守始左京亮

五万四千石 石州濱田城主

宇多源氏龜井

源茲矩 武藏守 政矩 豊前守

茲政 豊前守

五女松平周防守康豊室

茲親 能登守 茲滿 因幡守

茲胤 隱岐守 矩貞 能登守

四万三千石 石州津和野城主也

時に享保九年甲辰四月三日虎御門内松平周防守康豊

上屋鋪奥にて御側女中お道急に召に付局澤野上草履

をはき候に付澤野色々悪言申候に付お道身分難立存  
 致自害相果候に付召仕さつ主人敵澤野殺之

龜井家士澤合某女

局 澤 野 六十一歳

側女 み ち 二十一歳

右みち父は元來大和國郡山岡本佐五右衛門城主本多

唐之助家老にて千石領せしが右家斷絶に依て浪人と

なり本苗は正木氏にて筋目正敷士也浪人の内御旗元

より御家老に被抱知行六十石に有付妻の名字岡本に

改む

おみち召仕

おさつ

二十四歳

父は毛利甲斐守家來小人組頭五石二人扶持松田助八

奥家老 堀野次郎大夫

大目付 小池理右衛門

右に付おさつ事立合有之候處明細にて相濟

おみち死骸は周防守且那寺へ念頃に葬り澤野死骸は

親類へ引渡おさつは助八方へ下り其後佐五右衛門養

子に相願引取直に周防守へ御抱名を松尾と改年久鋪  
勤其後神谷何某依願妻に引取右助八町屋鋪調給岡本  
松田神谷三家鼎のごとく繁昌榮けると也

南畝云楊容黛作鏡山齋錦繪と云淨るり本に澤野を  
岩藤みちを尾上さつをおはつと替替て草履打の狂  
言は歌舞妓にても専ら流行なり

○谷中延命院御仕置一件享和三亥年  
亥六月六日入 脇坂淡路守懸り

谷中日蓮宗

延命院

日 道

四十歳

右之者儀一寺之住職たる身分をも不願淫慾を恣に  
し源太郎妹さん又は大奥部屋方下女ころと密通に  
及び其外屋形向相勤候女兩三人へ艶書をおくり右  
之女參詣之節密會をとげ或はつやなご申なし寺  
内に止宿致させ殊にころ懷妊のよし承り墮胎之藥  
を道し惣て破戒無慙之所行にて其上寺内作事之義  
奉行所へ申立候趣と引違ひ勝手儘に建直し候事共  
重々不届之至に付死罪申付之

谷中日蓮宗

延命院納所

柳 全

此者儀延命院所化にて女犯不相成身分に罷在なが

ら新吉原五十軒屋清太郎母りせと密會いたし及女  
犯候段不届に付晒之上觸頭へ相渡寺法之通可取計  
旨申渡引渡遣もの也

亥七月廿九日

立花左近將監家來

平田久太郎伯母

尾張野若年寄相勤候

初瀬事

な を

三十三歳

其方儀屋形向奥奉公相勤候節延命院日道申に任せ  
艶書通し其後延命院へ罷越通夜いたし候旨申なし  
日道と密會に及び殊に書付を以相尋候節一旦申陳  
じ候段不届之至に候依之永之押込申付もの也

西丸奥梅村下女  
鹽原島長崎町燈丁目  
和助店

喜平次妹

こ ろ

二十五歳

其方儀大奥方下女奉公相勤候節延命院日道と密通  
いたし候段輕きものは申ながら不慎之至候依之  
武家方奉公を構押込申付者也

一橋用人

井上藤十郎姫

は な

十九歳

其方義屋形向奥奉公相勤候節延命院日道申に任せ  
艶書を通し其後密會に及び殊に書付を以相尋候節  
一旦申陳じ候段不届之至に候依之永之押込申付も  
の也

紀伊殿家來

香院番

石川奥左衛門妻

一橋奥相勤候

ゆ い

三十歳

其方義屋形向(校訂者曰以下闕他本を以て新に補  
足す)奉公相勤候節延命院境内祖師並腹籠の大黒

を信じ去年六月通夜致候砌住持日道申に任せ密會  
に及び不慎の至に候依之押込申付者也

谷中善光寺前町

家主源太郎姫

き ん

二十二歳

其方義延命院日道と密會致候段不届に付押込申付  
者也

池の端仲町長左衛門店

金三郎母

り よ

通鹽町勤七店

傳右衛門母

つ て

五十歳

新吉原五十軒源右衛門店

武左衛門方に居候

海太郎母

り せ

四十三歳

谷中酒頭

瑞 林 寺

三十日押込

武州野島郡新堀村

名主

權四郎

組頭

長右衛門

急度呵

七月廿九日

右延命院の座敷殊の外美麗なりし由其上造作珍らしく今壁にてありし處歸へりに見れば襖となり或は障子と變りてあり又二階へ上れば忽ち上り口無くなり何方よりも下へおりの事なり難き由此外様々なる造作ありし由かゝる美麗の住宅も事落着の後には皆打毀はされていつしか草のみ生ひ繁れる野原とはなりぬ淺間敷事ともなり。

○内山先生狂歌

一中と言ふ醫師大迂詐つきにておもしろいつくく二十一聲なくといひし時其聲多少ありければ大うそをつくくばうしもふうそはよしにさんしち二十一中

増訂一話一言卷三十八終

増訂一話一言卷三十九

○祈問池答南畝問

問 古は日に三度づゝ食事いたし候哉、軍中には夜食なしと承候いかゞ、莊子に葬者にゆく者は三殮して足るといへばかの方にて一日に三度に候哉、此方の古書にて御考等無之候哉

答 西土の故實はいまだ考す、皇朝にては治亂の差別なくさだまれる食事は上一人より下万民まで一日に二度なり、その證は天子大床子御膳内膳司の二度也朝巳時夕時と寛平御遺詔にみへ後醍醐天皇の日中行事には朝午刻夕申刻さみゆ建曆御記には上古朝夕近代一度さし給へり此外に朝餉の御膳女房の二度めし上らることあり、これは内々の事ゆへなるべし大床子は御すくりなるべし朝なりともおはる建曆御記には一度さし給へりこれ内々に小供御さて御乳母の沙汰するを二度めし上らるゝによりて也但し朝餉の御自注に朝夕夜供さし給へるはむかしのことなり武家の式もさぞ有けん、御當家にては朝夕は御汁添御菜數もあり、御三度めは御汁も添御菜數も少なし、又永夜には御四度めもあれども猶更事さきたるさまなり、享保の御時は昔

のためしを思召けるにや御三度めは召上られざりし也、今も田舎にて節供には二度朝五時食する所あり兒玉那の風俗○昔は三度なり其上に長日に小盥飯を用水夜には夜長といひて食することありこれ朝夕二度の外はみな臨時に設くる意なるべし武家にて二合半二度を一人扶持といふも古きさだめなるべし

問 清流記といへる書は御當家御先祖の事を記せるものよし、徳川三河歴代などやうのものに候や、されど水府の烈祖成績の引書にも見えず如何

答 いまだ見ず

問 上方西國邊の村名に夙しやうも夙村ともいふ村多し、これは古あひの宿にて本宿にあらぬものゝ名にやいかゞ

答 いまだ考す

問 此方にて書を板行にいたし候はいづれがはじめに候哉、且活字本のはじめいかゞ

答 佛書は大和の京よりたしかに所見ありて鎌倉時代より漸々に行はれたり、儒書は正平以前に論語印行せしぞ始なるべき、くはしき事は別に考あり御目に御増訂希候、活字板は駿河の七書大藏一覽常光寺板の經書をはじめ慶長より古きものいまだみず、くはし

きことは活板考にしるせりかいた

印書考稿本

源清道著

貝原先生の和事始に、日本にて書籍を板に刻む事其始をしらす、元久三年山門申狀に法然坊所造選擇集者謗法書也天下不可止置之在々所々所持并其印板大講堂取上爲報三世佛恩可燒失之由奏聞仕候畢とあり、是を以て見れば此時已に選擇集を板行せし也、しかれば書籍を板行する事猶其前久しき世よりありけるならん、伊勢貞春先生の正誤に、按此事東鑑等には見へず、何れの書に出たるや可考、按に印板元久より以前ありし證、東鑑土御門院正治二年正月十三日の條に、經金字法華經六部摺寫五部大乘經と見へたり摺寫とは板にてすりたるなり是を以て考るに正治より前久しき世よりありしなるべし

清通云、貝原氏山門の申狀を引るはいまだしき也、選擇集土御門院御宇開板の序あり、平基親所著なり、選擇集開板の證には此序を引べき也、扱家翁先年書肆に於て貼葉の選擇集を購得たり、字様作者の書に疑なし惜かな序を脱せり、これ家藏中印本の最古なるものなり、凡皇朝印



板の最古なるは南都法隆寺の東圓堂に有所の陀羅尼なり、是は稱徳天皇御願にて寶龜元年四月戊午四寸の小塔百万基を造らしめて諸寺に分置せしめ給ふ、其塔の中心を空にして藏めらるる所也、事は續日本紀に見へたり、予親しく其陀羅尼を觀るに銅板のごとくにして字體尤奇古なり、今存する印本此右に出るものはあるまじきか

正誤又曰、右は佛書なり、儒書を板に刻む事始はしれざれども正平の比既にありし也、其證攝州大坂に木村吉右衛門と云者あり蓋殿家醸酒家也、其家に古板の論語一部を藏む、卷尾に文あり、曰堺浦道祐居士重新命工鑿梓正平甲辰五月吉日謹誌とあり、正平甲辰は十九年也、北朝崇光院の御代也、經書を板に刻む事既に此比ありしなれば猶是より前ありけるなるべし

和事始又曰、夢窓國師の弟子妙葩相國寺の祖なり、夢窓多く佛書詩集等を板に刻めり、多くは妙葩が跋あり又高師直が板行せし佛書あり、其後兵火にかゝりて彼板も盡く焼亡ぶ、其故に不傳といへ

り、師直が板行せしは師直が跋あり、又美濃の瑞龍寺にも板あり、長門の香積寺に三重韻の板あり、亦角倉與市太秦の僧に史記の謠の本を開板せしむ、嵯峨本といふ是也、杜子美千家注を足利本といへどもさにはあらず、むかし朝鮮に便よき時我國の紙を遣はして板をすらしめたるごぞ、程敏政が心經附注などは朝鮮より其板わたりし也、近世の板印は慶長の末に庭訓節用集など少々有しが寛永六年の比より多くなれりとかや、正保の末よりいよゝ多く成て今は其數をしらす

正誤云、按慶長の末には誤なり、慶長の初より節用集などありし也、予が家に慶長二年の印板の節用集を藏たり、是れ證なり

清通云、我家藏する所舊板論語これ正平板の元本也及び正平板の同本翻刻本時代不詳筆者天文板凡古板の論語都て四部、此餘正平以前より慶長に至迄印板の儒書佛書等予が家に藏する所も數十部に及べば其餘數々有べきなり、今家に藏むる古板の書目及び家翁目録する所をあはせて左に記す、慶長年より印本盛に行はれ其書世の普く知る所に

して其數も亦多ければこゝにしるさず

家藏古板書目

- 作者真跡板選擇集土御門院御宇
- 弘安板法華三大部八十餘卷本貼葉
- 正安板弘法大師請來目錄
- 正和板虛堂語錄
- 嘉曆板臨濟錄
- 嘉曆板圓悟錄
- 貞和板雲臥紀談
- 正平前板論語
- 正平後板論語
- 貞治板禪林類聚二十卷
- 應安板了庵語錄
- 嘉慶板冥樞會要
- 嘉慶板五百家注柳文
- 明德板氏族排韵
- 應永板三國佛法傳通緣起
- 文明板聚分韵略藤州所刻
- 延徳板臨濟錄

明應板三體詩

- 文龜板三教指歸文
- 大永板御成敗式目
- 大永板醫學大全
- 享祿板御成敗式目
- 享祿板聚分韵略日州真幸院藏版
- 天文板論語
- 天文板雜經俗解
- 永祿板韵鏡
- 文祿板性靈集
- 此外宋板及元板翻刻年代不知書數種を藏す年紀不詳といへども應永前後の板なるべし
- 家翁目録古板書目
- 寶龜板陀羅尼
- 弘安板傳心法要
- 弘安板傳法正宗記
- 貞治板元亨釋書
- 貞治板空華集
- 應永板元亨釋書
- 應永板開福寧語錄
- 應永板五百家注韓文
- 明應板論語
- 永享板臨濟錄
- 右印書考稿本借得輪池藏本而附記
- 丁卯仲冬十一日
- 三浦介を大介と稱せしはいかゞ
- 杏花園

答 子の義澄も介になりたれば父義明を大介と稱せしなり、父子三位の時父を大三位といふ類なり、この比は土着の人父子相繼て介に任せしなり、義澄介に任せし事吾妻鏡建久三七廿五にみへたり

問 村といふはいつ比より稱し候哉

答 古事記に熊野村みへたるが始にて延喜式尾張國馬津新溝兩村といふ事みへたれど是はまれなる事にて、今の世のごとく郡の下にこそく村有にはあらじ、類聚名物考に云、村は人の群居所なればいふ也、法は國郡郷縣とはいへれども村はその内に入す、今は郷縣は絶て村のみいへり、古の郷縣即今の村也、さればこそ和名抄の郷名は今の村名となれり、弘賢按に、日本書紀には郡家二字をムラとよめり、古書に群郡通用の例あれば群家の義にても有べきか、又文字は本のまゝにて義訓にても有べきか、今の如く村をのみ稱すること何時よりといふ事詳ならず、匡房卿の歌に吉田の村の秋おさめまきの村つらく椿俊成卿の作りかさねよまきの村人なごみね、明月記に庄園可被寄云々何國何村哉とみへたるによれば、この比より漸々行はれしものにやあらん

古事記神武 神倭伊波禮毘古命從其地廻幸到熊野村  
 延喜式兵部 尾張國驛馬馬津新溝兩村各十疋此れ  
 明月記文曆二年閏六月廿三日一昨日禰門内於御前議  
 定被宿仰事立庄園可被置云云何國何村哉  
 夫木抄近江  
 時雨せぬ吉田の村の秋おさめ茹ほす稻のはかりなき哉  
 まきの村つらく椿つらくに思へば久し君が八千世は  
 長秋詠草  
 君が代は千重の並藏ひまもなく作りかさねよまきの村人  
 名寄近江  
 式部大輔資業  
 我君につかへまつらん苔莖石根の村の万代までに  
 夫木抄丹波  
 資忠  
 しづかなる長田の村にすむ人の茹つむ稻のはかりなき哉  
 再按に、延曆十四年の應改建倉院事とある格文に村邑遙阻絶隔之處宜量地便每郷置之とみゆ、此上文に郷の事を議せるなり、これによれば郷は地名村邑は

郷の内にありて人家をさすことあきらかなり、これ一切經惠琳音義に村は聚落なりといふにあへり村字經史に所見なし惠琳音義大寶積經村墟の注に寸尊反集訓を引云聚落也、又古今正字を引云従木寸聲或作邨

問 下馬札はいつ比より始り候哉、南都のある寺の下馬札とて石に彫り候は菅家の御筆など申傳候を見候事有之、大阪天王寺の下馬札も石にて朝鮮人の筆と申候、又鎌倉の寺院の門に木戸のごときものあり、これは馬ごごめといふものにかや

答 二字札のはじまりいまだ考す、養老令に下馬の禮はみへたれど札の沙汰はなし、曾我祐信が書しといふ事廣元日記やらにみへたるは信じがたきことながらいかさま鎌倉將軍家の比ははや有もやしけん、模本には大帥といふもあり、近江國には道風朝臣の書と云傳たる下馬碑も有よし也、したしくみしものゝ内にては高雄の下乗碑に正安三年十月日造立之權大僧都永瑜と題せしあり、石山寺の下馬碑は近江の佐々木の家士田中采女の書といふ、其肉書今寶藏にありいへり、寺院の門に木戸のごときもの田舎

には有もの也、名目いまだ考す馬さしめはトツナギのこにかたはるなり

南畝云 古き狂歌に、清水へまいりの人は觀音の堂といふより馬ごごめかな、といへるは今の下馬のやうにみゆいかや

弘賢答 馬ごごめのこと再按に清水の馬ごごめ今は二王門前に在、一字の空屋をかまへてこれを車やどり馬ごごめといふ、されどもゆやの拾柴抄に車やどり馬留西門の下刻階の北にありと注したれば、二王門の内にも有しとみゆ、然れば今とは内外の違ありさりながらむかしとても堂の近邊まで馬にのるべき事はあるまじきなり、此狂歌は馬ごごめ清水に名高ければ馬を叱するドウといふ聲を觀音の堂にそへてその詞の縁までにてよみしなるべし、いづれにも馬ごごめといふ留は車宿の宿のごとく、馬を引入てをく義なるべし、下馬のごとにあらざるべし

問 江戸の女子七歳にて帯解といふ祝あり、上方にはかつてなし、いつの比何を本とせしにや  
 答 上方にはかつてなしといふこと不審、後水尾院の年中行事に九歳の時紐おとし有兼て御前より御服

一重うき織もの、帯一筋參る御祝の時着用皇子は半尻皇女は滯計着也とみへたり、但しこれは九歳なり、武家にては七歳の時とおもはるそのはじめはいまだ考す

問 本朝にて製する所の紙の名いかに

答 和名類聚抄云。兼名苑云。紙之類反和紙有色紙。檀紙。殺紙。屋紙。河苔紙。松紙。斐紙。薄用紙等名也。流布の本紙字あり、讀耕齋の考に屋の上紙字脱するかとい今は天文本を引、讀耕齋の考に屋の上紙字脱するかといへり、此外延喜式に麻紙あり、世流布の紙の名は近年印行の紙譜に詳なり、僕別に紙譜の舉あり、凡斐紙類殺紙類檀紙類雜紙類と四種に分て名目を部類せんとおもへどもいまだ稿ならず。

○酒井讃州家訓

此度愚意の趣々書願し何れへも申聞候我等不得不才の身として暮下より本家の統を繼今度家督蒙 仰斯其方共の上に立候事誠に耻入候事に候得共かく相成義全天授と存候得は不及ながら天の思召を不奉請候ては不叶義天は則生之生育を司り人に在ては仁の一字を要領と聞及候得は何卒仁恕を本とし人民撫育の道行ひ度事に候併我等生質不肖にして人君の道に

違ん事を憂ひ當惑するのみに候君も民も同じく天の生する所にて耳目鼻口に異なることなく唯徳器其任にたゆるを以て君とすと聞及候得は某が昏愚誠に汗顔の至に候夫民は苦身して人に使れ敵衣飽食して未粗を手にし春秋耕耘してその職を勵みその功を立天分を安んずる事に候得ば君も奢侈安逸にて猥に人を使が勤にあらず民の向背は治亂のかゝる所故兢兢業々として朽索の六馬を取するが如しとも申候此語を讀毎に恐入候事に候且天下は天下の天下にして壹人の天下にあらずと申候得ば乍恐

將軍様に被為在候ても御預り物也況やその餘諸侯をや全先祖の勤功により過分の領地御預り申奉る上は乍不及も治國安民の道心懸ずしては不叶事と存候誠に人君は民の父母と申候得ば父母の心を以て民に臨み仁義の道を下へ施し民と苦樂を共にして民の所得させ候が君たるの勤と存候へば此道理を能辨へ政智を用ひず公理に隨ひ國家を治度候間何れも此旨を存じ心付候事も有之候はど何卒諫くれ可申候古の聖賢の君すら諫鼓謗木の事ども有之諫を求め給ふ況や凡愚の某政令の正しかるべきとは決して不存候得

は何事によらず諸事不宜儀有之候か又は何れも存寄たる事も有之候はど何卒致上苦心付吳候様頼候右は全く七人君の邪正により下人民の苦樂に關り候事といへば、大切の事に候聊も無遠慮腹臆諫吳可申候併其身の惡事を諫め候はど顔色のかからぬ事も時々可有候得共全體之心底毛頭左は無之實に不肖之某民心に違ん事を恐るゝ所より實以直言諫争を求め度存事に候へば某も隨分右之處は嗜可申候間その所は決して心遣致さず假令その事不慥に候とも機嫌を不計些細の事たり共申聞吳候様一向に頼入候

一家中之士不撰貴賤學問可致候學問は人の人たる所の道を辨へ候事に別て替りたる事を學ぶにては無之候併當時學問致し候者之内にも結局不致者よりも劣り候ものも有之歟に候學問の弊は大抵二通りにそこね候歟と某は存候其辭は己才智にほこり我意を張り聖賢之言葉をかりて白見を飾りみづから高ぶり人を輕しむる様に相成左様に無ものは種々の書籍を取扱ひ文字能覺へ學者の様に見へ候得式學問の致方違候故實は心身の益無之唯書物を翫び徒に日を送り何の益も無之事故援群不學之者

に劣り候事に有之候全體學問と申は人の道を辨へ候事にてその修行は心身の功夫心の邪正行の善惡を致吟味候て君父に忠孝を盡し兄弟に友愛親屬は筋目を不違戀にいたし傍輩互に信を本とし家來には憐愍を加へ候事など先此等が學問の道にて肝要の儀と存候間常々何れも心懸け志有輩は聖賢の道に益を得候様に折々致寄合吟味致度事に候

一論語に子游が澹臺滅明を求めると答ふる條士の心得有べき事に候滅明は心身の便りを求めず才覺を専らとせず己を枉て人に諂はぬ正しき所顯はれ候又公用の外我門へ出入せず一向に附屈せぬを以賞美するは子游なればなり又祁奚に晋君の問ればは何れか其方之跡役たらしめんと有ければ解狐が宜と答へしに夫は其方響にあらずやと問はれしかば君の人を尋給ふ吾響を問給ふにあらずれば響なれども善き人故解狐を進しと答ふ又其何れか國尉といふ官に舉んやと問れしにわが子の祁午といふものを選舉いたし又前の如く對へにて子なればとても任に勝るを以て進めし也是誠に至言といふべし外學に我仇響をさけず内舉に我親戚を回さず善士

といふべき也家中の士上下心を公にして悪を退け善に進度事に候某も不肖に候へ共明君賢主之跡をも慕ひ後代迄も排擯を蒙らず候様に致度事に候又其方共も同様之事に候得ば艱苦を不厭忠誠を勵み後々迄も良臣と呼ばれ候得ば祖先の忠孝是に越たる事有間敷候間自今以後勵合可申候

一當時士の寄合を聞及候に多くは禮儀を不正徒に酒宴遊興に日を送り譯もなきに聲高になり又人の噂などいたし醉狂の後小歌座上に取はやし禮讓不參周義も儘有之哉に候是は心得違の義に候夫士は四民の中にも尊き事に候を乍存鄙しき體にもてなし士たるの道を失ひ候は誠に氣の毒の至り三民には劣り候哉と存候その譯は士農工商夫々可申候所の職を附農は耕作を爲し工は梓匠陶冶となり商は諸の賣買を勵み何れもその職を精出し妻子一族を養ふ事に候扱士は何を職と定め候哉得と致合點見可申候語に君子義を以爲質と有之候得は士之特所は義の一字と被存候此義理の筋目無之時は人に節義廉耻の心なく父子君臣の次第亂れ候故士是が爲に義を司り下を治るの職に備ふ斯は尊き天

命を蒙りたる士の事なれば此後右の心得にて參會の節も一際目立候程に士の交りは禮義作法を正し謙退辭讓を本とし賤からざる様に一言申出すとも跡先をふまへ書籍の詮議義理の物語武藝の話などいたし或は國家の大體治國安民の道など評論いたし手輕に寄合相互に心付家中能風俗を學び可申候一家中の士武備忘る間敷候分限相應に心懸可申候武具馬具太刀刀も用に立候を専らとし綺羅を不好隨分兪相に可仕候平生衣類その外の調度兪角兪相成に越たる義は無之候無益の品用意に不及事に候弓馬劍鎗軍學等武の道は可成たけ不案内に無之様稽古致し不斷手馴達者丈夫に有之候様に心懸け出精可致候

一家中の士勝手向取續候様諸事分限相應にいたし我程をはかり勝手難澁に不成様に心懸可申候尤儉約の意趣は仁義をたすくる爲の儉約にて候得は先差當り其身勤向の入用武器の繕ひ相應の嗜み不足手支無之様心懸諸事儉約可致事に候得ば平生の衣服調度の類いかにも質素を専らし立派を好み申間敷事に候武器は第一可嗜儀は勿論に候得共是逆も外

見の花美を不好兪に角士の本意を不失質素の古風に立戻り可申候去乍若親類の内貧窮又は他人にても知己の者の中に至りても誠に不得止事詳にて致貧窮候もの有之難見拾取計遣し候左様の儀にて自分の勝手難澁いたし候者却て奇特の致方と存候又酒宴遊興に耽りて不參屈者有之候は親類の者心付異見を加へ士の道を不失様に助合可申候左様の士を見捨候もの士の本意とは不存候何れにも此後相互に士の道を磨き合節義を守り禮讓謙退を本とし武藝學問を勵み集會の節禮法を正し書籍の詮議義理の物語杯致し假初にも賤き物語杯言の端にも不出酒宴遊興に不耽禮義作法正しきを以て家中の士平生の心懸と可致候

右之條々某存付たる所少も飾りなく申間候畢竟從公儀被仰出候武家諸法度並昔家前々より定置處の條目に不違様にいたし度存るよりの事に候但不肖の某事なれば自身是とする了簡毛頭無之候間最初にも申間候如く此書付上にて了簡違ひと存る儀も有之候は面々無腹臆可申間候

文化三寅年十一月

○文化八年辛未朝鮮國往復書翰

奉書  
朝鮮國王李  
日本國大君 殿下  
謹封  
長一尺一分

朝鮮國王李 殿下  
日本國大君 殿下  
聘使之禮贖論四紀述承  
殿下克續  
洪緒  
誕撫區域  
休聞所及欣發曷已茲循故常庸伸  
賀儀至於易地行聘之舉寔出  
兩國惇好之義也不腆土宜聊寓遠忱惟冀  
益懋令猷  
茂膺休祉不備  
辛未年二月

朝鮮國王李 珍



長一尺一分

日本國源

敬復

朝鮮國王殿下

而价戻止

華絨隨達因悉

啓居寧識欣幸靡極今者以吾承統業蒙倍

聘儀

珍貽稠疊殊感

隆誼如其成禮津島則事雖從新意在循舊所以

度時制宜而敦

兩國之好也茲具輜品寄諸還使惟冀

彌揚景烈

允受純 不備

文化八年辛未月日

日本國源

○寛政十一年癸未金地院書上

覺

一本光國師傳長老

御用相勤候節之御記録全部四拾七卷正徳二辰年七

月廿八日新井筑後守殿へ差上候

一正徳三巳年五月九日異國日記御記録寫被 仰付之

旨森川出羽守殿にて被仰渡同六月五日右御記録都

合七冊新井筑後守殿へ差出候

一御條目御案文之寫四冊享保四年二月十一日酒井修

理大夫殿へ差上候

一當時所持之藏書本光國師時代 御當家之事を記候

書物左之通御座候

一本光國師日記 四十七卷

一異國日記 二冊

一御條目四冊 合二冊

一異國渡海 御朱印帳 合一冊

一異國御書草案 一冊

一禁中公 諸法度 一冊

寛政十一巳未十月

寺社

御奉行所

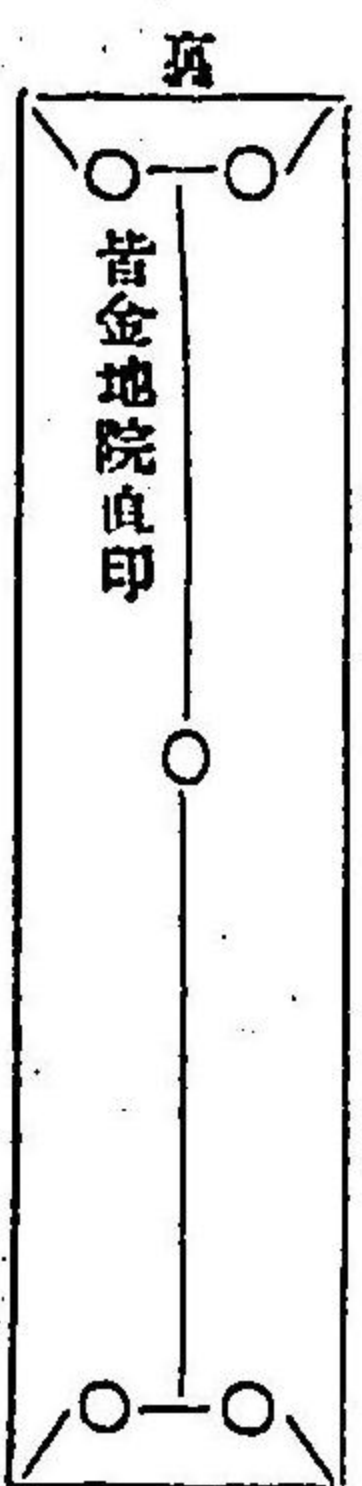
寛政十一

未十一月八日

伊豆守殿へ以近藤吉左衛門進達

松月菴

御遺狀百ヶ條寫



覺

一御遺狀御寶藏入百ヶ條寫 一冊

右

東照宮様御神秘之御條に付封之儘差上申候以上

未十月

○明高啓季迪傳

金地院

金地院役者

一公儀御仕置御定書二冊 合二冊

一公裁秘鑑要録 三冊

一御政事御日取書 一冊

一御條目寫 一冊

一從公儀被 仰出御書付拔書二冊 合一冊

一武系居諸

一御祈禱御禮猷上覺 一冊

一禁中公家諸法度 一冊

一高野山御法度書 一冊

一〇口古語三冊 合一冊

一國師按紙拔書 一冊

一本光國師錄撮要一冊 合一冊

一國師職務考略記一冊

一異國日記御記録雜記 一冊

一武家殿制錄百三十三卷 合十五冊

内前廿九ヨリ四十迄十一卷不足

後一二不足由申上候得共不足不仕候

都合八十二冊

右之通 御用ニ付差上申候以上

高啓字季迪。長洲人。博學工詩。家北郭。與王行比隣。其後徐賈高遜志唐肅宋克余堯臣張羽呂敏陳則皆卜居與相近。號北郭十友。又以能詩號十才子。張士誠據吳。名士響應。啓獨依外家。居吳淞江之青丘。饒介之丁仲容素以詩自豪。見啓詩驚異。禮爲上客。客謝去。仍隱青丘。自號青丘子。洪武初。被薦借同縣謝徵召修元史。授翰林院國史編修官。復命教授諸王。二年秋。帝御闕樓。啓微俱入對。擢啓戶部右侍郎。徵吏部郎中。啓自陳年少。不敢當重任。徵亦固辭。乃見許。已並賜白金放還。啓嘗賦詩。有所諷刺。帝嫌之。未發也。及歸居青丘。授書白給。知府魏觀爲移其家入郡。旦夕延見甚歡。觀以改修府治獲譴。帝見啓所作上梁文。因發怒。腰斬於市。年三十有九。明初吳下多詩人。啓與楊基張羽徐賓稱四傑。以配唐王楊盧駱云。明史藝文列傳 百六十一

按獻徵錄卷二十一有李志光編修高公啓傳  
 ○寬永元年八月小石川龍興寺值靈樹院百日忌偈  
 寬永乙酉八月念日值靈樹院  
 百日忌因思頃者恃蒙

台命恭獻遺物愚堂墨跡  
 一頓和歌二十一代集源氏物語  
 各一部其墨跡有靈雲  
 桃花悟事故拙偈及此爾  
 百日風光恃自來  
 無前無後亦奇哉  
 靈雲拍手愚堂笑  
 靈雲桃花滿地開

全透居士

右小石川服部坂上龍興寺什物  
 ○元祿年中水野監物御預義士物語書留  
 十二月十七日夜神崎與五郎物語

一私儀當正月より罷下方々に居申候近頃は上野様やしき近所にいでいしゆに成居申候やしき内へ入り申度候へ共嚴敷候て漸六月十八日に一度扇うりに參あらし見申内に不見知ものゝ由にてごがめ申候ててうちやく仕候體に成候て罷歸候常々刀脇指等其外之道具は近松勘六富森助右衛門と申同志之の御當地に居申候其所へ預け置申候右兩人儀は最

前大學儀を内藏介 公儀へ願を申上候故如何被仰付候哉此段承次第申遣候てて顯はし候て暮し申候内藏介儀上方にて山科に居申候當十月未能下候一私儀壹人右之通春より罷下候て彼御やしきの様子を親儀を請合罷在抄山科へ之通路は右兩人之もの迄書狀を遣しそれより飛脚に遣候

一内藏介儀不勝手に御座候故前々より久々内匠頭江戸番をも不申付指置候き然共去春落去之節配分仕候金子をも内藏介は不申請何もへわけ候てくれ申候諸道具等賣拂候て其金子百三四十兩を以私共を始同志之もの共を養申候若きもの共勝手をつゞきかね候もの共など早く討度がり申候をさかくとくと様子も知れ候てと申候て留申候影敷心懸にて候

一私儀内々様子を承候は三百石より廿石迄之侍十八人中小性に十一人歩士廿六人坊主足輕追廻しのもの雜兵合百四五十と承候吉良様他への御出入にとくと知れかね上杉様御下やしきに御座候て當三月比只今のやしきへ御移候て普請も近き比迄にて濟候様に承候殊外要心配成候様に承候

一妻子を致所持候もの共播州又は京大阪に指置片付

候ものも御座候其通捨置候も御座候私も相應に妻子を持申候播州に指置候て私儀は京都にて半弓を細工に拵置候可申とて罷出候于今京に罷在候分にて候結句不入ものと存候て其後不通にて罷在候一堀部親子江戸勝手にて居申候き家來壹人見届可申とて門を乗申候迄附參候其外前原伊介杉野十平次など彼是七人程江戸もの之在外は皆在所より先比下り申候

一内藏之介罷下候て早速も討可申事候へ共私壹人に承合置之儀欲には猶以入念承合候とて遅成申候當月六日と存候所五日之晝他出被成候て御歸宅知れかね候故相延十四日之曉と存候へば御成之御汰沙故相延申候

一討申候前申合之儀は内藏介万々を廻候て申合候かなたこなたに散候て様々の體にてくらし罷在候内藏介江戸不案内に候故同志之もの共以下開

精進日  
 二日五日九日十四日横川勘平殿  
 無 神崎與五郎殿  
 無 三村次郎左衛門殿

無 間瀬孫九郎殿  
 無 村松三太夫殿  
 無 奥田定右衛門殿  
 九日朝廿五日朝十四日朝夕間十次郎殿  
 十四日 十八日 廿八日 茅野和助殿  
 十四日 廿五日 矢頭右衛門七殿  
 一鼻紙袋 壹ッ  
 一巾着 内ニ貳朱金壹ッ有之 主不相知 壹ッ  
 内ニ金貳歩貳朱銀三金之はづしせつば有之  
 右は奥田定右衛門  
 一守袋 壹ッ  
 右之通儘に請取申候爲念如此に御座候以上  
 二月五日 泉岳寺口 喝道印  
 水野監物様御内 淺井半右衛門殿  
 九人衆へ承合候書付 村松三太夫  
 一頭巾 鉢金柿布縫合 安ノ字書付有

一頭巾 同斷 岡野金右衛門  
 秀ノ字書付有  
 一頭巾 鉢金うんさい縫合 大石主税  
 其金と書付有  
 一頭巾 鉢金綴子縫合 朝田又之丞  
 小の字書付有  
 一頭巾 鉢金黒皮縫合 大石瀬左衛門  
 一頭巾 鉢金天邊黒皮縫合 中村勘助  
 しころ島皮  
 一鉢金 淺黄布縫合 千馬三郎兵衛  
 しろなし  
 一領頭巾 貝賀彌左衛門  
 神崎與五郎物語  
 一去年赤穂之城何之手無之相渡候事家老内藏助本意  
 には不存我々共も其心底に候へ共大學へ何とぞ名  
 跡をも被 仰付被下候様にと御檢使荒木十左衛門  
 様榊原采女様へも御願申上候處御承知被成候旨御  
 挨拶に候夫に少も滞り候事候へば大學へ之不忠に  
 存其通に相渡し申候就夫當六七月迄見合候へ共何  
 之御沙汰も無御座候然る上は何とぞ亡君へ之奉公  
 にと存立申候然共上へ對し少も存寄無御座候義に  
 は無御座候其時分諸人咄無不甲斐可被思召と存候  
 然共右之所存故只今迄見合申候由申候

御預者諸道具之覺

- 一 刀鋒少折物打はれ有之
- 一 脇差小刀有
- 一 鎖着込小手共に
- 一 鎖股引
- 一 脛當淺黄絹縫合
- 一 袖なし羽織すためん
- 一 三尺手拭桃色羽二重
- 一 刀
- 一 脇差小刀有
- 一 皮着込
- 一 股引茶字島
- 一 脛當黒茶字縫合
- 一 守袋
- 一 巾着
- 一 三尺手拭かば色絹
- 一 刀

間十次郎

奥田貞右衛門

矢頭右衛門七

- 一 脇差小刀無之
- 一 皮着込
- 一 小手
- 一 股引郡内島
- 一 皮脛當
- 一 三尺手拭白布
- 一 布切二ツ淺黄
- 一 刀鋒少折物打はれ有之
- 一 脇差小刀有
- 一 皮着込小手共に
- 一 同股引脛當縫合
- 一 三尺手拭淺黄布
- 一 刀
- 一 脇差小刀有
- 一 皮着込小手共に
- 一 同股引脛當縫合
- 一 上帯白布
- 一 三尺手拭島布

村松三太夫

間瀬孫九郎

茅野和助

- 一刀制筭有小刀無之
- 脇差小刀有
- 鎖着込小手共に
- 鎖股引
- 鼻紙袋
- 三尺手拭白布

横川勘平

- 刀鋒五寸程折刃、はれ有之筭有
- 脇差小刀有
- 皮着込白木綿肌着添
- 股引腰當縫合
- 三尺手拭白木綿

三村次郎左衛門

- 刀鋒少折物打、はれ有之
- 脇差小刀ひきはだ有
- 皮着込
- 同股引腰當縫合
- 三尺手拭柿布

神崎與五郎

- 一刀
- 脇差小刀制筭有
- 鎖着込小手共に
- 股引茶箱
- 腰當
- 鞆
- 鼻紙
- 足袋

小野寺幸右衛門藤原秀富と書付有之

- 頭巾鉢金皮縫合
- 頭巾鉢金柿布縫合

勝田新左衛門武幾行年二十三歳と書付有之

- 頭巾同断
- 安の字書付有之
- 頭巾同断
- 秀の字書付有之
- 頭巾鉢金うんさい縫合
- 眞金と書付有之
- 頭巾鉢金銀干縫合
- 小の字書付有之

内一ツ貝賀彌左衛門友信と書付有之

- 一ツ書付無之
- 三尺手拭白布
- 手拭赤木綿
- 鼻紙袋
- 鼻紙
- 扇子
- 一たはこ入
- 一させる
- 以上

右御目錄之通借請取置申候爲念如此御座候以上

泉岳寺内

陽道印

二月五日

水野監物様御内

浅井半右衛門殿

覺

- 一小袖
- 一半小袖
- 一胸着
- 一綿子

茅野和助

- 一刀制筭有小刀無之
- 脇差小刀有
- 鎖着込小手共に
- 鎖股引
- 鼻紙袋
- 三尺手拭白布

横川勘平

- 刀鋒五寸程折刃、はれ有之筭有
- 脇差小刀有
- 皮着込白木綿肌着添
- 股引腰當縫合
- 三尺手拭白木綿

三村次郎左衛門

- 刀鋒少折物打、はれ有之
- 脇差小刀ひきはだ有
- 皮着込
- 同股引腰當縫合
- 三尺手拭柿布

神崎與五郎

茅野和助

- 一刀制筭有小刀無之
- 脇差小刀有
- 鎖着込小手共に
- 鎖股引
- 鼻紙袋
- 三尺手拭白布

横川勘平

- 刀鋒五寸程折刃、はれ有之筭有
- 脇差小刀有
- 皮着込白木綿肌着添
- 股引腰當縫合
- 三尺手拭白木綿

三村次郎左衛門

- 刀鋒少折物打、はれ有之
- 脇差小刀ひきはだ有
- 皮着込
- 同股引腰當縫合
- 三尺手拭柿布

神崎與五郎

内一ツ貝賀彌左衛門友信と書付有之

- 一ツ書付無之
- 三尺手拭白布
- 手拭赤木綿
- 鼻紙袋
- 鼻紙
- 扇子
- 一たはこ入
- 一させる
- 以上

右御目錄之通借請取置申候爲念如此御座候以上

泉岳寺内

陽道印

二月五日

水野監物様御内

浅井半右衛門殿

覺

- 一小袖
- 一半小袖
- 一胸着
- 一綿子



一帯 九筋  
内 丸繩登筋  
布帶登筋

一夜着 十  
一蒲團 十  
一枕 九ツ  
一浴衣 六ツ  
一風呂敷 四ツ  
右目錄之通體受取申候爲念如此御座候以上

二月五日 泉岳寺内 喝道印

水野盛物様御内 淺井半右衛門殿  
右於水野家臣田口氏席上寫了

○天明改元詔  
詔資準的於劉漢建元之遺音長振。尋濫觸於本朝大化之餘風久傳。是以創業之君。登極必改正。修德之主。繼統又新元。朕苟以庸昧躬。唯賴良弼之力。載臨大寶位。將遵列聖之訓。宜改舊號。以施新化。其改安永十年。爲天明元年。主者施行。

天明元年四月二日

二品行中務卿臣織仁親王 宣  
正四位下行中務大輔臣藤原朝臣  
正四位下行中務少輔臣藤原朝臣敬信行  
攝政太政大臣從一位臣藤原朝臣  
從一位行左大臣臣藤原朝臣  
從一位行右大臣臣藤原朝臣  
從一位行內大臣臣藤原朝臣  
正二位行權大納言兼右近衛大將皇太后宮大夫臣藤原朝臣家孝  
正二位行權大納言臣源朝臣信通  
正二位行權大納言兼左近衛大將臣藤原朝臣政熙  
正二位行權大納言臣藤原朝臣  
正二位行權大納言臣藤原朝臣實起  
正二位行權大納言臣藤原朝臣公明  
正二位行權大納言臣藤原朝臣實祖  
正二位、、、、、、、實種  
、、、、、、、、伊光  
從二位行權大納言臣藤原朝臣輔家  
正二位行權中納言臣藤原朝臣有美

、、、、、、、、宗美  
、、、、、、、、爲榮  
、、、、、、、、冬泰  
、、、、、、、、愛德  
、、、、、、、、菅原朝臣胤長  
從二位、、、、藤原朝臣隆建  
正三位行權中納言臣藤原朝臣  
正三位行權中納言兼皇太后宮權大夫臣源朝臣前基  
正三位行權中納言臣藤原朝臣  
參議從二位行左近衛權中將臣藤原朝臣實同  
、、、、右、、、、實紐  
參議正三位行右近衛權中將臣源朝臣重嗣  
參議正三位左近衛權中將臣源朝臣  
、、、、、、藤原朝臣廷季  
參議正三位行左衛門督臣藤原朝臣資矩  
參議從三位行左大辨臣藤原朝臣經逸  
參議從三位行左近衛權中將藤原朝臣  
詔書如右請奉  
詔付外施行謹言  
○明和五子年御抱入場所高の事御書付

明和五子年九月被仰渡候御書付寫  
諸組抱入場所與力より支配勘定被 仰付候節唯今迄  
取來高之様被 仰付候得共自今支配勘定場所高にて  
被 仰付勤候内元高之通御足高可被下候此度與力よ  
り支配勘定へ被申聞候者も有之候間右之通にて相  
願候哉之旨此度書出し之向々一統に一通り掛合候上  
可被申聞候事  
右之通之御書付出候に付尙又頭を以相願置申候書付  
寫

此度支配御勘定場所高に被 仰付勤候内元高之  
通御足高に可被下置旨奉畏候右之通にて奉願上  
度奉存候以上  
九月 吉田三郎兵衛

○備中國古城跡 星田村  
備中國小田郡 川面村  
一金黒山といふ古城跡あり城主三村信濃守と申傳ふ  
也  
一古城跡あり城主不知後鳥羽院御殿跡の由申傳ふ圍  
計にて舊地也

奥山田村

- 一 古城跡二ヶ所あり城主相分不申候
- 同神石郡 笹屋村
- 一 城跡と申傳たる山一ヶ所有之
- 同安那郡 東中條村
- 一 古城跡壹ヶ所あり城主宮野若狹守と申傳也
- 栗根村
- 一 古城跡壹ヶ所所有曾根長門守といふ城主のよし
- 西中條村
- 一 古城跡壹ヶ所城主宮野勘ヶ由のよし申傳へ也
- 小堀村
- 一 城主壹ヶ所城主新見能登守と申傳也

○箱根湖

- 箱根湖並とうが島間敷大積り覺
- 一 とうが島 豎三丁半餘
- 横廣き所六丁餘
- 同せばき所四丁餘
- 但往還端陸續海へなり
- 山にて御座候
- 内目代木迄壹里半餘
- 一 湖之長サ 貳里餘

目代木より西駿河方へ貳拾丁餘

- 入組相見へ申候
- 廣き所三拾丁餘
- 同せばき所五丁餘
- 右之通り間敷書付差上候様と被<sub>レ</sub>申
- 間敷之積り書付指上申候相違無御座候
- 箱根三島町間屋
- 元祿十一戊寅年五月 年寄
- 御代官様
- 右竹橋御藏古文書の中に見へたり
- 覺
- 山中村より箱根町迄之道法壹里貳拾丁
- 右同斷古文書
- 去七月從 公方様被 仰付候 御祈禱爲御布施
- 銀子三拾枚被下頂戴體に奉納仕候爲其如件
- 八幡山御祈禱
- 豐藏坊

慶安二年九月廿七日

孝雄

五

曾我丹波守殿  
松平隼人正殿  
横地市郎右衛門殿  
駒井清左衛門殿  
深津茂左衛門殿  
永田傳左衛門殿

○唐津古陶器譜

文政改元七月二日水野家臣田口氏齋來見示



○東屋先生名變志

姓氏名字之別。其來尙矣。上世固無徵也。唐虞之際。舜姓姚。禹姓姒。契姓子。相別以名。則曰棄。曰契。曰皐陶。曰夔。曰龍而已。或謂皐陶字庭堅。伯翳。仲堪。叔猷。季狸。列諸八元。伯夷叔齊亦不詳其名。自周以前。蓋亦有字矣。連姓而名之。未之聞也。周公曰姬旦。召公曰姬爽。後人之追稱耳。非當時之制也。書曰。有賡在下。曰虞舜。則亦有氏而連名矣。爾後有伊尹。有傳說。有呂尙。皆氏而名之。

降及後世。莫之易也。死而論。周之道也。前乎此。上而為天子。曰帝堯。曰帝舜。曰大禹而已。或尊其廟曰神宗。曰高宗。曰中宗。湯自曰小子履則名也。而又稱成湯。其諡之漸乎。自周而後。天子曰王。而以諡配之。曰文王。曰武王。諸侯曰公。大夫以字。而既而姓分而為族。亦曰氏。春秋左氏傳曰。天子姓德。因生以賜姓。胙之士而命之氏。諸侯以字為諡。因以為族。蓋姚也。子也。似也。姬也。姜也。嬴也。風也。姁也。芋也。皆姓也。孟孫也。仲孫也。國也。罕也。展也。取諸字。戴也。桓也。取諸諡。司馬也。司空也。巫馬也。中行也。取諸官。南宮也。口也。韓也。魏也。趙也。取諸地。皆氏也。爰稽當時之制。以名配官。曰史佚。曰祝鮀以名配氏。曰滅孫辰。曰仲孫蔑。以字配氏。曰閔子騫。曰宓子賤。省呼之曰顏淵。曰季路。以字配官。曰令尹子文。曰大宰子餘。以諡配氏而字之。曰孟獻子。曰晏平仲。曰陳文子。以名配字。曰共叔段。曰夷仲年。曰叔梁紇。自秦漢而後。氏盛而姓隱矣。不問其為姬耶。為姚耶。史稱之曰姓劉氏。曰姓孔氏。則氏與姓混矣。配之于官。曰蕭相國。曰李將軍。曰溫御史。配之封邑。曰謝康

樂。曰魏鄭公。曰王荊舒。配之所治。曰黃江都。曰韋蘇州。配之貫籍。曰柳河東。曰呂藍田。配之于諡。曰諸葛武侯。曰韓文公。曰呂正獻。配之行第。曰元二。曰魏三十六。又配之于官。曰杜二拾遺。曰嚴八閣老。配之所居。曰杜少陵。曰張橫渠。配之別號。曰白香山。曰蘇東坡。曰陳簡齋。曰袁了凡。則亦彌文之所致也。享保丁酉七月下澣。長胤識。

○僧光謙台山秘密竹記  
吾得一奇竹。其高二尺許。幹本圍八寸。長一尺。而派為三竿。各有枝葉。扶疎可愛。裁之窓前。名秘密竹。或問其說。曰。子不聞吾祖釋秘密三身乎。一身即三身。名為秘。三身即一身。名為密。此竹從下而見之。一竿而三竿。從上而見之。三竿而一竿。可以表秘密三身矣。且夫三身即三德。三德即三諦。三諦也者。第一義空。天然之性德也。有情無情。莫不皆具此性。則我之與竹。一如無二如。古詩云。對竹悟心空。此最庶幾之。豈不真勝友乎。問者首肯。因為之記。享保乙巳十一月下旬。老茲弱光謙。書於幻々菴。

右二條出于張州井夢澤熙朝文苑七卷

○野語述說抄

○今茲天和壬戌春。有荒幽之災。予幽居隣村。狗盜鼠竊之徒最多矣。民捕之私刑焉。或縛手足。而投木會河干以之底者。蓋不知幾百人也。蓋其罪以不宥之。亦仁人君子一見之。則安無哀矜之耶。云云。○寬文壬子春。予寓止于武府。一日登于池田帶刀公望火樓。望火小吏曰。今日不火幸也。予怪之問曰。火預可知之耶。何以知之。曰有失火。必其氣先顯然。故知之耳。予退歸逆舍。未幾有失火。司燭氏撲滅之。人皆欣々然。云云。○蘇子瞻秋陽賦。釜星之雜出。又灯花之双懸。奴婢喜而告予曰。此雨止之祥也。恐俯讀之。不知釜星何物也。今民間見鍋釜下之火。點于百草霜。則以下陰晴霖旱。所謂釜星是也。言其點火之形勢如星閃々然也。俗曰耕夫。亦取義於其象之相似耳。云云。○愚謂我邦永祿天正之間。始傳木綿之種自中國乎。故此物在人間。今僅一百有餘年。胡為其來也遲矣。祖母在嘗語曰。我十五六時。在東濃岐阜。始着木綿之服。當是之時。人珍之。如縞紗花綾耳。雖其後有木綿之種。人未知其製。以是紡織之粗惡鄙陋。不如今之工好精緻也。蓋今而想之。其始亦與陶九成所記率相似而已。相傳上世以來。至永

祿天正。下民之服。皆麻葛之類也。故至今謂賤者之服名布子。是其遺語也。云々。○若木ノ下デ笠ヲヌケ○東濃岐岨河下。巨石在水中。激波驚濤。可謂羊腸虎臂灘也。故舟楫摧。而葬于河魚之腹中。幾千萬人許也。寬文年間。舟子相議。則禱爾于天照太神。標于巨石上。以中臣祓。爾來水勢漸減。而遠於巨石之險。舟無傾覆之難矣。於是人無不為服敬於神靈之妙也。蓋此等雖似好事。愚所目擊。而無妄者而已。云云。

壺峯子。本姓片桐氏。今改為松井。名精。字仲允。貞享元年

○天明三年癸卯洲崎望汰欄食次回

御吸物	御香	御小皿	御茶はん	御吸物	御茶わん
さふからしき	あなごかし	小川たらし	はまぐり	さよりの	うすはす
もみ大こん	小さいい木のめあい	葛いり酒	御飯切あへ	ぼくわの	かんにやく
御香	調小付	御茶はん	御飯切あへ	ぼくわの	かんにやく
御香	木のめす	御茶はん	御飯切あへ	ぼくわの	かんにやく

御肴 ゆば 一白うな玉子鰯 一豆くわい

御吸物 うすみぢう 御膳 御汁 煎

御 不分御飯

御煮物 むしり 鯖

御焼物 もろあじ

木子チロキサシ鱈ノゴト  
クシタル也  
半べんうま焼 田樂ノゴトク  
昔申ニサス

○天明四年甲辰三月新御番佐野善左衛門若年寄  
田沼山城守殿中手疵一件

天明四辰年三月廿四日蜷川相模守組新御番佐野善左衛門於殿中若年寄田沼山城守へ手疵爲負候節左之趣一田沼山城守は於殿中早速療治御手當被仰付罷籠にて大手通り神田橋屋敷へ退出す

一佐野善左衛門は網乗物にて御徒目付御小人目付差添大手通り揚座敷へ被遣候  
一翌日より評定所御詮議り初

御詮議掛り

大目付

大屋遠江守

町奉行

曲淵甲斐守

御目付

山川下總守

御徒目付

八木岡政七

尾本藤右衛門

一御詮議相濟四月三日申渡之覺

佐野善左衛門

去月廿四日於殿中田沼山城守へ手疵爲負候亂心ごいへ共山城守右手疵にて相果候切腹被 仰付候者也

新御番

蜷川相模守組

佐野善左衛門

辰二十八歳

切腹

右於評定所大目付大屋遠江守町奉行曲淵甲斐守御目付山川下總守立合遠江守申渡爲檢使下總守相越候

四月三日

切腹場所御出役

御徒目付

八木岡政七

尾本藤石衛門

宇屋奉行

石出 帶刀

兩町奉行與力四人

同斷同心四人

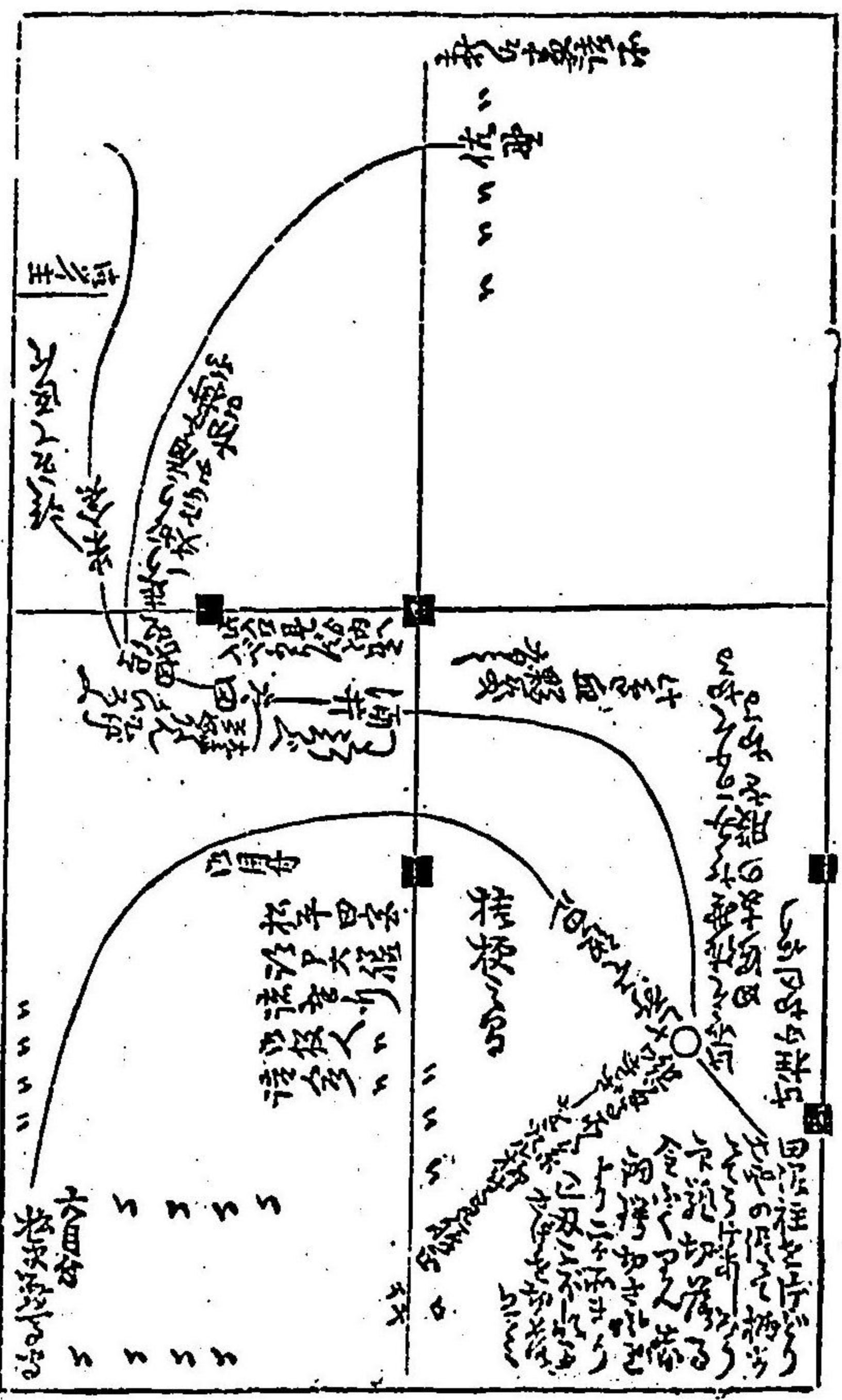
曲淵甲斐守組同心

高木 伊助

四十一歳

大蘆五郎次

三十六歳



右申渡相濟評定所御時計七ツ半過御目付山川下總守爲檢使宇屋敷へ相越候處下總守衣服替出役御徒目付御詮議掛り八木岡政七尾本藤右衛門先へ相越石出帶刀兩町奉行與力同心宇屋敷門前へ出向案内候て切腹檢使場へ下總守相越無程善左衛門を罷

籠にて乗せ來り候與力出向御勤はと問候へは新御番唯川相模守組佐野善左衛門と答年迄承候て直に切腹場へ連行座付候時分介錯人高木伊助善左衛門左の方へ出自分は曲淵甲斐守同心此度介錯被仰付候段申候と善左衛門挨拶に御太儀に存候見苦敷無之様に頼入候段挨拶有之候と小介錯大蔵五郎次右の方へ出御支度可被成と申候得と善左衛門無答直に肩衣はね雨はだぬき小介錯之者へ脇差をさ申候其時五郎次三方に紙にて巻候脇差を載善左衛門向へ三尺計出候て引候と善左衛門のび上り手を出し候處を介錯人伊助首打前に皮をかけ候間其儘臥候を小介錯五郎次首をわこし前の皮を九寸五分にてかき落し檢使の方へ見せ申候と御徒目付八木岡政七介錯人の方へ向ひ下總守切腹見届候段挨拶す其時死骸へうすべりかけ申候と直に下總守侍草履取換入衣服又着替退散評定所へ立歸り大目付大屋遠江守町奉行曲淵甲斐守檢使山川下總守一同に御用番周防守殿へ御届に被參候

一切腹之場所揚座敷番所座敷疊前々より上家無之候

よし

一善左衛門衣服水淺黄無紋之拾同斷麻上下着用  
一介錯小介錯兩人共に麻上下着用  
一御届之節周防守殿直に御逢被成御届之趣御聞届有之右刻限其夜五ツ時過に相成候

佐野善左衛門相番  
筑山伊左衛門  
山下彌左衛門

右兩人へ申渡左之通り

一佐野善左衛門去月廿四日於 殿中田沼山城守へ手疵爲負亂心とは乍申右手疵にて相果候付切腹被仰付候此段頭へ可申達候

一善左衛門死骸相番願之通勝手次第引取候様右兩人之者へ被仰渡死骸石出帶刀より相渡す

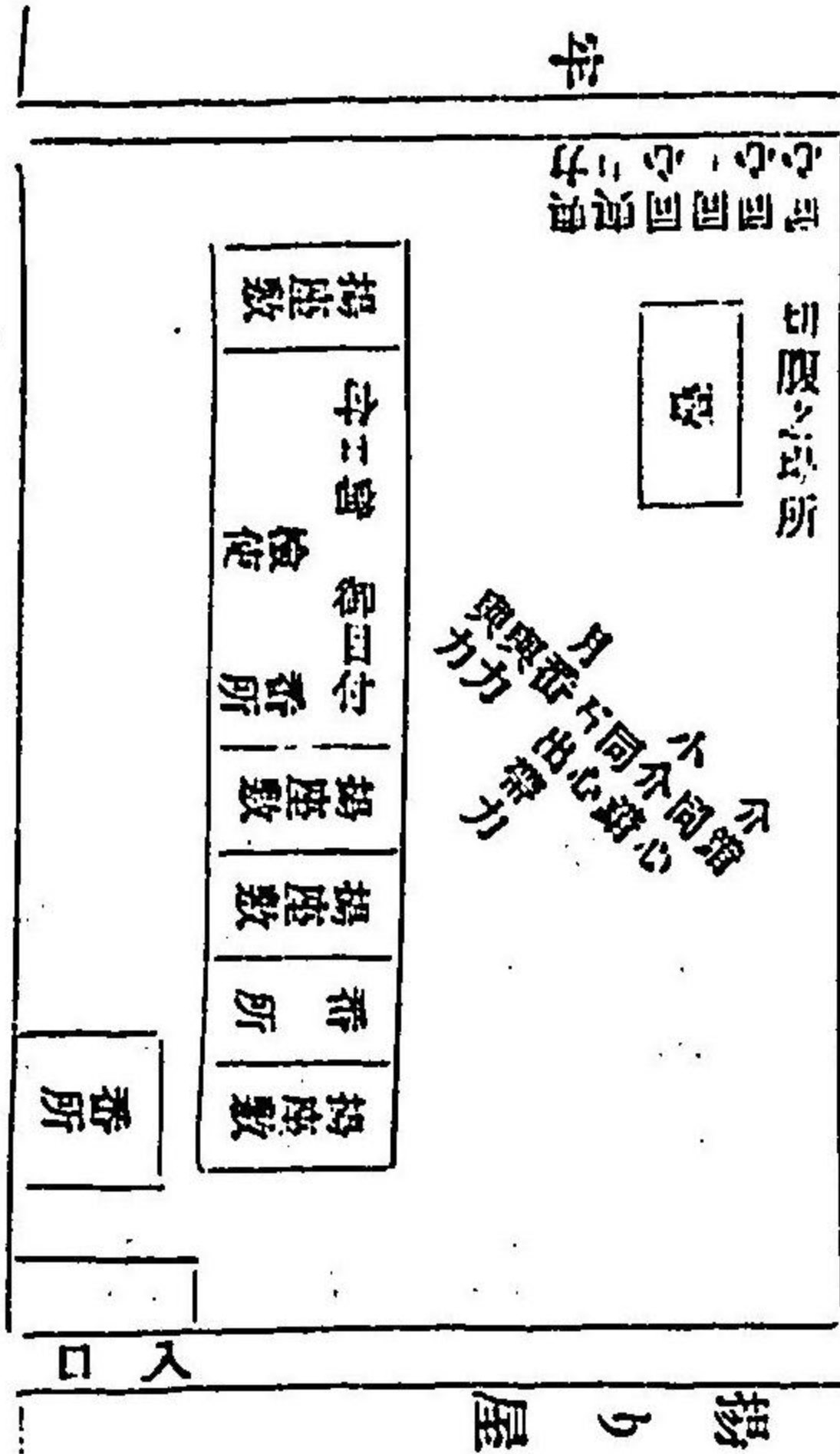
佐野善左衛門

刀 長サ貳尺貳寸五分  
銘 加州住陀羅尼橋勝國

脇差 長サ壹尺七寸五分  
銘 栗田口近江守忠綱

善左衛門死骸淺草本願寺寺中神田山徳本寺に葬す

百姓牢



元良院殿釋以貞居士

四月三日

佐野善左衛門藤原政言墓

天明四辰年

一二番町御厩谷佐野善左衛門屋敷上り候段は御普請奉行家作上りもの小普請奉行へ御書付を以渡知行上りは御勘定奉行へ御書付にて相渡る家財は善左衛門父へ被下相成候兩親伯父妻子共親類方へ引取候様被仰渡候

四月三日 若年寄衆御叱之趣

酒井石見守

去月廿四日其方共退出之節新番佐野善左衛門義致亂心田沼山城守へ手疵爲負候節何者共不知後口之方より援身を持馳参り候故右中之間へ披き候よし申聞候得共致同道同役之内にて手疵負候儀に候得ば其節取計方も可有之儀 思召候此段申聞候様被仰出候

太田備後守

去月廿四日其方共退出之節新番佐野善左衛門義致亂心田沼山城守へ手疵爲負候節何者共不知後口之方より援身を持馳参り候故右中之間へ披き候よし申聞候得共致同道同役之内にて手疵負候儀に候得ば其節取計方も可有之儀 思召候此段申聞候様被仰出候

米倉丹後守

去月廿四日於中之間新番佐野善左衛門致亂心田沼山城守へ手疵爲負候せつ其方義月番遠江守御用向有之士圭之間に罷在候に付其方も山城守と離れ致退出候其節之様子不相知旨申聞候得共既に奥之御

りの儀心付中之間より這り口之戸建させ候趣に  
相聞候左候得ば同役共中之間の方に罷在候儀に候  
へば其方義も取計方も可有之處より之内に罷在候  
段如何に 思召候段申聞候様被 仰出候右於御用  
部屋出羽守列座大和守申渡之伺之上 御目通り差  
控被 仰付候

- 町奉行 山村信濃守
- 御勘定奉行 桑原伊豫守
- 同断 久世丹後守
- 御作事奉行 柘植長門守
- 御普請奉行 青山俱馬守
- 小普請奉行 村上甲斐守
- 小普請支配 中坊金藏

新番頭 飯田能登守  
御留守居番 堀内膳  
去月廿四日新番佐野善左衛門致亂心田沼山城守へ  
手疵爲負候節未何れも中之間に罷在候事に候へば  
取計方も可有之様思召候此段御沙汰に付於中之間  
久世大和守殿御書付を以被仰渡候

御目付 柳生主膳正  
松平對馬守佐野善左衛門取押候節參り懸脇差請取  
候に付御谷に不及一通り御座敷叱り  
大目付 久松筑前守  
牧野大隅守  
去月廿四日若年寄退出之節新御番佐野善左衛門致  
亂心田沼山城守へ手疵爲負候節其方共中之間に罷  
在出合申候段申聞候得共援身を持候趣見請候は  
早速取鎮め方も可有之處手間取候故山城守鞘にて  
會釋いたし候内疵も數ヶ所に相成候既に右之疵に

て相果候別而其方共御役柄之儀不心懸に被 思召  
候依之差控被 仰付候  
右於大和守殿御宅大目付大屋遠江守立合大和守殿  
被仰渡候

御目付 井上圓書頭  
安藤郷右衛門  
末吉善左衛門  
去月廿四日若年寄退出之節新御番佐野善左衛門致  
亂心田沼山城守へ手疵爲負候節其方共拵梗之間に  
相詰罷在出合候段申聞候得共早速取鎮方も可有之  
處手間取候故山城守鞘にて會釋いたし候内疵も數  
ヶ所に相成候既に右疵にて相果候其方共別而御役  
柄不心掛に 思召候依之差控被 仰付候

跡部 大膳  
松平 田宮  
去月廿四日若年寄退出之節新御番佐野善左衛門致  
亂心田沼山城守へ手疵爲負候節其方共中之間に相  
詰罷在候處誰とは不知拵梗之間の方へ披身持參候

に付早速追断候段申聞候得共其方共儀よりは相離  
罷在候松平對馬守遅も抱留候へば其方共儀は間近  
にも罷在候故如何様にも取鎮め方も可有之處手間  
取候故山城守鞘之のまゝにて會釋いたし候内手疵  
も數ヶ所に相成既に右疵にて相果候御役柄別而不  
心掛に 思召候依之御役御免密合被 仰付候

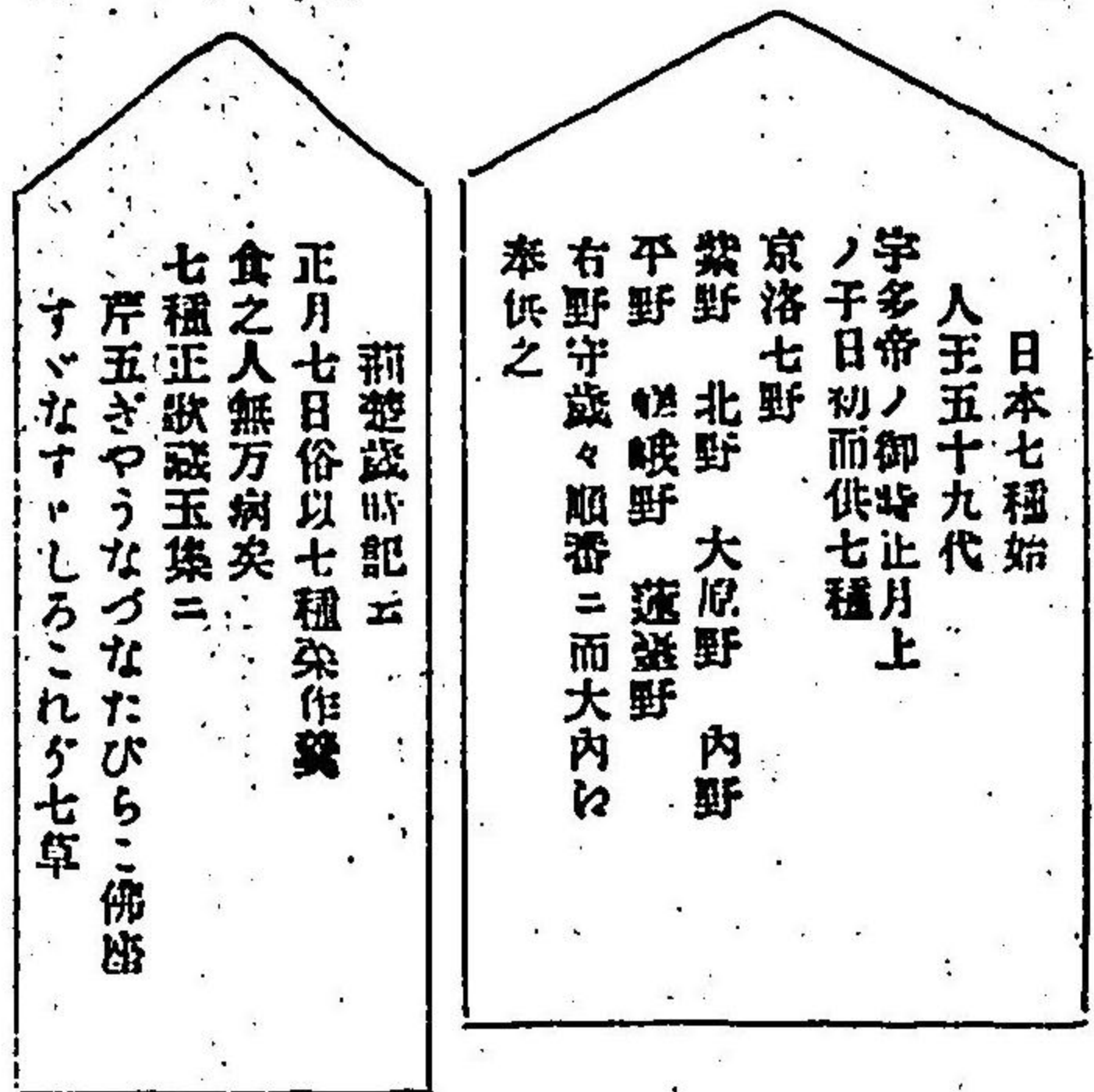
新御番 萬年六三郎  
猪川五郎兵衛  
田澤傳左衛門  
白井 主税  
去月廿四日若年寄退出之節相番佐野善左衛門致亂  
心田沼山城守へ手疵爲負候節其方共御番所に罷在  
候間善左衛門騷出候節差止可申處善左衛門義中之  
間へ罷越候間御番所も明き候に付立戻り候段申聞  
候得共一列之内より走出候事に候得ばいづれ差押  
へ可申處無其儀不埒之至に 思召候依之御番御免  
小普請入被 仰付候  
右加納遠江守殿於御宅大目付大屋遠江守御目付山  
川下總守立合遠江守殿被仰渡候

四月七日

大目付

右者新御番佐野善左衛門亂心いたし山城守へ手疵  
爲負候節留候段達 御聽年比に合心掛宜神妙之  
至に被 思召候依之貳百石御加増被成下候之旨  
右於芙蓉之間老中列座大和守申渡之

四月七日  
○日本七種始京洛七野

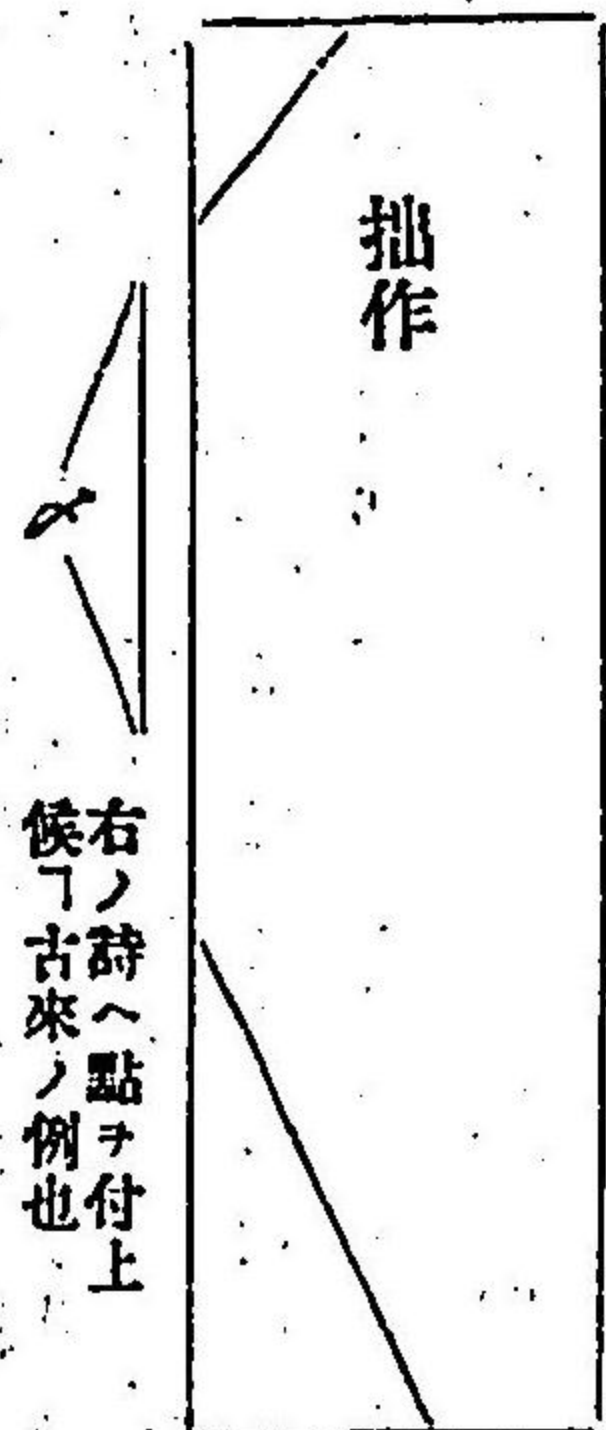


せり	淡名芹	大原野産
なづな	同 薺	内野
ごぎやう	同 艾	平野
たひらこ		嵯峨野
佛座	同 元寶草	蓮臺野
すどな	同 菘	紫野
すどしろ	同 羅蔔	北野

○文政二年己卯林祭酒齋歳日詩  
己卯元旦  
四序又逢環一循  
乾坤俯仰物皆新  
年々唯有桃符句  
瑞日祥雲語每陳

大學頭林衡

增訂一話一言卷三十九終



增訂一話一言卷四十

○凹凸窠

楊升菴文集<sup>四卷</sup>云。畫記云。張僧繇畫一乘寺壁。遠望如凹凸。近以則平。名曰凹凸花。俗呼一乘寺爲凹凸寺云。

按 石川丈山一乘寺村に詩仙堂を建居る所を名づけて凹凸窠といふ、その居る所の形によるかはいへど實は一乘寺を名づけて凹凸寺といふに本づけるなるべし。

○宋詩二陳

宋詩に二陳あり、一は陳師道字は無已后山と號す、一は陳與義字は去非簡齋と號す、明の胡元瑞詩藪に曰。宋之學杜者。無出二陳。師道得杜骨。與義得杜肉。無已瘦而勁。去非臆而雄。后山多用杜虛字。簡齋多用杜實字。

宋王偁東都事略<sup>卷一百十六</sup>云。陳師道字無已。徐州彭城人也。少刻苦問學。以文謁曾鞏。鞏奇之。元祐中。蘇

軾傳堯愈孫覺薦于朝。爲徐州教授。除大學博士。初師道在官。嘗私至南京謁蘇軾。至是言者彈其冒法越境。出爲潁州教授。紹聖初。言者復論師道進非科策。罷歸。久之爲棣州教授。除秘書省正字。以卒。師道家素貧。自罷歸彭城。或累日不炊。妻子慍見不恤也。諸經皆有訓傳。於詩禮尤邃。爲文師曾鞏。爲詩宗黃庭堅。然平淡雅奧。自成一家云。

明錢抑之南宋書<sup>卷六十三</sup>云。陳與義。字去非。洛人。上舍甲科。歷太學博士。高宗南遷。避亂襄漢。轉湖湘。踰嶺嶠。紹興中。累官翰林學士知制誥。至參知政事。予祠卒。容狀儼恪。不妄言笑。薦士于朝。退未嘗以語人。長于詩。體物寓興。清遠紆餘。上下陶謝韋柳間。自號簡齋居士。有無住詞一卷。

劉須溪先生評點簡齋詩集卷之十五。無住詞十八首。增注。無住者。湖州青墩鎮僧舍之菴名也。公紹興間奉祠寓居焉。卷中詩詞皆可考。而詞亦多其時所作。故以題集金剛經應無所住而生其心。菴名本此。

明焦弱侯國史經籍志<sup>卷五</sup>  
陳師道集十四卷 又外集六卷 又理究一卷  
陳與義簡齋集二十卷 又長短句二卷

秘書 鈴木白藤より文通に

陳后山詩註十二卷 朝鮮板 五冊 門人彭城陳魏衍序

元城王雲題

后山詩集目錄年譜附 天杜任淵

跋に弘治丁巳秋九月朔石滄楊一清識

右は珍奇之書之由楓山にても別庫に相貯へ大切にいたし置候品にて御座候正月遷登

○虛辭傳記

虛辭傳記國字解 三卷 山本守秀解注

秋屋町松原下ル町

升屋庄兵衛

寛政七年卯十一月 皇都書林

寺町松原下ル町

板

梅村忠兵衛

是は虚無僧ノ家ニ傳ル俗書ナルベシ普化禪師ノ傳ナドアリ

○武徳鎌倉舊記

鎌倉繁榮廣記第一之卷

武徳鎌倉舊記 後編第十三ヨリ第廿四ニ至ル

延享二年丑正月吉日

京ふや町通せいのわんじ下ル町八文字屋八左衛

門板也

と題せるもの十二卷、延享二乙丑青陽上旬作者八文字自笑が序ありて、歴代の軍書にもれたる事どもを拾ひ集め、全部十二卷に編て鎌倉繁榮廣記と號、世に弘め畢、とあれども、自笑などが作るべきものにあらず、實朝卿一代の事を記せり、是は其書に記せる武徳鎌倉舊記と云へるもの、後編にして、かゝる一種の偽書なるべし已卯閏四月 小泉清長

○堤氏藏書目錄

有親君御願文傳記

御十代考大久保忠常

○成憲摘要上下 丸山可澄

三方原合戦記

○板坂卜齋覺書

北川次郎兵衛覺書

文廟御傳略篠山吉之助

御三家忌辰記源朝風

千年山朝風

御三卿譜三朝風

豐太閤朝鮮軍介

徳川世記

岩淵夜話別集上下 大道 寺友山

○參州一向宗亂記 林鍾談二岡田幸右衛門

○大坂陣覺書山口久庵

○秀頼公籠城記 御忌辰記源朝風

論號雜記

福井鑑上下

吉利支丹由來記

豐太閤遺物帳

○浪合記

事物權輿

○査沃餘錄

○新蘆而命

武器要説高坂聖正

昔物語新見法入

○四十六士論大幸純

○野夫談横井也右

天龍秘録

稻亭物語錄上中下

○封事大幸純

並吞錄上中下

無名氏隨筆上下

○將軍宣下三十一度儀不同次第白石先生

以酌菴事議艸白石

○遯馬人欺狀

伊東見達筆記

○天正十八年三千石以上分限帳

慶長四年諸大名分限帳

館林家分限帳

永祿以來出來初

茗話

○慶安四年江駿往復書

○蓋微問答

蕨風雜話澁川時英

赤穂義士書翰

○江島罪斷事略 讀四十六士論松宮俊仍

○反汗秘録私云白可少將 中山亞相事也

雜著乱來

獨語上中下 大幸

○寓意艸上下

進呈案白石

魯西亞人來船記

○新樂閑叟筆記

○甲府家分限帳

尾張家分限帳

○朝鮮南大門合戦記天野源右衛門

大和軍記

○村井勘十郎覺書

○武田勝頼滅亡記尼理度

○藤堂高虎記

鳥居家記

片桐記

那須記

本多利長家覺書

烈公遺事湯淺元祿

開見集二石川新兵衛

故諺記

水野隼人正覺書

翁物語二小早川能久

講餘錄淺見安正

備前老人物語

古老夜話

石谷土入記

渡邊幸庵對話

○改元物語林忠

○最明寺殿庭訓

○寛永小説二林信篤

定西法師琉球物語朝倉景衛

泰庵戲言二



○自紀藩供奉姓名帳

島津家分限帳  
熊澤先生行狀湯淺元祿  
諸家賜松平記  
江守翁物語  
以上

水戸御附人姓名帳

○諸家臣万石以上並城主記  
徂來先生事記同雜著  
金花根元記源朝風

○神祖泉塚記事柏崎永以

○諸大名家中分限帳  
天草記立花宗茂  
兩陣覺書水野勝成  
山本學齋覺書

北條家分限帳

江上合戦記  
天草記十時三彌  
渡邊勘兵衛覺書  
駿河土産  
靈巖夜話  
將士美談

城戸豊前記

元和小説  
古士談話  
落穂舊談三

古言名玉

窓のすさみ松崎祐之  
○雨夜燈湯淺元祿  
○鳩巢小説三

千代見艸上下

並河太左衛門記  
有斐録

○井伊万千代記

村越道伴記  
藩史別録

○仰景録二

加納五郎左衛門直恒行狀記山形軍記  
里見記  
正保遺事

事語繼志録四

○毀屋紀事

野芹上中下  
諸國城主次第  
肥後物語龜井魯  
右は堤氏より借抄す寅十月  
己卯三月廿七日抄録  
○南畝文庫所藏の印也

○犬追物記

一犬追物記  
正保三年四月七日薩州太守島津氏招衆閣老於芝別  
墅觀犬追物云云  
右鷲峰文集卷十五ニ出ツ  
犬追物御覽記寫本

林春齋

正保四年丁亥十一月十三日將軍家武州王子村へ渡  
御アリテ犬追物ヲ御覽セラル、是ハ松平薩摩守光  
久本氏 其家ニ傳習ハス由緒アルニヨリ上覽ニ備へ  
奉ラント連ニ執事ノ者ヲ以テ望申シケレバ御許容  
アリテ此村ニ新ニ棧敷ヲカマヘ馬場ヲ築カシム云

々

右一帖忝蒙 台命列供奉之後候棧敷之末而始終  
縦覽之他日逢薩州之家老久通尋其儀式且問御前  
之次第於前橋侍從以記之爲一卷而呈侍從其副本  
於書庫者也

春齋

覃按するに、鷲峯文集にのする所は正保三年四月  
七日芝の別墅にて犬追物をなして御老中の御覽に  
入し漢文の記也、寫本にある所の犬追物記は上覽  
奉入し和字の記也。

○天台教

安南郡督吳越錢氏。多因海船通信。天台智者教五百  
餘卷。有録而多闕。買人言。日本有之。錢椒置書於  
其國主。奉黃金五百兩。求寫其本。盡得之訖。今天  
台教。大布江左。楊文公談苑

右皇朝類苑卷七十八に見へたり

○青木昆陽著述目錄

經濟纂要前集十二卷  
官職略記十三  
國家食貨略一  
同後集五  
同續集五  
刑法國字譯十二  
國家金銀錢譜一

○昆陽漫録四

續草廬雜談二

○奉使小録一

一夕話一

雜集一

和蘭貨幣考一

和蘭和譯一

和蘭櫻木一角説

長崎聞書

草廬雜談一

○荅問小録一

對客夜話一

續一夕話一

郡名考一

和蘭文字略考一

和蘭勸酒歌解一

和蘭話譯後集一

○甘藷

通計廿五種自筆本藏于其家 ○は家藏せり

○祝允明櫻詩

祝允明の評集に櫻の詩あり鶴屋集三十卷一帙  
牧野和州所藏

和日本僧省佐詠其國中源氏園白櫻花

剪雲彫雪下瑤空。綬向蒼柯翠葉中。晋代桃源何足  
間。蓬山異卉是仙風。

答日本使姓橋名省佐  
相國寺僧

日邊來時幾何時。聞說占申後到寅。海舶行禮指南載。  
日本在寅中。南折  
西指申。却過遠近乃遙仰北辰趨帝座。欲經南甸駐行塵  
詩名愧動鷄林客。禪諦欣參鸞嶺師。回首山川渾渺

遊。只看明月慰相思。

右五山菊池氏の物語也

○濠居叢詩

元の至正中濠居子名は至仁字は行中熙怡道人は都陽の人也法を元叟端和尚に得たり濠居稿の中に

送藏上人還日本并簡双林明極和尚

十年間法天玉地。萬里鄉山碧海東。雪室有禪傳鼻祖。蒲帆無恙轉秋風。潮連蓬島晴雲白。霞擁扶桑曉日紅。爲問双林老尊者。尺書還寄北來鴻。

按明極は所謂俊明極なり

送謙上人還日本并簡天龍石室和尚

回首扶桑若箇邊。春風萬里上歸船。神龍饋供雲迷海。仙女吹花月在天。密意西來端有得。新詩東去豈無傳。若逢石室頌通問。歲晚南湖學種蓮。

○賣廟

張謬檢正中書五房公事判司農寺上言。天下祠廣。歲時有燒香施利。乞依河渡坊場。召人買撲。王荆公秉政。多主謬言。故凡可農起請。往々中書即自施行。不由中覆。賣廟勅既下。而天下祠廟。各以緊慢。價直有差。南京有高辛廟。平日絕無祈祭。縣吏抑勒

祝史。僅能酬十千是時張方平留守南京。因抗疏言。

朝廷生財。當自行理。豈可以古先帝王祠廟。賣與百姓。以規十千之利乎。上覽疏大駭。遂窮問其由。乃知張謬建言。而中書未嘗覆奏。自是有旨。臣僚起請。必須奏稟。方得施行。賣廟事尋罷。倦遊錄

右皇宋事實類苑吉州太守江少陵所著卷七十八に出たり按する

に享保元文のころより東都所々の神社佛閣の側に私窠子を置て脂粉錢を上納せしが寛政のはじめ白川侯の新政にことごとく罷められしことありて今はなし賣廟の事に似たることなるべし 木口山人

○日本詩紀引書

日本詩紀六卷活版

上毛河世寧子靜著

引用書目

- |       |      |      |
|-------|------|------|
| 懷風藻   | 萬葉集  | 凌雲集  |
| 文華秀麗集 | 經國集  | 雜言奉和 |
| 續日本後紀 | 性靈集  | 殘菊詩卷 |
| 田氏家集  | 菅家文章 | 菅家後草 |
| 水石亭詩卷 | 天徳關詩 | 應和詩合 |
| 扶桑集   | 本朝麗藻 | 和漢朗詠 |

江東部集

類題古詩

永承詩合

天喜詩合

本朝文粹

續文粹

作文大體

朝野群載

新撰朗詠

教家摘句

江談抄

階堂詞葉本名無題詩集

續世繼

源氏河海抄

著聞集

十訓抄

往生傳

一人一首

歷朝詩纂

畫簪錄

公卿補任

公卿類傳

大系圖

編年錄

右四十二部或有合雜言殘菊水石歌案四部名詩文等句者今從題

○佐々軍記二條生駒字靈辰洞

佐々内藏亮源成政は尾州春日井郡の産にして比良の城主也、織田信長につかへてしばしば戦功を勵し、越中の守護に封せられ外山の城に居住す、信長薨逝の後織田信雄に屬し羽柴秀吉と戦ひ名を日域にあらはせり、この役に秀吉天下掌握の後成政が信雄にくみせしをにくみ、事によせて滅さんことをはかり給ひける、天正十五年六月二日秀吉公薩州島津征伐の後肥後南の關に御陣をすへられ、有功の輩に所領を賜るとき、肥後國をば佐々成政に賜り陸奥守と號せらる、是成政を滅されんが爲也と後にぞ思ひ合せけ

る中同月六日成政熊本の城に入れば、當國の諸城主國侍各出府せしめける中成政つくづくと思案しけるは、當國は數十ヶ年守護とてもあらざれば、國中の田島を檢地すべしとて、生駒小千と云ものに竿を打せ、是までは何町河反といひしを何石ときはめける土谷傳へて生駒字と云一反三百六十歩なり云々略

右佐々軍記卷七八ニ出ツ

大永八年九月三日鹿子子木三河守源親員入道寂心道修ヲ他田郡靈巖寺靈巖洞ノ側ニ建中大元明州ノ沙門東陵永璵玆ニ來テ靈洞ノ側ニ梵宇ヲ建寶華山靈巖寺ト號ス、故ニ東陵ヲ開山トス、曹洞宗也、岩上ニ題スル靈巖洞ノ三大字ハ小篆文ニシテ東陵書ノ三小字ハ楷書ナリ、其二陵ガ筆蹟ト云、其景勝他ニ超タリ下

安永年中吾友菊池衛岳名植字の弟樋口元良名器字其君熊木侯の勅に従ひて肥後にゆきて歸し時此靈巖洞の事を語り三大字この外見事にして巖に彫付たるが筆者はしれずといひしが東陵書の三字は小字とあれは見へかねたるなるべし今年此書をよみて此事を思ひいだし懐舊の思ひにたへすこゝに書つく

文政二年己卯七月十日のあした 杏花園

○平泉實記

陸奥氣仙郡相原友直著

寛延辛未歲春社日の序あり西播那波師會實曆壬申の序あり、橋本見齋好孺の序もあり、通編頼朝卿恭衛征伐の事を記して東窓により舊跡をたづね村老の談を録す、武徳鎌倉舊記なごよりは實録もあるべし、近來松前の往來多くして秀衡の事なご遺聞多し己卯七月十二日一讀過

○山家義苑

雲間沙門 可觀述

山陰法孫 智増證

双遊 金鉉義十篇 総別 辨岳師三千書

時皇宋嘉熙戊戌

比丘良阜刊于白蓮

卷上ばかりにて半本なり宋板の書なり天台の法問を述し書なり

○易纂言

易纂言元吳澄書

徂來先生の行草の書なりと云

易纂言

象上傳

象者。文王所繫六十四卦之辭。象傳者夫子爲釋文王之象辭而作也。經有上下二篇。故傳亦仗經而分上下。陸氏曰。象斷也。以斷一卦之吉凶者。象字書象即豕字。從互從豕。互豕頭。象其上銳之形。蓋野豕也。其頭最有力而銳。善斷物。故假借爲決斷之義。音與豕同。又音承至切。因假借其義。又假借其音。爲通貫切。予かつて加川元厚が藏る所の唐詩訓解と古今和歌集とをみる訓解は父の命によりて先生書する所の楷書也古今は假名の體本阿彌光悅に似たり楷書は拙き方也其比書籍の不自由なる事みつべし

○二十二史文抄

二十二史文抄

納蘭常安履坦選評

明史の文に李于鱗王元美一編もなし

○同明史文抄の中利瑪竇が事

明史文抄卷之六

請遣遠大西洋國人利瑪竇疏

朱國祚

國祚。字兆隆。秀水人。官至大學士。謚文恪。

萬曆二十九年。爲禮部侍郎攝部事。時大西洋

人利瑪竇入京師。中官馬堂。以其方物進獻。

國祚上疏。

會典止有西洋瑣里國。無大西洋。其真僞不可知。又寄居二十年。方行進貢。則與遠方慕義特來獻琛者不同。且其所貢天主。及天主母圖。既屬不經。而所携又有神仙骨諸物。夫既稱神仙自能昇。安得有骨。則唐韓愈所謂凶穢之餘。不宜入宮禁者。況此等方物。未經臣部詳驗。經行進獻。則內臣混進之。非與臣等溺職之罪俱有不容辭者。及奉旨送部。乃不赴部審譯。而私寓僧舍。臣等不知其何意。但諸蕃朝貢。例有回賜。其使臣必有宴賞。乞給賜冠帶還國。勿令潛居兩京。與中人交往別生事端。

自是正論。劉念臺亦言。當放回本國。永絕異教。此

疏與昌黎佛骨表同功。○此疏從外國意大利亞傳錄出。

再上疏

朱國祚見前

利瑪竇自言。自萬曆九年。泛海九萬里。抵

廣州之香山。至二十九年。始入京師。是年八月。國祚又疏。

臣等議令瑪竇還國。候命五月。未賜諭旨。母怪乎遠人之辭病而思歸也。察其情詞懇切。真有不願尙方錫予。惟欲山棲野宿之意。譬之禽鹿久羈。愈思長林豐草。人情固然。乞速爲頒賜。遣赴江西諸處。聽其深山還谷。寄跡怡老。

前疏莊。後疏婉。合之則双美。○此疏從外國意大利亞傳錄出。

里亞傳錄出。

單按するに帝京景物略に利瑪竇墳の事あればつゝに中國にて死せしとみゆ利瑪竇碑文も寫し置り

○甘藷

甘藷 享保年中昆陽先生青木敦書文藏上總國塚崎町千町田へはじめて命下りて植初しといふ、甘藷山口觸山植之助田安士より贈れり昆陽甘藷の事書上にも有之百

姓の言葉に符合せりとぞ、文政二年己卯冬月廿九日  
にしるす。

○清國地志の事  
清國地志檢目  
題言

凡府州縣志ノ皮藏ハ  
有徳大君ノ盛意ヨリ出テ各地盡ク收儲セラルベキ盛  
舉ナリト云ヘリ、則享保七年四月松平加賀守綱紀  
ガ獻本保定河間等十三府志ヲ御庫ニ收メラル、ノ  
類其採訪ノ至レルヲ聞ベシ、爾來舶來ノ地志陸續  
新收ノモノ亦少トセズ、其兩京十四省志ハ既ニ全  
備シタレドモ各府州縣ハ僅ニ四分ノ一ノミ、固ヨ  
リ數屈指ニ違アラザルヲ以テ從前ノ御庫書目モ順  
序統紀未ダ一定ニ及バズ、各志ノ單本收貯ノ存否  
モ邊ニ辨晰スベカラズ、故ニ今收否ヲ檢査スルモ  
ノ左ニ開列ス

- 清國
- 兩京
- 通志已收
- 十四省
- 通志已收
- 百九十二府
- 府志 七十一部已收  
百廿一部未收
- 二百三十二州
- 州志 五十二部已收  
百八十部未收

千二百八十六縣

縣志 三百八十九部已收  
八百九十七部未收

右未收ノ地志陸續全備アリテ

有徳大君ノ盛意ヲ紹遵セラルベキ一舉アラン事ヲ欲  
シテ乃林祭酒ト會議シ、本月四日京極參政へ建言  
シテ搜訪書目ヲ長崎鎮府へ降シ清商へ諭シテ陸續  
載來セシメ、舶載書目進呈ノ林祭酒へ降シテ檢閱  
收貯アランコトヲ請フ、其呈案下ニ載ス、今又屬吏石  
井文衷ヲシテ收否檢目二部ヲ録セシメ、一部ヲ局  
中ニ存シ一部ヲ林家へ交附シテ他日ノ檢閱ニ便ナ  
ラシム、又以テ御庫書目ノ順序統紀向來ミナ此ノ  
檢目ヲ照シテ其次第ヲ立テ新收ノ度ゴトニ朱ヲ填  
テ墨ト爲ントス、其明以上ノ地志ハ別ニ各部類ヲ  
設ク、是地志ノ用ハモト當代ノ制置ヲ觀覽センガ  
爲ニシテ、前代ノ沿革今此際ニ取ルコト無キガ故ナ  
レバナリ、

文化十四年丁丑十月

例言

一凡各地ノ志元以上ハ未ダ其備ルモノヲ見ズ、明ニ  
逮ンテ制度一變シ省府州縣ノ志往々ニ出ヅ、清ニ  
至テ建置大ニ革リ各地ノ志始テ全キコトヲ得タリ、

△縣志

是より先に十餘年前一年勝敗府州縣志持渡候事有之  
是迄無御座品之分は不殘林家より御用に書上候處餘  
り書籍數多く候とて調進方不被仰渡候義も有之由  
先年崎陽ノ會所役人春孫次郎ヨリ藩州府志二帳ヲ  
贈レルヲ文庫ニ藏ス是等モ商賈ニ出候節買置シナ  
ルベシ是ナドモ朱墨ノ中ニシテ官庫ニ不見ナレバ  
珍藏スベキモノ也

○戶田茂睡翁歌

夕霧に谷中の寺は見えずなりて日ぐらしの里にひゞ  
く入相

○法華經唐本

妙法蓮華經弘傳序

楷書見事也無筆者名

杭州瑪瑙寺南房明窓流通七卷寺

○酒顛童子像

酒顛童子古像一軀栗原柳菴所贈是は妙安寺看職廣海  
院敬質上京の時江州高宮驛骨董店にて求候由申傳店  
主傳云大賀大明神寶庫中より出もとは頼光四天王の  
像ごとも額に作り有之由

終南山釋道宣述

- 省兩京
- 府
- 通志
- 府志
- 州志
- 直隸州
- 州志

今 御庫已收ノ地志明撰亦少シトセズ、然レモ班  
駁ニシテ取ルコトナシ、此編モト清志ノ全豹ヲ獲ン  
コトヲ欲ス、故ニ單ニ清修ヲ具條ス  
一此編ハ專ラ廣輿古今鈔ニ據ル、其撰乾隆三十四年  
ニ成テ建章ノ最モ後ニ出ルヲ以テノ故ナリ  
一凡地志順治康熙ノ撰モ時トシテ抵牾セルアリ、是  
雍正以後ニ復變革アレバナリ、タトヘバ江南省徐  
州府潁州府ノ如キ已收ニ順治撰徐州志潁州志アリ  
是州ヲ府ニ陞セザル以前ノ志也、又福建省直隸龍  
巖州ノ下ニ附スル康熙撰龍巖縣志ノ如キハ縣ヲ  
州ニ陞セ又直隸州ニ陞セザル以前ノ志也、凡  
此類ニハ州外縣ニ△ヲ冠標シテ各條ノ下ニ附  
載ス  
一已收ノ志ハ墨書シ未收ノ志ハ朱書ス是將來新收ニ  
從テ朱ニ墨ヲ填テンノ便ヲ求ムルガ爲也  
一省府及直隸州ハ統轄ノ名也故ニ一字ヲ擡頭シテ收  
否ノ諸志ニ別ツ其他ノ冠標便覽左ノ如シ

大江山縁起に八月十日は童子忌日なりとあり、よ  
りて八月十日客を會して童子忌をせんと思ひしが  
病後酒宴を好すよりに止

○娶婦以茶白河燕談  
白河燕談二卷序三辭於南無寺始跡洛東洗心於白河  
流トアリ享保己酉殊意疑白序アリ

聘婦以茶

客問。嫁娶禮。送茶者有之。何謂乎。答曰。明  
陳晦伯天中記四十四曰。凡種茶樹。必下子。移種  
則不復生。故聘婦必以茶爲禮儀。固有所取也。今本  
邦婚禮約結時。聘物贈副茶。此禮何時起。未知。  
按するに此比聘婦に茶を送しや今はなし  
單後按此風俗長崎にあり婦嫁時茶を包て持參す  
ること長崎風土記に委しく見ゆ

○阿彌陀經脫字  
選擇集寛永板

故龍舒淨土文云。襄陽石刻阿彌陀經。乃隋陳仁禘  
所書。字畫清婉。人多慕玩。自一心不亂而下。云  
專持名號以稱名故諸罪消滅即是多善根福徳因緣。  
今世傳本脫此二十一字。以云々。  
于時寛永十六年己三月十五日

知恩院三十二代檀蓮社雄譽松風八句六

○蕉窓漫筆  
大谷寺仁納置板本 五條七左衛門久重彫刻

蕉窓漫筆三卷上野新田義重山大光院冲默義上人の  
著す所也、緑山大僧正定月和尚尾州八事山諦忍比丘  
華頂山入信精舍妙導師の序あり、義海上人は寶曆五  
年乙亥の年に遷化其徒備前福山定福寺惠雲眠龍師隨  
喜助刻の資を合せて彫刻せり知恩院門前澤田  
吉左衛門發行 明和四年  
丁亥の九月也十三年忌のとし也、此書谷櫻集櫻陰  
腐談などとは違ひて一味に佛法の事のみを記せ  
り、淨家の大手筆といふべし八月廿日

○幻住菴清規抄羅家引傳  
の文あり

普應國師幻住菴清規延祐丁巳冬幻住沙門自序アリ  
元ノ仁宗ノ年號四年丁巳ナリ

○日用須知十條綱目

日資 月進 年規 世範 營辨

家風 名分 賤履 攝養 津送

○二月十九日觀音菩薩生日云々

○三月高峰和尚感忌感忌ハ誕  
生日也

○十二月初一日高峰和尚忌

○津送

人之生也樂人之死也哀双林入滅梯示双趺化火自  
焚幻影何在二千年外之陳跡八万餘劫之遺骸無家  
之客委在叢林彼此有身其誰能免松龜素幘瓦冢青  
灯事在預爲禮宜必備衣孟估唱板帳支收既無開於  
死生安可昧其因果趨道要共還真源死生之義昭然  
建化之功備矣

亡僧或自能沐浴更衣坐脫即與入龕供養其病重或不  
能自了者須待其氣絕令燒湯報首座鄉人與之沐浴著  
衣著衣之法無間有無冬夏但舊布中衣一腰浴裙一腰  
舊襪一雙上則舊布衫一領舊布直裰一箇掛絡一頂尋  
常數珠一串就剃髮髮整頓入龕其餘袈裟鉢孟并種々  
行李抄箱既定待出龕日估唱錢物入板帳支收以爲津  
送入龕之法須預備麻骨篋等類置疊亡僧兩腋之下次  
用乾柴四面按排定當然後掩龕用長條合縫公界印押  
封閉龕門前立位牌一座書云新圓寂某上座覺靈香火  
灯燭請首座大衆諷大悲咒一遍回向

方三世  
諷經功德奉爲新圓寂某上座入龕之次莊嚴報地十

既入龕竟即與鋪設剪大紙幡四首書無常偈云諸行無  
常是生滅法生滅滅已寂滅爲樂掛於龕側雲柳兩瓶供

養帷幙帳設隨宜展布一日三時隨公男粥飯供養大衆  
三時各諷大悲咒回向云

諷經功德奉爲新圓寂某上坐覺靈莊嚴報地十方云

其三時諷經鄉人亦有大悲咒一遍鄉頭出龕前燒香鄉  
末舉經回向

留龕至第三日公界造祭食五味供養至晚念誦方當念

誦時分鳴鐘磬鳴板衆集菴主出燒香上湯茶上食畢退

禮三拜即念誦諸方有兩序出班燒香菴居不講念誦云

切以生死交謝。寒暑迭遷。其來也雷激長空。其

去也波停大海。是日即有新圓寂某甲上座。生緣

既盡。大命俄遷。了諸行之無常。乃寂滅而爲樂。

恭哀大衆。肅詣龕幃。誦諸聖之洪名。薦清魂於

淨土。仰憑大衆。念清淨法身。云云。

今禪家ノ送葬ニ唱ル所ノ引導ノ語如此又無緣

草子ニ見ヘタリ

每一聲磬一下舉大悲咒一遍回向云

上來念誦諷經功德奉爲某上座覺靈莊嚴報地伏願

神超淨域業謝塹勞蓮開上品之花佛授一生之記再

勞尊衆念十方三世云云

復舉楞嚴咒一通行道回向云

諷經功德奉爲新圓寂<sup>某</sup>上座覺靈莊嚴報地十方三世云云

鄉人上祭畢大衆入座喫湯誦金剛彌陀等經表伴靈之禮約至二更盡時分回向衆散是日或有點心或無點心隨亡者有無不拘

明日粥罷公界分付扛索舉籠裝畢乃有起籠念誦云

欲舉靈籠赴茶毘之盛禮仰憑大衆誦諸聖之洪名用

表板遠上資覺路念清淨法身云々即請起籠佛事

舉籠出門大衆各執雪柳一枝柴薪一段默持經咒送至化壇菴主做佛事下火畢維那舉茶毘十念云

是日即有新圓寂某上座既隨緣而順寂乃依法茶毘

焚百年行道之身入一路涅槃之境仰憑衆資助往

生南無西極樂世界大慈大悲阿彌陀佛<sup>如是十聲至阿大衆同和</sup>

字是十聲乃云上來稱揚聖號資助覺靈惟願慧鏡分輝

眞風散彩菩提園內開敷覺位之花法性海中蕩除塵

心之垢茶傾三奠熟一爐奉送雲程和南聖衆即舉大

悲咒一遍畢回向云

上來念誦諷經功德奉爲新圓寂<sup>某</sup>上座覺靈茶毘之

次莊嚴報地十方三世云云復舉楞嚴咒

當日公界爲亡僧設供一堂齋罷取出亡僧行李對衆驗封皮分曉打開鋪定維那大衆搭袈裟鳴磬一下念誦云

浮雲散而影不留殘燭盡而光自滅今茲估唱用表無

常仰憑大衆念清淨法身云々 下略

予年來神家<sup>某</sup>の送葬をみるに此趣あり念誦の

文にいたりては今も此文を用ゆ五百年來の舊

文なり

○都賀六藏

都賀氏名は庭鐘字は公聲大江漁夫と號す又辛夷館と

も通稱六藏大坂人儒を業とす<sup>傳説</sup>上田餘齋翁は此人

に學べりと云、所著康熙字典考異今の和板に附録す、

又戲作する所英草紙しげく夜話あり、世に行はる、

今の都下よみ本の風はこれを學ぶに似たり<sup>己卯十月</sup>

○神田旅籠町名主中村氏書留抄書<sup>哉生明</sup>

享保七寅年二月

一所々見付御門へい寅二月三月中不殘御取拂跡へ小

松植り候事

單云、此時の戲言にアルへイヲトリテ松風トハ

ヲクハシナフコトといひしとぞなん

寶永七寅六月廿二日樽屋

一町内職人共之内武藏守と申者有之候向後名改可申事

寶永八卯二月廿四日御觸

一自今御成之節町々之者男女共に拜可申事

卯三月廿一日御觸

一辻駕籠書上 同廿五日樽屋へ駕籠持召連圖取いた

し當り候分は棒に焼印請申候不當ものは向後家業

相止申候町方三百挺寺社方百挺御代官所貳百挺都

合六百挺に究る

卯五月

一頃日小兒順禮之姿にて七觀音、藥師參致候義誰申

出し何之願に參候哉御尋に付參候もの書上同廿七

日町連判

正徳三巳年三月廿五日能登守様遠江守様壹岐守様御

立合名主舟持へ被仰渡

一二挺立御停止 一屋形船御改

一辻駕籠數減少 一遊女御改

一出居衆御吟味 一人宿組合御止

一端々借屋御改 右之趣御書付を以被仰渡

巳五月八日御觸

一山王祭禮巳年根津午年明神未年に可仕旨

巳閏五月十六日

一御代官領町屋町御奉行支配に成同廿六日町人共御

番所へ御禮

正徳五未年三月廿六日

一百六拾七歳志賀瑞翁其外長命人之事

未十二月十七日御觸

一武士地に町人差置候儀御制禁

享保元年

一京町三浦孫三郎抱かうし遊女みはな出入<sup>申九月</sup>

享保二酉年

一大鋸町桐屋甚右衛門手代藤八主之爲を存じ我がも

とをそぎ大根に包差上候御吟味之上御褒美之事

西十二月十七日

一豊島町伊兵衛店加兵衛出居衆辻番人

若君様祖父之由大久保木工左衛門と偽何角かたり

取欠落

享保三戌年十一月廿五日ならや

一欠付人足之義貳町四方其外御定之場所切にて遠方へは罷出まじき事  
 成十二月四日越前守様へ御立合  
 一町火消組合朱引被仰渡組貳町四方欠付之義は朱引にても罷出可申事  
 成十二月六日ならや  
 一町火消片假名付組合相極此邊はソ組之事  
 南は昌平橋北は金澤町東は旅籠町西は本郷元町也  
 享保六丑年五月廿五日喜多村にて御書付  
 一古林見宜來ル廿八日より林了喜宅に講釋之事同廿九日高倉屋敷にて講釋之事同廿八日療治之事  
 丑六月十一日  
 一神田新銀町米屋十左衛門店大工七兵衛博奕宿いたし候に付家之前に三日さらされ家財御取上家主過料之事  
 此時より家財御取上にてさらし者初る  
 丑三月十一日櫛屋年寄中  
 一永代橋御取崩し被仰付深川難義之由手前修復にて差置申度段奉願御免に付往還の者より貳錢つゝ修

一料之事御尋同十三日御返答書  
 丑三月廿八日  
 一關八州川船之事去子年迄川舟奉行相改候處向後棟梁鶴飛驒相改候事  
 丑四月十三日ならや  
 一菖蒲甲人形類之義先達て御法度之趣被仰付候へども當年は商賣御免之事  
 丑七月十三日ならや  
 一藥草功者成もの御尋  
 丑八月十九日廻狀  
 一定火消はや太鼓向後後相止鉦太鼓打交並太鼓知らせ太鼓石三品に相極但四ヶ所御役やしきにては御曲輪外二三町之出火に貳拍子木十四五打候筈之事  
 丑十二月朔日ならや  
 一本屋雙紙や其所持之書物冊數作者板元年號御改  
 丑十二月廿九日喜多村七兵衛殿にて  
 一惣町中御年頭減少仕のし百把貳斗入酒十樽に相成候名主并角屋敷町人は向後三本入扇子献上可申候事  
 但只今迄献上物員數は丑正月七日日記に有之

享保七寅年四月廿日頃より六月頃迄  
 一染井花屋重兵衛方に長壹尺三寸程異木生じ木色黄にて花之色金色之由貴賤くんじゆ仕候事  
 寅七月十八日喜多村申渡  
 一金佛木像建立として車に乗せ引廻り之義無用之事  
 寅七月日本橋御高札  
 一新田願之義五畿内は京都町奉行西國中國は大坂町奉行北國筋關八州は江戸町奉行所へ可出旨日本橋に御高札相建申候七月廿七日寫之  
 寅八月九日茶屋有之町々名主へ御尋  
 一うなぎをからし酢にて給三人相果候由之事  
 一單按近來鯉之差身をからし酢にてたべ即死のよし長崎にては鰻を酢味噌に和へて食もおかし  
 寅八月廿日道御奉行より廻狀同廿四日櫛やにて申渡  
 一千川上水之義中興より懸候事に付當十月切相止候由  
 寅十月朔日  
 一本多唐之助様十一歳にて御死去御舍弟喜十郎様郡山より十月廿七日御到着十一月五日十二万石被召上新規に五万石被下候事

寅十二月十日御觸喜多村請負判  
 一當時世上に有之無筋噂事并男女申合相果候類心中と申觸板行いたし讀賣候義前々より御停止之事  
 享保八癸卯年正月九日御觸  
 一乾字金并元祿以來之銀に引替去寅年限り常卯年よりは潰金銀に成候間潰金銀之割を以金座銀座へ可賣渡事  
 子五月乾字金他國へ出すまじき事  
 丑四月御觸乾字金通用去々年限り同引かへ金銀共に來寅年限之義先達被仰出候通  
 卯二月廿日御觸同廿二日ならや請負判  
 一男女申合相果候者死骸取捨并存命に候へば非人手下之事惣て此組繪雙紙かぶき狂言に作り申まじき事  
 卯五月  
 一護國寺門前音羽町九丁分并青柳町上下賣女差置候に付町屋御取拂  
 同  
 一町御支配御公儀橋十七ヶ所書付卯十二月辰年

一芝口御門跡土手石垣取拂之義五月十九日御觸  
 覃云今ノ松坂屋ノ前ノ由  
 辰六月廿一日奈良屋にて年番へ  
 一町中請うり御曲輪内へ出す間敷事  
 辰八月五日御觸  
 一淺草御藏前札差宿此度百九人に御定  
 辰八月廿四日橋やにて年番へ  
 一切れ金通用相滞り候に付六百人之兩替屋共向寄々  
 にて組合之義  
 辰九月七日櫓屋  
 一町々佛師鑄物師方にて唯今三尺以上之佛像造縣有  
 之者書上  
 享保十巳正月十九日ならや  
 一鳥屋御停止  
 同廿八日 飼鳥は八人之岡島間屋より請うり御  
 免  
 二月廿七日 美濃守様御内寄合にて上方下り飼  
 鳥間屋四人被仰付  
 巳三月十七日日記に有り  
 一明神之繪馬鶏飛候由申候事

午二月御觸  
 一倒死病人水死其外異死迷子等向後芝口町に御札建  
 候義  
 午二月當座帳に有り  
 一本所入江町に賣女差置町内欠所之事  
 午三月廿八日ならやにて被仰渡  
 一神田明神能之義午年土藏未年舞臺申年入目三分一  
 酉年同斷戌年より能興行之積り  
 午五月八日櫓屋にて被仰渡  
 一和泉橋之義此度佐久間町一丁目より懸ヶ候所橋之  
 義は只今迄之通公儀橋之由  
 享保十二丁未年閏正月三日櫓や  
 一温飽蕎麥切賣之者共火を持あるく事御停止  
 未正月五日櫓や  
 一古鏡買共火事場へ不能出候様に前々被仰付  
 同正月九日  
 一町々米春共只今迄日用座方へ百拾文ツ、  
 未四月十二日越前守様  
 一旅籠町二丁目より湯島本郷片かは傳通院前迄ぬり  
 屋

未五月

一龜戸天神近所香取明神へ常陸國より安波上杉大明  
 神飛來候由貴賤群集其上屋臺大分出候義未六月十  
 四日越前守様にて御停止被仰付  
 覃云此頃アシバ大杉大明神食タリ飲ドリヨイヤ  
 サと云歌流行之由承及候  
 享保十四酉年四月九日馬持有之町々へ御觸同十九日  
 總町中へ御觸有之  
 一江戸近在より江戸表へ出稼いたし候駄ちん馬之義  
 三傳馬町にて鞍判を請一ヶ年に助馬三疋ヅ、出之  
 三傳馬町下知を可請  
 四月廿六日ならや  
 一願人共譯もなきなどはんじ物板行いたし町方店々  
 へ配り置跡にて代物取候義向後一切仕間敷旨  
 酉五月廿一日北村  
 一五月廿五日象江戸着  
 一南都興福寺勸化能新大橋土屋但馬守様上屋敷明地  
 にて日數二日寶生太夫相勤  
 酉九月廿日日記に有之  
 一上野屏風坂下禪宗光岸寺坂本地藏酉四月頃より風

流候事

酉閏九月十九日  
 一藥種間屋廿五人之外大傳馬町組藥種や十九人間屋  
 並に被仰付其外之者は直荷引請之義彌御停止但御  
 構無之物六十四品  
 酉十一月九日奈良屋  
 一町々耳之療治功者にいたし候もの御尋  
 享保十五年戌二月八日美濃守様被仰渡同九日御觸流  
 し  
 一町中人宿貳百二人にて向寄にて三十四人程組合  
 戌二月十七日  
 一病藥を委細認候普救類方之事  
 戌三月廿八日  
 一東路寶鑑と申醫書之事  
 戌四月廿一日喜多村  
 一仁和寺御修復に付三ヶ年正五九月護國寺富突之事  
 覃按春臺刺牌記有之  
 戌五月六日越前守様  
 一神社佛閣へ大挑灯無用之事  
 戌十一月廿七日



一尾張中納言様御逝去  
 覃按此次は章善公也  
 享保十七子年  
 一子六月廿七日下野守様御内寄合  
 子年秋  
 一西國邊凡四百八十万石程稻虫いり御大名并御領村々迄拜借金被仰付候事 飢死人大勢之事  
 子極月より町々飢饉に付飢人有之御救として町々へ御米被下  
 享保十八丑年三月十三日喜多村  
 一仁和寺御門跡富突只今迄護國寺に候處丑五月より申正月迄深川永代寺にて興行之事  
 四月朔日ならやへ書上  
 一町々火之見櫓柴木相止鉦に相成候事同日  
 一永代橋往來錢七ヶ年相濟丑六月朔日より無錢にて往來  
 六月十七日廻狀  
 一高田毘沙門富突永々二月六月十月廿八日  
 一丑七月十日前後より江戸町中其後國々在々迄風邪はやり同十八十九日比風神送り夥敷に付同廿日御

觸有之  
 一嵯峨釋迦開帳廻向院にて丑四月二日より六月三日迄  
 丑六月十八日  
 一新材木町かぶや彌兵衛手代長兵衛主人に忠行成故於下谷御敷寄屋町表五間一尺裏行廿三間之町やしき拜領之事  
 丑十月八日御觸  
 一和人參製法いたし賣弘め候事  
 十一月廿五日ならや  
 一谷中感應寺富突來寅年より三年  
 丑十二月十日櫛や  
 一前旬附札出し候もの早々可取拂事  
 丑十二月廿一日  
 一柳原明地并神田紺屋町邊明地廻り矢來植込菜園場薩摩芋作り床番や御免  
 享保十九寅年三月廿日櫛や  
 一小田原町新河岸之者願に付御成前四ツ時迄商賣船通用  
 寅三月廿四日櫛屋

一丹羽正伯書物編集に付諸國之産物俗名  
 寅三月廿三日櫛や  
 一神田花房町之町名被仰付  
 商賣物河岸通り差置候義寅四月十一日御免  
 寅十二月十三日奈良屋  
 一町々火之見櫓鉦向後相止喚鐘つり可申事  
 享保二十卯年七月三日  
 一晝過大雨ふり東西くらく龍卷候事  
 濱御殿近所より木挽町邊河原崎權之介芝居屋根瓦卷上ケ夫より三十間堀京橋中橋日本橋邊左右瓦卷上候事  
 卯七月六日越前守様御内寄合  
 一小傳馬町馬喰町旅籠屋之外旅人留め間敷事  
 卯九月十日  
 一尾張中納言様御嫡子國九様御逝去三日鳴物御停止  
 辰八月十日  
 一深川八幡において安波大杉大明神開帳に付被仰渡  
 辰八月廿二日奈良や  
 一永代橋修葺に付辰九月朔日より十ヶ年之間往來之者壹人壹錢つゝ可出事

元文二巳年  
 一京都淨花寺泣不動巳四月朔日より開帳廻向院  
 一巳五月三日松永町出火上野御本坊烟焼  
 巳十月廿八日  
 一月次廿八日御禮正二四七十二月計にて其餘月は廿八日出仕相止候事  
 覃按此時ノ歌ニ正二際者四アハセモヨク今年ヨリ益ト暮トニ禮イタハシクケケリ  
 巳十二月廿五日  
 一尾張中納言様御嫡子龍治代様御逝去三日鳴物止  
 右神田旅籠町名主中村氏舊記  
 御番所並年寄衆被仰渡御觸流拔書トアリ  
 文政己卯小春八日抄書後此全書被本

訂一話一言卷四十一

五朝小説二條

一明海鹽董毅が碧里雜存云。齊民要術。後魏時書。其言一石註云。當今二斗七升。此不可曉。然考魏時長安童謡云。百升飛上天。是以百升爲一斛。則魏所謂斛。正今所謂石。今時無此制也。今官製五斗爲一斛。蓋取其輕而易舉耳。實當古斛之半也。今米一石重百二十斤。正合四鈞爲石之說。明人小說按大坂にて一石の事を俗に百升と云

偶録

乙仰季夏。同方齋顯鮑稚修。客蕪關吉祥寺。時案頭有李于鱗選詩一冊。雖平昔所親覽。其補註多警語。恐過目遺忘。因錄之。如王勃別薛華詩云。送々多窮路。皇々獨問津。悲涼千里道。凄斷百年身。心事同漂泊。生涯共苦辛。無論去與住。俱是夢中人。又如明皇登花萼樓聽歌。李嶠詩云。山川滿

目淚沾衣。富貴榮華能幾時。不見只今汾水上。唯有年々秋雁飛。二詩皆觀破閻浮世界。讀之令人爽然。偶錄之。予閱墨花記自悟一首。有舊觀皆是幻。新寵亦非真。總屬空中境。渾疑夢裏身。童顏難再得。老髮易催人。試看空郊外。嶮々白骨新之句。亦附之續貂云。明人小說

右の二條は五朝小説より抄出す

按此比市河寬齋先生著す所の談唐詩選寛政以文月十日下世此書絶筆也をみるにあらゆる李于鱗が唐詩選ある事をのせたり、この語窺今古の中に引所の李于鱗が選詩一冊といへるものを見ず、平昔所親覽とあればもろこしにては平昔見る所の書と見たり、談唐詩選に云

李于鱗ノ撰著ニ古今詩刪アルヲ知リテ唐詩選アルヲ聞カズ、詩刪ハ王元美序ヲ作り刊行シテ盛ンニ當時ニ行ハル、唐詩選ハ滄溟集ノ中ニ選唐詩叙一篇アルノミニテ其書ノ世ニ行フ者ヲ見ズ、姦猾ノ書賈コレヲ窺ヒ知リ無識ノ村學究ヲ情ヒ、現行ノ唐詩選ヲ編ミナセリ、利ニ趨ルハ商賈ノ習ヒナレバ我モ々々ト是ニ於テ唐詩選ヲ

刊行ス、或ハ二三首ノ増減ヲナシテ分別ス、大抵ミナ當時名家ノ評注ナド、稱シテ世人ヲ欺ムク、晋陵ノ蔣一葵箋釋ト稱スアリ、又袁宏道

注釋ト題シテ唐詩訓解ト稱スルアリ、又鍾惺譚元春同評ト稱スルアリ、又李于鱗選注陳繼儒增評ト題シ唐詩孤白ト稱スルアリ、又蔣一葵箋釋唐汝詢參註徐宸重訂ト題シテ唐詩選彙ト稱スルアリ、其他釋大典稱スル所ノ鍾惺評注劉孔敦批點ト稱シ、蔣一葵箋釋黃家鼎評訂ト稱スル者ハ余未ダコレヲ見ズ、コノ數種世間ニ流布スレドモ皆書賈ノ假托セル僞本也云々

唐翁承贊詩

唐翁承贊字文堯。莆田人。乾寧間。登進士第。詠槐花詩。雨中粧點望中黃。勾引蟬聲送夕陽。憶得當年隨計吏。馬蹄終日爲君忙。万姓統譜卷一

狸塚

上州館林茂林寺神宗より一里ばかり西に狸塚ムシナといふ村あり、一村狗を畜ふ事を禁ず、高源寺といふ寺あり、茂林寺の末寺也、かの文武火の茶釜は貳斗ばかりもいるべき大きなもの也、蓋はなしと云、高源寺開

山を正鶴といふ、今より二百八十年ばかりむかし也と、狸塚のもの丈助物語れり、此頃茂林寺の守鶴の書るもの墨本にしたるを得たり、書も見事也、忍實といへる二字をかけるをも先のとし寫し置り

火 輪火直堂 終而後始

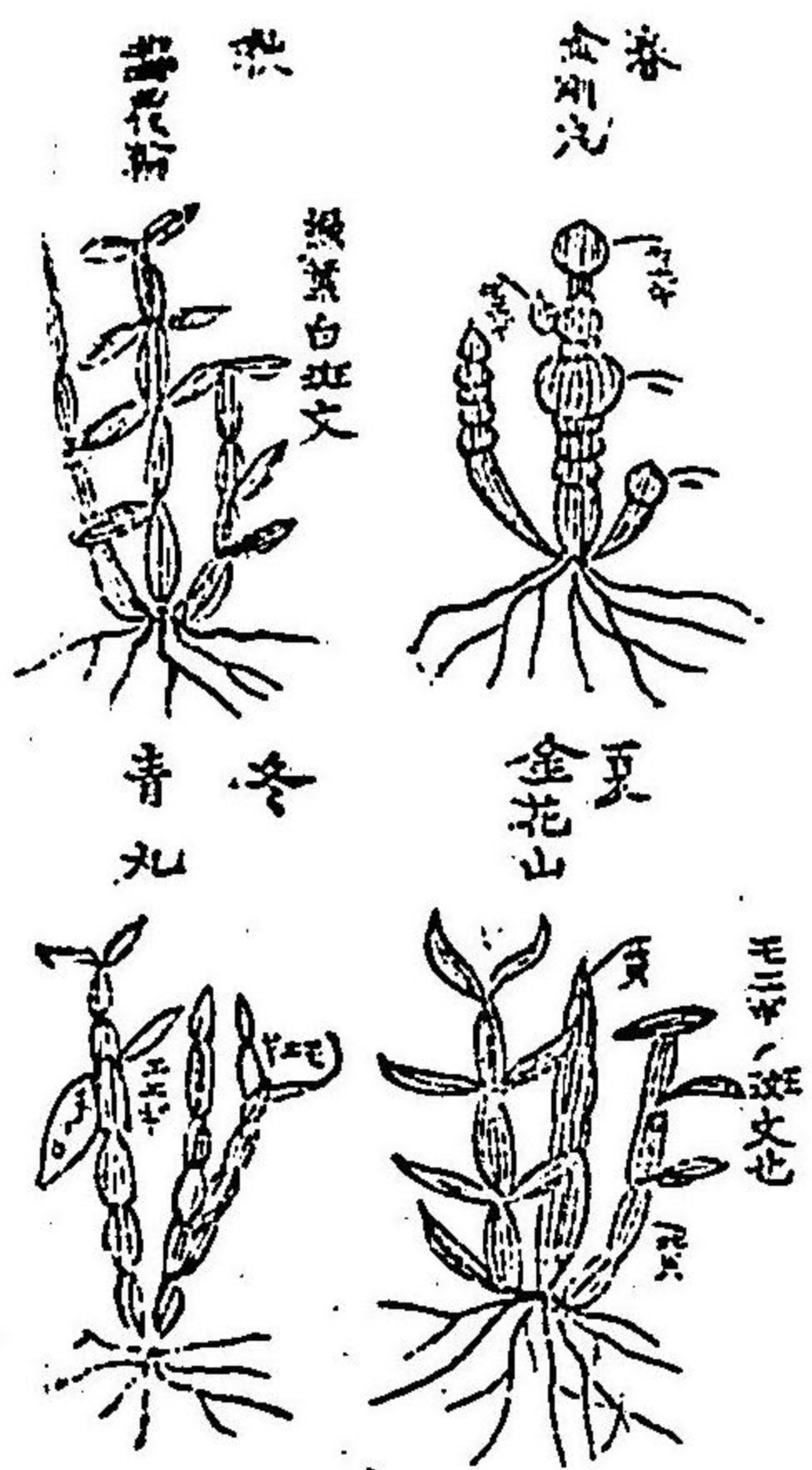
館林 茂林寺什寶守鶴和尚書

石斛

浪華の近藤正齋重編名守重訂己卯臘月十五日發の書簡に、此比傳承候へば京攝ともに石斛至て流行一根七八金に至り候由摺物入手則呈上候其文如左

四季ノ形寫

百川子海



覃云。四季名杜撰。出何本草。可笑々々。  
 こゝに石斛と名づくる小艸あり、閑雅の逸物にし  
 て暑地なきも寒暖土地の嫌ひもなく作り樂しむに  
 いとやすふして愛するの人多し、近き比やんごご  
 なき御たちにも數品の石斛を集めたまひ、この艸  
 和名 いわくさ いわくすり なごいふて言の  
 はの御すさみのたねともならんとめでましかれば  
 このむの友ごちよろこびあへて數品のあつめを望  
 み、遠近に同好の友の廣し覃云此文拙キ一のノてた  
 び四季の壽てふ摺物を繪がき春秋のうつりかはる  
 かたち、冬は下葉よりうつりひて落葉となり、根  
 に來る年の新芽をもよふし身につもる老の數たも  
 わすれ、春まらごふに思ひつゝかく四時のたのし  
 みつきせぬも遠近に沙汰せんと同好つごひ、すり  
 ものひらきする事しかり

草の名によりてや人の好らん

いわくすりごぞ弄ける

覃按本草綱目

草之九石草類二十九種

石斛本經上品

釋名。石蓮。別金釵。綱禁生。本林蘭。同杜蘭。別  
 時多白石未詳其莖狀。  
 如金釵之股。故古有金釵石斛之稱。今蜀人栽之。  
 呼爲金釵花。盛弘之荊州記云。未陽龍石山多石  
 斛。精好如金釵是矣。林蘭杜蘭。與木部木蘭同  
 名。恐誤。  
 集解別錄曰。石斛生六安山谷水旁石上。七月八  
 月采莖陰乾。弘景曰。今用石斛出始興。生石上。  
 細實以桑灰沃之。色如金。形如蚱蜢。其莖佳。  
 近道亦有。次于宣城者。其生標木上者。名木斛。  
 其莖至虛長大而色淺。不入丸散。惟可爲酒漬煮  
 之用。俗方最以補虛療脚膝。恭曰。今荆襄及漢  
 中江左有二種。一種似大麥。累累相連。頭生一  
 葉而性冷。名麥斛。一種莖大如雀。葉在莖頭。  
 名雀斛。其他斛如竹。而節間生葉也。作乾石  
 斛法。以酒洗蒸暴成。不用灰湯。或言生者漬酒。  
 勝于乾者。頌曰。今荊州光州壽州廬州江州温州台  
 州亦有之。以廣南者爲佳。多在山谷中。五月生苗  
 莖。似小竹節。節間出碎葉。七月開花。十月結實。  
 其根細長黃色。惟生石上者爲勝。宗爽曰。石斛。

細若小草。長三四寸。柔靱。折之如肉而實。今

人多以木斛混之。亦不能明。木斛中虛如木。長

尺餘。但色深黃光澤耳。時珍曰。石斛叢生石上。

其根糾結甚繁。乾則白軟。其莖葉生皆青色。乾

則黃色。開紅花。節上自生根鬚。人亦折下以砂

石栽之。或以物盛。挂屋下。頻澆以水。經年不

死。俗稱千年潤。石斛短而中實。木斛長而中虛

甚易分別。處々有之。以蜀中者爲勝。

修治。數曰。凡去根頭用。酒浸一宿暴乾。以酥拌

蒸之。從已至酉。徐々焙乾用。入補藥乃效。

氣味。甘平無毒。晉曰神農甘平補藥。李時珍曰甘淡微

發主治。傷中。除痺。下氣。補五臟。虛勞羸瘦。

強陰。益精。久服厚腸胃。經補內。絕不足。平胃

氣。長肌肉。逐皮腐邪熱。癰氣脚膝疼冷。痺弱。

定志除驚。輕身延年。錄益氣除熱。治男子腰脚軟

弱。健陽。逐皮肌風痺。骨中久冷。補腎益力。權

壯筋骨。煖水臟。益智清氣。日治發熱自汗。

癰疽。排膿。內寒。時

發明。欒曰。石斛鎮涎澁。丈夫元氣。酒浸酥蒸服

滿一鑑。永不骨痛也。宗爽曰。石斛治胃中虛熱

有功。時珍曰。石斛氣平。味甘淡微鹹。陰中之

陽。降也。乃足太陰脾足少陰右腎之藥。深師云。

羹濕精少小便餘瀝者宜加之。一法。每以二錢。

入生薑一片。水煎代茶飲。其清肺補脾也。

附方。新。毛倒入。水煎。左右。各。二。次。補。丹。方。

石。散。去。根。如。筒。子。一。邊。注。入。耳。中。四。時。以。蠟。封。閉。川。

火。燒。石。斛。則。止。耳。耳。則。虫。從。左。出。未。出。更。作。聖。濟。

小野蘭山翁本草記聞云

石斛イワクサ。覃按イハトクサ歟。集解。蚱蜢イナ

又蘭山翁大和本草ノ考アリ。未詳云

石斛。通名イハトクサ云。石ニ生モノ也。莖木賊ノ如

ク節ゴトニ一葉ツ。生ズ竹葉ノ小ナルモノ。如シ

花淡紅色白色ノ二種アリ

松岡成章芝遠怡齋園品云

杜蘭。一名。石蓮。金釵。禁生。林蘭。石斛。百

丈鬚。和名。石斛。岩木賊

本草綱目云。其莖狀如金釵之股云云。以蜀中者爲

勝。本。見。前。故。畧。

輟耕錄藥譜云。百丈鬚。石斛也。

遂按。杜蘭處々山中絕崖間生之。種樹家以棕毛

包絡。挂搭檐下。夏月開花。雅潔芳韻。可與風

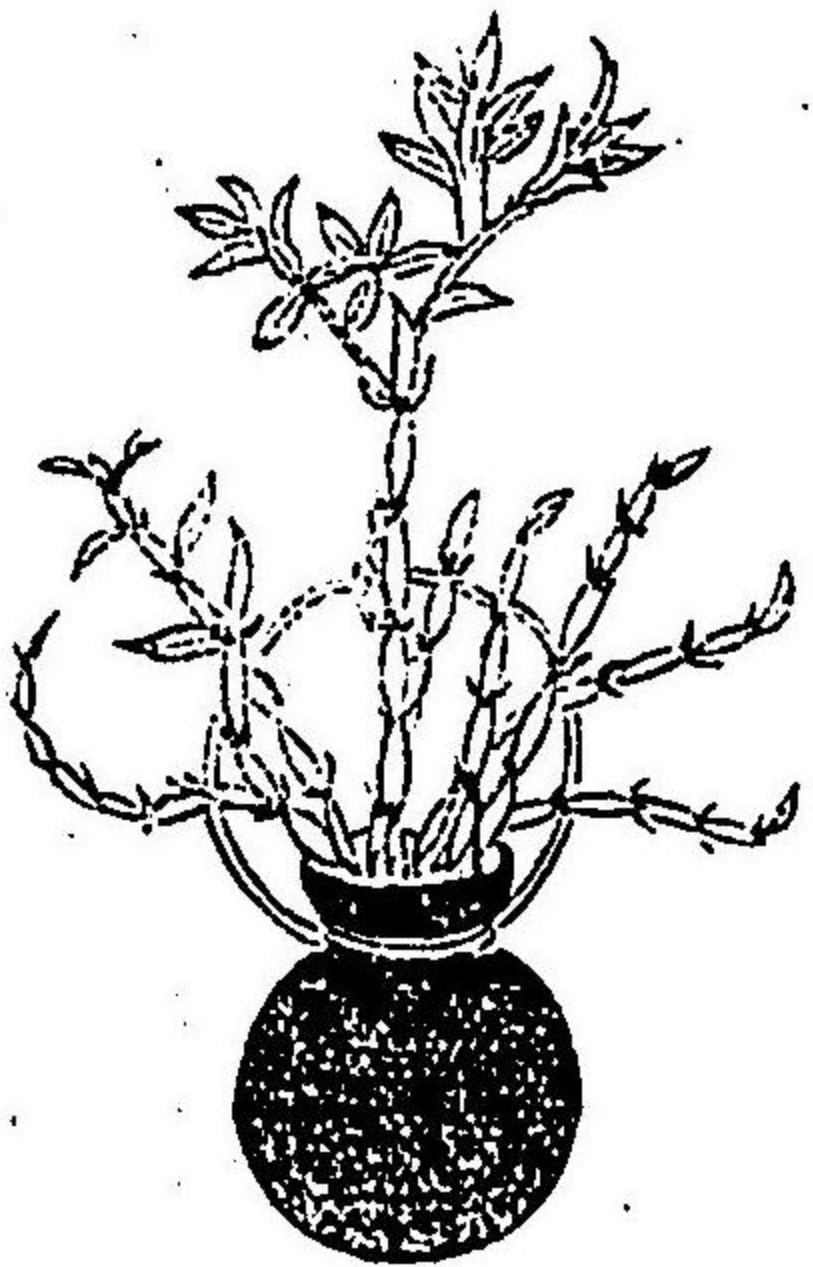
蘭並供清甌。東壁所謂斛莖長及尺餘者。嘗聞丹後山中多產之。

草云或云日光山中多有之。

又云此頃京攝ニ玩ブハ丹後ヨリ來ルナルベシ

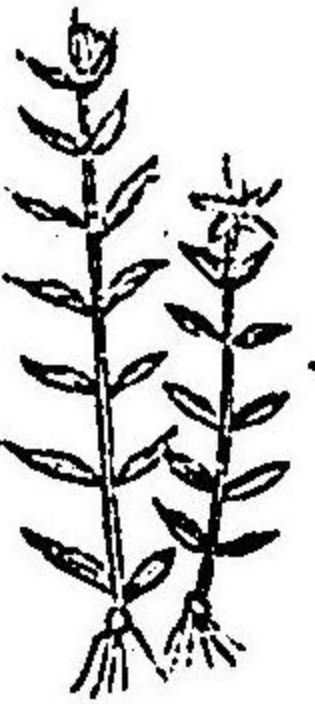
蘭品所載圖

杜蘭



本草綱目卷之二十所載圖

石斛



增補地錦抄 染井伊兵衛 寶永七年寅初春 日本橋南一町目須原茂兵衛板 卷之六 石斛 初葉は笹のやうにて草立は木賊のごとくな

る小草也白き花さく石上枯カなごに生るもの

後藤梨春物品目録 草木育種に不見

○對雪家稿抄

對雪家稿 諏訪前守賴音詩稿 七卷古寫本

○郡松 世謂熱海號帷子里。田中有松。謂郡松。俗曰。染殿后之塚上樹也。枝々葉々垂西。曰是憶洛陽故也。傍有小川。謂糸川。

○寛文甲辰冬十月彗星出巽隅

○乙巳元旦五首

春到江東十萬家。和風遲日映梅花。深紅淺紫從斯發。先看朝來一片霞。

○六郷寛文六丙午九月二日發 江府到于豆州熱海云云

來往幾回過六郷。江村一曲水流清。玉川醜得長橋影。疑是龍蛇波底橫。

○小田原此所民家一殿 故及中云云

○丁酉自鑑記 明曆歲次丁酉正月云云。二日。不意

災于越之後州牧中將之館。十八日。日暖。至巳時

風烈。江城之北本郷本明寺災火。出東南及海濱。

十九日。小石川與桃町災火。又出東南西及海濱。

日。災數千戶。是又滅戊戌之災半。蓋天作之災息。而終人勝妖者乎。天謂者何。所謂時運之理也。人謂者何。所謂政務之術也。云云。

○白雲山中有鳥。唱佛法僧。故號曰三寶鳥。會聞

紀州之高野。野州之二荒。並此山三處有焉。

○火車切川之記 日者征夷大將軍正一位家康公之家

臣有松平五左衛門尉近政者。住于上野之國三之倉

所。一日朋友之妻死。送柩於野之時。隨衆緇共行

郊外。時俄然天起黑雲。雷車驚耳。電光入眼。風

疾雨烈。各消魂冷膽。一片之黑雲。降于柳上。雲

中出一手。攪柳而欲昇。於是近政前奏刀。斬其腕。

所切落之手。見之有三爪。々根生黑毛。爪色如青磁

之陶先尖也。俗所謂火車者也。近政為奇為怪。採

飯吾家。為家珍。是非其人之壯勇。其刀之利銛。

何可免此難哉。由此寶其刀。而藏之久矣。其刀藤

島友重之所作也。余祖父諏訪因州太守賴水。隨大

將軍家康公幕下。居于信州諏訪之城。家臣有諏訪

美作守賴雄者。娶近政之々為妻。近政時添所斬火

車之刀。及爪一。遺賴雄。賴水乞刀。以傳二男若

狹守賴郷。々々者。余家若也。爾後其刀相傳。在

從金城殿樓。及四方諸侯。大館商工之家。蕭寺伽藍等。盡成焦土云云。二十日。風靜。已見燒燼之所。恰如郊外無人所。漠々曠々。不知所遊。云云。總之下州隅田川邊背攸。收彼骸骨築大塚。傍植堂名無緣。云々。万匠爭功。百工盈街。上命暫休金城之營。先民屋。不日依舊。國用不乏。然上自公卿。下至庶人。禁珠玉金銀之飾。止錦繡綾羅之奢。堯屋般輅當髣髴。熟思此災却同大古聖代之風。妖不勝人乎。不可得而禱。又慮後災。矮高宇滅大家。移商賈之屋。廣岐路。阻以長堤。此所振古有火災數矣。必因北風。故良隅丘陵大廈亦移之。他又新命秋山氏町野氏近藤氏內藤氏水野氏永井氏等。並國司郡牧。來會于斯者。構高樓定金鼓之制。譟見燭。則持滅火之具。奔走而集。暫時蹈消焉。雖然天作之災。猶未息乎。且因都城之繁榮。超越于遐代。而人多。人多故多竈。竈多故失火多乎。自冬至春。明年々多火災。明年戊戌春正月十日。又有災。風烈。自本郷至海邊。廿二日。又災。是其大者也。小災率不隔三日。然檢十日與廿二日之災。減丁酉之災半。自臘前至今春。亦災多。正月十四

余庫藏。爪者賴雄之苗裔大學賴及藏之。今尙在焉。爾後得一爪。而添此刀。作記以令後昆知其來由者也。于時延寶三年乙卯臘月下旬。從五位下諏訪備前守源賴音書。

覃云。此文此書。作者世系。歷々可見。因抄出全文。

○烟酒

鷺峰文集卷五十二

烟酒之行。既五十餘年。葍麪之行。殆三十年。共是雖益於人。亦無害者必矣。葍麪可以救饑。烟酒可以消食。小皿之草。一管之烟。不可爲毒。大器之堆。十椀之食。恐有脾胃之煩。取捨以爲如何。

辛丑孟冬 戲蒼惡烟酒文

是によりてみれば春齋も烟草は好きとみゆ

○延山日潮上人書

辰五月十五日四谷南寺町正覺寺にて延山日潮上人の書をみる世に所謂ウシホ日潮也アサ日朝ウシホ日潮と云行學院日朝聖人明應九年庚申六月廿五日入寂在位四十年身延鑑にみゆ

○本國妙といへる三大字

○歩々同道作佛事人仰後生廣宣禮

撞鐘吹螺告四方早來拜我如來使

遠寺法螺

飯高日潮書

飯高の椋林能化の比の作なるべし

○新年春未至客說肇辰獻

方外有真樂雪中容膝安  
免痾殘壽在待暖老懷寬  
七十今朝滿雖衰不減餐

癸亥元旦吟

賜紫身延方丈日潮書

覃按癸亥ハ寛保三年なるべし身延鑑に六牙院日潮聖人寛延元戊辰年九月廿日入寂在位九年とあり

此一幅を乞得て歸り藏于家辰五月既翌書

○序江漢先生死生元人姚鑑

其歲乙未。王師徇地漢上。軍法。凡城邑以兵得者悉院之。德安由嘗逆戰。其斬刈首級。動以十億計。先公受詔。凡儒服挂浮籍者皆出之。得故江漢先生。見公戎服而揖。不以華人士子遇之。至帳中見陳琴書。愕然曰。同紇亦知事此耶。公爲之一莞。與之言。信

奇士。即出所爲文若干篇。以九族殲殘。不欲北。因與公訣。斲死。公止其宿。實羈戒之。既覺月色惘然。惟寢衣留故所。公遽鞍馬周號積屍間無有也。行及水裔。見已被髮脫履。仰天祝。蓋少須臾踏水未入也。公曰。果天不生君。與衆已同禍矣。其全之則上承千百年之祀。下垂千百世之緒者。將不在是身耶。徒死無義。可保吾而北無他也。至燕名益大著。北方經學實賴明之。遊其門者將百人。多達材。其間燈生也後。不及拜其履。前獲識其子卿月者七年矣。凡五見之。初以府僚見之洛陽。雖嘗以好兄。余猶未語此。今以憲屬來郵始及之。且德先公不忘也。鑑曰。嗚呼自先公言之。夫既受詔。出之軍中。而使之死不以命。非善其職。且儒同出者將千數。繼得如先生一人。而使之泯沒無聞。非崇其道。此公所懼而必生之也。自先生觀之。孰親於其七尺之軀。而大其所關。人持瓦缶將敗之。猶有惜而不果者。必茹毒罹禍。不可一日居。故恐而爲此。出處非不思也。中夜以興。蹀躞血以鬪魑魅。徑林莽以觸虎豹。而始及水。仰天而祝。其行非不決也。夫思而後行。行之以決。則其勢多難奪於中路。使非先公自行。而他人赴之。能捨所恐。爲以回其復

生之志。收其已逝之魄。反就是一日不可居之禍毒乎。由是言之。先生之死。求以無辱。不以全歸其生也。不以有赴而以知已。此其胸中揆制一時。相爲高下之權衡也。然古之人爲知己死者有之。無有爲知己而生者。先生以古人所不爲者。報之先公。而先公所受先生也已多矣。奚德哉。卿月與余相視一泣。卿月歸。序所與言者贈之。

右元文類卷三十四ニ出ツ

○牛込行元寺復讎の碑

天明三年癸卯十月八日牛込行元寺にて敵討あり、寺門の内の柳の木のもとにてありしかば一の碑をたてこれにものかきてよと寺主のこひしまゝ、此寺に觀世音あれば

念彼觀音力 還著於本文

といふ文字を書つかはしてその碑の背に隱語にて

癸卯天明陽月八 二人不戴九人誰

同有下田十一口 湛乎無水納無絲

二人は天なり、九人は仇なり、敵うちしものは富吉といひし故、同下の田は富の字十一口は吉の字なり、敵の名は甚内といひし故湛に水なく納に糸なきは甚

内の字なり、その比寺主人の見てとやかくいはん事を恐れ、碑面の字ばかり刻して背の字は刻せざりしが、近比<sup>文化十二</sup>三十三回の忌にあたりてもはや年へし事なれば子細あるまじとて刻をへしといふ<sup>庚辰五月十一日辰</sup>

○白貴賢芳宜園の事  
南郭の白貴賢、橘千蔭の芳宜園の名めづらしき事に覺へしが、白貴園芳宜園共に鷲峰文集にありて第二義なり、鷲峰集はよみし人まれなるべし。

○聚頭俗韻

聚頭俗韻といへる寫本以呂波を以て和漢の熟字をあつめ見よきやうにしたるものなり、和字は少く漢字多し、通鑑史漢說郛正字通雅雅品字箋諸書を引て博へ覽し人なるべし、僧泊如の谷響集稻若水の本草菽生の譯文などいへるを見ればこれらより後の人なるべし<sup>大塚判事</sup>

引書の中に木下道圓考證好青雜錄あり<sup>好青堂漢錄</sup>又柳原箕洲考證あり<sup>大給</sup>秋生譯文を引<sup>あり</sup>

斗覺 韓退之答張十一功曹詩云。吟君詩罷看霜鬢。斗覺霜毛一半加。自有此句。而東坡亦云。黃昏斗覺羅裳薄。後山亦云。斗覺文字生清新。皆本此品字箋

云。斗覺猶言驟覺也。

○白石手書五條寫

白石新井君美手書の一巻を見しとて走筆うつし置讀仁德帝紀。

吾讀帝紀。而後人君務財。天下之不仁。莫甚焉。帝之不仁。可謂甚矣。然天下號爲仁聖。無他。蠲除天下三年賦役耳矣。夫飢者莫擇食。渴者莫擇飲。民之苦于虐政。殆有甚於飢渴焉。帝務政施仁。民被其澤。蓋古今之所不及。而帝親行之。宜乎天下之稱以爲聖也。詩云。刑于寡妻。至于兄弟。以御于家邦。言先王親其親。而仁其民也。吾竊怪其澤足以被子生民。而恩無以保妻子兄弟。帝於其仁。是誠何心哉。史載帝作壽陵事。而今所存山陵陂池。其廣袤皆與諸陵式合。古者帝陵之制。未有如此之大者也。因此推之。帝嗣位之初。躬行節儉。以惠其民。蓋所謂將奪之。固必與者歟。史亦稱。帝之末年。妖氣稍動。叛者始起。於是輕賦薄斂。以寬民力。則果其奪之矣。雖然帝不遠而復。修其政令。天下復安二十餘年。嗚呼帝亦英特之主也哉。

甲辰五月二十日 源君美識

垂仁皇后之禍

古事記略曰。皇后母兄沙本昆古王。開化帝孫。彥坐王子也。王陰蓄異志。因誘皇后。謀以篡立。即授匕首。教之曰。方其酣寢。乃得從事焉。帝嘗寢。枕后膝而臥。后憂心惛々。及此因思。我兄所謀。若是之時也。不覺泣下沾帝面。帝驚悟曰。我今夢暴雨自沙本來。一小錦蛇纏繞我頸。是何祥也。后乃嗚咽。以其情告。苦請伏罪。帝曰。非皇后之罪也。即發近縣卒。命討沙本昆古王。嬰城而拒之。后徒跣而出自後門。走入于城。時后既有娠。帝勸莫急攻之。及后生子男也。后抱寘諸城外曰。天皇若以爲子。幸賜收養焉。帝乃募壯士曰。并獲其母。及后授皇子。因欲執之。髮鬢衣佩。觸手皆絕。進不能獲之。<sup>古事記云。天皇欲必獲皇后。取其母。若身若首。隨手所觸。念提而獲之。后心亦疑之。乃以髮鬢其髮。玉緒及衣。皆用酒腐。故其所執。皆斷裂。遂不能獲耳。玉緒者。絲手爲之也。</sup>

帝使人問曰。凡名子。其母名之。此兒以何名。后對曰。當今城中火作。而生于此。宜稱本牟智和氣御子。<sup>本。火也。牟智。貴也。</sup>養兒如之何。曰。宜擇于諸母與可者。又復問曰。后宮之事。當繼者誰。曰。妾聞。且波比古多々須美智宇斯王之二女。淑範懿行。

宜皆爲內助耳。皇后遂與其兄。焚死于園中。嗟呼后與聞兄謀。其力不能回。亦不忍不告。既以告矣。豈復忍令我兄獨死于罪乎。方其有娠忍死。須臾使其生兒。幸得所託天也。及城將陷。對帝之言。委曲周悉。皆當于理。非其視死如歸。而能若此乎。嗟亦烈哉。帝當其大義。則滅其親。而今觀與后相問。猶及其後事。何其哀也。雄略之世。有曰狹穗彥玄孫齒田根命者。雖行不軌如王。而罰弗及厥嗣也。秦誓曰。有罪無罪。予曷敢越厥志。古者仁人恭行天之罰。豈復有他哉。蓋天下之公義也。夫荷天下之公義。不可得而私。亦不可得而避也。帝於是舉。則仁之至義之盡矣。

甲辰三月廿七夜燈下書 君美

景行拜彥狹島王爲東山十五國都督初崇神命皇子豐城入彥。令治東方。及帝之世東方。大亂。天威一震。海外有截。帝乃使王嗣前業。莅于舊邦。蓋以東人之望也。東人傷王不來。竊取其屍。以歸葬焉。嗟夫東人慕王。如此之切。乃其追思前王。久而不忘也。非皇子之化及人深且厚。曷能至此哉。周人思召伯。而愛其樹。況於其子孫者乎。王之子。別王 克世其德。其得兆民和。夷人率服。來獻其地。

卒使廟之上莫有東顧之憂。詩曰。大邦維屏。太宗維翰。懷德維寧。宗子維城。其斯之謂與。厥後子孫受姓者三十二氏。世承其祀。千有餘年。善之所積。其慶有餘。豈不信哉。帝八十一子。未有一人受大國者也。而帝亦懷其德。委王父子。以東山十五國事。是亦可以觀其無所容私于天下焉。昔賢論二南之化。以歸于文王之德。帝之為德。可謂至矣。

甲辰三月二十五夜燈卜書 源君美

武內大臣釋宛

應神戊戌年。夏四月。遣武內宿禰監撫西方。大臣母弟甘內宿禰。以其兄反謀告。帝遣使誅之。大臣乃自嘆曰。嗟我無罪而死邪。壹岐直真根子曰。公之無罪。天下共知之矣。躬自詣闕。披陳其情。而死未晚也。世人且稱。吾酷肖公形貌。請我今代公死。即自伏劍而斃。大臣悲慟。竊自脫身。浮海而南。抵紀水門。直赴闕請罪。帝更加按問。見弟爭辨。遂不能斷。乃勅二臣。請神探湯。探湯。北史云。每訊冤獄。不承引者。置小石於湯中。令所訊者探之。云理曲者。即手觸。即此。弟則敗矣。大臣遂欲殺之。帝勅赦其罪。美曰。管蔡流言。周公以懼。雷風動威。成王乃悟。武內宿禰。帝室懿親。勤勞皇家。歷事四朝。年殆二百。

及其探湯。僅免一死。嗚呼君臣之義。兄弟之恩。雖曰聖智。亦為難能也。其他則又何說。若夫壹岐直。則可謂死友矣。豈亦易得者也邪。

甲辰閏四月 君美書

題采覽異言後

浙西李之藻。刻萬國坤輿圖。萬曆年間。大西利瑪竇。重修攷定。附以南北半毬圖。事具二子所叙。而一時薦紳揚景淳吳中明之徒替述焉。正德己丑冬。美得遇西人。乃按其圖。訪以方俗。其人曰。此圖明人所作。稍似縝密。然與地理不合。莫由依據。敢辭。美意謂。彼不解漢字。強為之辨。曰。是則歐邏巴人利瑪竇所携入于中州者。世稱其善。子無取焉。獨何與。曰。某未嘗聞我有其姓名者也。曰。西教東漸。自利氏始。子不知其人可乎。彼笑而不答。既而索得西圖於官府。以示之。披瓶久之曰。是和蘭鑲版。蓋百年之物也。雖我西土。亦不易得。某與此圖。唯得三見之矣。於是左把右指。章步而亥算。使人不待窮夫輟迹。而周遊乎八極名山大川。舉望而出殊方絕域。隨顧而在。亦奇矣哉。誠得其術也。明年春。和蘭入貢。美私其使者以質焉。對曰。與地全圖。舊有數本。此版弊邑所

刻。去今既及一百十三年。先是。西士佛來釋古者。

始倡天教於東南諸州。其塔今在印度地。香華之盛。

一百七十年於茲矣。歐羅巴人未聞有利氏之子者也。美

尤怪焉。嗣後適得金閩鎮始振關邪論於新增大藏函中。

因知寶本生於廣東旁近海島間。北學於中國者。實非

西方之人。則前者之說。果不誣矣。李氏之徒。徒嘆

其學在夷。而不知用夏變於夷也。故今我是編所採。

其說係之明人者。蓋從其實也。源君美書一本有癸巳

山海經。帝令暨亥步自東極至于西極。五億十萬九

千八百八步。暨亥左手把算。右手指青丘北。南淮

子。禹使太章步。自東極至于西極。使暨亥步自北

極至于南極云々。

右白石先生手書土肥氏所藏走筆寫之

文政三年庚辰竹醉日後七十二翁草書

覃按。甲辰者。蓋享保九年甲辰也。其讀仁

德帝紀而曰。人君務財。天下之不仁莫甚焉。

似譏一時新政也。不知痴人夢中如何々々。

增訂一話一言卷四十一終

增訂一話一言卷四十二

○皇帝勸諭日本國王源道義書

皇帝勸諭日本國王源道義。朕誕撫萬方。愛養黎庶。

一視同仁。無間彼此。咸欲其無寇攘災沴之虞。

無飢寒疾疢之苦。老者得養。幼者得息。暨鳥獸魚

鼈。飛走蠕動。跂行啄息之類。咸欲其生遂。此

上天之道。仁政之大也。故四方萬國之來庭者。諄諄

誨諭。欲其上順

天心。保恤生靈。惟王資性溫淳。敦厚周慎。惠和肅

敏。恭儉慈仁。聰明特達。而賢聲素彰。律已愛

民。而善道益著。奉藩守職。欽承罔違。昔者海

寇攘竊。肆虐邊隅。彼此為梗。民罹其殃。朕命王殄

滅之。以除孟益。王即發兵掩捕。破其舟艦。戮

其黨與。擒其首賊。遣人繫送來京。而渠魁遠竄。

海島偷息。鯨波魚蝦。出沒莫適其鄉。舟楫猝不

能及。鋒鏑猝不能加。施之以德。不能以懷。動

之以威。不能使畏。王乃晝夜謀思。至忘寢食。

四出追襲。百計以擒之。茲焉遣使上表。獻俘于

庭。詞意懇悃。衷情溢見。朕覽讀再三。甚深慰

悅。嘉歎不已。王之忠誠。可以貫金石、可以通神明。允合天心。式慰朕望。自今海隅肅清。居民無警。得以安其所樂。雞豚狗彘。舉得其寧。皆王之功也。眷茲偉績。寤寐不忘。臨風顧懷。良切于中。夫治天下國家者。能體天地生物之心。去災捍患。使天下國家大安。萬民無疆。功莫大焉。則天心悅鑒。使享有無窮之福。子子孫孫。不替益盛。此為善之報。理固然也。王之修身體道。樂善不倦。昭令德於東隅。播芳譽於中國。垂光青史。與天地悠久。誠所謂賢人君子。有志大丈夫哉。日本自有國以來。如王之賢達者。蓋未之有也。自古賢者無不好善。而好善者無不蒙福。王之好善。則必享有福祿。永永無窮矣。茲遣人以勅諭王。申以寵賚。用致朕嘉獎之意。王懋膺隆眷。體朕至懷。故諭。

永樂五年五月二十六日

勅命  
三寸五分  
四永樂五年  
分永樂五年  
之寶

○鄭成功書簡  
明延平王鄭成功 賜號國 自筆ノ書簡長崎ニ住スル弟ノ七左衛門へ始ノ名次郎 贈リ候寫並七左衛門公儀へ願候訴狀ノ寫寛文五年借抄

我年來與虜征戰。虜被殺不可勝計。今年五月間。復大殺虜兵。滿洲真虜斬殺已盡。自虜入中國。未有如是挫敗者。虜甚驚怕。自請割地求和。中國在我掌中矣。吾弟能不加額否。緣我日事戰勞。無一暇晷。今年尖寄銀兩付用。中懷歉々。茲啟東來船。即寄來銀五百兩。吾弟可察入收用。極欲致敬。國王。以虜氣未灰。道途阻梗。無處可辦大禮物件若微物致意。恐非我大體面。故未有以相將。今虜已乞和。容來日購求以奉。想國王必能諒之。丑叔來船被火。國王率衆奔救。及造船等之事。我感在五中。自當稱謝。親詣遠陔。懷念情殷。來札有如面晤。因鴻附問。不盡依々。此達。

名 具正幅

左 冲

東洋牌餉銀原定伍百兩。客商請給。須照額輸納。吾弟受其實惠。方可給與。切不可爲商人所瞞。

短少餉額也。已即發給十牌膏張。寄交省官處。可就彼對領。征戎務方殷。餘不多及。此札。

名 具正

五月初七日申時冲

東洋船牌。應納餉銀。大者貳千壹。千兩。小者亦納餉銀伍百兩。俱有定例。週年一換其發船之商。須察船之大小。照例納餉銀與弟。切不可爲所賣。聽其短少。不佞有令。着汛守兵丁地方官盤驗。遇有無牌及舊牌之船貨。船沒官。船主罷工擊解。茲汪雲升一船。係拾年以前所給舊牌。已經地方官盤驗解報。接吾弟來字。特破例從寬免議。但以後不可將舊牌發船。恐遇汛守之兵。船貨即時搬去。斷難追還。其悞事不小。切宜慎之。所請新牌。即着換給。交汪雲升領去。如小吾弟餉銀。後年再不給發也。此札。

名 具正

六月十二日巳時冲

乍恐謹而御訴訟

一私儀於町七左衛門と申者にて東寧鄭國姓爺之弟當錦合爲には叔父にて御座候私先年は母一所に平

戶に住居仕候其刻鄭一官並兄國姓爺儀は大明泉州と申所に住居仕候然處に當所西中町銀吹七官と申者存生之刻私母儀泉州呼度由父一官國姓爺兩手前より度々頼申越候に付右七官方より秋田屋庄五郎と申者を迎に平戸へ差越申候就夫母私を召連御當地へ罷越候て一官父子より母を呼申段儘に承届候其刻私拾歳罷成候故拾置隔遠海泉州へ罷渡り候事難儀之由母申遣候へ其翌年弟七左衛門幼稚候へば難見捨由仰遣され候儀尤存候併七左衛門爲には猶以來親にて候へば如何様にも私可存候壹人之弟にて候へば母之仰違背仕間敷由申越候處私十六歳之刻は母難道様に國姓爺申越候故母も返事仕兼國姓爺より數年色々申越候へ其其方を不便に存無爲方不能渡候然共今度は成間敷と返事致候は其方立身可難成と存候當分母子之別を悲しむ候ても未々其方爲に不宜候間罷渡り我身は如何様に成候共

御公儀様被爲成 御赦免候は可能渡と返事可致由私へ言聞せ國姓爺方へ右之趣申遣候 御奉行馬場三郎左衛門様御代にて右翌年に國姓爺手前より御



訴訟中上候然被爲成 御赦免三十年餘以前四月十五日泉州へ罷渡候に付其方成長致候砌 御當地へ國姓爺差渡候船々より銀子五百貫目請取渡世可致候此事泉州にて國姓爺へ具に可申渡候と母申船に乗申候御事

一母儀泉州へ着岸仕候て私身體之儀國姓爺へ申渡候に付國姓爺を惣領と思はれ幼稚之七左衛門を日本へ留置罷渡られ候上は母之仰を毛頭向背仕問敷と畏請合申候由國姓爺并母兩手前より私方へ具に申越候其年之九月廿九日泉州の大敵發向いたし國姓爺居城を攻申候處難防厦門と申所へ母落行候を被虜候に付賤敵之手に渡り可被討果事心外に存自害致候國姓爺母之遺言を相守翌年より當分爲銀少之音物八九年差渡申候其以後家來助爺と申者に國姓爺申付壹ヶ年金子五貫目宛拾貳ヶ年之間助爺手代とも方より我等請取申候御事

一右之通に母討死仕候は承届親之敵と申兄之敵にて不一方大敵に御座候得ば一度泉州へ罷渡國姓爺之馬之口に付添母並兄之大敵を討亡申度念願にて數年御訴訟申上候に付御奉行様私も國姓爺へ書簡遣

申様に御座候就夫節々書簡差遣し候得共一圓届不申候其子細は御當地にて國姓爺船頭共者多く御座候に付私之御訴訟相叶泉州へ罷渡り候は船頭共身持之儀則國姓爺に告知らせ可申候然則皆之者如何と船頭申合届不申候依然國姓爺より私儀被爲成御渡候様御訴訟不申上候に付不能渡子今残念至極御座候右之仕合にて御座候へば其比國姓爺方へ母遺言之噂不申入候所拾五年以來於東寧國姓爺病死仕候存生之刻兼て私儀錦舍方へ國姓爺申聞置候に付相果申候以後錦舍國姓爺遺言を相守り渡爲相續之旨申壹ヶ年銀子貳拾貫宛去年迄十三ヶ年請取申候御事

一國姓爺相果候刻は錦舍並家來之助爺も一所に厦門と申所に罷居父病死之儀錦舍義不存候然處國姓爺相果候以後家來助爺企謀叛錦舍を可討果手立致候を錦舍承届早速助爺を呼付誅討仕候此儀を助爺弟亥官承付國姓爺之金銀並荷物等盜取船に積助爺一類不殘福州へ落行候助爺存生之刻兼て船手之役を國姓爺申付候故助爺之手代共渡海自由以致 日本之御地へ渡り銀子大分に預り召置申候是以元來國

姓爺之銀子にて御座候處に國姓爺をかすめ右之通に隠置申候助爺一類共最初致逃脱候刻助爺家來之者共餘多降參仕候此者共助爺存生之砌り日本へ預ヶ置候銀高書付錦舍の方へ差渡申候依然御當地に錦舍手前より乍憚節々使者を奉進候御事

一拾貳年以前に錦舍差渡申候使者蔡政と申者にて御座候 御奉行所島田久太郎様より西中町銀吹新七郎所へ被仰付候此蔡政右預銀之御訴訟申上候間宜被爲 聞召出銀子被爲成御渡候者其内を五百貫目叔父七左衛門方へ可相渡之旨錦舍堅申付候之由蔡政私へ申届候則蔡政之宿右新七郎具に承届申候御事

一錦舍去年四月に泉州へ罷渡子今居付申候右に致送電候助爺手代巽三娘去年罷出 日本之御地に大分之銀子國姓爺へ密々に私共預り召置申候此銀子受取差上可申と降參仕候大敵之家來共に御座候得共錦舍差赦召仕候御事

一右三娘熊官二人之者共去夏御當地へ罷渡候其先に着津仕候錦舍手之船頭々之勝娘と其外之船頭共寄合仕預銀被爲成 御渡候共此内五百貫目之銀子叔

父七左衛門方へ渡申間敷と言合書簡を認助爺孫より之書簡と申并證文差上申候へと貳人之者とも方無恙銀子被爲成 御渡候刻銀子請取之證文に右船頭之勝娘判形仕差上申候勝娘支配致錦舍手之船に積歸唐仕候御事

一日本之御地にてさへ謀計を企慮言を申上候者共にて候へば泉州錦舍前にて以之外讒言致し候に付錦舍書簡を以年々銀子貳貫目宛續申候處に當年は貳貫目銀も遣し不申私前々借銀大分に御座候然上錦舍が續不致候に付當時妻子之乎不能成候故不及力家屋敷を沽却仕候此先は稚女子共を引連路頭に立可申仕合無爲方難儀此事に御座候錦舍儀は近年於在國殊外仕合能御座候剩去年は御當地にて大分之銀子請取申候處賤下に申傳候詞を錦舍致承引伯母并父之存思を忘候て壹人之叔父と不通に罷成候事淺猿心底にて御座候乍憚從 日本之御地渡海も罷成申候に御座候は私相渡り諸事辭憤を申晴度は耳奉存候誠私身不勝に候へ共錦舍叔父にて御座候に右之跡にて零落致候ては先祖母并兄之名如何敷存候殊に母并國姓爺代々之遺言五百貫目其紛

無御座候母儀は泉州にて討死仕候處に伯母并父國  
姓爺之遺言を錦舍達背仕候へば不奉願恐御訴訟申  
上候從御慈悲之御上私及困窮候通被爲 聞召五百  
貫目之銀子錦舍船頭共へ被爲 仰付被爲下候は私  
子々孫々迄被爲成 御赦候旨偏難有可奉存上候以  
上

延寶四年

今町

辰九月

田川七左衛門

進上

兩御奉行所様

右桂山彩巖所記

文政元年戊寅臘月十九日鈴木猶人寫來

○壽藏

後漢書六十四列傳五十四

趙岐云々。建安六年卒。先自爲壽藏。圖季札子產晏  
嬰叔向四像居密位。自壽其像居士位。皆爲壽云々。  
信元按此事詳附圖に於たり

註。壽藏。謂塚墟也。稱壽者。取其久遠之意也。

猶如壽宮壽器之類云云。

○安土山記

古曰。太山之前難爲山。大海之前難爲水。日域六十  
六州之一州曰江。江左有山。名曰安土。其山不在高。  
其名高太山也。蓋夫非山之獨得名。有寬仁大度人居  
也。劉夢得豈不曰乎。山不在高。有仙則名。水不在  
深。有龍則靈。夢得之一言。可并按焉。層巒之崎嶇  
乎上者。自然金城也。滄波之渺茫乎下者。自然湯池  
也。自天地開以往。雖有此山。一人無識者矣。葛原  
帝王的の令孫。平清盛二十一代之華胃。前右府君者。  
禁庭綱紀。武門棟梁。而實天縱聖武也。先是。天正  
四年之春。一見此山。便識萬古城地。開闢洪基。權  
輿于此矣。力士星馳揚名。巧匠霧列運斤。則不終三  
年。而其功大成矣。潛慮夫數百丈之石壁。千萬間大  
厦。何翅力士之力巧匠之巧乎。唯流出府君之一胸  
襟而已。目機之所明。意匠之所巧。離婁之明。公輸  
子之巧。不可跋而及者也。峻宇高之凌碧虛者。極夜  
摩都史之壯麗兮。直欄橫檻之聳翠崖者。盡秦樓魏闕  
之華美兮。布地碾碾者。承露內潤。蒼屋瓦甍者。帶  
霜外光。西湖月之上玉階者。供府君之夜遊也。南浦  
雲之飛畫棟者。僊府君之朝吟也。颯々松風。動金鈴。  
聲呼萬歲山耶。紛紛白雪之映珠簾。影含千秋臆耶。

樓門貴戶之園山口然也。遶水鱗萃也。盡是無不丹漆  
黝堊。寶塔之突兀出林間者。疑繪遠寺。釣艇之ノ  
浮蘆邊者。怪圖歸帆。瀟湘十里風景。嘉陵三百里山  
水。不可同日語焉。英雄豪傑之擁繡鞍。出入于相府。  
貴介公子之繡錦袍。往還于官途。爭紅華紅葉色也。  
億兆民之富而驕者。鐘鳴鼎食之家也。見者反目駭汗。  
聞者拍手賞嘆矣。江南白鷗懷惠占間。江南梅華被化  
含笑。信及豚魚。咸知艸木。當此時。市人歌于市。  
野老拊于野。行者遜路。耕者遜畔。雖堯舜民文武民。  
不可讓焉。加旂起王道衰。修神佛閣之破。續斷橋  
平險路。是故四夷獻貢來復焉。八蠻解辯服膺焉。或  
臂俊鷹。求臣乎其幕下。或上良馬。請將乎其麾下。  
吁策勳偉矣。鳳凰現瑞。麒麟呈祥者。非今時何時乎。  
向所謂太山之前難爲山。天下人亦將曰安土山之前難  
爲山。野鷲雖遂衡技品散陋姿。管見此山。豈不慨慨  
乎。卒綴卑詞者八韻。述盛舉之萬乙。伏乞笑覽。

六十扶桑第一山。老松積翠白雲間。宮高大似阿房殿。  
城險固於函谷關。若不唐虞治天下。必應梵釋出人間。  
蓬萊三萬里仙境。晉與寬仁永保顏。石壁嵯峨三百尺。  
野僧只恨不窮巔。玉樓金殿秀雲上。碧瓦朱甍輝日邊。

帝釋梵王疑在地。夜摩兜率怪離天。山名安土太平兆。  
武運先知億萬年。 岐下沙門南化

○煙笛銘

唐堂集卷之二十四

清華亭黃之雋石牧

此管草食火飛灰之管。盤古以來見者罕。今世耽之逝  
不返。嗚呼酒有尊飲有罍。

○煙戒

歷驗老壽。無喫煙者。作此自戒。

幼咳所見。折蘆爲笛。捲紙於首。納煙於中。或就火  
吸。忽若中風。閉睫流涎。謂醉之功。久而盛行。徧  
種斯草。纏葉糾絲。匪甘匪飽。銅竹鏤工。荷囊製巧。  
纒辨橫銜。脂囊斜較。吾獨遠衆。誓不沾牙。嫉如治  
葛。食之立死。見朝野僉載。屏若顛茄。百粵間有草。結實如小  
又本草經作野葛。即鉤吻。有里前輩。嚮予褒嘉。不逐流俗。非君子耶。  
逮三十五。暨陽舟次。歲暮曉寒。擁衾不寐。卯友津  
々。曰煖且醉。遽喪其守。索而嘗試。入唇三嚙。啓  
齒一呼。四肢軟美。八脈散舒。相遇恨晚。大智若愚。  
四十餘載。辱刻必需。亦潤文心。亦綿詩力。思之不  
置。棄之可惜。如惑狐媚。如蠱妖色。一朝覺寤。恐



取持直シ水ヲ釜ヘサシ柄杓左ニカマヘ釜ノ蓋シメ柄杓引右ニテ水指ノフタヲ取左ニ持右ニテツマミ取フタヲシメル△客ヨリ道具好ム受テ柄杓取左ニテ建水ヘカウヲハツシウツウケ掛蓋ヲキ右ニテ取左ニテ建水ノ跡ヘ置建水ノ先有トキハ此處ニテ建水ノ次ハ配ル茶ワシ右ニテ取左ニテ假座ヘ置ノ座ニテモトキハ右茶入取角掛向ニ置下ニ置帛取サバキ拭取初ノ通帛右ノ膝頭ノ前ヘ置爐ハ右ノ膝頭ハツ茶入廻シ果ヲ客ノ右ニシテ環付通出ス左ニシテ帛取腰ヘ付風爐ヘ向左ニテ茶杓取手前ヘ返シ右ニテ中程ヲ取茶入ノ右ヘ並ベ置テハ水指向テ袋右ニテトリ口ヲ手前ニシテ底ヲツマミ茶杓ノ次ヘ出ス方茶杓向柄杓左ニテ取右ヘ持蓋ヲキ左ニテ取右ヘウツシ三指ニテ持左ニテ建水持立左ヨリ三足引左ヘ廻リ入△出テ茶ワシ左ニテ取右ニテ持左ノ立右ヨリ三足引右ヘ廻リ入△出テ右ノ手ヨリ出シ水指持立三足引右ヘ廻入△道具返リタルトキ出テ客ヘ向テ計禮袋取底向ヘ折茶杓少シ筋カイニ其上ヘノセ特茶入右ニテ取立入也

附薄茶

濃茶スミ茶盤ソ、ギ下ニ置客ヨリ直々薄ノ所望有

受テ禮茶盤少シ向ヘ出置立△立テ勝手ヨリ菓子持出上坐ヘスエ入△袋持出スワリ前ニ置帛サバキシテ茶左ニテ取上向手前拭帛少筋遠ニ載掌ニテ拭帛ノ手膝ヘ引茶建水ノ脇ニヲキ帛仕廻茶盤引ヨセ湯ヲ入コボシ茶巾取拭茶巾入右ニテ下ニ置茶巾取釜ノ蓋ヘヲキ茶杓取茶取茶ヲ汲入茶元ノ座ヘ置茶杓茶入ヘ掛點ジ出ス客吞内ニ勝手ヘ入烟草盆持出直ニ點前ヘスワリテ客ヘ點出ス此時飾替茶杓客ヨリ茶入好ム好ザルトキハ直ニ飾替取水指ノ右ノフチヘ載茶入ハ手前ヘ取置茶左ニテ上ヨリ取茶入ノ跡エヲキ茶杓掛置茶人右ニテ茶ノ跡ヘ置茶盤返リ夫々仕廻事前書濃茶ノ式ニ有リ

薄茶之式

水指持出置風爐ハ右ノ疊ヲ行引手左ヨリ袋右茶盤左ニ持出疊ヲ行「袋置茶ワシ右ソヘハナシ左ニテ組合」柄杓ハ茶ヲ取右ニテ置爐ハ左ニテ茶盤左ニテ柄杓建水持出柄杓左ニカマヘ蓋置右ニテ取小坂ノ角ヘヲキ付柄杓引爐ハフタヲザラヒヲキ廻リ置取モ、フタヲキハ柄杓左ニテ少上グフタヲキ右ニテ取柄杓ガウチハツシテ掛チキ蓋チキ左ノ掌ヘ置廻リチキ付ル茶盤取向ヘ置風爐ハ右ノ手右ニテ茶取前ヘヲキ帛腰ヨリ取右ニテ角取左ヘ手配取サバキタ、ミ右ニ持茶脇ヨリ取拭置付帛サバキ左ニ持右ニテ茶杓取拭茶ノ上

ヘヲキ右ニテ茶セシ置帛腰ヘ付茶ワシ手前ヘヨセ右ニテ柄杓取左ニカマヘ釜ノ蓋取茶巾釜ノ蓋ヘヲキ柄杓持直シ湯汲人柄杓釜ヘ掛茶釜トウシ三ツ茶ワシ右ニテ取左ニ持コボシ右ニテ茶巾取茶ワシ三ツ内共拭茶ワシ前ニヲキ茶巾取釜ノ蓋ヘヲキ右ニテ茶杓取茶取蓋ヲ取茶ワシノ脇右ノ膝頭ノ方ヘヲキ取蓋アリ茶ヲ汲茶ハ向ノ方茶杓ニテ茶ホドキ茶杓ヲハタキ茶ワシヲシテ元ノ座ヘ置茶杓元ノ如ク水指ノ蓋右ニテ取右ニテ置爐ハ左ニテ置柄杓取湯半分程入除リハ釜ヘ返シ柄杓掛茶セシ取リ茶點右ニテ茶ワシ取左ノ持直右ニテ定坐ヘ出△茶盤返リ右ニテ取前ニヲキ湯入ス、ギコボス客ヨリ仕廻ノアイサツアリ受テ右ニテ茶盤前ニヲキ柄杓上ヨリ取持直シ水汲入柄杓掛茶セシトウシ三ツ略シテ二ツニテモヨシ右ニテ茶盤取左ニテコボシ右ニテ前ニヲキ右ニテ茶巾入ル略シテハ水ヲ茶盤ヘ入夫ヨリ前右ニテ茶セシ取入茶杓コボシヘハタキ左ニテ建水少シ引左ニテ帛取タ、ミ茶杓拭茶ワシヘ掛帛ハタキ此處ニテ帛取ニ持ナカ右ニテ策水指ノ前ヘ置茶盤凡爐ハ右ニテ取左ソヘハナシ右ニテ柄杓上ヨリ取持直シ水ヲ汲釜ヘサシ柄杓左ニカマヘ右ニテ釜ノ蓋シテ右

ニテ柄杓引水指ノ蓋ヲスル風爐ハ右ニテ取左ニテ持ナシ右ニテ右ニテ柄杓ヲ取リクリコシ左ニテフタヲキ取リ右ヘ持チソヘノ方左ニテ建水持立左ヨリ足引左ヘ廻リ入出テ兩器茶ワシ右ニテ取左ヘウツシ右ニ持立右ヨリ引右廻リ入△出テ水指引右手ヨリ

文政二年己卯五月六日鍛巷書僧齋茶 七十一翁

露地の草履

露地の草履手を以て扱ふ事世に不習する所にて、毎度答ふるに言葉なく候、とかく疑ひ不解趣に候、予に諸の不浄をふれて心に諸の不浄を請すとは神道のこと草也、先佗茶の筵席は別世界と心得可申候、白心清淨にして寂寛たる所を白露地といふ、此境に遊ぶ人は本來心を具して淨穢の差別なき事を知る、何の淨とか説き何の穢とか説かんといへり、今時草履の茶は此意味を摸したるもの也、眞似といへども誠心にその功を積時はおのづから白露地に至るべし、故に休居士の壁書にも手水の事専ら心頭をすくぐと有て手を能洗へども口中を能洒げともかゝれず候、眞巖和尚羽帯の讚に

茶爐頭上無賓主。拂盡人間名利塵

茶室には人相我相を断て賓主無二なるをいふ、又人情を省き人欲の私を除き去る五塵六慾皆名利の塵也、この塵を拂ひ盡して六根清浄なる時は汚穢も胃す事あたはず、日月の大干沙界を照して淨穢を厭はざるにひとし、此意を自得せざる時は草履にかきらす疑ひ多かるべし、又茶の風流もうとく楽しみすくなからん

又

道安の書に路次の草履は扇を以て扱ふ事古實也と有、考るに利休露地草庵の茶事製作以前の事と相見候、然るに道安も古實也と書たかれたるもの歟

きたなしと思ふ心のきたなしよ  
本何もなきころならずや

、庵宗無

右己卯初夏應命書寫呈几下

押山安富拜

○江戸金石雜誌蜀山人書於浪華米屋町  
備居未成否

わらはへの玩ぶ難波の希有といふものをみしに、此地の寺社市店につきてめづらしき事を書しるせり、ふるさとしのぶ長き日のすさびに、金石の事をはじ

めとしてひとつふたつ書つく、近比江戸淺草のものみやこにのぼりしに、みやこ人そこは淺草の雷門の前すすみ給へるやといふ、中々そこたふ、まことや風雷の神には胸乳なしとさきしがいかがうはれて、所にはすすみ候へごさだかには覺わ侍らすごたへしもいと口おしく、老のひが覺へもいとぬなるべし

享和辛酉水無月廿四日

蜀山

淺草寺の鐘

本堂の前の鐘樓の鐘の銘 武藏國豊島郡千束郷金龍山淺草寺鐘銘とありて至徳四年とあり、つねにつく鐘は錢塚辨天の前にありて元祿六年牧野備前守成貞二百兩を寄進して時の鐘とせり

上野の鐘

東叡山の鐘は寛永年中に鑄しには土井大炊頭藤原利勝とありて林道春の銘也、此鐘は深く藏めてつかず、近頃までつきし鐘はわれがねの響ありしを鑄直した

同大師堂の鐘

大師堂の鐘は願主の名を削りたり、また大猷院殿  
ケヅリノト前とあり、けづりし名は慈眼大師ともありしかしら

す、けづりしあど見ぐるし

増上寺の鐘

鐘の乳なし、故にいばなしといふ、八ツ七分をつく鐘也、鐘のあつき扇だけあり、大につけば芝浦の漁獵なしとて小音につく也、されどそのうなる聲江戸中にひびく也

石町の鐘

石町の鐘は昔し安宅丸の舟の中にあし鐘を市中に下されしを火災にやけて今は寛永年中に鑄直せし也

法明寺の鐘

雑司谷法明寺の鐘は年號未詳、めぐりに算盤升曲尺を鑄つけたり、法明寺は威光山と云東鑑の威光山なるべし、頼朝の鶴牧田あり

竹之丞寺の鐘

本所六ツ目自照院は二代目市村竹之丞出家して權大僧都賢盛となり開基せし寺也、鐘の面背に南無阿彌陀佛南無妙法蓮華經を鑄たり、四面に歌舞妓役者慕引木戸番の名をほりつけたり

養福寺の鐘

日暮里補陀山養福寺の鐘の銘にすてがなをほりつけ

たるものたかし、みづからもよく讀にくかるべきと思ひしにや

鑄華鯨工

東長寺の鐘

大久保久能町かめわり坂俗名の東四谷自證院の西に靈龜山東長寺といふ禪寺あり、此鐘の撞木のあたる所に舟のろかいを鑄つけたり、いかなる事ぞと住僧にとふに衆生濟度のため也とぞ

深草元政鐘銘

赤坂圓通寺法花の鐘の銘十二支の名を頭にをきて書しは艸山集にみゆ、今は焼て惡筆にて法名の中へ交へてきりつけたり、俗悪みるにたへず、谷中大乗寺

法花の鐘銘かきし事身延紀行にみわたれば行てみし

にこれも焼てもとのすがたにあらず

隠元禪師草書の鐘銘

駒込土物店白華山養源寺の鐘は萬治年中の銘にて隠元禪師の草書を双鉤してはれり

惠光比丘の鐘銘

牛込山伏町常教寺淨土眞宗の鐘銘は寛文中惠光比丘の銘也、惠光比丘は元亨釋書を注せし人也

人見友元の鐘銘

千駄谷寂光寺の鐘銘は貞享年中竹洞野節とあり、人見友元の事なり

下河邊行平奉納の金口

建久年中下河邊行平の奉納せし金口芝鳥森稻荷にあり

信玄の塔

武田信玄の塔といふもの深川海福寺にあり

光孝天皇御陵の石燈籠

麻布廣尾天現寺に光孝天皇御陵の石燈籠といひ傳へしあり

涅槃石

麻布なだれといふ所の一寺に涅槃石あり、涅槃の像を彫たり、増上寺廿四日御廟の涅槃石影向石は吉岡因幡老年にて妙工を盡したれども、平人の見るべきにあらず

夜叉神

青山長者が丸普陀山長谷寺に夜叉神といへる鬼形の石のたてあり、もとは青山百人町細井文三郎九卒の庭にありしもの也

松化石

池上本門寺の堂前にあり、日顯上人の石をたて、松化石としるせり

牛石

小石川牛天神の側網干坂にあり、横に臥して大きな石也

駒留石

本所駒留橋の道の中にあり

鳥石

品川鈴が森の神社の前にあり白く大きな石に黒く鳥の形あり、もとは鷹石とて赤羽橋のわきあるやしきの垣根にありしを、鳥石山人の此所にうつせしと云

夫婦の石の像

夫は上下をき婦は打かけしたる形の石の像本所中之郷の石屋のみせの側にありむかしあつらへしものありてとりに來らずと云

市谷の石

市谷田町石屋の黒ぼくの石大きなが一つ御堀端にあり、もとは二つありて一つは蜂の巣のごとくなる

穴ありしがみわす、今一つうれのこりて賣れず、或云淺野内匠頭やしきの石也と

駒場の石

駒が原長谷川久三郎下屋敷の角に細長き石たてり、竹を以て籠にして入れ置也、これは享保の比駒が原御成の時御目にとまりし故也と云

最明寺の塔

最明寺の石塔は品川海晏寺門内にあり

齋藤別當實盛の塔

橋場法源寺にあり、法源寺はもと保元寺と書て古き寺也と云

小町の塔

淺草傳法院の内にあり、又水戸公の上屋敷にもあり、又飯田町櫻井家庄之助の庭にもあり、小町の石の手水鉢といふものあり

住吉の手水鉢

神田明神本社のうしろに住吉の手水鉢といふものあり、むかしあるもの圍ひの庭に置しが祟ありし故こにおさむ

靈驗石

駒込千駄木に専念寺といふ淨土宗の寺あり、地藏堂に靈驗石あり

影向石

瀧の川窟屋辨天の宮にあり、これ盛衰記などにある瀧の川松橋といふ所也、松橋辨天と云長門本平家物語寫本などに松橋を板橋と書あやまれり

芝愛宕山毘沙門天使者の式白く屋敷

毎年正月三日晝申鐘樓之鐘鳴候得ば本堂より出きたる若き男、麻上下を着し頭に正月の飾ものさまを兜の如く着なし、大太刀をさし雷木をさし、添柄の長き大杓子を右につき、僕一人黒もめん布子に釘貫の紋大きく紙にて附、是も雷木をさし主従とも顔に紅粉をぬり立いたく酒に酔たるを大勢手を引腰をかへ仁王門より男坂を連下る、使者は高さ地駄をはき僕は素足なれども、けはしき石段中へ獨して行がたければなるべし

此使者を勤る若は山内の茶屋にてとくよりも本堂にて酒盛あり酔たるうへにて立出る顔つきあまのじやくとも見つへき大まじめ也

やがて別當の玄關に至りつゝ立杓子を敷臺へはたごつき、聲高らかに物もうといひ入れば、取次の大勢上下にてせうれと同音に出むかへば毘舍門天よりの使者と申せば、いざく御通りとてよろめくをともなひ、中庭の橋をわたりて奥座敷を見れば、上座に別當圓福寺左右に衆僧座をつらねみなく膳部をひかへ居たり、御入口に杓子をつきたちはだかり大音にて罷出たる者は毘舍門天の使者也、院家役者を始として地中の面々長屋の所化とも勝手諸役人に至まで古參は六盃新參は九盃のみやれくたのみやらぬに於ては此持たる杓子で招き申が返答はなんごでござる



一前挨拶して古例のごとくいづれもたべます御使者御苦勞でござるわかへりなされといへば

しからばかへり申  
 とものごとく玄關にかゝり足駄をはき杓子をつき大勢つき添ひて男坂を本堂へかへり入なり  
 ○江府十組諸問屋十仲間ト云

一河岸組	本船町	油問屋並綿
一綿店組	大傳馬町登 丁目二丁目	綿問屋
一表店組	日本橋南登丁目 二丁目四丁目	壘表問屋
一塗物店組	日本橋北壹丁目	塗物問屋
一釘店組	日本橋北 詰大門通 或本石町通油町	釘鐵問屋
一通町組	本石町四丁目	小問物問屋其外
一内店組	本町三丁目	絹布問屋
一藥種店組	本町四丁目	藥種問屋
一紙店組	或大傳馬町 南傳馬町或伊勢町	紙問屋
一酒店組	南傳馬町或伊勢町	酒問屋

右行事二ヶ月宛右之順番に勤る又三極印といふあり島極印綿油表極印壘表極印ぬり物是は上方出船の節廻船之舟足を改め打たる印なり入船之節十仲間より改之  
 但公邊の役にてはなし仲間役也  
 右享保二十年卯正月菊岡涼涼作續江戸砂子温故

名跡志にあり

文化十四年五月開板  
 色油問屋  
 糸問屋  
 蠟問屋  
 人參三臈圓問屋  
 干鰯魚粕魚油問屋  
 通丁組 小問物諸色問屋  
 茶問屋  
 塗物問屋大傳馬町二番組  
 白粉紅問屋  
 奥川船積問屋  
 蕨繩問屋  
 綿打道具問屋  
 茅町組雛人形手遊問屋  
 紙問屋  
 鯉節鹽干肴問屋  
 壘表問屋  
 煙草問屋  
 竹皮問屋

三人  
 貳拾壹人  
 貳拾人  
 壹人  
 拾五人  
 拾貳人  
 貳拾人  
 貳拾六人  
 拾貳人  
 三拾五人  
 四拾人  
 四拾七人  
 拾四人  
 四拾七人  
 三拾四人  
 三拾七人  
 四拾壹人  
 拾壹人

草履問屋  
 鍋釜問屋  
 打物問屋  
 下リ糠問屋  
 下リ傘問屋  
 線綿問屋  
 下リ蠟燭問屋  
 下リ酒問屋  
 釘鐵銅物問屋  
 下リ素麵問屋  
 藥種問屋  
 真綿問屋  
 丸藤問屋  
 丸合小問物問屋  
 丸合扇問屋  
 丸合墨筆問屋  
 同新組問屋  
 同煙管問屋  
 船具問屋  
 古手問屋

拾人  
 三拾六人  
 拾六人  
 拾人  
 百拾三人  
 七拾人  
 貳拾五人  
 三拾八人  
 六拾五人  
 拾四人  
 貳拾六人  
 三拾三人  
 貳拾壹人  
 三拾六人  
 六人  
 拾八人  
 貳拾壹人  
 拾貳人  
 八人  
 拾三人

- 江州 名茶問屋 三拾人
- 吳服問屋 五拾五人
- 大傳馬 藥種問屋 貳拾五人
- 扇問屋 拾六人
- 明樽問屋 五拾五人
- 藍玉問屋 三拾八人
- 大坂旅人足袋屋 三拾八人
- 麻苧問屋 七拾軒
- 三拾 下りらうそく問屋 貳拾貳人
- 軒組 下りらうそく問屋 三拾八人
- 生布海苔 仲間 三拾八人
- 水油問屋 貳拾壹人
- 水油仲買 八十五人
- 鹽問屋 四人
- 下り鹽仲買問屋 貳拾壹人
- 繪具染草問屋 七拾參人
- 飛脚問屋 壹人
- 菱垣廻船問屋 三人
- 木綿問屋 四拾四人
- 瀬戸物問屋 三拾六人
- 線香問屋 五拾九人

雪路問屋 三拾七人  
 醬油酢問屋 八拾五人  
 錫鉛問屋 拾人  
 菅笠問屋 九人  
 一親元日記文明五年十一月廿九日條云  
 紙問丸九郎三郎光以  
 西國紙商人問屋事祖父孝願以來略  
 一佃島住吉明神境内加茂季鷹作碑云  
 元祿七年商人を十組に分ちて云々  
 右甚太夫抄出  
 ○宮城野忍報讎の實説(半日閑話四卷参照)  
 仙臺より尋參候敵討之事  
 松平陸奥守様御家老片倉小十郎殿知行所之内足立村  
 百姓四郎左衛門と申者去る享保三成年白石と申所に  
 て小十郎殿御術之師に田邊志摩と申知行千石取候仁  
 在之候に行逢路次之供廻りを破り候とて及口論彼四  
 郎左衛門を志摩打捨被申候此節四郎左衛門に貳人之  
 女子あり姉十一歳妹八歳早速に領内を立退仙臺に致  
 住居能在候而陸奥守様御術之師に瀧本傳八郎殿と申  
 方へ兄弟共に奉公に罷出忍びくくに御術を見習六ヶ

年之間御術致修練候或時女部屋に木刀之聲頻に聞へ  
 申候間傳八郎不審に被存伺見られ候處右之二女御術  
 稽古仕候様子に候傳八郎子細を尋被申候得ば報讎之  
 心入之由物語申候に付傳八郎感心不淺此を彌以修行  
 致させ密々に秘傳申聞され候由高千石今度御加増二  
 千石瀧本傳八郎名を土佐と改む右之次第は當春陸奥  
 守様へ彼貳人の女が寸志を遂させ度と御願被申上候  
 に付右敵田邊志摩と御引合仙臺之内白鳥大明神の社  
 前宮の叶と申處に矢來を結び當卯之三月双方立合勝  
 負被仰付候仙臺御家中衆警固檢分在之候兄弟志摩と  
 敵刻打合貳人替るく相戦候て無程志摩を袈裟切に  
 切付申候姉走り懸り留めをさし申候殿様御機嫌不斜  
 此女子共家中之娘に可給と被仰出候處二女共に堅く  
 御辭退申上候て御請を不申父之改志摩を打候事元よ  
 り罪不道候願は如何様共御仕置に被仰付被下候様に  
 申上候得ば猶以皆々感心之上瀧木氏二女に向ひ委細  
 様子を申聞候殊に太守之御意を違背可申にあらず某  
 も時に有人たり御術之指南之恩被昇以て我申義をむ  
 くべからずと被申候得ば漸了簡に隨ひ納得仕候依之  
 御家老萬三万石伊達安房守へ姉娘を引取候て當年十

六歳高不知大小路權九郎殿妹娘を引取候て手疵養生  
 被仰付候當年十三歳月堂見聞條  
 單按是世所謂宮城野忍の事なるべし此説實事なれ  
 ば井上園臺の姉妹復讎の文は虚説ならん  
 ○草履打の實説  
 三月廿七日松平周防守殿奥方に被召仕候御局澤野と  
 申候者中老に瀧野と申者少無調法在之候に付御前に  
 て瀧野事毎度無調法不届者杯と殊之外に叱候故瀧野  
 はあやまり居申候て何事もだまり居申候處に御前御  
 申被成候は澤野しかり様あまりつよし兩人共に先ッ  
 下り候様に御申被成候瀧野事涙ぐみ兩人共に直に部  
 屋へさがり候て瀧野召仕申候下女山路と申者に瀧野  
 申付候は此文を母様へ持て参り候様に迎相渡申候山  
 路受取御門外迄出申候得ばいつも御文は文箱に入被  
 遣候に何とも内之様子不心得候故其儘御文を御門外  
 にてひらき見申候得ば件之様子書立一ぶんたちかた  
 き間御前様にも被申上候故自害を致し可申候御いと  
 まごひの文のよし書しるし之候故山路ろんじ候は  
 此跡ならば最早自害可被致らんし候とて先きへは行  
 ず其儘まへの部屋へ返り見申候へば屏風を立て其内



に自害をいたし死して居被申候故其前に壹尺貳寸計之脇指在之其儘血をもぬぐひ鞘へおさめ死骸をばふごんにて包み扱澤野殿へ参り瀧野事ちご御目にかゝり度事御座候間御出被下候様被申候参上可申筈に候へ共ちご氣にても悪敷臥居申候ご何心なく申候故直につれだち参候處を山路ふところご前の脇指取出し主のかたきをのがさじと澤野が腹へ押立胸先へさし背まで通し殺申候周防守殿右之段御聞被遊女には珍らしき事ご御稱美被遊瀧野の母へ被仰付山路をば娘に致し可申候向後何方へも奉公には出し申間敷候かたづき申候時は可申出候望之通りに支度をも被成可被下様に被仰付候澤野年三十八瀧野年廿三山路十四歳右之趣あまり珍しき事故書付見せ申候以上見録

此事又有一説異同已載卷五十一可併見  
○黄朝顔の事

石車序  
小車の錦かけまくもかたじけなしや神國のかたちごぞ成るはじめごこの心を生れ付るは是本朝の常也、ここに時なる都を萬世の鑑と見れば梢の花ぶさまでも同じからず、人なを人なる中に人屑ありて此

春の物見車として俳諧歌仙の一卷を作り、諸國の點者二十五人に付墨を願ひうけて其身の樂しみにせし事にはあらずして、先達の非をあらはし頭書するごいへごも道理に叶ふ所なし、已俳魔の大悪人もごもく發句を五文字なしに拵へ京都の宗匠に此上を置せける

權に黄あり白き有  
末の世や權に黄あり白き有 似船  
僧いかにあさがほに黄有白き有 常牧  
時世かな權に黄あり白き有 我黒  
餘の夜のあさがほに黄有白き有 晚山  
當分五もじ置かね申候 如泉  
權に黄なるは稀なり 言水  
云遊し侍れざいななる心に 方山  
やいらいへなかりし

此句の心は淮南子を用て作れるなるべしされご淮南子に所謂日及は扶桑也木權には黄なる物なし況や扶桑をあさがほと覺へ違へし能々此圖を見てしるべし、但又此方より助過て淮南子いまだ夢にも見す權に黄なるなきゆへに作れるかしらず、此類の扶桑に黄なるもなきにあらず、汝が云所開天の磔ひとつも

當るべからず孔夫子子貢が能方人事もいましめ給ふ汝人の過を揚んよりは己が過を揚べからず

曲江對雨 杜工部杜氏名甫  
城上春雲撥苑牆 江亭晚色靜年芳  
林花著雨臙脂燭 水荇牽風翠帶長  
龍武新軍深駐蹕 芙蓉別殿暖焚香  
何時詔此金錢會 暫醉佳人錦瑟傍  
東坡作詞 山谷作老 少游作嫩 佛印作落  
臙脂下字應魚。依之四客置字如此。



一名金鈴花名牽牛花。  
萬名狗耳草盆皿草。

本艸綱目。時珍曰。近人隱其名爲黑丑。白者爲白丑。蓋以丑屬牛也。金鈴象子形。盆皿狗耳象葉形。云云。集解。恭曰。此花似旋花。作碧色不黃。亦不似扁豆。宋奭曰。花朵如鼓子花。作碧色。日出開。日西萎。云云。今按。子有黑白。花有紅碧白。無黃者也。



一名日及。又曰藩籬草玉蒸。花名權花。詩曰。顏如舜花。即是也。

本艸綱目。時珍曰。此花朝開暮落。故名日及。曰權曰舜。猶權榮一瞬之義也。爾雅曰。樛木權。樛木權。郭璞註曰。別二名也。或曰曰樛。亦曰樛。齊魯謂之玉蒸。言其美而多也。今按。花有赤白二種。



一名朱槿。莊子曰。悲朱槿。即是也。又曰赤槿日及。

本艸綱目。時珍曰。扶桑產南方。乃木權別種。二枝柯柔弱葉。深綠微濳如桑。其花有紅黃白三色。紅者尤貴。呼爲朱槿。云々。今按。淮南子曰。黃白者。即是也。今度物見車の作者同じく頭書せし兩人徒骨折られしほうびに何がな進上申べしと、點者衆所々にて内談

あそばしけれども、いまだ花柵柘火の車鏡磨鏡車も  
出ざれば爰に千人持の石車を俳諧まことの道に引掛  
是に和歌三神も乗移り給ひ、物見車を跡へも先へも  
やらず、落花 塵に打たきぬ、又特牛に引つゞきて  
竹の根鞭を出すや、時に新鋸といふ題號の書物に  
も其根鞭をかちかへし塵も灰も残らぬ墓原となすべ  
し、先此度は其方手もりのけかとも音信申中にも鏡  
駝の鹿を百草の事としつた貌に頭書せしかたへ物覺  
への惡敷樂喰のために是を遣しける

點者中

物見車作者

同頭書人

參

進上物目錄

第一

○月の科の紙巻

俳諧の道理をしらす

句柄をいたす事

第二

○青い事之菜の花

正花草花の二花に

分る句柄をしらす事



第三

○無理な節付る竹杖

根の字うち越に

すこしも

通はぬ事

第四

○住居譽をこないの釣熊

なまないの正字まへ

しらす事



第五

○舞臺の烏帽子西目

同じ草の舞臺

沙汰を種々の異さ

いふ事

第六

○根鞭でたたく馬廻り

打越の干細なきは

大津の六段も

しらす事



第七

○口かしこくいふ口へ此轡

響さいふ根元をしらす

人倫に覺たる事

第八

○競駝の鹿を一匹

きそひかりの鹿の角

蜂のさしたこも

しらす事



第九

○笑ひ草の百草一荷

競駝を百草としつた

顔をいたす事

第十

○見る眺望の詩歌の書物

愚眼にして諸書を

見ゆ者の

淺間數事



元祿四辛未歲中秋

難波

松魂軒



文政三年庚辰正月廿三日寫竟山口乘坤十二歲

増訂一話一言卷四十二終

增訂一話一言卷四十三

○貝原元端同篤信書簡寫元端三通篤信五通

多年絶書信御安否承度奉存候不相易大坂に御安居被成遠近之學徒來會愈衆盛に御座候哉又時々東都へ御越被成候而幕下之多士御教導被遊候哉承度候野夫今年六十八歳猶令存命候得共精神昏憊見書さへ不仕養生一邇と心得居申候殊更四五年前博多に在郷之舊宅に歸住仕學友無御座徒に送殘年候

既生前之再會絶望遣恨不少候二子兄は十二弟は九歳幼年申ながら學を好申氣質に非是耳衰暮之憂にて御座候一弟久兵衛事去夏寡君用事申付于今令在京候久兵衛罷上候時節も不圖解纜故不呈書失本意候一黒川氏和州之生計猶艱難に御座候哉衆子之内秀才共有之候哉時々吾間御座候哉

秦三益醫業愈行れ申候哉  
一今度老夫門人根來元方武谷正迪醫學望にて罷上候兩人共に貧士故元方は外科療治共仕生業の助に仕夫は上國之寓居つゞき見申度望に御座候正迪は醫家歟公家武家に輕き仕官仕居候醫師に成申様望申候兩人共小學西書之字訓少々自見も成申程之文才にて御座候醫師之御傳授尤經學御指南望申候と可有御座候奉頼候正迪事は讀書之師と仕程に御座候彼是に付貴家に入出之儀御許容可被下候

一下河邊長流老猶堅固に御入候哉足下にも萬葉之御傳授被成候はんと奉察候其外萬葉之傳授を得申衆幾人御座候哉承度候  
一右申候様に生前之再會頼も無御座候願は領返簡候者貴顔拜謁と可存候猶期後信候頼首  
二月十五日 貝原元端  
五井加介様  
見書  
一兩年過候而罷上候刻舊臘遇凶禍候に付而可伺にて候恐惶頓首人日之貴緘切蒙三月廿五日 貝原元端 慰問不堪哀感候

五井重節様

凡下

足下去年者御病氣に御座候由柔齋物語に承千萬無心元存候如何之惡齋に御座候哉不及申候得共能々御養生可被入御念候萬々、、、、、座候者醉仙散能御座候通聖散ヲ先用後に醉仙散或先醉仙散後通聖用申候も不苦と見へ申候去年以來以來兩人治申候只厚味色慾絶申事專一に御座候能々醫共御考被成候大風と無御座候共大風と

御座候被成候分は大事に成申候若大風に御座候餘細療治と飲食無所忌憚候者大に發り可申候食色の守能仕候へ無不治候可安御心候次に拙者事申入候とく舊臘老父棄世正月失三歳之兒、、、、、仕候御推察可被成候去秋之折傷も未快復歩行もかなひ不申候併座中はあやうく隻足とごびありき申程に成申候黒川氏和州に被移居候様に承候如何御在付候哉又氣の毒なる事候とてにげて御上候様時々御警

戒尤候又拙者共兄弟三人共に一々古禮には不申候へ共三年之間不食葷酒魚肉分に存居候遠國之内にて田家に居申候に付て彌廢學禽獸に近成行申候心事覃按寛文五年乙巳 益軒先生三十五歳。十二月三日。大父君寛齋君没于郷。是寛文六年三月書簡也。  
五井加介様 貝原元端  
凡右  
昨日者拜謁多年之本望相叶申候昨日而論之様に大和行今年猶餘寒にて花

遅可有御座候者先今夕舟にて入京可仕候歟但明早奈良へ罷越和州遊觀仕可然候哉乍憚御按量奉頼候とかく黒川氏へは之御狀御調可被下候京師和州之遊覽仕舞猶御心靜に得貴意度候萬々面聞頼首  
二月廿一日  
右貝原元端手書三通覃按。元端號存齋。益軒之仲兄也。元祿八年乙亥十二月十日卒。七十四歳。  
先日者預御狀令拜見候御無事備陽御下著可被成候御發騎之時分は甚取紛踈節之

仕合以使さへ不得御意候其御地増善政學術興起之由承不堪感歎候貴様今元御逗留被成分に相究候や黒川丈も其元被罷越由候間萬可被仰合候朱子行狀一冊送進候甚好書にて朱學之大意も見へ候勿論文公之履歷精詳にのせ申候御熟玩可被成候頃鄙生等も諸文と講習仕候鄙生事も寡君之命に而歸國仕候當月十八九日比大坂へ罷下可申候當冬又江戸へ參可申候猶以書中可御意候不及申述隨分御勤

可被成候恐惶不宣  
三月三月 貝原柔齋  
五井隱庵様  
凡右  
五口重節様 貝原柔齋  
先日御出之刻致他行殘憾不少候頃和州御越可被成様被仰候に比御下可被成候や其内得御意度候此狀自家兄越候間持せ進候又綱鑑御求可被成由よき賢本御座候貴面に可申述候一家兄が申越候は船子久九へ通鑑廿冊かし置候急に見申度候間早々下候様と申候若貴邊になど歸し置被申候于今久允へ置被申候や御存知候候者可被仰下候久允も丹州が

歸被申や猶期而叙候不宣  
五月廿七日  
尙々彌兵衛殿へは些御用も御座候に幸之に御座候以上  
八尾彌兵衛殿御出可被成之由御同道被成宵之間御咄可被成候拙者も只今他所へ居申候へども追付罷歸可申候待入候以上  
十四日 貝原柔齋  
五井重節様  
貝原柔齋  
五井重節様  
貴報  
往時蒙華翰候處偶令他適不能  
遠答候如來論  
久杜絶不任企得候御閑居御力學之由多感々鄙生無恙候

一手前病人御座候間  
藿香正氣散一兩  
貼可賜候切に御煩  
碎致察候猶期御  
日候不贅  
十一日  
罷下候以後以書中不得御意候彌講習御懈怠御座有間敷と珍重存候家尊及令弟御康寧に有可御座と目出度奉存候次に拙者事家累引越候事令遠慮事御座候間來春早々罷上萬々可得御意候正月二日三日時分出船可仕之内便宜を伺候間不及御招候心事期貴面候  
右貝原篤信手書五通

右貝原元端及篤信二先生贈五井加助持軒翁書簡。而五井氏所藏也。按益軒年譜。仲父即先生之仲兄回道。後改名玄端。號存齋。明曆元年乙未。先生二十六歲。四月上旬。將入于江戸。於武川河崎旅舍祝髮。號柔齋。蓋欲爲醫也。後更號益軒。正徳甲午。八月二十七日卒。歲八十五。五井持軒。以享保六年辛丑閏七月十八日終。享年八十一。  
文政三年庚辰夏五月十七日雨中書

○梅雨

李時珍曰。芒種後逢壬。爲入梅。小暑後逢壬。爲出梅。本草綱目  
坤雅曰。閩人以立夏逢庚日。爲入梅。芒種後逢壬日。爲出梅。  
神樞曰。芒種之後逢丙日。爲入梅。小暑之後逢壬日。爲出梅。  
碎金錄曰。芒種之後當壬日。爲入梅。夏至之後當庚日。爲出梅。  
月令廣義曰。臘仙肘後經芒種逢丙日入徵。小暑逢未出梅。  
四時纂要曰。梅熟而雨。曰梅雨。瑣碎錄云。閩人以

立夏後逢庚日。爲入梅。芒種後逢壬。爲出梅。按。梅雨詩人多用之。而閩人所謂入梅出梅者。乃微濕之徵。非梅也。五雜俎  
香月牛山翁曰老練ノ陰陽師ニ聞リ、半夏生ノ日ヲ以テ梅雨ハ太半トスベシ。半夏生ノ日ノ十五日前ヲ入梅トシ、半夏生ノ日ノ後ノ六日七日ヲ以テ出梅トシ、前後三七日ヲ以テ梅雨中トスベシ、強テ霖雨スルニ限ルベカラズト云リ。

○東海道驛名古所稱  
相模川ハ 今ノ馬入ナリ  
天中川ハ 遠江今ノ天龍川也  
今浦ハ 遠江今ノ見付也  
前田ハ 駿河近于今島田

右梅雨ヨリ以下二條聚頭俗韻ノ中ヨリ抄出ス 此書一話一言卷五 校訂者曰五十四八原卷ニシテ本卷三三四頁ニアリ  
○庚辰九月阿蘭陀俄狂言二通

庚辰九月廿四日於出島興行  
阿蘭陀俄芝居狂言仕組大帳  
狂言名題  
二人獵師漁賣娘二段續



我もふろとも死なんすとあたりの小屋に釘を打ち網を下げ縊れ死なんと覺悟極めて網にかゝらんとせし拍子に、小屋はくづれてぐわらぐわら隠れて居たる「こらす」がそばへぞ落たりけり、何かは知らず「きりよつと」「こらす」を顔で打合せ、互にあきれ大さわぎの體○娘、べるれつと「物かげより此ありさまを見て」「きりよつと」に向ひ、こなた衆は口ほごにもなきひとつ熊も得射とめず、此さまは何事ぞといふ○「きりよつと」娘に向ひ、その見らるゝが如く我れ何事も事を仕損じ運拙き者なり、あはれをもじたのが心に随ひ我宿の妻となりて幾久くも我をたすけてくれよかしといふ○「べるれつと」はいやとよ自らも寶とせし乳壺を打破れたる不幸の身の上ぞと答ふ○「きりよつと」是をきよて大に悦びの體をなし、扱／＼目出度たがひの身の上、そもじはち／＼壺を破り我は熊の皮を損ひたれば、ごちらも同じ富家となりしにはあらずやと大にあざけり笑ふ、仲間「こらす」は傍に居てひたすらに熊の皮を得るこなきしをくゆるの歌を謡ふ、「きりよつと」も歌を謡ひながらこゝを立出づ○娘、べるれつと「も何にか歎息の歌

を謡ひ居りたる前へに「こらす」立ちよりて我仲間「きりよつと」そもじの不仕合をあざけり笑ふに、何にてかたす言葉なかりしやと尋れば、娘がいふ、わらはは斯まで運つたなきものなり、何事もたらはぬ事は見捨て預りたし、こなんもこの場をのきて給はれわらは爰にて身の終りをかくごするなりしかくをさめ／＼と答れば「こらす」はかねず言葉なくして立退く

無言仕方のみの景事の段

扱、べるれつと「は只壹人嘆息の歌を謡ひ、大になげきつゝ戀人「たんけれいと」が繪姿を取出し押ひらきて在すがごとく打向ひ、さて／＼御まへはつれなき御かたぞ、我は明暮君を思ひて片ときも忘れし日とはないぞ、いなかくまで我はなりはてし其年月のうさつらさそれをもしらすでふりすてしはあんまりごうよくそれでもぬしは濟かへなど、かつばと臥してなきしづみ、繪像を大地に引のべて、花をあつめてちらしかけ、泣き入りしやうたいなく／＼も、その側に倒れふしてぞいたりける、かくて戀人「りつと」官「たんけれいと」はさいつ頃、べるれつと」をひ

きつれてかけ落チせし我身をくいて、女をば途中に捨てて逃のきしを思ひまはせば不便なり、かゝる仕なしの在るべき事か、非義無道なる我ふるまひ、そは心もすめやらず、何ぞ彼を尋出し我あやまりを物語りて、宿に引つれ歸らんと、けふといふけふあまたの士卒を引具して「べるれつと」汝が慕ふ者こゝに在りよ、大文字に書たる旗を押たて、鐘太鼓をならして囃子たて、此所に来り方々尋さまよひしに、はからずそこに物の落てあるを取あげ見れば、我過し頃、べるれつと」に書せ與し我繪姿なり、こはいかにやと大に驚き、心ゆかしき事なりと、そこらあたりを見廻るに、草むらの中に寝入臥たる女あり、よく見ればたづね出さんと、我したふ「べるれつと」なれば又もや大に仰天し、心もみだれ胸つぶれ、狂氣のごとくどど亂だし、傍に立より起しも得ず、士卒ごもに下知をなしたすけ起せと仕かたをなす○かゝる所にさもけたかき老人の獵師「こらす」を先キ立ちとし入來り、あたりを見廻し倒れ臥たる「べるれつと」を引起さんとなしけるを、そこに有合ふ士卒の大勢、なにじやまひろくと打てかゝる、主人「た

んけれいと」も眼をいからして、老人目がけたど一つきに突とめんとひしめきて、よく／＼見れば此老人、我戀ふ女のことこのたや、同官たりし「りつと」なりければ、互に見合はす顔どかほ、しばしあきれて物をも得いはす○娘の「べるれつと」はかゝるさばきにやう／＼に、夢かうつゝかまほろしか、たゞ茫然と立て居る○「たんけれいと」は娘が父の其前にひざまづきて、だん／＼これまで身の不埒ゆるしてたべといふ體をなす、娘はやう／＼氣もつきて、顔をふりあげあたりを見廻し、我父のこゝに來りしことをはじめて知り、又「たんけれいと」が在りしを悦び、心そは／＼氣もつき立ッばかり悦びて、「たんけれいと」もろごもに父にひれふし、身のあやまりをゆるしたまはれとひたすらわび、何ぞぞめうごになしてたべといふ體○引連られし獵師「こらす」此體を見大にいかりてさはきたつ、「たんけれいと」は是をたさへて其怒をなだめ、彼が頭に花の環をかけ劔をあたへて是よりは獵師頭「ヘルド」の官をあたへ、猶又「たんけれいと」をはじめとして娘と士卒のめん／＼も娘か父にひたすらに赦免を乞ひねがふに、やう／＼今まで

の罪をゆるす○此時士平「たんけいれい」とは娘「べるれつ」とに花の鬘を與又士平其旅には目出度く「たんけいれい」と「べるれつ」との萬歳樂を祝ひ納るゝ書記せるなり 幕

庚辰九月廿四日於出島興行

### 阿蘭陀俄芝居狂言

#### 幕圖之次第

左右に書きある所の旗に書たる詩は

出島におゐてわれ一と狂言の藝を競ひ戯場を構へアボルロー狂言の名に奉納すといふ義なり

正面の上にある横文字は

命は短く藝は長しといふ語なり

正面に書きたるは

香盤なり其側に羽翼ある童子の如きものは神の仕はしめにしてアボルローに花を捧る體なり

香盤のすなはちにあらずは

和蘭國王の紋なり其紋中に書たるは我れ防がん

といふ語なり

#### 役者名前

ダアモン	性急者の名	新渡筆者阿蘭陀人
ラフレウル	の家來	在留筆者
フロンテイン	の主人	ヒツスル
ボルカム	の借子	同断
ユリヤ	の娘	新渡小役
ノクアリス	の借子	在留筆者
戯題	オンゲデユルデイゲ	新渡小役
舞臺	はボルカムが宅の體也	ライキ
趣向	はダアモンが宅の體也	スマット
度婚姻	を結ぶなり	デロイトル
初段		

と夫婦にならんとてさきまぐ苦勞して終に目出度婚姻を結ぶなり

ダアモンはボルカムが宅に宿り居る客也

性急者「ダアモン」つるゝと立出て己が下人に打問ひ諸事振明ぬ者なりと大に叱り、其方此家の娘「ユリヤ」が部屋に行て故障はなきかとひ交れと言付る○下人間に行く○跡に性急者「ダアモン」只一人返事遅

しと相待居る、然るに兼て性急なる者なれば下人が返事の間をも待たず、自分娘「ユリヤ」が部屋に行たるに故障ありと聞てすゝと元の場に立歸りて立腹の體をなす、其内に娘「ユリヤ」出る○性急者「ダアモン」娘「ユリヤ」を見るよりも思ひの丈を説きくゞ、娘「ユリヤ」染々相手にならず居たりしがつくゞと思ひ廻し、此「ダアモン」こそは此地によき役掛りの親類もあれば、此度我父「ボルカム」訴訟の公事に勝利を得るに幸ひ手掛りと思案をかへて程能くあいしらい、公事の世話を頼む○性急者「ダアモン」もこれこそは娘「ユリヤ」を我手に入るゝによき方便と思ひ、取敢ず公事の世話をせんと立出むとす○其時娘「ユリヤ」己が父の來るを見て、先々待れよ我が父より公事の次第を得と聞其上にて宜御世話を頼入ると云ひつゝ奥へ行く○主「ボルカム」出來る、性急者「ダアモン」主に向ひよろこばしき體をして此度其許には御大切の公事あるよし、拙者御世話申へしといふ○主「ボルカム」是を聞て大に悦び、公事の次第くごらしく物語○「ダアモン」兼て性急者なれば長口上に氣をいらちむつと立腹す、然れ共こ

とこそは大事の場所、押し堪へずは主「ボルカム」が氣に障り、我が熱望の縁談の妨にもならんと胸を押へて堪居る○主「ボルカム」も心の内には「ダアモン」はさてゝ短氣なるものかなと思へども、左あらぬ體にて公事の始終を申演べ、暫くありて訴狀を取に行く○性急者「ダアモン」は只一人待兼て、家來「ラフレウル」を呼出し、早く主「ボルカム」呼來れと言ひ付る○家來「ラフレウル」主「ボルカム」を呼に行○斯て性急者「ダアモン」は家來「ラフレウル」の歸り來るを又ゝ待かね、下人「フロンテイン」を呼ぶ○下人「フロンテイン」來りて、性急者「ダアモン」いひ付るを聞けども、餘り氣をあせりていふ故に得と合點せず○其體を見て性急者「ダアモン」下人を大に打擲しつゞける、性急者「ダアモン」は只一人腹を立て、我が戀人も家來も我性急なる氣質を知りながら、斯振舞ふかと堪へかねて荒れ廻る、然もかゝる短氣者とはいふものゝ我にも氣長き事も多かりして心付、イヤゝかくしやべりても濟まじ、早く行て公事の世話をせんと書記役「ノクアリス」の方へと出て行、跡に家來の「ラフレウル」歸り來て暫

くの間主人の行衛しれざるゆへこかしこと尋行

幕

第二段目

娘「ユリヤ」は父「ボルカム」に打向ひ、性急者「ダアモン」の事をよく執成さんすれども主「ボルカム」は彼性急成氣質にて物事に堪へがたき者なるを悪みて、彼が言葉に従はず、只我が教を胸に納め置べしと娘にいひつゝ一間へ入る、其所に家來「ラフレウル」来て娘「ユリヤ」の側に立寄り、主人「ダアモン」其御許に對面したき事の事也支はなきやと問ふ、娘「ユリヤ」これを聞て先其事は我父に行て怒をなだめ、其上にてとも斯もといつゝ娘「ユリヤ」は奥へ入る○かゝる所に性急者「ダアモン」は家來「ラフレウル」に言ひ付たる使の返事を待兼て自分此所に来り、家來「ラフレウル」に打向ひ娘「ユリヤ」が返事はいかゞぞと問ふ○娘「ユリヤ」は奥に立退たりと答ふ○其時性急者「ダアモン」心付き、我望を達せんに其訴の事を速に辨明んこそ近道なれど、我が伯父公事方に此家の主「ボルカム」が公事早くよきやうに捌き呉られよ、然れば此家の娘「ユリヤ」容貌も

勝れ才智發明なるものなれば、兼て我懸望すれども彼が公事速に取扱遣しなば我望みも達すべしと餘義なき次第を荒増に心をいらちあせりかへつてせきにせき込み書状をぞ書たくる○性急者「ダアモン」またも濟やらず、書記役「ノタアリス」をも呼に遣る、書記役「ノタアリス」来る、性急者「ダアモン」書記役「ノタアリス」に打向ひ、此家の主「ボルカム」公事早く濟やうによきに計ひべしといふ○書記役「ノタアリス」聞きよく吞込て立歸る、斯て娘「ユリヤ」出来る○性急者「ダアモン」またもや娘「ユリヤ」に向ひ、たもへのたけをさきくごく○かゝる所に畫師來る「ダアモン」已が繪像を娘「ユリヤ」に與んきて畫師に頼み置し故なり、畫師は繪像を畫んとするに、性急者「ダアモン」は暫しの間も靜ならず、身をもだへて娘「ユリヤ」をば見廻しをる、此時伯父よりの返書を持來る○性急者「ダアモン」是を披き見て大に悦び、此家の主「ボルカム」を呼ひ來れど家來「ラフレウル」に言付る、主「ボルカム」來る○性急者「ダアモン」主「ボルカム」に伯父より來る返書を見する、主「ボルカム」是を披見するに、其書中に「ボルカム」は容貌も人に勝れ發明なるものよし、

我におゐても大慶なりと書あるを見大に驚き、かゝる老人の我を容貌よろしきとはいかなる事とてあり

合ふ鏡に己が顔を寫し見る 是は最前「ダアモン」より伯父に 送られたる書の中に「ユリヤ」の容貌も勝れしと書へき心いらちあせりて「ボルカム」容貌も勝れしと書送るゆへ此返書にも「ボルカム」容貌勝れしと云なり ○かゝる所に書記役「ノタアリス」來りて、主「ボルカム」に書付を渡す、是を見るに「カラヒン」人を相手としたる公事此家の主「ボルカム」勝たりと書付たり、主「ボルカム」是を見て大に悦び、いかゞして此公事かく速に濟たるやと問ふ○書記役「ノタアリス」秘して言はず○主「ボルカム」強て問ふ○此時性急者「ダアモン」傍より我こそ汝が公事の勝を取らせし者なりと呼はるにぞ、主「ボルカム」是を聞て大ひに驚き感服す、然れども主「ボルカム」はかく娘が縁談はゆるす氣色も見えざれば娘「ユリヤ」は父に打向ひ、かゝる大事の公事なれば勝チになりしも偏に性急者「ダアモン」のはからい故、是を辭しては義理立すと道理を分てひたすらになげくにぞ、父「ボルカム」も理に伏して幸ひ此座に居合し書記役「ノタアリス」に言付性急者「ダアモン」と娘「ユリヤ」と夫婦の契約相違無と取極書を目出度書しむる

幕終

文政四年正月廿七日寫

綱山

○洛陽本性寺沙門了意著書目錄

- 洛陽本性寺沙門了意 松雲 如曇子 點かけ候分所藏 文政辛巳六月四日書
- 一百八町記 五卷 如曇子
- 一新語園 十卷 延寶九年辛酉洛之本性寺昭儀防染門釋了意
- 一犬張子 六卷 元禄六年癸酉二月義瑞序ニ洛陽本性寺の了意大徳は生平の著述甚多し元禄四年辛未元且寂すあり
- 一三綱行實 九卷
- 一源氏雲隱抄 淺井松雲 九卷
- 一武家根元 三卷
- 一孝行物語 六卷
- 一一人一首首書 二卷
- 一清明占記 七卷
- 一本朝女鑑 十二卷
- 一いせ物語拵海 十卷
- 一賞華吟 三卷
- 一はなひ草大全 一卷
- 一法花利益 松雲了意 十二卷
- 一お伽婢子 十三卷
- 一可笑記 五卷 大字本モアリ



同評判十卷 同跡追五卷

- 一 堪忍記 五卷 大字本あり
- 一 連歌初心抄 一巻
- 一 うき世物語 五巻
- 一 江戸名所記 七巻
- 一 鎌倉名所記
- 一 観經鼓吹 卅巻 丁意
- 一 愚迷發心集直談 六巻 本性寺丁意
- 板倉周防守判の古文書寫 慶安二年

覺

一大野主馬子宗室と申もの近江に居候を於江戸訴入  
 出捕候宗室母いんせいは主馬女房にて候是又捕候  
 但いんせいは一亂之刻  
 權現様命を御たすけ被成候事  
 一 主馬儀にて存命に有之由取沙汰之年比者七十二三  
 せいころは中程の男やせも又はふとりも無之いろ  
 黒なる男にて候間無油斷穿鑿可仕候若隱置訴人有  
 所を於申來者主之儀者不及申其一在所曲事に可致  
 仰付候間此旨急度穿鑿可仕事  
 一大野道犬子落城以後法華坊主に成談議を説ありき

候由申間有所を存候歟又者其在所に於有て者召連  
 可來事郷中吉利支丹宗門此以前のく無油斷穿鑿  
 可仕事

右條々油斷仕脇より訴人出候にをゐては曲事に可申  
 付者也

慶安貳年

丑二月八日

周防印

建仁寺通

清水寺門前

清閑寺門前

大佛通

大佛通柳原

在々在々

庄屋

百姓中

○ 續群書類從合戦部目録  
 續群書類從

合戦部 自卷第五百八十  
至六百五十

將門純友東西軍記

承久兵亂記 上下

泰衡征伐物語

竹崎五郎繪詞

船上記

- 嘉吉物語
- 應仁亂消息
- 長享年後畿内兵亂記
- 瓦林政頼記
- 立入宗繼記
- 佐久間軍記
- 賤嶽合戦記
- 太閤紀州發向記
- 同仁官記
- 大和記
- 關岡家始末
- 峯軍記
- 清須合戦記
- 牛久保記
- 今川記
- 永享後記
- 結城合戦繪詞
- 關東合戦記
- 甲亂記
- 異本伯耆卷
- 長祿記
- 官地論
- 細川政元記
- 道家祖看記
- 舟岡山軍記
- 柴田合戦記
- 惟任退治記
- 同四國發向記
- 細川忠興軍功記
- 和田系圖裏書
- 勢州軍記
- 朝日物語
- 名古屋合戦記
- 今川家譜
- 永享記
- 上杉憲實記
- 湘山星移集
- 三帥戰略
- 武田勝頼滅亡記

依田記

- 里見九代記
- 國府臺戰記
- 土氣古城傳來記
- 土氣東金兩酒井記
- 長倉合戦記
- 水谷蟠龍記
- 兼山記
- 一柳家記
- 大塔軍記
- 真田武略記
- 新田老談記 上中下
- 仙道記
- 東奥軍記 上中下
- 最上義光物語
- 越州軍記 上下
- 丹州三家物語
- 播州佐用軍記 上下
- 妙善寺合戦記
- 毛利記
- 里見代々記
- 里見軍記
- 高城家記
- 土氣城双廢記
- 江戸軍記
- 常陽四戰記
- 土岐累代記
- 堂洞軍記
- 蘆田記
- 川中島合戦記
- 館林盛衰記
- 那須記
- 藤葉榮衰記 上中下
- 九戸記
- 矢島十二頭記
- 加越登記
- 三刀谷記
- 備前文明亂記
- 備中兵亂記
- 太田水責記

湯川彦右衛門覺書

三好記上中下

長元物語

長會我部元親記上下

高橋紹運記上中下

宗像軍記

豊後陣聞書

豊後崩聞書

黒田長政記

、新書ノ印ナリ

○尙書大傳序

漢濟南伏生。著尙書大傳四卷。鄭康成爲之注。案。伏生傳尙書。授同郡張生及千乘歐陽生。張生授夏侯都尉。都尉授族子始昌。始昌傳族子勝。爲大夏侯。勝傳從兄子建。爲小夏侯。由是今文尙書。有歐陽大小夏侯。三家之學。立於學官。訖東漢末。相傳不絕。及晉永嘉之末。三家並亡。考漢書藝文志。伏生所傳經二十九卷。傳四十一篇。鄭康成序。謂章句之外。別撰大義。劉子政校書。得而上之。其篇次與藝文志合。即今大傳是也。此書元時尙存。前明未聞著錄。嘗歎山東大師伏生冠於漢初。康成殿於漢末。而大傳一書。出自兩大儒。此吾鄉第一文獻也。雖留心訪求。近始得之吳中藏書家。雖已殘闕。然五行傳一篇。首尾完具。乃二十一史史志之先河也。三家章句雖亡。而今文之學存此。猶見一斑。爲刊而行之。

乾隆丙子德州盧見曾序

○楊大年祭皇后文撰百川學海

前撰會說化口致祭皇后文。楊大年捧讀空紙。無一字。隨自撰曰。惟靈。巫山一朵雲。闕苑一團雪。桃源一枝花。秋空一輪月。豈期雲散雪消花殘月缺。伏惟尙鑒。仁廟大喜其才敏給。有壯國體云々。宋子俞子盛撰

○高尾發句

きやくの  
間を  
はつして  
きく夜  
ほととぎす  
たかな

右檜前常音坊所藏

○新吉原九郎助稻荷奉納一卷

初午や紋に染ても薄もみち  
紫やはつ午山の鎰わらび  
見よけふのむかし乙女か華衣  
はつ午に嫁も姑もたつた河  
初午は亭主の好に赤の飯  
はつ午や先菟蕪の縁むすび  
翅中  
湖泉  
湖漣  
何江  
十町  
少長

初午や疑ながらいわし雲 三升  
はつ午や錢に糞する雞の聲 納子  
初午や草にも寶珠露の露 路考  
きさらぎや行基菩薩の稻荷山 仙魚  
湯の花の柳へ散て雫かな 鳥久  
菜畑や華に曇らば狐いろ 秀扇  
はつ午やうたがひながら神の事 超波  
初午や大黒舞の飛鳥河 湖十  
元文十巳春二月

○記夢

玉厓居士讀書香雪園南亭。永晝微倦。擲卷欲眠。偶見一白蝶飛過枕邊。戲咏云。一種風流淡薄妝。會將妙舞侍東皇。金衣公子烏衣客。輸與君家玉作裳。吟玩數次。遂復就睡。俄而有報黃公玄公來。心中驚訝。且起而迎之。乃黃袍皂衫二道士也。揖居士而言曰。先生作白蝶詩。痛貶吾屬。吾屬雖微。比彼栩栩者。尙爲有分。弗堪受此詬辱。特來申訴。願先生爲改一聯。居士荅曰。唐人有尊題格。古今以爲詠物之法。且一時興趣之所寓。亦自不得不爾。非必貴此而賤彼也。二公幸勿見怪。黃袍道士曰。尊題之法。必須權

衡。桃李傍他真是佞。藤蘿攀爾亦非群。芍藥與君爲近侍。芙蓉何處避芳塵。雖則尊松崇牡丹。自是公論。彼桃李以下群芳輩。誰敢枝梧。實非吾屬銜冤之比也。皂衫道士曰。羽毛新刷陶潛菊。喉舌初調叔夜琴。此非黃公萬世之譽乎。大厦已成須慶賀。高門頻入莫憎嫌。僕亦竊以爲榮。彼栩栩者果如何。潛被燕鶯還散亂。偶因人逐入簾幃。一生擾々。乃如此而已。又有何榮譽。而敢出吾屬之上哉。居士又荅曰。君是輕簿子。莫窺君子腸。二君子之不友輕薄子已知之矣。雖然。黃公之遇上林。一色羽毛不用猜。豈於其貴者。獨有所容乎。玄公之困東風。金屋春閑隨蝶化。蓋於其睡者。則無所忌也。況彼淡妝玉裳者。前身合是飛瓊否。猶聞蜂黃到內家。其有仙緣。亦未可知矣。豈以殊類俄見呵斥焉哉。且夫褒貶之筆。真可培芍藥。未妨妃海棠。桃紅李白皆誇好。須得垂楊相發揮。此固有所容。蘭荳皆弱植。桃杏總凡姿。平生不喜凡桃李。看了梅花睡過春。直是罵詈。而蘭荳桃李之輩。絕無與梅花爭訟之事。欲哭周文歌燕鑄。還輕漢武樂橫汾。雖謂歌頌之體。亦未免爲諛言。然而未聞有周漢二帝之靈傲視玄宗。而加罪于作者之說矣。二公幸留意。

二道士相顧。欲有再言。燈鐸一響。忽然而覺。但見花影暗淡。夕陽將沈。彷彿書幌。回想夢中事。林下現院。梁上呢喃。恍如聞怨責語。不覺悵然久之。遂乃棄前詩。改賦小律一首。并記之。時文政己卯三月某日也。

○邪流起本立川流

三寶院權僧正勝覺左大臣源俊房息勝覺之下仁寬阿遮黎勝覺後舍弟後被配流伊豆國為三渡世。其妻俗人肉食汗穢人等授其言。為三弟子。爰武藏國立川云所有陰陽師對仁寬習真言。引入本所學陰陽法邪正混亂內外交雜稱立川流。構真言一流。是邪法濫觴也。仁寬兼蓮覺印澄繼覺明下相承道範具弁惠深。覺明相傳秘密瑜祇。仍彼流不清淨方有之中院流邪法交龍光院先師源照定下野被流相傳邪法此明澄賢誓親信勝深一心院次第相承仍彼流邪法交也。其後弘真僧正文房後醍醐天皇御謀叛之企御座之時分為御祈禱。弘真御信仰之間有威勢。本雖為律僧。成僧正。披見處々聖教。作書籍千餘卷。重々大事印信三十餘通。付醍醐流。造之其中多借名事在之。無智者見之謂密宗最極更非實說。又行陀枳尼法。以

咒術立。劫驗。是醍醐憲深僧正之末流也。所謂憲深僧正實深僧正。覺雅法印憲淳道順々々下有陰譽僧正弘真僧正。文觀弘真。疎弟子也。受法不委細。邪流血脈。

●俊寬阿闍梨

後名訓念三寶院勝覺僧正舍弟也。有印通流伊豆國入室弟子文觀房也。

弘真僧正

名文觀房。武州立川人也。一在播州之人也。立川本觀也。

兼念法

謂野山邪流。書籍多廣之。

覺印

入室野山通。從真教惠深。

澄鏡

定房高野龍光院住持。中院流交邪流人也。

源照

中院流交邪流人也。

明證

賢誓親信房。

賢誓親信房

勝深一心院觀房。

勸修寺流交邪流人

●良弘

真慶阿闍梨

名天王寺阿闍梨。於天王寺隨治。

實賢僧正三寶院

隆證僧正。廣澤人。理性院。

增瑜真慶實子

明立右向

此外邪流人多不載之。就中於三寶院混亂邪流人者野山印融也。於唐朝者大藏錄並開貞元新定等錄於本朝者八家秘錄野深兩流之家々目錄之外者何偽經書邪流也更不可用者也。

平野幽村入立川。黃昏氣冷雨將懸。迷雲凝霧今猶暗。因想妖僧邪觀年。

七月五日過立川。此日屢雨。復屢晴。立川。村之名。在武州多摩郡。昔時妖僧仁寬謫伊豆州。與武州立川之陰陽家者流某相結。情好日密。遂以密家所傳之義。混陰陽之言。豎邪義。曰之立川。

流。後元建間。妖僧文觀亦據此義。作偽書以欺人。々亦曰之立川流。因偶及此事云。

混外野邪題

王子金輪寺主所賦也。今立川村。改作柴崎村。相傳澁谷金王傳此流云。

○梁田才右衛門花押

為

○片猷詩

誰稱洛北有高僧。裘馬門外逐不能。羞我籃輿多病懶。羨君金錫易飛騰。腐儒款待蔬蕈味。白社風流出一燈。見說禪栖幽趣好。烟巒雲葉坐憑陵。

○唐高駢康駢

高駢唐字千里。懿宗時。事朱叔明。為司馬。有二鵬並飛。駢曰。我且貴。當中之。一發貫二鵬焉。衆大驚。號落鵬侍御。

康駢唐

資池人。篤于自修。善論議。田頌守宣州。聘駢入

幕。常左右領。畫策禦寇。後薦爲戸部郎。遷中書舍人。早著劇録者

右万姓統譜

○大治古寫經

三河口寺殘本大般若一卷

大般若波羅密多經卷第三百六十九口口

大治二年歲次丁未五月十一日書了勸進僧明伊

右三河口口口所贈藏于南畝文庫

○一本菊

一本菊三冊 物語本也無佛齋藤叔藏

國朝書目錄にも不見 文中に

南無釋迦佛と南無妙法蓮華經と云文あり日蓮

宗の人の作なるべし

○題野泊圖

菅晉師

安永庚子夏 歸船自三津。夜碇播洋西。南對小豆山。々頭正吐月。金波接遙天。同儕客滿倉。鼾睡頗覺喧。獨吾未就臥。低唱悄倚舷。一客忽起來。揖吾立橋根。相見無佗語。只稱月明妍。楫師進近前。問君何所云。當此清妙際。得非思一醺。昨辭鯉川館。々主饒一尊。我儕皆小戸。徒爾載將還。願以羞二君。而慰旅懷酸。

二人驚且喜。吹火手自濕。不須看將核。何問醜與醇。閃々杯中月。相勸更聲鯨香。却恐喚呼聲。攪醒熟寐人。一客又出蓬。莞爾向吾言。公等何爲者。洋中作斯歡。俗子不知月。唯酒嗜所專。願言陪下座。餘瀝得沾唇。儂亦畜微物。聊以比獻芹。便自開行李。魚鮓薰座間。搭船元可厭。此夕與何繁。事皆出意外。誰能不頽然。三人相枕藉。不省月已殘。今日看此圖。舊境宛目前。題詩記其狀。嗟老顧我身。會宴歡漸減。行遊意亦闌。奇遇不可追。茫々四十年。

○川傍柳三編序

前句の由て來る事久しかりけりくと題にもたれし句作りはさらりと柳に流せしよりその川傍の柳陰しばしがほごにしげりあひて一木ふた木とちりばめし四季のながめに赤澤山しろの木三編こだてに取て多くの人のあいた口にびんとたろせし定連の句々見るもの腮のかきがねをはづしきくものちつく隣村を宿がへしたるためし多し詩は平仄の四仄のと尿に行よりむづかしく和歌は手爾於葉うちからしなんでもよしにせいのは連歌は毒立さり嫌ひ俳諧は猶氣なし發句侍るくの前書もうるさし今の世にあたりて

天神を動かし紀文を感じ相模女の中をやはらげたけきものゝふ淺黄うら心をやはらぎやつといふうぶ子はふ子にいたるまでいづれか前句をめでざらめやは

あめあきらけき初のごし葉月の比四方赤良のみかけ山のふもとにしらす

四方



○長崎土産

長崎土産五巻は大浪子の所藏なり、かりて寫す事半ならずして、大浪子唐より遠き國へゆかれしかば、いま其家に其書ありやなしや。この外書畫とも多くもたりしがいかゞなりゆきけん、時に文政三年庚辰のごし文月廿八日蜀山人しるす。

長崎土産卷三

長崎丸山太輔日本行十人女郎合

左方

金山

市之允

花かつら

大和

かほる

右方

出羽

小太輔

小むらさき

夜つま

三河

一番持

兩判者

左

金山

年二十二

豊後國五郎兵衛内  
はかたや新右衛門後家老尼  
入角にすき後家尼  
容貌容儀云ばかりなく末世には稀成ものにてたごへていはんかたなし彌生はじめの初櫻の雨をふくんで咲出たるを彼かほばせになすらへみんには猶うるはしく匂ひふかき方はをくれてぞあるべき曉がたの有明の月の山の端ちかくさし出たるを黛のかよりに見あはずれば是もなつかしくらうたきすぢはたへてぞたもはるこほれかふる雲の髪丹花の口紅粉ももんつ

き風流に著なし道中のあゆみは奥州出しの正宗の引馬ふむぞはぬるぞといはんばかりのいきはりいかなるわるさまのつ買なり共得難じあゆまじき事にぞたもはる白易居が長恨歌にほめし人は文才のかざりにこそ目に見ねばうたがはし不幸にして此人長崎にてくちはつる事をたもふに見し人心をつくしはてよこの前世の事にか

伊勢屋本右衛門内

右 出羽



年二十二

是もかほばせの色つや立姿のやさしき似たる物なくまだ春あさき柳の糸のわづかにみだれをめたらんにあはゆきうすき朝の風情さそふ戀風あらばきわうかみだれうかと思ひわづらひたよ／＼としたるたもかげ誠の花鳥の色にも音にも書しはのぼりての世のぬれせんさくなれば式部が筆のそだてにこそといふかしちよつと見あはせたる目の内には公平もむねをざり又よと云し物さしには辨列も絶死ぞせんちかろしなご云て四つ七つ過したる床の内にてわざともてくづしてひた／＼と手足なごもたされたる男に成

てはとりがへ有命ならばひとつは爰にて死たくこそあらめ

右出羽方より難じて云金山は立姿少じや／＼馬也殊一座のうち言葉多てしなたらすわづかの酒もさし引を言たがりてよろづかど／＼しく少床の内も大やうなるよしいはどしつばとしたる方をくれて野郎かげ間などの風義ならんか尤心ゆきたる人にはさも有まじけれごそれにては遊女のつとめごは云がたしはじめはそだてかど見るに男にほれらるゝ事琥珀にちりのつくがごとし玉に疵なり

左金山方より陳じて云一座の言葉は時の興によれりからき一言にも云をくれてならぬ當話有也かゝるわけは長崎の傾城はしらぬ也都て野郎遊女にかざらす本性つよきものははじめよりたよ／＼としたる事はなし酒にさし引を過すと云ものまぬものゝ評也遊女の盃に無理をいはず茶碗にて一人のみたる心地やせん床の内大方成と云も第一人による也たごへば初會にも敵のわけ知なれば自心取れて持行ねばならぬ也又二ツ三ツ迄はいやに思ふ男も其内誠の心ざし見へなばなごか廻らざらん又

人にはれ安と云事身のくせなれば人の妻と成とてもやむまじとぞ

左金山方より難して云出羽は大やうよはし一座のはじめよりたよ／＼としなだれまはりて身に威光なしかの事第一すきにて人の望次第のよし又ほうさきもちどの字なり

右出羽かた陳じて大様よはしと云事わけしらぬ人の判也遊女は第一所によるべき也京江戸大坂は地下に人多く旅人も絶す長崎はわづかの湊にて殊春夏は旅人もなしつよきを好むは敵の功者ならねばなしか／＼る人いかで此浦にあらんや然ば何をたのみにつよ／＼せんや女郎のつよきは敵のつよき也後見なくてつよだてをするは藪薬師の病人悉らびごてかたはらいたし女はなへてやわらかなるよしとこそ光君もをしへ給へ遊女はなをなよやかならねば男になつかしく逢たき心のこらぬ物也子持がかゝの格氣を見給へいさかひた／＼きあひたるとてはやますよく男の心にそむかすしてあはれなる折々心をつくしあだを恩にて報する様にすれば人岩木ならずして其情をかんじいか成悪性男も終にはや

むためし多し又一義好物との事仰までもなくひかゆるは我損との悟道也といへり

判曰左右の難陳さにもわけ有てきこゆ金山はつよすきて敵をあなごると聞しに人により初會よりもてなすといへば是全よはみをしらぬにあらす出羽はなべてよはきといへ共第一所の風義をさどりはじめよりよく人を見分てつとめをなすといへば是又よはきにあらす金州尻にてはぬれば羽州はうさきにてうけながして共に勝負なければよき持成べし

二番

副島九郎左衛門内

左勝 市之允

年二十六

かほかたちけだかくはだへやわらかにしてあくまで色白し雪はづかしきとは此人より出たる言葉成べし心あたにしてあつばれ遊女也むかしよりの長崎の大士の風義此人に残りて侍る酒なごおもしろく打の座つきたも／＼敷床の内上手にて一儀大好物味ひごふもいはれずちと傾城盛はすきつれごも卯月半の白牡丹のをのが葉かげに咲かくれたる心地してしほめる花の匂ひ残れるとや申べからんさびしき折とて人へつらはすにぎやか成とて人をすてす古の衰似は

烽火を見てゑみがほをなし今の市之允は彼が笑貌に人々思ひをもやすのよし

豊後屋五郎兵衛内

右 小太輔



年二十三

ちと色くろけれどもよろづあしからず若輩成時は藝などよくととのへ取分仕舞など上手めきてよほどはやられしを近年能もなき付物にほだされ末の契に今のつとめあしく折々子さへもたれければよろづうるはしからずけれども其付物も今はきれたるよし功者にてよく男をかはゆがる人なれば又はやらるべし天運は往て復るといへば末たのもし

右小太夫方々難じて云市之允は第一心あだにして無分別者也行末かけて契し中もよしなき者さし水に中切る事多し殊一座の女郎つき合よろしからずいぢわろく酒なごのませて女郎をこめつくる事すきにて姿には似ぬ事ごも也

左市之允かた陳じて云く心あだにして分別なきよし遊女の身にてはさもあり度也二心なきつよき敵にひかれては天にも上りをのれが心中を立ては地の下にも埋れんとぞ時のうきしづみも有て是がた

めにたはれたる人もうらみすくなかるべきか遊女に分別有とて何ほどの事あらんや又聊の事に中を切と云も人に心うつりやすきあだばれゆへなり是もあはぬむかしより敵のゑりをさぐりてもてなされんよりは取掛るたこのためにはうしろやすき事ならずや自餘の女郎をあなごると云も常の女になすわざにあらず又よくもなき傾城のしやべりまはりてさし出過たるも見にくしたどもをかるまじきか  
又小太夫方より難々を申て云其うか〜と心うつりやすき人となじみては何のおもしろからんや一夜二夜といへごもいもせの中と成て家をゆづる子の親となるも此道也日も幾度の追出しかぶきを見るにもくはしや方の下手にて理のつまらぬは二度見られぬ也いはんや眞事の色をや  
又市州方々陳じて云遊女は心あだにしてうつりやすきをよきと云にはあらず心あだ成ものは必風流にやさしき也彼夕顔木枯のたぐひこそかりの契にはおもしろけれご雨夜のわけしりも云をかれ侍る又あだ成女のもちたる子とてあだ成はなし腹はかり物也近代日本に二三人の大名にも遊女の腹にや

ごり給ふ人なきにしもあらず罪なき女はかならず幸にあふとさけば是も末たのもしと云

左市之允方より申て云いで難をいはと楊貴妃李夫人にも墨筆つくべし今小太夫にさして難なし色をも香をも

判曰右小太輔方の難も其いはれなきもや〜にあらす又左市之允方の陳々に詰開く所尤至極せり且又市之允より小太夫にさして難なきのよし近來神妙也雖然今市州に小太夫をくらべ見んには花のかたはらの大原木のごとしいはんは云にまさるとはかゝるわけ成べし尤左勝たるべし

三番

油屋太右衛門内

左 花かつら



年十五

生さきこもれる藤の花かづらのいとどたばつかなきさまながら今年初て咲出たるに春風ふかく吹落てさど匂ひたる心地ぞし侍るかゝる人はまごひつゝ敵の手づよく功者なれば末は雲にもはひのぼる物とぞ

渡邊新左衛門内與三兵衛跡

右勝 小むらさき



年十五

伽羅の香を日見の櫻にははせし枝珊瑚珠にさかせたらんは物いはず笑はず人をぬらさすのうれへは絶まし此人此時に出て世の末世ならざる事と長崎の田舎ならぬ事をしりぬ石上古き傾國は和漢共に知たる人なしちかき寛永のはじめ四の二の戀祖よしの野風はかたりはつたゆれご目には見す七條の朱雀に成ては八千代藤枝よりして今のよしのものろこしに江戸は千とせ勝山をはじめ今巳の時の高雄小むらさき難波は大和萬太をさきにして彼戀死の夕霧今の萩野にいたるまでとあればかゝるあふささるさにいで難つくまじきはなし今此人の上を難じ見んにはいかなるあた敵の中著切成とも先打るまるべくぞねもはれ侍る顔ばせの色つやまみのけだかき髪すぢめでたく物ごしやわらかにして手足は玉をけづれり副ねのなげふしぬれ第一の御好物此人かたちより心なをまさりて一夜逢たる人は家職をわすれ二夜なれたるものは妻子を捨る都て長崎人の内方に申此人十八九に成らんとさ若きむすこ殿にかならず見せたまふな又おやぢにも  
左花かつら方より難じて云むらさきは第一よはし

いきはりなご云事は咄にもいやがるゝ也酒のまねば一坐まだるし物よくもかゝねば文のつけごとけうとし唯打むかふ人にとりつきだきつきて戀しゆかしのぬれをいふより外傾城の諸わけはしらぬ也いつもぢいさまとさまのよき戀にてあまりしづか過てみじか夜なごはなし一つにて明なんかさきのごく也又紫と云名も心ゆかず江戸の似せにてかはりやすからんかご心もごなしよはきは後をとりするためし多し

右小紫方より陳じて云都てよはきは云はしらぬ人の評也此比ぶらゝ煩有て氣むづかしくさはがしき人にはあはぬ事あり酒をのまぬと云も是ならんか本より大上戸のね酒の肴にはなす人とはあはぬなり物よくかゝぬといへども誰も十四五にて能書有りやかふろたちならねばよろづれほごかにして行未猶たのもし紫と云名は女戀のせまき心にちよつと云出せしなり是はごの者はまつかめとよびてもはやるべし  
右むらさき方より申て云まだ棚なれぬ藤に花かづらにてなにはのよしあし云にたらず家よろしから

ねばもし未はさがりふちにてもあらんやといを

判曰藤の花かづらも紫の縁有といへども色のこさうすきをくらへ見んにはなすらふべくことあらず

筑紫にもむらさき生るとよみ給ふ

言葉の未の世には出来物

四番

油屋太右衛門内

左 大和



年二十二

かほかたちさのみよろしきにはあらねご心さま成ほごよきもの也さゝ打のみ一座わつさりとしてあはぬさきから心やすくにくきすぢなくかりそめの敵もたろそかにせぬりこんもの也

伊勢屋太右衛門内

右勝

夜妻



年二十二

是もさのみよからねご心正直を立てよく物に氣をつけかりそめの一座の人もわするゝとなく七いとこまでも文をつかはしてなじむなり同じうをも人よりはあはれにつきなしよわゝとしたる俵日影まつ間の朝がほのぞのが露さへたもげにくるしちかき比まで

は唐人行成しをなじみの鬼も渡りこねば折からあつしく里がちにて戀の情に敵の涙をかげんしてせんじやう常のごとくいたはりしかばこの比よく成て山へかへりをのづから日本行になりしなり

右方申て云日本行に大和の君有といふ事もしらず左方申て云夜妻はいつの比より唐人行の輪ぬけられ候哉

判曰左右の申條ともに揚鏡の輕重なし雖然と大和はさびしき折とて其位をさげすしていまに唐士のかほを見ず夜妻はやまひをかごにして唐人行をぬくるともに心ざしを立てたもひあがりたる所はたごへ唐人行にいか成美女有と此人々にはなすらふべくもあらずいづれをまさりいづれををどりとせんもしらずしかし伊勢屋は家よくかりそめにもいやしきわけをきらへば是はごは夜妻かちたるべきか

五番

豊後五郎兵衛内

左 かほる



年十八

かほはさのみよろしからねご立姿ほそりすはりにてごこやらをのづと遊女めきたり心だて香車にしてし

つぼりもの也つとあゆみ出やる所はまだ初秋の花薄のをのが一本穂に出そめたる心地しておもふあたり空なつかしくそごろの風もつて待がほに下葉にかよふ露の玉草折ふしのいらへなごもたもはくらしうかきつゞけさらばと云てのもごか酒にもまだ夜はわかいの江戸ふしに引とめられ曉の虫の聲は萩の上風にかい合てとふもならぬほごあはれにらうたく隣部屋に聞さへ身にしみわすれんとすれせわすられずたもひ出じとたもへば猶あやにくにあごに枕に俵に立つゝ戀と言物の身をせむる事初て此人にならひ侍るさぞあふたる人は

油屋太右衛門内

右 三河



年二十三

目眉も形もあしからずむかし大阪屋に大和といへる聞えし女郎につかはれし人にてよろづよき事も見しもの也わかき折は猶利根利發にして打見るよりいとしき事数まさりしを此家にうつりて後をのれ一人かはりたるふるまひもならねばをのづと心ものちをどりせし也けれごも此家にては又此人也功者也聖さへ時にあはぬもありくやむべからず

右三河方より難じて云かほるは若輩成時はにくき程つよく云べきはよりも云うらむべきふしもうらみてよろづわつさりと罪なき心地せしを近年ねぢけまはりて文にてはさかくいへどもあふては何事もなしかる人の異名を文で申と云也且又諸わけは内またに付たる膏藥のごとくあたゝまりのつよき方に必付といへばなさをしらぬに似たり

左黨方より陳じて云近年つごめのわけあしきよし聊さにはあらず薫は女辯の私女郎也物しる比よりあしきやりてをつけしゆへわづかのくせもやりて女辯のさし引に成て少成ともつよき方に付てあからさまの事もごろくしくしかりてせしゆへ打手もはたらかず世人さも云べし又つよきかたに付と云も一とせ二とせはやく日本行にせしゆへちとつごめぐるしく先懸の人を取はなさじとせし也何かと云とも所にて一人二人のものも也四五盃すこさせてはごふもいはれぬ所有べし

左黨方より申と云三河はあしき所なし功者にさへあるといへば申難なし

判曰左黨方より陳する所さも有べし三河は功者なれ

ば難なきよし是又神妙也かほるはごしも若くよろづ遊女のしよさもさのみをくれたるすぢなく老さきこめては立まさるべくもたもはれ侍るを三河家の日本行いづれもよろしからねば三河の功者に物して持なごにすべし

右日本行十人五番の女郎合は遊女のほまれ辯の面目且は異國の聞にも成べし次に唐人行の中頓て日本行のあごをつきてさもあるべきものあらく批判し侍る長崎土産巻三終

増訂一話一言卷四十三終

増訂一話一言卷四十四

○古來使者姓名小傳  
死人小左衛門

淺草鳥越橋にて侍組十千守云矢野藤助兵衛之棟者大小神祇後より組留候處脇差を抜候へとも不爲働候所我腹よりはなれ駒四郎兵衛夢野市郎兵衛兄

風呂屋の二階よりたり候所を首を被切前へ首下り候を片手にて押へながら相手を切殺し候然共七十迄存命致し候

夢野市郎兵衛

後にふかの茂兵衛と申候公儀より御尋に付相模國へ参り決身いたし祐生と申沙身仕相果候一生上下によらずいか様成る強き人にも様殿を不付於大坂丸山と志賀之助相撲之時志賀之助負と申候へば志賀之助江戸にて懇意に仕候に付大脇指をぬきかけ見物の中へ入志賀之助勝相撲と申無理勝にいたし候天下に無隠事に候

増訂一話一言

西川氏按京傳事跡考志賀之助相撲合手仁王仁右衛門と有之夢野市郎兵衛後見之節也

ざら庄九郎

元祖勘三郎と致口論勘三郎を切殺し其時の町奉行神尾備前守殿名高き役者切殺し候段不便に思召庄九郎淺草はりつけ場にて打首に被仰付候

唐犬組 居首甚兵衛 小八郎兵衛 手くない庄五郎

こぶり八郎兵衛小歌うたひ○長崎通商の子也

右四人日本橋にさらし者罷成候四人共白むく黒羽

二重定紋付着いたし御仕置罷成候

唐犬權兵衛

ふだんもみ裏がんきのすそべり取上臈なぶりのいたづら者也淺草橋にさらされ打首也

とう犬與兵衛後に十右衛門 とう犬三左衛門 とう犬組

たひやら庄左衛門機敷頭 五郎次五郎右衛門 縫箔や平吉

平吉

此分は皆無事にて病死

淺草ざる組 ざる八兵衛 ざる源五兵衛 ざる安左衛門是は越後様へ ざる友之助伊兵衛 めくぼ傳兵衛

右之分ざる組也

右之分ざる組也



和泉長太夫和泉長太夫

木挽町芝居にて人を切殺御仕置罷成候

木挽町五丁目和泉太夫梓半右衛門天和三亥年閏五月廿一日に入牢同十一月十八日御赦免別人歟猶尋ぬべし

辻切之部 つちの勘助 きさい五郎兵衛 せうき半

兵衛 こぶ市右衛門松五郎 扇や與平次 くそつぽ五郎

右衛門是は十月月中旬にふきや 佛師庄左衛門 かみこ市

郎兵衛 赤銅藤兵衛 右之分辻切に逢候

つばや源之丞 兄勝之丞兩人共に男立境町に罷有弟源之丞大門口の壘やへ白晝に切込御仕置罷成候

脇差刀上ケ物師宇平次 大屋五郎兵衛八のと兄弟之様仕候處宇平次家にて五郎兵衛切殺白金町の土手へ捨久しく不願後に顯れ御仕置罷成候

前塚三左衛門 若衆に十三郎と申を持候處十三郎男だてにてふきや町の大屋一兵衛と申者を芝居の道にて夜切殺立

候大男立長脇さし度々喧嘩切合人形遣ひ三郎兵衛と申者と大げんくわいたし候  
仙臺四郎兵衛日本左衛門と申候小あみ町にて男立也 かみなり市右衛門  
度々の伊兵衛後に東進と申い ふとの藤兵衛  
上州吉兵衛 とうけい太郎兵衛神田の男後  
やつこ次兵衛江戸道放ふか川に住す うでの庄次郎むすねの字に三郎右衛門  
天神三四郎背中に八刀大さすあり 生付與右衛門大塚の字に三郎右衛門  
はすつは吉兵衛浪人 馬場七郎兵衛  
在郷久兵衛 くはとう長左衛門  
くはとう五郎右衛門小 鐘や金左衛門  
犬金左衛門白か 鐘や金十郎  
真木屋市十郎 達摩小左衛門  
達摩伊右衛門 同小右衛門三人兄  
會津平右衛門 溢かみ半左衛門  
油や六之助半左衛門弟分也 兩がへ五郎兵衛  
跡いす五兵衛 あつみ七左衛門  
彌兵衛七左衛門弟後 こきや瀬兵衛  
草や角左衛門 大宮善兵衛  
市郎兵衛善兵衛弟 唐人五右衛門  
小腕利左衛門 まさる庄二郎

退候三左衛門兄分故久々牢舎也大火事の やわた風呂の五郎兵衛 後に玄朴と申齋者に成候段々男立いたし江戸を走り赤坂へ遁宿の亭主を切殺越後へにげ喜庵と申後に江戸へ来る

きれの彌兵衛 首まげきれの彌兵衛品川にてうん  
みけん小左衛門 こもの十藏四十郎父  
赤坂鏝や兵左衛門大いたづら右腕に疵だらけ山手に旗本中迄かくれなし  
赤坂利寶院名代の男立山伏也 須田太郎兵衛  
ごち木六右衛門 ほごかい勘兵衛浪人  
ひたい次郎 あほう惣左衛門無頼  
がつほう利左衛門 たにの武兵衛  
今井源五

此分歴々筋能男也 赤坂あこぶく利兵衛後一二 はなさぶ  
一時清兵衛品川 小五郎兵衛梅澤  
出来星五兵衛護國寺にて吉右衛門と申候 野良三十郎仙臺之者木工  
田中十郎右衛門 百助と申能き若衆松平相模殿にて祐閑と于今罷在

餅や加兵衛 すねはぎ平右衛門  
たくわんか治兵衛 みかん庄兵衛  
みかん五郎兵衛 荒五郎茂兵衛  
くじら伊兵衛 竹馬三左衛門  
たそまき十兵衛四十郎 大教院田所  
あげ足二郎左衛門 わらやの次郎  
弟次郎次郎 のでの片志喜三郎  
はげの庄左衛門浪人 まむし十郎右衛門  
こぶの長三 だらの六兵衛  
たご丸清三 金時半兵衛  
木戸與五右衛門 耳半七  
柏屋庄五郎 ぬつくり四郎兵衛  
古着佐次兵衛 かめんぼう平左衛門  
木面八郎左衛門 よこの利兵衛  
はげの四兵衛 白柄作右衛門  
前髪傳三 糸びん庄右衛門  
そうく小兵衛 馬道具や久兵衛  
矢倉八郎兵衛 あばの庄左衛門浪人  
大渡し八郎右衛門 小さらし佐兵衛浪人  
はだか八兵衛 とうざる五郎作浪人

米春十兵衛

馬の庄兵衛

手この金兵衛

くづう與左衛門

めつきの利兵衛

右之分百三十人

武士

關屋孫之丞

ふだん頭より口元迄頭巾夏冬なしにかぶる頭に大疵大腫物見苦候に付巾巾かぶり通し異名をナマと

申候八丁堀與力に關屋名字あり一家也

鈴木石心

異名せがい坊と申候御臺所頭鈴木八郎兵衛喜左衛門弟一生男立也

増山主水

異名虫やつこと申候彈正の弟也

大また寛與三兵衛

大いたづら者吉原をこる付ケ馬にてかけを乗候人也

小また堀又右衛門

かんばん喜兵衛野口甚八事也

らつひ半左衛門

紺屋三左衛門橋谷の者也

まめがに伊兵衛

牢人手前とし三浦法所の山の井といふ太夫をあげや久右衛門方にて正月申仕廻歸るさに正月四日大門口にて大勢待請切殺相手不知

鶴飼新助

能勇士手にて大喧嘩何事なく仕廻候ちりやく院甥是に住す後に被召出すへ物切十郎右衛門と申候火之番仕候

西川權按鶴飼十郎右衛門供養塔傳通院大佛前に有之

水野十郎左衛門知行三子石

吉原より歸り三浦小二郎同道にて上臈の小袖下に着しいにしへ傳内東やへ被參候大あばれにてあげ幕切て落しさまく六方上へ聞候其上法順内小わたと云上臈つれて走り段々不屈御吟味にて松平淡路殿にて切腹被仰付

武備睦に云水野十郎左衛門は水野出雲守重仲の長子也

御日記に云寛文四年三月廿六日己巳雨水野十郎左衛門不作法之由達上聞被宥死罪一等松平阿波守へ御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

御預ケ同廿七日庚寅晴重て不作法之義預碎

に被爲聞今日切腹被仰付委くは卷十八に抄出すべし

三浦小次郎

吉や組の頭也され共申分立て牢人被致孫左衛門と申病死す

武備睦に云く三浦小二郎は大御番なりしが後に御納戸役と皮十郎左衛門より手上のものにて異名を吉やといふ赤坂祭禮の時あばれけるを紀伊大納言頼宣卿御覽有て御老中へ被達ける故父小左衛門へ御預ケ被仰付けり

横井源太左衛門

御先手吉や組異名を五やと申候

平林十郎左衛門

よしや組御成敗也

相馬小次郎

よしや組大上戸酒の肴にたばこを喰候

ふじ太郎兵衛

旗本大ごもり故引込ゆかうと申在郷にて人切殺我も死す

小林次郎兵衛

吉や組土手にてけんくわにげ候故足は小ばやしと

申候御成敗なり

高木仁左衛門

吉や組大小柄頭にたけぞこと申拵出しふだん鐵棒を突土手にて喧嘩死す

及聞秘録云寛永年中御湯殿役ヲ勤タル高木善宗ト云御坊主流刑セラル初善宗兄弟久々八丈島ニアリテ生レタル子其名ヲ仁左衛門ト云成人ノ後密ニ往來舟ヲ憑テ江戸へ出シガ其比江戸ニ時花シ男立ヲ見ナラヒ入彼仲間上野花ザカリノ節大ワキザシヲヌキ一ツノ幕ノ内へ入テアバレ人ヲ追散シ直ニ新吉原へ赴キケルニ水野十郎左衛門ガ同類三十人計カケ出左右ヨリ鎗長刀ニテツキカ、ル高木モ二尺五寸ノ大脇差ニテ防キ戦ヒケルガ深手負弱リタル所ヲ鎗五六本ニテ突止タリ云々又池ノ端ニテ御旗本衆兩人鏝店へ上リ鏝ヲ見居候内小坊主外ニ立居シアタマへ小便ヲシテ通り扱モヨキ小便壺哉ト云テ行過シヲアリ

柴山彌惣左衛門

大小の神祇組頭がんぎ染の紅裏にてふだん六方御成敗也

幡隨長兵衛

能男也花房大膳殿歩行之者六方故牢人短き相口の脇指に大刀さしあくたれ者此時分皆相口に大刀はやり候三井市十郎殿へ呼大勢にて切殺候

及聞秘録ニハ「幡隨院ノ弟也ト云水野十郎左衛門宅ニテ切殺ストアリ」玉瀟隠見ニモ亦同

小笠原彌一右衛門

石谷將監殿與力能男にて是も長刀に相口をさし淺黄木綿のぬのこぶごう唐草をちらし其上にはかま着し風呂や中を六方相與力谷彌五兵衛をふるまひに呼先にて口論にて彌五兵衛切殺し内之者不出候内に神妙に宿へ歸り此段將監殿へ申上るたすけ被申渡川召色々被致候へ其相手相果候故十日ほど過候て御成敗也父小笠原金左衛門元來歴々の仁也

岩間八兵衛

旗本にて大ばくち打淺草袋町に住すふだん武士町人集り博奕うたせ御詮議にて御仕置也

平岡八

甲州代官の弟也法花宗善立寺の甥異名をめうはちと申候

中川八郎左衛門

女郎あまた請出し公儀の引負四萬兩餘青山下野殿へ父子御預御成敗

梶川甚五左衛門

吉原狂ひばくち打にて大島へ流入後に御免岡利齋と申候

雲のたへま

松平越前殿相撲取大六方御普請奉行仕よしわらにて成敗也

水野彌太夫

松浦肥前殿にて三百石取り古今不双の男也江戸大火車の時分施行奉行の時ばくち牢人仕金時半兵衛方にて死去小山治兵衛も久しく置候由大小鐘などさびも不付所持致候由

小笠原十郎左衛門

父元心弟大學能書也武士作法口上男ぶり無殘所玉の井と云太夫上臈女房にいたし又女房一人さし置一生伊達にてくらし吉原にて赤井半右衛門と申旗本と大口論いたし一日上臈みせへ不出候に付江戸より夢野茂兵衛來り吉や組廿人ほど吉原にならび

居候て中へ來り茂兵衛扱にて事濟候

青木清兵衛

甲斐庄飛驒守の與力六方者ふだん吉原に遊ぶ夫故牢人いたし白井小庵と申あへ川町に住す後に公儀より御尋事有之乗物にのせ大勢にてつれ行候處に途中にて乗物けやぶり大勢らうせき仕其各重く獄門に成候

齋田仁左衛門

松平越中殿浪人六方者兵法造ひ

須原六郎左衛門

大橋流の手書男ぶりおかしく狂言にもまね候由

六之丞

淺草に罷居候牢人つらの内に大疵有繪の上手天氣能にもげたをばき申候故げた牢人と申候

神田かげまさ七郎兵衛

六方ばくち打後に鶴姫様御臺所頭に成る

伊藤左太夫

牢人立治ぶしの根元角町松風と云女郎を女房にする

小川庄左衛門

伊藤道喜子道林と申候六方吉原狂ひ計いたし勘當元俗仕雁やおふうと申を女房にして油町に居源氏の講釋いたす

五十嵐平助

ばくち打追放後御免又兵衛と申候隠なき牢人也

友野伊兵衛

後彌五左衛門と申す

佐々木分清

大六方者公儀目いしや

下坂市之丞

刀鍛冶大六方者されども何事なく死す

赤井半右衛門

吉や組大博ち打吉原にて小笠原十郎左衛門と大喧嘩あり

前場久三郎

六方者三味せん上手也

川村十兵衛

異名たるま十兵衛と申候小山治兵衛方にも久敷置後に竹之丞幼年に付後見仕本町十二屋と申吳服や竹之丞金元いたし候物前に成り金借し可申と約束仕後いやと申候十兵衛立腹いたし我が腹へ脇指少

々突込候へば驚金子出し候後に大坂へ登り九郎右衛門座の手代になり大坂にて知略牢人と異名付候案のごとく肥前勘三郎繁昌の時節に下り頭取七郎右衛門方に罷在大坂九郎右衛門座一年下し勘三郎兩座一ツに致し候はゞ珍敷別て繁昌可仕と申合七郎右衛門つれ候て登り色々手に取候様に相談極めかたき證文いたさせ七郎右衛門下り又九郎一巻川原崎權之助皆々さし置不申芝居大くひろげ大坂に相待候へ共一人も下し不申大坂にて芝居へかし申候金元こだはり申と申來二百兩爲登申候五百兩爲登候様にと申來り此方霜月中時分迄芝居不仕其内又九郎堺町權之助木挽町芝居取立跡へも先へも不參七郎右衛門は大坂へ登り十兵衛へ咄し可申と相極申候勘三郎金元共金何ほど出し可申とて役者仲間の金子故金千兩爲登候處に名人の瀧井山三郎始其外上手の役者一人も下し不申大坂にてきき不申候作や九兵衛小舞たつ阿五九郎是を高切米に付立下し申候其一年より勘三郎家迄賣申候九郎右衛門は江戸より爲登候金子にて大坂大分の借金拂心のまゝに役者抱芝居仕候大坂と江戸の義に候へば公

事沙汰に不及候是だるま十兵衛智略也  
白山一學 富永傳右衛門 山嵐三 衛門 ちと七郎  
兵衛 人切善兵衛 皆々牢人の六方者也  
右之分、四十三人

此書者蜷川親普子之藏本也朝泰有子寫之再予寫者也

于時安永乙未二月廿八日 瀬名貞雄

天明九年乙巳十二月廿三日寫 南畝子

武備誌に山中源左衛門といふ男伊達あり五百石大御番也正保年中麴町眞法寺にて切腹被仰付也

辭世

わんさくれふんぞるべいか今日ばかり

あすはからすがかつかじるべい

○薩州隅州の海中に在之櫻島神火の次第

安永八己亥年九月廿九日之夜酉ノ刻地震明ル十月朔日卯刻より御嶽南の峯に少し煙立登るとみへしより段々盛んに相成午の刻に至山の腰前後六七合目より神火燃上り黒雲のごとく成煙のぼる事高サ凡五六里計光輝の中露光曜々諸人目を驚す事限なし燒石被のごとく降ちらし木石壹丈武丈の石も火勢にて微塵

となる四方八方へ飛散其上國中一時の間に地震十度程宛の震動御嶽火燭の響き晝夜とも雷鳴のごとし凡國中手に取様に相聞勿論近國へも響きわたり火燭天に滿候故哉近國日州肥後後邊之御大名方より追々御見舞之御使者在之候折能西風にて御城下鹿兒島は降物無之處吹戻之風にて壹寸計も灰降つもあり候當日迄も燃止事なく六七日以前より燃下り海邊まで燃候はゞ相鎮り可申哉此日は晝夜とも諸事不取散銘々逃支度用意而已に御座候御嶽後邊堺牛根村貝潟中侯垂水邊迄は燒灰凡六七尺計降積晝夜とも暗夜のごとくにて挑灯にて往來致候尤燃がら石東西南北へ飛散海中に二三尺燒石積り其上灰降依之海上船之渡海難成候御嶽前邊へ燃出候時は鹿兒島へは早速遁退候積にて家財諸道具銘々土藏へ詰用意いたし候もはや火勢も少うすく相成候得共大雨いたし候迄は日和にても傘にて往來いたし候間鳥類は燒落獸類燒死海中湯の如くにて魚類夥敷死し浮上り候燒失所々多惣村數十八ヶ村燒死人數委細未難知凡九千六百人餘牛馬貳千八百餘不殘網切追放し候寔牧場のごとし尤當九月廿八日廿九日兩日は島中之御祭にて諸方より人數夥敷

入込有之候處俄の大變驟動諸人膽をつぶし恐れわななき我もく船に飛乗命からく方々へ遁渡り危命助しも有之火急の變事故船々へのりわくれ狼狽左右の火燭の中に取巻れ或は岩石飛落打ひしがれ死するもの數不知然し博奕谷と申所に岩窟有之此所へ數多遁込候處燭石落かゝり岩窟の入口埋れ死するもあり其中に命有ものは燒落たる鳥類など食物にして五六日之間露命つなぐもあり御嶽後の瀬戸と申所島より向ひ地へ半里計有之候その海中深サ八九十尋之所燃がらの石にて埋もれ一面に干潟のごとし寔信州諏訪の海同前に歩渡り致命助り候者も數多有之助命の人數當分鹿兒島御物より御養ひ被仰付候前代未聞大變故御國中寺社方晝夜御祈禱無限候古今珍事則繪圖相認差上候御覽可被成候以上

亥十月十三日出

從薩州

續日本紀曰人皇四十七代廢帝實字八年十二月似レ雷雷爾アラズ時爾當ニ大隅薩摩ノ堺ニ烟雲晦冥而七日之後天晴於ニ鹿兒島ノ信爾村ノ海ニ沙石自集化而三島ト成炎氣鑄形勢ノ如ク相ツラナル望見レバ四阿ノ屋根ニ似タリ爲島ノ埋ル物民家六十二區